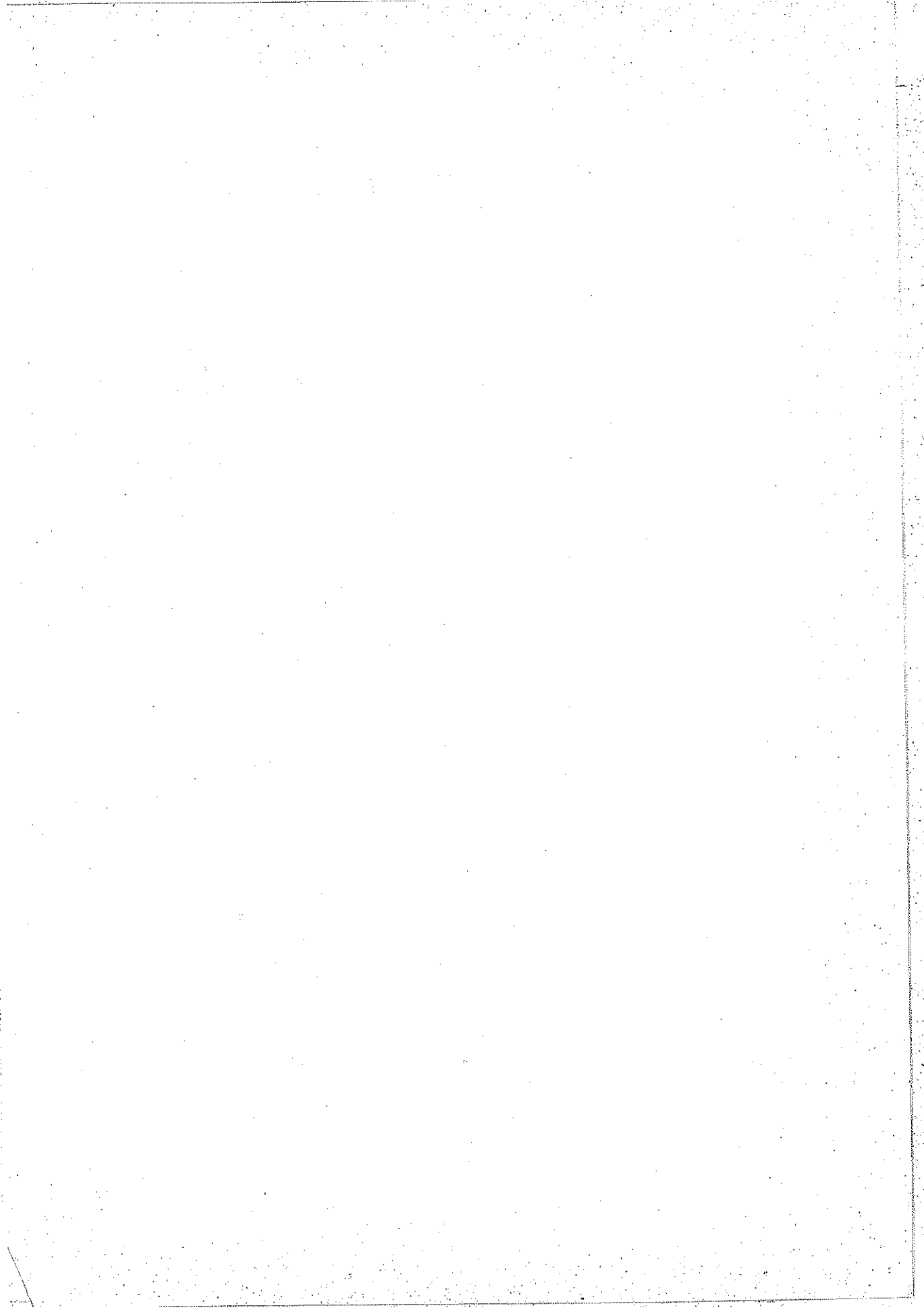


昭和56年 9 月 29 日 開会
昭和56年 10 月 15 日 閉会

和泉市議会第 3 回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和56年9月29日(火曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 開会宣言(午前10時4分)	3頁
○ 議事説明員、その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 市長開会あいさつ	3頁
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(大谷昌幸、出原平男、池辺秀夫)	4頁
○ 日程第2 会期の決定について(9月29日~10月16日・18日間)	4頁
○ 日程第3 一般質問について	6頁
1番に 8番 原 重 樹 君	6頁
2番に18番 松 尾 孝 明 君	16頁
3番に 1番 若 浜 記久男 君	21頁
4番に16番 赤 阪 和 見 君	30頁
5番に15番 穴 瀬 克 己 君	44頁
○ 散会宣告(午後4時34分)	56頁

昭和56年9月30日(水曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	57頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	59頁
○ 議事説明員、その他	57頁
○ 議事日程	59頁
○ 日程第1 一般質問について	59頁
1番に13番 並 河 道 雄 君	59頁
2番に10番 天 堀 博 君	73頁
○ 散会宣告(午後零時2分)	85頁

昭和56年10月1日(木曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員	87頁
○ 開会宣告(午前10時2分)	91頁

○ 議事説明員、その他	87頁
○ 議事日程	89頁
○ 日程第 1 例月出納検査結果報告（収入役扱昭和55年度昭和56年4月分）	} 91頁
○ 日程第 2 "（収入役扱昭和56年4月分）	
○ 日程第 3 "（水道部企業出納員扱昭和56年4月分）	
○ 日程第 4 "（市立病院企業出納員扱昭和56年4月分）	
○ 日程第 5 "（収入役扱昭和55年度昭和56年5月分）	
○ 日程第 6 "（収入役扱昭和56年5月分）	
○ 日程第 7 "（水道部企業出納員扱昭和56年5月分）	
○ 日程第 8 "（市立病院企業出納員扱昭和56年5月分）	
○ 日程第 9 "（収入役扱昭和56年6月分）	
○ 日程第10 "（水道部企業出納員扱昭和56年6月分）	
○ 日程第11 "（市立病院企業出納員扱昭和56年6月分）	
○ 日程第12 定期監査（昭和56年度第1次分）結果報告	
○ 日程第13 昭和55年度和泉市水道事業会計決算認定について	97頁
○ 日程第14 昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定について	104頁
○ 日程第15 決算審査特別委員会の設置について	109頁
○ 日程第16 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	110頁
○ 日程第17 和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について	116頁
○ 日程第18 町の区域の変更について	122頁
○ 日程第19 工事請負契約締結について（王子第二団地2期建設工事）	131頁
○ 日程第20 "（市立和泉中学校体育館増改築工事）	138頁
○ 日程第21 "（市立石尾中学校増改築工事）	144頁
○ 日程第22 昭和56年度和泉市一般会計補正予算（第3号）	151頁
○ 日程第23 固定資産評価審査委員会委員の選任について	181頁
○ 日程第24 和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4才児保育実施についての請願	183頁
○ 日程第25 光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願	185頁
○ 日程第26 非核三原則の堅持を求める意見書	187頁
○ 日程第27 同和对策事業の総括と見直しを行い、特別措置法の民主的改正と延長を要望する決議	188頁

○ 日程第 2 8 「同和对策事業特別措置法」強化改正についての要望決議	191頁
○ 日程第 2 9 行財政改革に関する要望決議	193頁
○ 追加日程第 1 議長辞職許可について	194頁
○ 追加日程第 2 議長選挙について	195頁
○ 散会宣告(午後 3 時 1 9 分)	196頁

昭和 5 6 年 1 0 月 1 3 日 (火 曜 日) 第 4 日 目

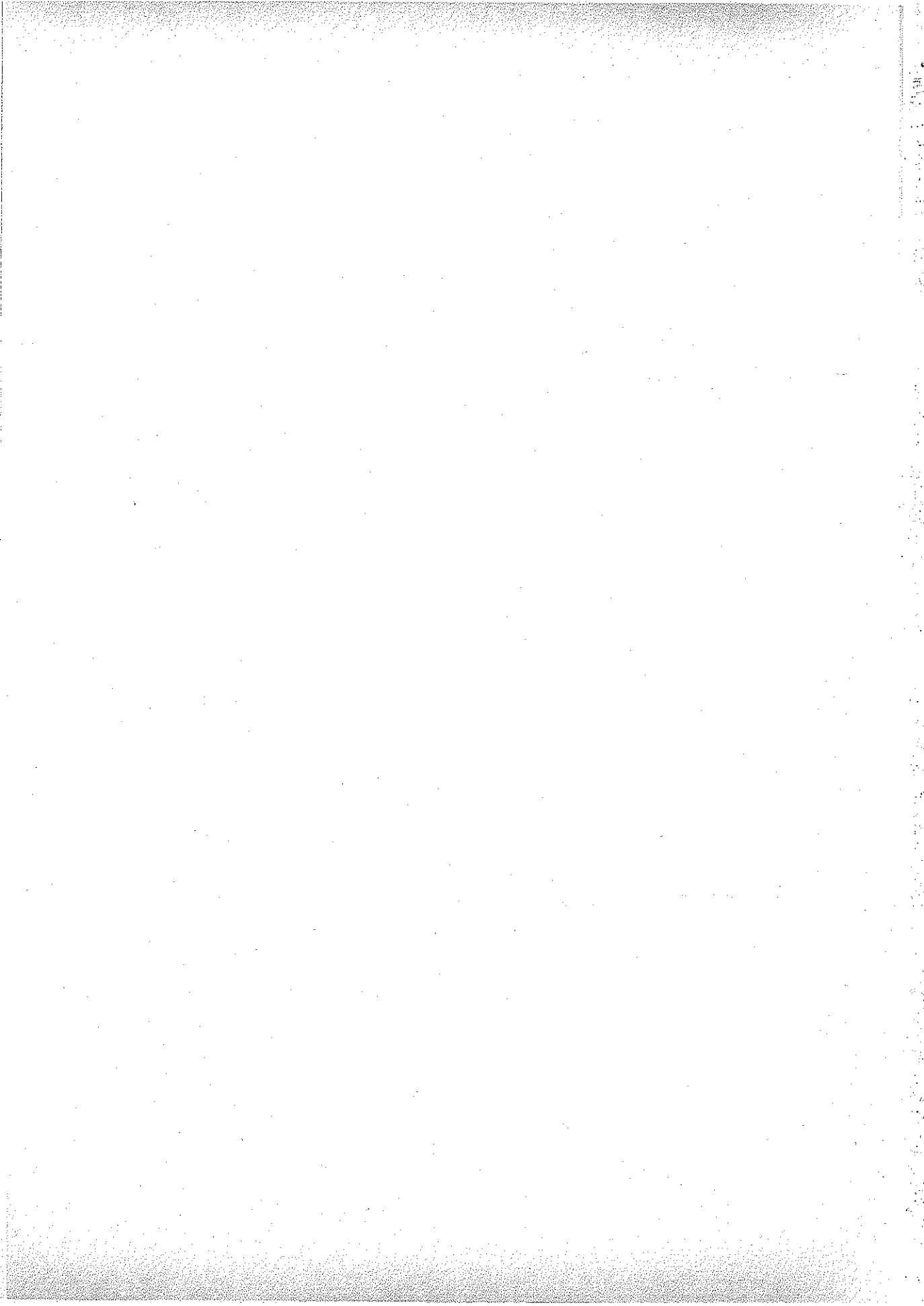
○ 出席議員、欠席議員	197頁
○ 開会宣告(午後 4 時 3 分)	199頁
○ 議事説明員、その他	197頁
○ 議事日程	199頁
○ 日程第 1 議長選挙について	199頁
○ 散会宣告(午後 4 時 6 分)	200頁

昭和 5 6 年 1 0 月 1 5 日 (木 曜 日) 最 終 日

○ 出席議員、欠席議員	201頁
○ 開会宣告(午前 1 0 時 4 0 分)	203頁
○ 議事説明員、その他	201頁
○ 議事日程	203頁
○ 日程第 1 議長選挙について	204頁
○ 追加日程第 1 副議長辞職許可について	206頁
○ 追加日程第 2 副議長選挙について	207頁
○ 追加日程第 3 常任委員会委員の辞職許可について	} 212頁 214頁
○ 追加日程第 4 議会運営委員会委員の辞職許可について	
○ 追加日程第 5 特別委員会委員の辞職許可について	} 214頁 }
○ 追加日程第 6 常任委員会委員の選任について	
○ 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について	} 219頁 }
○ 追加日程第 8 特別委員会委員の選任について	
○ 追加日程第 9 決算審査特別委員会委員の選任について	} 219頁 221頁
○ 追加日程第 1 0 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	
○ 追加日程第 1 1 泉北水道企業団議会議員の選挙について	

○ 追加日程第12	工事請負契約締結について（和泉市立光明台南小学校増築工事）	222頁
○ 追加日程第13	” （和泉市立南池田第一保育園改築工事）	227頁
○ 追加日程第14	監査委員の選任について	231頁
○ 閉会宣告（午後4時30分）		235頁
○ 市長閉会あいさつ		233頁
○ 議長閉会あいさつ		234頁

第 1 日



昭和56年9月29日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 若 浜 記久男 君 | 17番 橋 本 佳 行 君 |
| 2番 竹 内 修 一 君 | 18番 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 田 中 包 治 君 | 19番 大 谷 昌 幸 君 |
| 6番 三 井 正 光 君 | 20番 出 原 平 男 君 |
| 7番 勝 部 津喜枝 君 | 21番 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 原 重 樹 君 | 22番 飯 坂 楠 次 君 |
| 9番 直 村 静 二 君 | 23番 田 中 昭 一 君 |
| 10番 天 堀 博 君 | 25番 奥 村 圭一郎 君 |
| 11番 成 田 秀 益 君 | 26番 仁 井 明 君 |
| 12番 横 田 憲治郎 君 | 27番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 13番 並 河 道 雄 君 | 28番 貝 淵 博 治 君 |
| 15番 穴 瀬 克 己 君 | 29番 藤 原 要 馬 君 |
| 16番 赤 阪 和 見 君 | |

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮之助	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参 与 兼 市 長 公 室 長 参 事 務 取 扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
参 与	林 徳 次	産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	青 木 孝 之
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔	改 良 事 業 部 長	西 川 武 雄

職 名	氏 名	職 名	氏 名
改良事業部次長	前田守正	教育次長	杉本弘文
病 院 長	竹林 淳	管理部次長	逢野博之
病院事務局長	内田 繁	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長	藤原光夫	指導部次長	竹田明郎
水道部長	田中 稔	指導部次長	明坂貞士
会計課長	赤田 信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会局長	農端小一
消防本部次長兼 消防署長	湯川行夫	監 查 委 員	久光喜多男
用地担当理事・土地 開発公社事務局長	平野誠藏	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	岩井益一	農業委員会会長	坂上 國治
教育委員長	堀内由延	農業委員会事務局長	信田種行
教 育 長	葛城宗一		

※課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 吉岡昭男

次 長 吉田種義

議事係長 西井 正

議事係 佐土谷 茂一

議事係 藤原寛治

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月29日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時4分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中、多数御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ここで会議に入る前に皆さんに御協力をお願いいたしたいと存じます。去る9月7日、突如病魔の冒すところとなり、緊急手術もはかなく御逝去されました故辻村靖英議員には、われわれ同僚としてまことに痛惜のきわみであります。本日は、この場で生前の御遺徳をしのぶとともに御冥福をお祈りするため、謹んで哀悼の意をあらわし黙禱を捧げたいと存じますので、よろしくお願いたします。恐縮ですが、全員御起立願います。

(全員黙禱)

- 議長(貝淵博治君) それでは、これより昭和56年第三回定例会を開会いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま25名全員御出席でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいま報告どおり、出席議員25名をもちまして議会は成立しておりますので、これより会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつを許します。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和56年第三回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し

上げます。

議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、ただいま皆様方とともに黙禱を捧げさせていただきました。去る7日、若くして御逝去されました辻村靖英議員さんに対しまして、皆様方とともに心から御冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について外7件、認定2件、監査報告12件でございます。議案の内容につきましては別途御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いをいたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 市長のあいさつは終わりました。

これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づき、19番・大谷昌幸君、20番・出原平男君、21番・池辺秀夫君、以上、3名をお願いいたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 日程第二「会期の決定について」をお諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月16日までの18日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より10月16日までの18日間と決定いたします。

○

一般質問発言者及び発言の主旨

（56・9）

発言順・議席番号

① 8番 原 重 樹 議員

1. 中央丘陵開発問題について
2. 福祉問題について
 - イ 福祉会館について

ロ。老人の生きがい対策について

② 18番 松尾孝明議員

1. 選挙関係について
2. 社会教育について

③ 1番 若浜記久男議員

1. 市民プール・球場周辺の整備について
2. 学校給食のことについて
3. 道路不法占拠について

④ 16番 赤阪和見議員

1. ゴミ対策の取組みについて
イ。減量化・分別収集等
ロ。市内空カン、空ビン散乱実態等
2. 中央丘陵開発について

⑤ 15番 穴瀬克己議員

1. コミュニティ施設の充実について
2. 都市計画道路の進捗について

⑥ 13番 並河道雄議員

1. 老人福祉行政について
イ。独居老人及びねたきり老人対策
ロ。人材シルバーセンター設置の進捗状況
ハ。老人の健康管理対策
2. 国の行政改革に対して本市としての今後の取組方及び考え
イ。人事関係
ロ。国保関係
3. 幼児教育について

⑦ 10番 天堀博議員

1. 市出張所拡充について
2. 同和行政の実態と問題点
3. いわゆる「行政改革」について
イ。市と市民に与える影響
ロ。市の基本姿勢

○ 議長（貝渕博治君） 日程第三「一般質問」を行います。最初に、8番・原重樹君。

○ 8番（原重樹君） 発言通告に基づきまして趣旨説明をさせていただきます。

まず、第1の中央丘陵開発問題についてでございますが、この問題については、いままでも議会で何回も取り上げられ、お答えをいただいたところでありますが、私は現在、本格的に買収が進み、都市計画づくりも進みつつあるという時点に立って質問させていただきます。

まず第1は、現在の買収状況はどうなっているのか。全体の開発地域の3分の1余を占めます大手企業による土地所有の状況、この中には、企業ではありませんけれども、万野グループ等も含めてそれぞれについて買収状況はどうなってるか、お答えをお願いいたします。そしてまた、個人の土地所有者の買収状況等はどうか、お願いいたします。

第2は、いわゆる土地利用計画、都市計画づくりについては、公団より専門のコンサルタントに依頼して全体の絵をかくということでしたが、その後の状況としての進みぐあいはどうなっているのか、お答えを願いたいと思います。それと同時に庁内で関係所管する責任者を集めて専門部会等を設置し、和泉市としての意見をまとめ上げるというふうに聞いておるわけですが、この点での進捗状況はどうなっているか、お答えをお願いいたします。

3つ目に、確認を含めてお答えをいただきたいわけですが、（仮称）第二石尾中学校の用地が決定したということで、厚生文教委員会等でも報告されておると聞いておりますが、この用地が中央丘陵開発地域内ということでこの土地の処理をどうされるのか。2点目は、中央丘陵開発の当初の計画であります小学校4、中学校2という人口3万人に見合う小中の計画、これに変化が出るのかどうか、それとも、この第二石尾中は全く別の問題として、小学校4、中学校2に変わりはないのか、確認をしたいと思います。

4つ目に、今回、宅建公団と住宅公団が合併されるわけですが、この合併によっていままで宅建公団と進めてきた内容に何らかの変化があるのかどうか、それとも、いままで何ら変わりなく進められるのかどうか、お願いをいたします。

5つ目に、今後の問題も含めまして基本的なところで少し質問をいたします。まず、今後、買収が終わって計画がされ、いよいよ造成に入り建築に取りかかるという日程で進んでいくわけですが、こうした造成や建築等の工事に対して地元業者はどのように取り扱われるのか。ただ単に大手の企業が一括してやるというふうになるのかどうか、現時点での市としての見解をお答え願います。

次に、この中央丘陵開発の流れを考えると、その背景には非常に危険な面を持っているというふうにも危惧されるわけですが、そこで、改めて基本的な点で確認をさせていただきたいと思っております。

まず、開発の目的というところで公共主導型による開発、そして、総合的に地域整備を図り、しかも、市財政基盤の確立を図る、と述べられてるわけですが、この点では、いままでどうであったのか、今後ともこういった立場を貫いていけるのかどうか、決意等も含めまして当局の考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、2番目の福祉の問題についてですが、まず、福祉会館については、いままでも本議会で取り上げ要望もしていたところですが、昨年6月議会での勝部議員の質問に答えて、この福祉会館について検討していくと述べられておるわけですが、その後の進捗状況についてお答えをお願いいたします。

2つ目に、老人の生きがい対策についてですが、老人にとって仕事を持つことは単に生活のためではなく、老後の生きがいということにとっても重要であることは言うまでもないことです。特に近年、高齢化社会という問題の中で、老人の生きがい公社ということは非常に重要になっておると思いますが、この点で老人クラブへのアンケート等も実施しているというふうに聞いておりますが、このアンケートの結果はどうか、お答えを願います。

2点目には、この生きがい公社に対する見通しについてお答えをお願いしたいと思います。

以上ですが、再質問の権利を留保いたしまして発言を終わります。

(議長退席、副議長着席)

- 副議長(田中包治君) 理事者答弁。
- 都市整備部長(浅井隆介君) お答え申し上げます。

まず第1点、中央丘陵の現在までの買収状況でございますが、9月末現在、権利者数の約22%の進捗率でございます。面積換算すると20%に達してございます。

また、法人等大地主のその後の進捗状況でございますが、まず、積水ハウスの所有している土地につきましては、契約についての覚書の締結をいたしております。東急の持つ土地につきましては、そのほとんどが買収されてございます。

なお、企業局が松尾寺に持っております用地につきましては、宅建公団の方で9月末契約予定ということをお聞きしております。

その他藤本産業でございますが、本件につきましては現在、年末までの契約を目指して交渉を続けておるところでございます。

最後に、法人ではございませんが、御指摘の万野グループでございますが、非常に大きな土地を所有しておりまして、相手さんにおいても代替地を取得中ということでございますので、これでもできるだけ早く契約にこぎつけるよう折衝を重ねていきたいと考えております。

続きまして、計画の進捗状況でございます。御指摘のとおり、部内的には、関係部局の次長、

課長による専門委員会を設置してございます。現在まで4回にわたって計画内容等についての御検討をいただいております。また、それに基づきまして、それら都市的施設その他を所管いたします各課とのヒアリングも行いまして、上部組織でございます市長初め助役、収入役、教育長さん、それに部長全員でもって構成しております計画委員会にかけまして、これも2回の討議を行っていただき、一応、その集約したものを持ちまして現在宅建公団と協議中でございます。中間報告的なものにつきましては、前回の特別委員会に御報告を申し上げておりますが、さらに今後検討を進め、早急に土地利用案等の成案をまとめ、議会並びに都市計画審議会等で御審議をお願いしたいと考えておる次第でございます。

3番目は、教育委員会の方でお願いしたいと思っておりますので飛ばしまして、4番目の新公団によっていままで進めてきたものの内容が変わるのか、ということでございますが、御承知のように、9月末をもって宅地開発公団と日本住宅公団がなくなりまして、新たに住宅都市整備公団として10月1日より発足するわけですが、私どもが確認したところによると、宅地開発公団関西支所のスタッフ並びに組織はほとんどそのまま新公団関西支社の特定開発事業部として引き継がれ、現在までと変わりなく、今後支障を来すことはないと考えております。

5番目の今後事業化する中での地元業者等の取り扱いでございます。もちろん、この事業は宅地開発公団、10月1日からは住宅都市整備公団ですが、それが事業主体となって行うものでございます。しかし、地元業者育成の見地からして、公団に対しましてランクに応じた指名登録、分離発注等について今後、建設行政主管部局と協議し要請すべきであると考えております。

それから、公共主導型として当初目的どおり行っていくのか、という御確認でございますが、当初目的どおり、公共主導型を貫いて行っていきたい、このように考えております。

以上でございます。

- 副議長（田中包治君） 次。
- 教育次長（杉本弘文君） それでは、中央丘陵に関連いたします石尾中学校分離に伴う用地についての御質問に対しましてお答え申し上げます。

かねてから議員皆様方にいろいろと御心配にあずかり、御指導をいただいてまいりました石尾中学校の生徒増に伴います分離新設についての学校用地につきまして種々検討してまいりましたが、御承知のように、今回の宅地開発公団によります和泉中央丘陵開発予定地はすべて石尾中学校区内であり、中央丘陵開発計画の用地買収等が具体化される中、これらの関連性も勘案しながら、地理的条件あるいは将来に向けての校区編成等から、開発区域内の用地の一部を中学校用地として分譲をお願いし、かつ先行利用させていただき、緊急課題でございます石尾中学校の分離による教育の適正化を図ってまいりたい、このように都市整備部の力をお借りし、宅地開発

公団との間で協議を重ねてまいりました。幸い公団においても一定の御理解をお示しいただき、中学校用地としての先行利用についての大方の御了解をいただきましたので、過日の厚生文教委員会におきまして御報告させていただいた次第でございます。しかし、なお事務的には今後、さらに詰めていかなければならない問題もたくさんございますので、一応、大方の御了解を得た中で今後、遺跡調査あるいは土地造成についての仕事を進めてまいりたい、かように考えております。

なお、この土地の処理をどうするのか、ということでございますが、用地につきましては、当初予算において債務負担行為をもって土地取得等の予算措置を御議決いただいております。したがって、土地開発公社にこの先行取得をお願いしてまいりたい、かように考えております。

2点目の公団の計画いたします学校計画のことでございますが、開発区域内における義務教育施設について、公団の示される計画案もでございます。しかし、これらは今後の検討課題でございます。当面、石尾中学校の分離についての緊急性から、これらの計画を待って、という時間的な余裕のない中で先行利用させていただき、かつ市単独でもって事業を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 2点目の福祉問題について御答弁いたします。

まず、福祉会館の問題ですが、これについては、以前にも答弁させていただきましたが、現在総合会館構想の中に位置づけております。これについては現在、庁内の次長、課長11名で構成する総合会館検討委員会を設置していただき、本年度当初予算で調査費ということで20万円の御承認をいただいておりますが、この検討委員会で坪数、施設内容、財源、管理運営について検討を行っているところでございます。

福祉の担当者といしましては、この施設内容の中に福祉会館としての機能を有するもの、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、母子福祉センターのそれぞれが組み入れられるように努力しております。設置場所、財源、管理運営のどれ1つをとっても非常にむずかしい問題ばかりでございますが、これらの福祉施設は、今後の和泉市の福祉行政推進のためにも大変重要であると認識しておりますので、できるだけ早く実現できるようになお一層取り組んでまいりてでございます。

次の老人の生きがい対策についてでございますが、議員さん御指摘のとおり、高齢者の健康と生きがいづくりを目指すためのシルバー人材センターが現在各市で発足し、一定の実績をあげつつあります。大阪府下でもすでに12市が設置し、ことしから来年度にかけてさらに多くの市で設置するための準備中と聞いております。当市でも60歳以上の高齢者が市の人口の10%に達

している中で過日、市老人クラブ連合会の協力で1,800人の老人に対してアンケートを実施し現在、これの集計中でございますので、もう少しその結果については時間をいただきたいと思っております。

2点目に、10月に市内の企業、商店主2,000軒ぐらいを予定してアンケートを実施したいと考えております。これらの集計と合わせて市の老人クラブ連合会、商工会、社会福祉協議会、民生委員協議会などの団体と市とで準備委員会を設置し、来年度中には何らかのこうこうで実施することを前提に検討に入っていきたいと考えております。

なお、現在予想されております問題点といたしましては、シルバー人材センターとするか、あるいはもう少し規模を縮小して高齢者事業団とするか、それらについての検討事項。2点目には、事務局の人員をどう確保するかの問題。それから、老人が始終出入りするわけですから、その事務所をどこに設けていくかの問題。高齢者に適した仕事が確保できるかどうかの問題——、それら幾つかの問題もあるわけですが、それらも含めて準備委員会で検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 8番(原重樹君) まず、中央丘陵の方からお願いしたいんですが、ちょっと確認させていただきませうけれども、先ほど買収のことで9月末で22%、20%という比率については全体の話と思うんですが、個人の方だけで言えばどのぐらいか、わかったらお教え願いたい。

それから、土地利用計画、町づくり問題で昨年12月でしたか、公団から専門のコンサルタントの方に依頼しているわけですが、その状況はわからないのかどうかということを一いつお願いしたい。

それから、第二石尾中の問題ですが、いわゆる開発地域内ということ、繰引きということから言えば、この部分を除いてやることになるのかどうか、その点だけ確認をお願いしたい。

それから、中学校2校という当初の計画で、この第二石尾中は市単独でやっていくんだ、という答えですが、当初の中央丘陵の計画からは関係ないと受け取ったんですが、それでもし間違いがあれば御指摘を願いたいと思います。

それから、5点目の地元業者についてですが、これは業者の方から市に要望等も口頭ではあるが、されてると聞いておりますが、その点では、いままでに何らかの話し合いを公団としたことがあるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○ 参与(林徳次君) 中央丘陵整備事業で4点ほど再質問をいただいておりますが、お答え申し上げたいと思います。

買収の進捗率でございますが、先ほどお答え申し上げております数において22%前後、面積

で20%前後、個人の買収状況も、大手を含めてもたまたまほぼ同数が出てまいります。これは偶然の結果でございます。

第2点でございますが、昨年12月ごろに公団から一定のコンサルに土地利用について委託をしているが、その状況と関係はどうか、という御質問であったかと思えます。市の当初の土地利用計画について公団から協議を求められ、これに延々と一年有半取り組んでまいりました。その経過につきましては、部長が御説明申し上げたとおりでございます。

一方、公団はそれらの過程で、市の方から出されたもろもろの要望というか計画の手直し、希望に向けまして、一定の手法、制約等の中で可能なものを十分に組み入れていきたいということで、具体的にまとめ上げるためにコンサルタントに委託をしておると聞いております。なお、一定期間をかけなければいかんと思えます。いつごろか、この席で明確には申し上げられませんが、公団が建設省の指導を得ながらこの業者を使って土地利用の中間案をまとめ上げる。もちろん先般、委員会でご報告申し上げました市の案をどれだけ組み入れることができるかという結果に相なりますが、再度、市内部でも計画委員会、専門委員会等を通じて協議し、まとめ上げる過程を踏みたい。それが終わりましたら、一定の用地計画案としてお示し申し上げる、ということは従来から申し上げておるとおりでございます。

3番目の線引き関係についてお答えいたします。線引きにつきましては、第二石尾中の予定区域は、現在の税法で言う先買いを認めるための特別控除の関係がございまして、新住法に準ずる区域は、昨年8月末をもって国税局からいただいております。この区域内は当然入っております。ただし、都市計画を決定いたします線引きとおっしゃいましたのは、都計の100万坪の線引きの意味であろうと思えますが、その意味では、その時点で外れることになるであろうと存じております。

最後に、地元業者の要望等について具体的に公団と話し合ったことがあるか、といった点でございます。何回か地元業者、協同組合等の代表の役員さんが前後に2回ほど記憶がございまして、私どもに理解と御要望等を早い時期から承っております。

もちろん、その都度公団側と話し合っております。ただ、原則的に一定の規模、能力に応じたランキング制の中で厳正な入札を執行しなければならないという立場がございまして、ただ、地元業者の故をもって、それぞれの能力に応じた適切な指導をお願いしたいということから、すでに一定の希望される業者につきましては、直接の指名登録がまず必要でございます。そういった手続等までは、本年度当初に終わっておるやに聞いております。まだ具体的に工事等の発注段階には入っておりませんが、今後の問題として引き続き市から働きかけていくつもりでございます。

以上、お答えいたします。

○ 8番(原重樹君) もう1点確認だけさせていただきたいんですが、合併の問題ですが、スタッフ等はそのまま、いままでやってきたことと変わらないんだという御答弁ですが、スタッフだけということではなく、結局、新しい住宅都市整備公団ということで発足すれば、政治的意図あるいは目的等も非常にからんでくると思いますが、その点では、いままでに取り交わした覚書の内容等もいままでどおり効力を発してくるのかどうか、ちょっと詳しくお願いいたします。

○ 参与(林徳次君) 公団合併による当市への影響ということで具体的に御心配をいただいております。御指摘がございました覚書、協定等は、そのまますべて新公団に引き継がれることは確認されております。これは当然のことでございます。

さらに細かい点で一例を申し上げますと、ただいま教育委員会から御説明もございました石尾中の用地につきましては、これらも新公団に文書で引き継ぐ、恐らく今日は29日ですが、引き継ぐ直前まできておる、確実に宅地開発公団が責任をもって新公団に引き継ぎます、という確約を得て事務的な書類手続を行ってるところでございます。これは一例でございます。

大きな合併ですので、後いろんな不安等はないのかとの御心配の向きもいただいておりますが、組織的にも人の面でも10月という中間期でございますので、ほとんど従来の面はそのまま確保されるという内示が近々でございます。そういった個々の情報ですが、内容も承っております。それ以外に今後の問題として、新公団の中で特定の開発の事業部ができて、大規模な宅地造成4区域ほど担当しており、その中に従来、宅建公団が手がけておりました関西地区における名塩地区、和泉地区等がそのまま引き継がれるということでございます。

○ 8番(原重樹君) 先ほどの答弁の中で公共主導型を今後とも貫くと言われたわけですが、その点についてちょっとお伺いしたい。

市長は中央丘陵開発を“夢とロマン”という言葉を使い、バラ色に描き出そうとしているわけですが、確かに住民参加のもとで土地利用計画がされ、住民本意でまさに民主的に開発が進められ、この開発によって和泉市が本当によくなるということであればそういうふうにしてもいいわけです。ところが、この開発をずっと考えて見ますと本当にそうなのか、あるいはそうやってきたのかという点で非常に疑問を持つわけです。

たとえば全体の開発地域の買収状況を言ってもらいましたが、8分の1を占める大手の土地所有者の土地を結局、公の機関が土地を買い上げて利益を与える、結果的にはそうやってきたと思います。別に和泉市が意図してそういうふうにしてきたわけではないと思いますが、結果的には、そういう役目も一定しているように考えますが、その点での市としての受けとめ方、評価の仕方とも言えるわけですが、見解をひとつお伺いしたい。

さらに最近、特に空港問題なんかでも府の地域整備構想案ですか、これに中央丘陵問題が明記

されたりして、結局、和泉市の知らんところでそういうものにもからめられている。また、公共主導でやるとは言うものの和泉市とは全く別のところで、新聞報道されたように省エネタウンのような計画が進められようとしているわけで、開発の背景には、そういった第三者というか大企業などの意図するところもからまってきたという危険な要素があるように思うわけです。この点での市の考え方をお伺いいたします。

- 市長（池田忠雄君） 今後のことについて御心配をいただいたの基本的なお尋ねであろうかと存じますので、私よりお答え申し上げたいと存じます。

先ほどから浅井部長、林参与がお答えしたとおりでございます、この事業は、本市にとっては念願の鉄道の延伸、南北に通ずる道路網の整備を基軸といたしまして、ただ単なる住宅ゾーンだけの開発ではなく、そこに公園レクリエーションゾーンを初め学術研究、内陸産業ゾーンなどいろいろ配備し、周辺との調和をとりながら和泉市の町づくりを画期的にやらせていただきたいということでございます。

本市の総合基本構想に基づく中央丘陵開発の意図でありますので、公共主導型で今後とも推進していくべきものと存じております。国、府に対しても、こうした和泉市の町づくりを国家資本を導入してお手伝いしていただくんだという態度で迫っております。宅建公団、大阪府におきましてもこうした点を重く見ていただき、これからの土地利用計画等についていま、詰めている最中でございます。この点、私たちのねらいも計画も全くそのとおりでございます。今後ともこうした基礎の点を強力に推進してまいりたい、このように存じております。

たまたま100万坪の中に民デベがあるということでございます。新住法の中で網をかぶせ、民デベの方々も土地利用計画をそれぞれ持っておられると拝察いたしますが、公共主導型の和泉市の町づくりを理解して御協力をいただきたいという態度で接しております。そうした点はひとつ御理解を深めていただきたいと存じます。

なお、空港がらみの問題は、たまたま本市の計画の推進は、大阪府政にとっても北高南低の是正の第1号であるということで、榎尾川の100億円に上る改修の問題等を初めとして全面的に大阪府当局もバックアップしていただき、こういう国、府挙げての問題でございます。北高南低是正の第1号はまさに和泉市の中央丘陵なり、ということで本市も大阪府も取り組んでるという経過がございます。したがって、空港はたまたま焦点になってきておりますが、そういう中での関連性が将来出てこようかと存じているだけのことでございまして、その点はひとつ御理解、誤解のないように今後ともよろしく御協力を賜りたいと存じます。基本的なことに関連をいたしますので、私から一言御答弁申し上げました。よろしく御願ひ申し上げます。

- 8番（原重樹君） まず、第1点目の民デベがそれぞれ土地利用計画を持っていたんだという

ことは、とり方もいろいろあるかと思いますが、しかし、実際のこの開発の流れを見れば、10年前かそれ以上前かははっきりしませんが、かなり以前から大手の企業が和泉市の地元が持っておられた土地をどんどん先買いしていった。いまから考えれば、当時のことで二束三文みたいな形で買って今日に至ってるわけです。結局、市が関係してないとはいえ、利益を与える役目を果たしてきたと思うわけでして、この点はひとつ指摘しておきたいと思います。

それから、いわゆる国家資本を導入して開発を助けてもらうんだ、という趣旨のことを言われましたけれども、公共主導型というものは、公の機関が単に表に出てやってるということだけで公共主導型と言えるのかどうか、その点では非常に問題があると思うわけです。ちょっとお答えがなかったんですが、省エネタウンでも実際はかなりはっきりと報道されておりますが、府の委託という形で民間の久保田鉄工の社長が会長をしている大阪工業会が研究、設計までしてるということです。来年3月までに集約するということになっております。また、空港の土取りの問題も同じことだと思いますが、いわゆる公共主導型でやってる、公的機関が秘密のうちにやってるとか言っても、結局、大企業が資本を出して環境開発研究所という株式会社に調査を依頼し、大企業に筒抜けになって土地の先買いをされておる、大企業に利益を与える場に利用される結果を生んでる。

今回も大阪工業会に委託されてるわけですが、全く実用性のない設計を民間企業がするという点でも疑問が残るし、さらに、本市には全く相談なくこの計画がひとり歩きしてるわけです。第三者の手によって一たんこういう計画がまともなれば、それぞれの企業の思惑等もからむと思います。それが全面的な省エネタウンという新聞報道のようになるのか、あるいは部分的であれ、形が変わったことであれ、こういうことが起こることに強い疑問を持つわけです。本市が全く知らないところで第三者、大企業等の利益がからみつつ開発に影響してくるんじゃないか。こういう点では全く心配ないと市当局では考えておるのかどうか、あるいは公共主導型をこの点でも貫けるのかどうか、再度、お答えをお願いいたします。

○ 市長(池田忠雄君) 重ねての質問ですが、先ほど1つ抜けておりました省エネタウンの問題、これは大阪府の商工部当局からも前に御指摘があって地元に来ていただき、いろいろ話し合いをしておりますが、これは全く何カ所かの候補地の1つであるというだけで、和泉中央丘陵の開発計画によるものだということで工業会に委託したものではない。これだけははっきりしております。明確に中央丘陵を目指しての省エネ構想の検討ではないことは、はっきりと大阪府とも話をいたしております。全くそのとおりだ、と府当局も言っておりますので、誤解のないようお願い申し上げます。新聞報道はいろいろあったと思いますが、何カ所かの構想の中で1つあったというだけで、何ら中央丘陵を目指したものではないことははっきり明言しておきますので、御理

解を深めていただきたいと思います。省エネ構想そのものは1つの時代の重要な流れではないかと思いますが、土地利用との関連ではないと申し上げておきます。

重ねていろいろ100万坪の構想で御心配の御意見をいただき、恐縮に存じております。われわれ理事者もそうした御指摘を肝に銘じながら、公共主導型による和泉市の町づくりを推進したい決意でございますので、御理解と今後一層の御協力を重ねてお願い申し上げます。

以上です。

- 8番(原重樹君) 時間もないのでこれぐらいにしておきますが、何か所かの候補地の1つに挙げられておること自体が僕には問題だろうと思います。たとえば、省エネタウン構想に参加している企業の中には、大手の積水ハウス、その関連企業でソーラーシステムで知られる積水化学工業も含まれるわけです。ソーラーシステム等も導入するんだ、と具体的なことまで書かれておりますが、これが全面的にやられようが、部分的にやられようが、そういう心配される面もあるということで再度、指摘しておきたいと思います。

きょうは詳しく触れることはできませんでしたが、いわゆる財政基盤確立ということにつきましても、実際には住民の新しい行政需要が増大し、結局のところ、市に責任と負担が今後かかってくるのではないか、あるいは逆に住民を犠牲にした財政基盤の確立になってしまうのではないかとという疑問もあるわけで、現在、バラ色に包まれている中央丘陵の開発も、いま述べた点で非常に危険な状況等も含まれていると思いますので、その点十分検討もしていただくということで強く要望して、この件については終わっておきたいと思います。

次に、福祉問題では、老人の生きがい公社については何らかの形で来年度中につくりたいということですので、時間の関係もありますので、この点についてはがんばっていただきたいと思います。

あと福祉会館についてでございますけれども、総合会館ということで検討していると言われておりますが、端的に言って努力していただいていることについては評価したいと思いますけれども、この建設の見通しについては一体どうなのか、一言お伺いしたいと思います。

- 参与(西川喜久君) 総合会館の建設につきまして私からお答えを申し上げたいと思います。

内容につきましては、先ほど福祉事務所長からお答えしたとおりでございますので省かせていただきます。現在、わが部の企画課が中心となって総合会館検討委員会なるものをもっていただきまして検討に入っております。したがって、場所あるいは施設内容、財源、建設後の管理運営等について、ただいまあらゆる角度から検討していただいておりますので、結果が出ましたならば十分内部で吟味し一定の方向を打ち出してまいりたい、かように考えておりますので、建設の時期等については、現時点ではまだ明確にする資料あるいは検討の結果が出ておりませんので、御理解

を賜りたいと思います。

- 8番(原重樹君) 現課の方では、建設に向けていろいろ内容等も検討されて実際に進んでいるという点ではがんばっておられるわけですが、結局、総合会館なり福祉会館ということになれば、市長の決断なしには建てられないという大規模なものになると思いますので、この際、建設に向けての市長の決意等も含めてお考えをお伺いしたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 先ほど来福祉事務所長なり西川参与からお答えいたしましたように、財政困窮の中で、福祉行政については福祉会館的な御要望がある、連合婦人会からは婦人会館を、文化協会は文化会館を、といろんな形でこの数年来、各部門の協力団体の皆さん方から御要望をいただいております。

現下の財政実態の中、それぞれにおこたえすることは至難です。ただ、そうした機能を複合的に持つ総合会館はぜひ建てさせていただきたいと私は存じております。その意味合いから、本年度当初予算に調査費を計上し、御議決をいただいております。そうした上のりとりまして、私の指示で検討委員会を発足させたことはおわかりのとおりでございます。これが私の決意のあらわれでございます。

その中で検討を積み重ね、複合的な会館ですのでたくさん補助金をちょうだいしないと財政が非常に苦しいわけですので、複合的な補助金の獲得も含め、先ほども申し上げておりました場所、管理運営の問題等、あらゆる角度から検討委員会に検討を命じております。検討結果が出ました暁には議会皆さんと御協議をさせていただき、総合会館の建設に大きく踏み出したいと存じております。現状の私の決意は、検討委員会を設置していることに尽きるわけですので、御理解と今後の御協力をお願い申し上げたいと存じます。

- 8番(原重樹君) いま、市長の答弁に出ましたが、複合的な総合会館をつくる、いろんな分野からの御要望もあると言われておりましたが、まず第1に1日も早く建設したいという決意を述べられました。ただ、ぜひとも要望したい点は、総合会館というのほどういうふうになるかわかりませんが、集会的なものをつくるだけではなく、障害者、老人などの日常的な身近な相談ができるような相談員を配置するとか、あるいは福祉サービスなどの援助が受けられるようにするもの、たとえば時期的に問題があるかと思いますが、生きがい公社などをその中に入れたりするものも1つの例ですが、有機的、機能的なものにしていただくよう強く要望をして、この点は終わっておきます。

以上です。

-
- 副議長(田中包治君) 次に18番・松尾孝明君。

- 18番(松尾孝明君) 通告順に従いまして一般質問を行います。

公職選挙法第1章総則第1条に「この法律は、日本国憲法の精神に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」とありますが、昨年9月、当市の市会議員選挙において、鶴山台団地及び幸団地、市営住宅等においてはポスターの掲示が非常にむずかしかったことを御存知でしたか。御承知のとおり、幸校区も改良住宅建設によりますますポスターの掲示場所がなくなり、公正な選挙が行われぬように思われますが、私は選挙の公正を確保し、金のかからない選挙制度の確立、ポスター掲示場の設置等について理事者の考えをお伺いいたします。

公選法第144条の4の規定によりますと、市町村の議会議員及び長の選挙については、市町村はそれぞれ条例の定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる、とありますが、市当局においては、これらの条例制定についてどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

次に、過日行われました柏原市会議員選挙、阪南町議会議員選挙は、従来の街角のポスターがなくなり、ポスター掲示場に限定され、ポスター公害がなくなったと聞き及んでおりますが、公営選挙によるメリットが多いと確保するものですが、当局のお考えをお聞かせ願いたい。また、予算面におきまして、どの程度の増額が予想されますか、あわせてお伺いいたします。

次に、社会教育関係の体育施設についてお伺いいたします。現在当市における体育施設は市民球場1面、市民体育館1棟、テニスコート1面、別に光明台運動場1面とまことにさびしい状態ではありますが、体育連合なり体育指導員会など体裁のいい、名称だけのようところが見られますが、これらの増設や整備についてどうしていくのか、お伺いいたします。

私は、このような状態では今後、当市における青少年の育成に大きな支障を来すと思ひ、去る昭和52年12月20日に、私たち勤労青少年が余暇のスポーツ、特に野球に青春の血と熱意を燃やし、心身の健全なる高揚に思う存分情熱を込めております。市内にいま、百数十余の市域単位あるいは諸団体でのチームが構成されており、現在の市民球場を中心に春秋のシーズンには、懸命にグラウンドを確保しながら細々とゲームを展開している現状であります。しかし、日曜日となれば早朝4時ないし5時より空き地探し、グラウンド確保に走り回り、スポーツのフェアな精神で譲り合い協力し合い、涙ぐましい努力をしている現状である、と切実に訴え、昭和54年4月2日、和泉市記第50号、請願の審議結果について、昭和52年12月20日付で提出されました請願は、以来、本市議会厚生文教常任委員会において審議されてまいりましたが、昭和54年3月9日開会の第1回定例会において採択となりましたので通知いたします、との通知を

いただき、天にも昇る気持で1,068名の署名をいただいた方々に早速報告いたしました。今日に至るも第2市民球場が建設できないのはわれわれ請願者の無理難題であったのか。

また、光明台中学校下の野谷池の野球場建設についてでございますが、私は、本市の苦しい財政の中でこのような思いを申し上げ、まことに心苦しく思いますが、賢明なる池田市長、葛城教育長の行政手腕によって、青少年に愛の光を与えていただければ最上の喜びであります。どうか私の意のあるところをおくみ取りくださいまして、野谷池球場建設の方法、完成予定日等わかりましたら明確な答えをいただきたくお願い申し上げます。再質問の権利を留保して終わります。

○ 副議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） お答えいたします。

まず、第1点のポスター掲示場の設置に関する条例制定でございますが、現在、柏原市、阪南町の選挙が行われた資料等を収集中でございまして、まだまだ不十分の資料の中で上司に報告もできず、なおまた、明日、藤井寺市で府下衛生都市の研修会がございます。その中で柏原市が行われた選挙につきまして報告あるいは検討会がございますので、それらの資料が収集でき次第上司に報告検討してまいりたいと思っておりますので、いましばらく時間をおかしくいただくようお願いいたします。

次に、公営ポスター掲示場設置によるメリットあるいはデメリットでございますが、メリットといたしましては、選挙管理委員会側といたしましては、ポスターに貼りつける証紙の交付が不要でございます。1候補者につき1,200枚を現在交付しております。

次に、ポスター掲示に關しましていろんな問い合わせあるいは苦情等がございますが、これらはすべてなくなるかと思っております。掲示場以外のポスターはすべてだめになりますから……。

次に、候補者側から見ますと、ポスター印刷費及び設営に関する経費等がかなり軽減されるのではないかと思います。さらに、掲示に対する苦勞がなくなると同時に、選挙後の後始末が不要となるかと思っております。さらに、有権者側、あるいは市全体として、議員さん御指摘の選挙ポスター公害等がなくなり、環境美化が保たれ、有権者は1カ所に行くとすべての候補者が一目瞭然に確認できるというメリットがあろうと思っております。

デメリットは、掲示板で非常に大きくなります。柏原市で行われた選挙を例にとりて申し上げますと、和泉市の議員定数が26名、10名分の枠数を余分に取って36名分を掲示すると、縦が約1メートル40センチ、横幅5メートル60センチから6メートル近くの掲示板の大きさになるかと思っております。このため設営及び設置場所の選定に非常に問題があろうかと思っております。ちなみに、1候補者の掲示板の大きさは42センチ四方でございます。

次に、市域の広い当市では、非常に公営掲示板が果たして役割を果たせるかどうか、枚数にも制限がございますので、その辺がちょっと疑問点として研究の余地があるかと思いますが、ちなみに、衆参同時選挙が行われた際の掲示板の数は市内で328カ所、一投票区の平均が6.5カ所でございました。

次に、予算の歳出面でございますが、これも過日行われた柏原市、阪南町における経費、確認ではございませんが、新聞紙上による見聞でございますが、1カ所につき約4万円近く予算を計上しておるようでございます。これは掲示板設置あるいは保険等に加入しておられるようで、これに4万円を計上しますと、328カ所設置したとして1,310万円近くの予算が増額されることとなります。昨年9月に行われました市会議員選挙の総支出額が1,350万円弱でございますので、約2倍弱の歳出増になろうかと思っております。

参考までに申し上げますと、昨年5月7月の衆参同時選挙のポスター掲示板の歳出は、328カ所の2枚でございましたので、573万円の支出をしております。これらの経費の大きな差額といたしましては、1枚の掲示板が非常に大きくなり、補強面というか、がんじょうにしておる関係でかなりの歳出増が予想されております。

以上でございますので、今後、十分研究をいたしまして、また報告したいと思いますので、よろしく願いたします。

○ 副議長(田中包治君) 次の答弁。

○ 指導部次長(明坂貞士君) 第2市民グラウンド建設につきましてお答えいたします。

かねてから計画してございました光明池緑地整備工事、すなわち野谷池運動広場の問題でございますが、いよいよ来月から埋め立て工事を開始いたしまして本年度末、すなわち57年3月までに完了し、その後、約10カ月前後放置期間を置き58年4月から年次的に建設していきたいと、建設部とも協議してございます。

以上でございます。

○ 18番(松尾孝明君) 選挙について御回答いただきましたが、近隣都市のあり方についてよく研究され再度御報告いただきたい、かように思います。ありがとうございました。

市民球場の件ですが、教育長にお伺いしたいと思います。あなたは非常に御理解の深い名教育長でございまして、私は常日頃、心から御尊敬申し上げてる一人でございます。私ども軟式野球連盟におきまして年2回の大会を催し、教育長さんには非常にお忙しいところ御出席賜り、本当に喜んでおります。ひとつ青少年の育成について、今後とも限りないあなたのお力をいただき、御協力を願いたいと思います。

ただいま明坂次長より御報告いただきましたが、教育長とお約束いたしましたのは、本年度内

に埋め立て完了、来年4月1日より使用可能というお約束をいたしました。教育長、間違いありませんか、お伺いしたいと思います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

常にスポーツの振興につきまして深い御理解をいただきまして、たくましい体あるいはまた豊かな心を育てていくことは教育の基本でございます。御指摘の野谷池整備につきましては、所管いたします建設部のお力もいただき、日本住宅公団の資金、国府補助等をもって総合グラウンドとして完成したいという基本は変わりございません。

ただいま担当の次長から本年度内に埋め立てを完了する、これは間違いございません。完了即10カ月の期間を置くとして申し上げておりますが、それは何を申し上げても、新住市街地開発事業に伴う緑地公園としての国府補助事業の関係で、年次計画に基づいてこうやろうという具体的計画の中での判断であったと思っておりますが、一応、埋め立てが完了いたしましたならば、荒造成をいたしまして1日も早く使用に供してまいりたいと思っております。その後、本格的なグラウンド、あるいは野球場、テニスコート等々具体的な施設を張りつけていくことは年次計画になろうと思っております。一時利用的な措置は埋め立て完了次第講じてまいりたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

なお、この際申し上げておきますが、このほかにも甲斐田川の運動場等の整備につきましても御理解のとおり、大阪府企業局の資金をもって野球グラウンド、テニスコート等を整備願うことになっております。一部土地の交換分合の問題がございまして、室堂町の津村先生等のお力をいただき、話し合いも順調に進んでまいっております。57年度予算をもってこれも完成いただける、かよう考えるんでございます。御理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○ 18番（松尾孝明君） 池田市長にお伺いいたします。

私がなぜ野球場のことについてこのように申し上げるかと言いますと、先ほど述べました請願書がございまして。これは昭和52年12月20日に作成したものでございまして、採択されたのは昭和54年、この間2年の月日がたっております。私はただいまの明坂次長、教育長のお答えについて疑問を抱くのは、2年間の空白でございまして。いつも市長のお祝辞をいただき「健全なる精神は健全なる体に宿る」という名言を発せられる市長でございまして。あなたもスポーツに非常に情熱を燃やし、市民、青少年の育成に力を入れておられることについては頭の下がる思いでございますが、今後とも鋭意努力され、当和泉市をスポーツの街として発展させるようよろしくお願いいたします。

○ 市長（池田忠雄君） お説ごもっともでございます。非常に議会の中あるいはスポーツ界の中

で御健闘、御協力をいただいておりますことを感謝申し上げたいと思います。明坂次長、教育長からお答えをいたしましたとおり、体育、文化の振興は私たちの願いでございます。財政難のなかにかしてこれを実現していくか、実は、理事者として一番努力をしなければならない、創意と工夫のいるところでございます。請願採択以来延引いたして申して申しわけございませんが、そうした努力を積み重ねてきた結果がいわゆる野谷池の問題であり、甲斐川沿いの企業局の市民グラウンドの実現ということで御寛容と御理解を賜りたい、このように存じます。

お答えいたしましたとおり、野谷池は来年春に荒造成がございまして、それで御理解をいただき、今後、年次計画の中で公園広場としての体裁を整えてやってまいりたいと存じております。

甲斐川沿えにつきましては企業局と詰めて申して、これも57年度に何とかグラウンドとしての用に供せられますように、いい市民グラウンドとして大阪府企業局のバックアップをお願いしてやってまいりたいと存じます。

こうした点を通じまして、いままで手狭であった第1市民グラウンドから第2、第3のグラウンドを来年、去年来と建設してまいらぬめどがようやく立ってまいりました。おくれておりましたが、意欲を持ってスポーツの振興のためにグラウンドの提供にわれわれ理事者、教育委員会ともども努力してまいりたいと存じております。

- 18番(松尾孝明君) 市民球場のことでいろいろお願いいたしておりますが、近隣都市における球場の数、市長、御存知でございますか。和泉市は膨大な用地を持ちながら市民球場1面、まことにわびしい限りでございます。どうか教育長ともよくお考えの上どんどん建設していただきたい、かように思います。

あわせて総合グラウンドの建設についてもよろしくお願ひしたい。

去る熊取町の町制30周年記念行事として、熊取町が3億7,100万円という大きな金を注ぎ込んですばらしい施設をつくっております。私は野球を愛する一人として、スポーツを愛する一人として強く要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

-
- 副議長(田中包治君) 次に、1番・若浜記久男君。

- 1番(若浜記久男君) 通告の3点の質問要旨について順を追って説明をいたします。

初めに、市民プール、市民球場周辺整備についてでございます。私の個人的なことで恐縮ではございますが、苦情相談所を設けております。その中でアンケートを実施したところ、非常に多くの回答をいただきました。老若男女を問わず、市民プールあるいは球場、テニスコートの周辺整備に関することが多くあったわけでございます。

そこで私、近隣市町の施設を見学いたしました、非常によく整備されております。公園的な

様相さえ感じたとお感じでございます。本市の住民の多くは、苦しい台所の実態をよく承知しておられますので、豪華な施設等は望んでおられないとは思いますが、少なくとも、公式な行事を含め多くの市民が利用しているものでございます。潜在的な危険をはらんでいるところ等については整備を施すべきだと考えます。

特に進入・退路について、和気町方面からと和泉中央線サイドの2カ所でございますが、相当な傾斜、凹凸、さらに亀裂まがいのみぞまであり、特に夏のシーズンには自動車、単車、自転車の混雑が激しく、事故が起きないの不思議に思えてくるわけでございます。また敷地内もやはり。御存知とは思いますが、排水溝はありますが水はけが非常に悪く、一雨降れば水たまりが多く見受けられます。さらに、駐車場の件ですが、自転車を含めたものを整理整頓できるように工夫すべきではないか。

次に、衛生面でございますが、私が現場におるときでございますが、布教宣伝をやっておられるという2人の外人さんが、言葉は悪いんですが、子供たちの立ち小便をしておところを見られ、「トイレはないのか」ということを聞かれたわけでございます。非常に恥ずかしい思いをしたわけですが、「トイレはある」と答えたわけでございますが、これらについて指導すべきだと思いますが、まず、表示等をしていただいたらどうかと思うわけでございます。

もう1つは、夏場に開店している売店についてでございますが、正規の手続きを経て使用料をちょうだいしていると思いますが、手洗い所を設けるとか食器類をきれいに洗えるような設備を設けるよう指導すべきであると思います。特に夏場であり、子供相手の食べ物を扱うことですので非常に重大であります。

以上のことについて検討されたことがあるのかどうか、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

次に、2点目の学校給食についてお尋ねいたします。まず初めに、本市における学校給食は、各小学校、中学校のメニュー、いわゆる献立ですが、給食費は同じなのかどうか。また、学校内においてすべて給食職員で調理されるのか、全く業者に依頼したことはないのか、お尋ねいたします。

それから、いままで月に1、2回程度の米飯給食であったのが、最近、とみに米飯が多くなっていると聞いておりますが、事実ですか。さきに学校においてアンケートを実施されたそうですが、その内容はどんなものか、真意はどこにあるのか、また、集約された結果はどうなっているか、お尋ねいたします。

さらにお聞きしたいのは、最近、給食職員に対して、米飯給食の移行に伴い民間に委託するかもしれないと示唆するニュアンスがあったと聞いておりますが、これはとても重大なことござ

います。うわさだけなら幸いですが、非常に心配されてる方もございますので、答弁をお願いいたします。

最後に3点目、市道不法占拠についてお尋ねいたします。

この質問については、私個人また私どもの先輩、さらには社会党への信頼をなくしかねないほどの重要なことでございます。大げさですが、私どもを支援してくださる方から、伯太のF工務店前の市道で女の人が車を避けようとして転倒された事実がございます。大事には至らなかったんですが、不法占拠ではないかという御指摘がございました。早速、善処せよ、との連絡をいただき、担当者に申し入れをいたしまして1年余を経過しようとしておりますが、なぜか全く対応していただけないものでございます。場所がおわかりではないのか、また、私どもの言うことは聞いていただけないのか、合法であると言われるのか、お尋ねいたします。

以上、3点の質問を終わりますが、再質問の権利を留保させていただきます。

以上でございます。

- 副議長（田中包治君） それでは、時間が少し早いようですが、ただいまより昼食の休憩に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは休憩いたします。

（午前11時27分休憩）

（午後1時7分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

午前中の若浜議員に対し理事者答弁。

- 指導部次長（明坂貞士君） お答えいたします。

市民プール、球場周辺の整備でございますが、第1点目の進入路につきましては、市民病院前から府の住宅供給公社の府中団地を通りまして、勤労青少年ホームから、榎尾川を渡って球場入口まで、すなわち府中今福線歩行者専用道路第1号線と申しておりますが、これが325メートルございます。またグラウンド前から松尾川までの延長799メートルを歩行者専用道路として計画してございます。ただいまのところ、1号線の約180メートル、病院前から勤労青少年ホームまでの間は、すでに幅員8メートルの道路でカラー舗装してございます。残りの榎尾川を渡ってグラウンド前までは56年度中に完成いたしたいと存じております。

なお、グラウンド前から松尾川に至る約半分は56年度中に完成いたしますが、一部57年度に繰り延べる可能性もございます。いずれにいたしましても、57年夏までには全線開通の運びとなっております。

次に、2点目の球場内また駐車場付近の水たまりの問題でございますが、この公園内全域の排

水工事につきましても、56年度予算で57年3月までに全工事終了する予定でございます。

次に、売店問題でございますが、これは随意契約をしてございまして、年間使用料1万2,000円、開設期間は7月第1日曜より8月第4日曜までの約50日間、プール開設期間と同じ日数だけ売店を契約してございます。

御指摘の手洗所、便所の問題でございますが、現在、プール内に男女のトイレが2つございます。球場裏に新設便所がございます。来年度からは見やすい場所に表示をしていきたいと考えてございます。

なお、売店の衛生問題につきましては、現在、水道の蛇口が3カ所ございますが、1カ所を手洗い専用に来年度の契約時点で指導していきたいと考えてございます。

以上でございます。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長(田中包治君) 次。

○ 教育次長(杉本弘文君) それでは、学校給食関係についてお答え申し上げます。

5点ほどの御質問をいただいておりますが、まず第1点目は、各小中学校の給食メニューは同じなのかどうか、あるいは給食費は統一されているのかという御質問でございます。栄養士によって約1カ月単位でもってカロリー計算による献立表がございます。したがって、市内の各小中学校とも同一の献立による給食を実施しておるわけでございます。

また、給食費につきましては、パン代、牛乳代、おかず代等1人当たりの経費は、全校同一でございます。ただ、各学校の運営に当たっては、月額20円程度を徴収しておる学校がございますので、その差は多少あるかと思いますが、1人1食当たりの経費は全校同一でございます。

それから、2点目の学校内で全部処理しているのか、ということでございますが、いわゆる学校内給食場におきましては、生鮮食料品、肉などおかずの部分については全部処理いたしております。

第3点目の米飯のふえている状況あるいは第5点目の米飯の民間委託についての問題などは関連いたしますので、一括してお答えさせていただきます。

本市は、すでにアルファ化米による給食は昭和50年4月から月1回実施してまいっております。その後、今回、文部省あるいは大阪府教育委員会の指導の中、米飯給食については、回数等についての御指導をいただく中で検討いたしてまいっております。実施に当たっての方法といたしましては、いわゆる自己炊飯による方法と民間委託による方法の2つが考えられるわけでございます。

1点目の自己炊飯方式による場合、現状の施設では小さすぎ、施設拡張あるいはお米をたく場合

のかまど設備の充実、それに伴う給食調理員の増員等が必要となってまいります。これらを満たす上においては、相当額の経費が必要となってくるわけでございます。私どもの概算では、補助金あるいは地方交付税等の上乗せされた分を引いても、1億円余の経費がかかってくるわけでございます。したがって現在の市の財政実態の中で自己炊飯方式をとることは、財政負担等から考えて非常にむずかしいものがあるわけでございます。そういう中で、現在実施しているパン給食と同様、米飯についても委託炊飯として本月より月1回実施に移したわけでございます。アルファ化米と合わせて月2回の実施ということになります。

なお、御指摘のこれらの給食以外について、将来、民間委託にゆだねるという考えは持ってございませんので、お答え申し上げておきます。

それから、4点目のアンケートの内容でございますが、議員さんのおっしゃるアンケートかと思いますが、米飯給食について、小学校において今月16日から中学校におきましては9月21日からそれぞれ実施に移したわけでございますが、小中学校とも、給食を食べ終わって、児童生徒の米飯給食についてのアンケート調査をいたしてございます。中学校については、まだ調査がまとまっておりますが、調査目的といたしましては実施状況を調査し、今後の給食運営に資してまいりたい、このように思っております。

調査対象としては、小中学校とも全学年から各1学級を無作為抽出いたしまして、小学校3,580人、中学校849人の児童生徒に対してアンケートを実施したわけでございます。調査内容につきましては、今回実施した御飯の味はどうだったか、あるいは量は十分だったか、食べ残しがあったかどうか、あるいは米飯給食についての希望はどうか、どれぐらい御飯の日が続いたらいいのか、あるいはすでに実施してまいりましたアルファ化米とどういう比較になるか……等の調査でございます。

具体的な内容は資料でお渡ししてもいいわけなんですけど、1点目の御飯の味については、「おいしい」と答えた子供が低学年では非常に多く80%からの子供が、平均いたしまして69.7%の子供が「おいしい」という答えをいただいております。量についても、「ちょよどいい」というのが70%。全部食べたか、については、「全部食べた」というのが92%を超えております。米飯給食の希望でございますが、「やってほしい」という子供が78%ございます。今後どれぐらいの御飯の日があったらいいか、についてはいろんな意見がございまして、多いのは「全部米飯給食をしてほしい」というのが多く、回数別では、週3回ぐらい米飯給食を希望される生徒が多うございます。それから、いわゆる白い御飯とアルファ化米とどちらがよかったか、については、「白い御飯」が40%、「アルファ化米」は35%という数字が出ております。

以上でございます。

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 3点目の道路の不法占拠の問題についてお答え申し上げます。

御指摘の箇所につきましては、所有者と接続方法の改善に関する協議を再三行っておりませんが、遅くなって申しわけございません。先日、先方の主人と協議を重ねましたが、協議の内容は、市道の幅員が非常に狭いのに自動車の交通量が多く、また、民有地を車の交差場所として利用している現状も無視できない中で、交通の安全確保のために、当該民有地との接続付近の市道の舗装を約15センチかさ上げするとともに、交通上支障のないような工法で工事を施行したい旨の改善案が示されましたので、検討いたしました結果、特に支障がなく、また、技術的にも施工可能であると認め、できるだけ早急に改善するよう当事者に申し入れを行っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○ 1番（若兵記久男君） 市民プール、市民球場の周辺については、いろいろ問題点が大変多うございましたので取り上げさせていただいたわけでございます。確かに利用料金を徴収しておる施設でございますので、きちっとやってもらいたいということです。前向きに検討されておるようですが、進入退路の問題についても、57年にはほとんど全部できるということですので、結構でございます。

ただ駐車場の問題、テニスコートの周辺では駐車場が全くないということです。それから、プールサイドの駐車場についても、ある程度の整備を図ってもらえればありがたいわけでございます。

それと、いわゆる出店の問題ですが、建物が貧弱というか、ただプレハブを置いてあるという非常に危険な状態でもございますし、手洗いの場所がないことです。夏場は不衛生であることは御承知かと思っております。占用料金を取っておられる、きちっとした許可を取っての営業でございますので、市サイドとしてもある程度の補助、減免措置をとっていただく中で、きちっとした施設をつくっていくわけにはいかないのかどうかをお聞きしたいと考えます。

それから、プールサイドのオープン時に学生アルバイトを雇ってますが、学生アルバイトの方たちの職務というか、プール内だけの監視員なのか、それとも全般的なものを見ておられるのか。仮にいわゆるプール以外の駐車場等の車の整理もやってもらえるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○ 指導部次長（明坂貞士君） 御指摘のテニスコートの駐車場でございますが、現在、荒地のまま駐車いたしてございます。今回の整備計画の中ではこの辺一带を簡易舗装し、約10台から20台ぐらい駐車できるような場所も考えてございまして、来年3月までに簡易舗装が終了しますので、その時点でテニスコート付近の駐車場が確保できると考えてございます。

次に、プールサイドの駐車場でございますが、今年度、トラック3台ほど土砂を入れて整地したわけでございます。こういった舗装については若干問題点がございますので、来年からはさらに小石や砂利も入れて整備につとめたいと思います。

次に、出店の建物でございますが、御指摘のように非常に古く老朽化してございますので、私ども、ことしの契約が済んだ時点で撤去し、来年からは取り外しできるような組み立て式のものにしてもらいたいと申し入れをしておる次第でございます。

手洗い所についても、いま、簡易の手洗いが出回っておりますので、来年の契約では、組み立てハウス、簡易手洗いを設置するよう指導、契約してまいりたいと考えます。

次に、プールのアルバイトの問題ですが、毎年、16名の大学生を主体としたアルバイトを来ていただき、プール開設期間中事故のないように手配しておるわけですが、この役割につきましては、駐車場周辺の整備も含んでございまして、今回も2名のアルバイトを常時駐車場に配置、整備に当たってまいりました。

以上でございます。

- 1番(若浜記久男君) これについては別に取り上げることはないんですが、こういう問題が出された以上お答えしなければならないので、お聞きしたわけでございます。

それから、もう1点お聞きしたいんですが、これは市の直接の担当ではないと思いますが、横尾川の堤防と言うか、これは鳳土木の管轄だと思うんですが、そこらの整備をなんとかやらせないかという強い要望もございまして、これらについて検討されたのかどうか、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

- 建設部長(逢野一郎君) 河川敷の舗装でございますが、この件につきましては、後の管理面もありまして、いろいろ鳳土木と協議はしておりますが、難色を示しているのが現状でございます。

- 1番(若浜記久男君) 横尾川の堤防等については非常にでこぼこが激しく、あそこが現状では1つの通行の場所になっておるわけです。自転車、単車、車も含めて通ってますので、なるべく実現の方向で修理していただけたらありがたいと思います。これについては終わらせていただきます。

それから、給食のことについてですが、メニューはともかく、給食費は市内の小中学校で全部一緒だということですね。

- 教育次長(杉本弘文君) そうでございます。
- 1番(若浜記久男君) それなら結構でございます。

それから、いわゆる米飯については業者に委託されておるわけですが、全部そうですか。

- 教育次長(杉本弘文君) 米飯は全部そうでございます。
- 1番(若浜記久男君) ということは、学校の給食施設には、米飯のそういう施設はないということなんですね。
- 教育次長(杉本弘文君) そうです。

- 1番(若浜記久男君) わかりました。確かに経費面から見て、業者に委託したら大きなメリットはあろうかと思えます。しかしながら、デメリットもあるかと考えるわけです。と申しますのは、業者間で協議して値上げを図ってくるとか、質の違いなどもあるかと考えるわけです。

それから、将来的に全面的な業者委託はないということでございますが、この米飯給食は文部省の指導によってなされてるということですが、週にどれぐらいの米飯給食になるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

それとからめてのことかと思いますが、本年度の予算審議の中で一切の公共料金の値上げをしないということでしたが、その予算審議が終わって後、給食費の値上げがされたわけです。こういう関連からの値上げなのかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、業者委託した場合の給食職員の職務がどうなっていくのかという点もあわせてお聞きしたいと思います。

- 教育次長(杉本弘文君) お答えいたします。

米飯給食は、文部省の指導のもとでは、大体週2回を目標の指導がございます。したがって、将来に向けては、文部省指導に基づく週2回という目標をいたしてございます。

それから、値上げの理由でございますが、給食費は御承知のように、本年度、200円の値上げをお願い申し上げております。その理由は、議員さん御指摘の米飯のための値上げか、ということでございますが、一口に申しますと、物価上昇による値上げになろうかと思えます。1人1食当たりパンについては、小麦粉の値上げが約7%見込まれており、おかげにつきましては、物価指数等から前年度対比7.2%の上昇、そのほかパンの添加物としてジャム、マーガリン、チーズ等の値上げも4.3%、これらを計算すると、1カ月当たり200円の値上げをさせていただいた次第でございます。

3点目の給食職員の職務の問題ですが、現在のパン給食におきましても、おかげについては従来どおり、学校において調理しております。米飯給食もパンと同様、御飯だけを委託し、おかげについては、学校の調理員さんによってお願いしているというのが実態でございます。

- 1番(若浜記久男君) アンケートの結果、78%が米飯を希望しておるということですが、これは小学校だけですか。
- 教育次長(杉本弘文君) はいそうでございます。先ほどお答え申し上げましたように、16

日が小学校、21日が中学校の米飯給食でして、中学校の結果はまだまとまってございませんので、小学校だけを御報告させていただきました。

- 1番(若浜記久男君) たえば中学校のアンケートの結果、米飯に反対だ、というアンケート結果が出ればなされないのか、ということをお聞きしておきたいと思います。

それから、この業者に委託した場合と、本市の学校でやるのは膨大な金がかかるということでございますが、小中学校を1つにした給食センターとかいうものを1カ所つくり、そこから車で各小中学校に配達する形のものを検討されたことがあるのかどうか。

- 教育次長(杉本弘文君) 中学校の方の集計がまだ出ていないので、お答え申し上げるのはむずかしいのですが、従来から生徒初め御父兄の方々からも米飯給食についての希望がございます。決していま御指摘のような結果にならないと確信いたしております。

それから、一括給食という方途を考えたことがあるのか、ということでございますが、現在、米飯給食についても学校給食会が業者と契約を結び、それによって各学校への米飯が配られているという中で、和泉市独自の給食センターというのは、まだ検討いたしてございません。

- 1番(若浜記久男君) そういうセンターをつかって一括して集中的に調理をやるのと、業者に委託してやるのと、どれぐらいの違いがあるのか、ちょっと想像つかないのでお聞きしたかったんですが、そういうことについて計算されたことはないんですか。

- 教育次長(杉本弘文君) まだ現時点で私の方も詳しく計算はいたしてございませんが、今後、一応検討だけはさせていただきます。

- 1番(若浜記久男君) わかりました。これで給食の件については終わらせていただきます。

それから、道路の不法占拠について答弁をいただきましたが、この問題については、非常に長い期間を置いてますので、実際にコンクリートで固めたのは、5、6年前にすでになされておったということを御存知ですか。

それと、いわゆる私どもの方に何とかせよ、という要請が来まして、担当者の方に、何とか善処してほしいと申し上げたのが1年前でございます。そういう中で、先ほどの答弁で申し入れはやった、ということでございますが、実際に私どもが行ってそれをはかったわけです。その中で、市からの申し入れは一切なかったと聞いているわけですが、いつごろ申し入れをされたのか、お聞きしたいと思います。順を追ってお聞きしたいと思いますので、この2点について改めて答弁をお願いしたいと思います。

- 建設部長(吉田日出男君) たしか5年前からわかっておった、ということでございますが、私どもの方では、承知いたしかねておりました。正直申し上げて昨年8月ごろにお聞きし、即刻、会社の専務に会っております。日時はちょっと記憶してございませんが、2度ほど担当者から申

し入れをやっております。いろいろとやる、やらない、できる、できないという話がありまして、最近に至りまして、先ほど申し上げましたような方法で実施するようになったと聞いております。

- 1番(若浜記久男君) この問題については、まず、コンクリートで固めた時点でその占用許可願いは出されていたんですか。それとも、全く勝手にやられたのか、それをひとつお聞きしたい。

それから、私がお願いをしてから先方に申し入れをしたということですが、どういう形の申し入れをしたのか。文書でされたのか、口頭でされたのか、それもあわせて答弁をお願いしたいと思います。

- 建設部次長(吉田日出男君) 許可はいたしておりません。不法占拠でやられております。申し入れは、口頭で行っております。
- 1番(若浜記久男君) 文書でも口頭でもいいんですが、こういう形のものは完全に条例、法律違反なのに見逃してきたことについては、担当者の責任は重大だと思えます。あんたたちの職務怠慢ではないかと思うわけです。確かに大きな事故は起きてませんが、現場を見て知られるかと思いますが、道路の半分を占拠しておる。電柱にしたら何本ぐらい置けるか、その占用料金を徴収する気持があるのかどうか。

- 建設部長(逢野一郎君) 現在の占用については、許可する気持はございません。そういう観点から再三協議を重ね、撤去の方法について話し合いをしてきたわけでございます。その面から今回、道路の機能が発揮できる状態に復旧させていただきたいと協議しておるわけでございます。

- 1番(若浜記久男君) 占用料金は、不法にやれば、条例に基づいて徴収できるわけなんです。すでに5、6年も経過しておるわけですので、さかのぼって徴収することができると思えます。そういうことを考えておられないようですので、それについて、また検討していただきたいと思えます。

それから、元に戻りますが、いわゆる改善命令が出されても言うことを聞かないんだ、放っておいたということでは、これは今後とも問題なんです。そういうことが判明すれば、強制的に担当者において勝手にできるんじゃないか。その費用についても、当然、先方に出させるべきだと思います。それをなされなかったのは、私は非常に残念に思うわけです。再三再四、私どもに、何とかせよ、お前らは何もやってくれへんやないか、ということで、党の支持者の方々に対して非常に面目がないわけです。今後、かかることがないようにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思えます。

-
- 副議長(田中包治君) 次に16番・赤阪和見君。

○ 16番(赤阪和見君) 発言の要旨に従って述べてまいります。

京都の空き缶回収条例に代表されるかのような最近の世論の盛り上がり、また、総人口4,000万を推移する首都圏、北関東、甲信、静岡の1都9県から成る関東知事会が、空き缶追放の決め手とされるデポジット制を導入した10都県共通の空き缶回収条例案づくりに集り出したことは、全国各自治体どこを見ても、ごみ問題、特に空き缶戦争とまで言われることについて問題となっているところであります。前回の一般質問でも理事者各位の意見、考え方も聞いたことではありますが、重要な問題でありますのでいま1歩、各点にわたってお聞きしたいと思っておりますので、実のある御答弁をよろしくお願い申し上げます。

通告にございますように、①減量化、分別収集についてであります。一般に出されるごみを大きく分けると、①家庭からの一般ごみ、②各商店からのごみ、③各種製造事業所から出るごみ、と3通りに分けることができるが、この3通りに出されるごみもまた、燃えるごみと不燃ごみに分けることができます。

しかし、いま問題となっているごみ収集の実態は、燃えるものも燃えないものも一緒でして、処理のむだが大変目につくわけであり。大概、空き缶、空きびんが一般家庭ごみとしてともに出されておられることは、管理者としてどのようにとらえておられるのか。また、商店から出されるごみは、市委託業者が別ルートで収集しておりますが、その中で空き缶、空きびんも同時に収集され泉北環境の処理場へ持って行っている実態を知っておるか。

また、空き缶、空きびんの発生源でもある自動販売機の実態とともに、市内でいま缶の容器に入った飲用物がどれぐらい販売されているか。空き缶、空きびん収集、再資源化と焼却の残灰、市内の散乱はどれぐらいの比率になるか。その中で、市内散乱の空き缶対策はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

そこで、昨年環境庁のアンケート調査の結果からことし9月、前回は「散乱場所あり」と回答した市町村だけを対象に再調査をしておるそうですが、当和泉市は「なし」と答えた故に今回のアンケートが来ていないと考えておりますが、その点はどうか。そのことについては、特に最高責任者である市長に御答弁を願いたい。なぜならば、今後、散乱する空き缶、空きびんに対する国の施策に一步乗りおくれた観をぬぐいさることができません。そこでこのおくれをいま、取り戻さなければならない重要なことであると思っております。

次に、分別収集の今後の計画について2、3お聞きいたしますが、去る26、27の両日にかけて「和泉を美しくする会」が一大デモンストレーションとともに、散乱する空き缶、空きびんを会員、市民の皆さん、行政、事業者の方々の協力のもとに収集活動され、前回の8万個を優に超す10万個以上拾い集め、その上回収業者の協力も得て、市内小中学校運動会会場にパレット

を設置し、回収に努めたと聞き及んでおりますが、その回収の中、非常に残念なことを耳にしたわけであります。

それは、学校名は申し上げませんが、学校管理者によってはパレット設置を非常に喜ぶところと、そうでないところがはっきりしていたということであります。その1つに、学校開放に際して空き缶が山のようにになって困る、何とか運動会後もパレットを設置し、散乱しないようにしてほしい、と言われるところと、運動会のごみは家庭へ持ち帰ってもらいますので、そのようなパレットは必要ありません、と言われるところがあったそうです。

しかし、ここで皆さんに考えていただきたいのは、父兄の持ち帰ったごみは一体どうなるのでしょうか。何人の父兄がなしの皮や残飯、その他の一般ごみと混った空き缶、空きびんを分けて捨てるのでしょうか。それぞれ分けた空き缶、空きびんを40日に1回の回収日に出す人が何人あるのでしょうか。教育の場であるべき学校が、学校だけのことを考えて行動することよりも、家庭の中までも教育できる機会を有意義にすれば、もっと大きな情操教育となるのではないのでしょうか。空き缶、空きびんは所定の場所へ、そして燃える雑ごみは持ち帰りとすれば、より一歩不燃物への認識も高まったのではないのでしょうか。その点教育委員会としての考え方を御答弁願いたいと思います。

分別収集は何回となく言うことですが、社会に形をなすすべてのものは、最後にはごみとして処分されるものであります。ごみとしてごっちゃに混ぜてしまえばごみであり、一時でも早く分別すれば、それは大切な資源であります。そのような考えで行動すれば大きな財源になると考えていただきたい。分別収集について、3市の泉北環境の対策の中で他市に先がけ、あるいは他市と協議する場を設けるか。すでに分別収集について具体的な計画を持っておるならば、この機会に発表していただきたい。収集対策については、大要そのように3つに分けますが、家庭における分別収集対策、焼却対策の現状の実態から具体的な実施時期までの取り組み方を御披露願いたいと思います。

最後に、尿尿、ごみに要する年間予算についてお聞きいたします。

過日、議会事務局調査係に対しごみ処理状況の調査、類似都市18市の調査表の問い合わせがあった中で見ますと、経費等の中で和泉市は給料、職員手当、旅費等がゼロになっておったと見受けましたけれども、その点どうなっておるのかお聞きいたします。

以上でごみ対策の取り組みについて説明を終わります。

次に、中央丘陵の開発についてであります。当初予算で市の総合基本構想の今日の見直し作業の予算措置がされておりますが、より市民的次元での町づくり構想を始めるべきであるが、総合基本構想の見直し作業はどのようになっておるのか。市域の発展と住みよい町づくりの骨格は、

道路整備と市民生活に密着した都市施設、学校、幼稚園、保育園、公園、上下水道等々の張りつけが大きな課題であると考えます。

そこで、環境改善整備事業の先に見るように、特に開発地域内道路と周辺町との接点になるつなぎをどうするのか、そのようなことで道路の事業化を優先させるべきであると考えておりますが、その点いかがお考えであろうか、お聞かせ願いたい。

次に、公団の開発ではなく市が中心となった開発であり、市民のための町づくりでなければなりません。各種土地利用計画策定作業の見通しと議会参加の機会等、市民世論の反映をいかに考え取り組もうとしておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

先ほどの質問にもありましたように、和泉市の地元業者の関係ですが、地元業者の育成と保護のために一定の措置を配慮すべきだと思いますが、公団との折衝をどう取り組んでいかれるか、その意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問要旨の説明を終わりますが、再質問の権利を留保して終わります。

○ 副議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 環境整備課長（岸田秀仁君） 家庭から排出されるごみの実態についてお答えいたします。

当市のごみ収集は、燃えるごみと燃えないごみの2種類あり、そのために市民の方々に分別して搬出するようにお願いしております。しかしながら、燃えないごみの中に燃えるごみ等が混入されるケースもあり、完全に分別されていないのが確かであります。市としてもこのようなことのないよう、広報等を通じて市民に協力をお願いしております。今後、さらに広報や町会、自治会等を通じ根張り強く協力を求めていく所存であります。

また一方、資源再利用化の観点から空き缶、空きびんの再利用の方法等、たとえば町会や子供会等で集団回収などを検討しております。今後、ごみの減量化ということを最大の目標として対処していく所存でございます。

次に、商店から出されるごみの実態につきましては、先ほどの空き缶、空きびん等の問題があることを認識しております。この点につきましては収集業者に対する指導を強め、また、商店等に対してもごみに対する認識を強めていただき、やはり燃えるごみ、燃えないものに分別して業者に収集してもらうように呼びかけていくつもりでございます。

3点目の自動販売機の実態と販売数でございますが、台数及び販売数は全く不明でございます。これによってどのように空き缶、空きびんが市内にはらんしてるのかにつきましては、先ほどお話の中にありました和泉を美しくする会の空き缶、空きびんの収集キャンペーンでは、約8万個ほど収集されたように報告を受けております。市としても、何らかの対応を要するという判断に立っておるところでございます。やはり市が卒先して市民の協力のもとに前向きに対処していく

所存であります。赤阪議員から質問のありました諸問題につきましては、ごみの再資源化、減量化を図ることによって解決していくものと思われまので、この点についても今後、鋭意努力していく所存でございます。

4点目の尿尿、ごみに要する年間の予算でございますが、尿尿処理業者助成金として3,252万3,000円、塵芥処理費として2億4,670万8,000円、それから泉北環境整備施設組合の分担金として、尿尿及び塵芥処理費として4億8,800万円。経費等で給料、職員手当、旅費等がゼロになってるということですが、給料については7,820万円、職員手当として5,403万円、旅費3万6,000円計上しております。

以上です。

○ 副議長(田中包治君) 次。

○ 教育次長(杉本弘文君) 2点目の学校運動会におけるごみ処理につきまして、空き缶、空きびんについて、和泉を美しくする会の御好意をいただきながらそれに報いることができなかったということで、まことに申しわけなく存じます。

学校管理の中で校長がとった措置でございます。学校を美しくするという意図のもとで御父兄の御協力をお願いしたものと存じております。しかし、和泉を美しくする会より御指摘の御協力、御要請をいただきながら、それに御協力できなかったことをまことに申しわけなく存じております。いずれにしても、学校長として御父兄 御協力をいただいたものと存じておりますので、御了承いただきたいと存じます。

なお、この点についても、私どもの方でも1度実態調査をさせていただきたいと思っております。

○ 副議長(田中包治君) 次。

○ 市長(池田忠雄君) 御質問の中で環境庁のアンケート調査に基づくことについてお答え申し上げます。

昨年のアンケートの段階、前回の議会でもお聞かせいただき、恐縮いたしております。担当者が実態把握しておらなかったことについて、責任者として非常に遺憾に存じております。前議会終了後、担当部課長を集めまして、もっと実態に即した対策を今後もとらなければならないと指示した経過がございます。

いろいろと御指摘がございますが、現下の環境衛生面で町を美しくする責任は行政にあり、また、市民の御協力を得なければならない問題でございます。昨年度の経過にかんがみまして、産衛部環境整備課挙げていろいろと取り組んでおり、指示もいたしております。今後とも前向きで誠意をもって実態の把握と対策面について強く指示をしておりますので、ひとつ御寛容をいただければありがたいと存じます。

- 16番(赤阪和見君) すみませんが、2点にわたっておりますので、先にごみ問題から片づけたいと思います。

いま御答弁いただきましたが、非常に不満足な答弁であります。特に市長に最後に御答弁をいただきましたアンケート調査、前回、3,000余の市町村に対して全国でやられたが、その中で40何%は「なし」と答えてるが、和泉市もやはり「なし」と答えたわけです。前回の議会では、和泉市もそうではない、間違いだった、という答弁をしていただきました。これは小さな問題でありますけれども、ここで答弁していただくよりも、環境庁に対して文書なりで送っていただくよう指示されたかどうか、これは非常に大きな問題になるかと思えます。

というのは、向こうは散乱場所がある、という市町村のみに対して、どんどんアンケートを広げるのではなくしぼって行ってます。そして、どうするかを考えていくわけです。ですから、その問題については非常に遺憾です。今回の9月のアンケート調査は、前回に「あり」と答えたところだけを対象に調査をされるということです。私が趣旨説明で申し上げましたように、大きくこれで一步おくれをとったと言っても過言ではないと思うんです。アンケートというのは小さなことだけでなく、大きなごみ問題もどんどん取り上げられようとしているとき、和泉市がなおざりになることも考えられるんじゃないか、それが第1点。

それから、学校関係のところでは次長から答弁がありましたけれども、よくポイ捨てをするのは、自分の車の中へほかせば汚ないからポイ捨てをするんです。自分の家の中で飲んだやつをボンと畳の上へほかす人はだれ1人もいません。中へ残留物があるかどうか、真っすぐ立てて置く。めったにかかしてほりませんよ、家の中ではね。この家庭の範ちゅうの考え方、人間、自分の回りさえ美しかったらいいという考え方が、学校の校長とは申しませんが、管理者全体にあるんじゃないか。

校長先生は、家へ持ち帰ったごみが、缶とびんと一般ごみを分けて出されると徹底されるとお考えになってるのか、疑問になります。そうではないですか。その点をもう一步突っ込んで、特に学校は教育の場であれば、子供だけの教育でなく、家庭へ持ち帰れば雑ごみです。ですから、びんや缶はパレットへ入れてください、と徹底すれば、すでに泉北環境へいく空き缶が何千、何万個減ってくるという事実があるわけです。そうすれば処理費は助かるわけです。その点再度お聞かせ願いたい。

それと、最後の尿尿、ごみに要する処理費の件ですが、尾道市がわが議会の調査係へ類似18市のごみ処理費についての当初予算をお知らせ願いたい、こういう問い合わせがあったわけです。うちの事務局が環境かどこかで聞いて返事を出したと思うんです。それとも聞かんで当初予算から出したのか、これは議会事務局長の権限になるので、その点ははっきりしていただきたいと思う

んです。

ここで書いた金額、和泉市はかなり少ない費用です。よそは相当の金額が上がっているにもかかわらずね。7億7,000万円ぐらいの費用です。これは環境の方で答えたのか、議会事務局の中で予算資料を見て答えたのか、その点ははっきりしていただきたい。もし、これを議会事務局で答えられたとしても問題であり、環境で答えられたとしても問題であります。ごまかしの形であるわけです。というのは、委託業務ということで泉北環境へ負担金として4億8,800万円上がっております。そういう中で、このごみ処理の実態調査の中では給与7,600万円、職員手当が5,400万円と答えてくれましたけれども、ここではゼロです。この実態はどうか、再度お聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) お答え申し上げます。

環境庁からのアンケート調査、ようやく1年が経過いたしましたけれども、過日來、議員さんからいろいろ御指摘をいただき、府の生活環境部等を通じていろいろと未提出のためのこれからの事態について協議を重ねてまいっております。例年、環境庁からアンケート調査が行われるものでして、本月たまたま環境衛生週間でございましたので、近くそういう調査等も参ってこようかと思っておりますので、そのときにいろいろ対応してまいりたいと思います。

それから、お示しのございました予算書の計数等でございますが、これは環境整備課への資料の提出はなかったように記憶しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

- 教育次長(杉本弘文君) お答え申し上げます。

確かに御指摘のように、御父兄の御協力をお願いしたものの、指導面においてそれだけの配慮があったかどうか、私どもは把握いたしておりません。しかしながら、公衆道徳の高揚も教育の一環と受けとめております。今後、御指摘の点を踏まえまして学校指導に当たってまいりたい、かよう考えます。

- 市会事務局長(吉岡昭男君) お答え申し上げます。

尾道市からの調査は、議会事務局の調査係といたしましては環境整備課へ問い合わせ、そこから上がってきたものを回答しております。

- 16番(赤坂和見君) いまの局長の答弁では非常に食い違っていますが、後で再度御答弁いただきたいと思ひます。

学校の件で御答弁をいただきましたが、今回の質問でごみ全体をとらえて提案させていただきます。相談もあります、教育長、よう聞いといて下さい。

この空き缶は1人1人が出す、皆さん、私も出す、これが元凶であり、現実であります。そのとき、各家庭から出るものが非常に大事だということです。私はここで家庭から出る分について、

学校の校庭の片すみに大きなパレットを置き、家から出る分は学校へ持ってきなさい。子供に持って行かせるわけですから、まぐろやさばなどにおいのきついものは必ず洗って袋に入れて子係に持たせる。PTAが道で拾ってこい、と言えば非常に抵抗があるが、家から出る分を持ってこさせて業者に引き取らす。これは広島県の呉市でアルミの回収協会が研究段階で実施しておるそうです。

1トン当たり3万円も不燃物の処理にかかるわけですから、学校で1トン集まれば5,000円、1万円をそこへプラスして、学校管理者、校長の立場で教材等に自由に使っていただく。そして、学校教育の向上、子供の情操教育、ものを大切にすゝる気持を養う、一石四鳥も五鳥もあるという実態をよく研究され、実施の方向に向かっていただければありがたいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。これは提案で終わっておきます。

それと、尾道、厚木、刈谷、伊勢、豊川などずっと18市町村にわたって人口、処理量、職員数、経費等、このような当初予算での回答の問い合わせが来てます。そこで和泉市の欄を見ると、給料、職員手当、賃金、報償費、旅費、そのようなところがすべて抜けてるわけです。屎尿、ごみすべて委託であっても、事務処理を担当する部長以下の職員は処理経費の中に入らないのか。産業衛生部として1本にまとめられてるのか、これを見ればそう考えざるを得ないわけです。そうすれば屎尿、ごみの1トン当たり処理経費が極端に低くなるわけで、このようなアンケートを出されると、和泉市はうまくやってるのかな、という感じになる。環境庁アンケートの「なし」と答えたのと同じで、相手の市に申しわけないと考えるんです。議会事務局は……。

- 副議長(田中包治君) それはまた後でお願ひいたします。
- 16番(赤阪和見君) 分別収集の件で先ほども質問しましたように、こういう実態をとらえていま、京都市の空き缶条例なり、町田市では47年からやってる中で、泉北環境という3市の処理施設であります、一番大きな和泉市としてどうしていくのか。先ほど質問した内容については、まだ答えていただいておりませんが、具体的な他市との協議、それらをどうしとるのか、先ほどの答弁から抜けておりますのでお願ひしたいと思います。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 現状、不燃物につきましては、すべて高石の方で手選別を行いまして、空き缶とかカレットを分別し、それらをすべて再資源化し売却しておるということで、不燃性ごみについての体制は一応整ってまいってるものと考えております。

なお、業者に委託し収集処分してやります可燃物につきましては、各家庭の生ごみの中に空きびん、空き缶等が混合されてるということで、泉北環境で処理、焼却した中に空き缶等が出てくのが実態でございます。これらは市民皆様方の御理解のもと御協力を賜らなければとうてい実現不可能であろうかと考えておりました、8月、9月の市政広報に細かくごみの持ち出し等につ

いてのPRをやってまいっております。今後、継続してこれらのPRをかねて御協力を賜りたいと思っております。

現状、高石市の方で手選別によるカレット、空き缶等いろいろ売却しておりますが、月額約50万円近くの売り上げをあげてるのが実態でございます。

いろいろ先ほどから御質問ございます空きかん、空きびんのポイ捨ては、道路上なり公園、河川敷に投棄されておりますが、これらについても今後、現在常任委員会で御審議願っております環境保全条例案の中で取り組み、制定後は財政措置等を講じて徹底した対応に取り組んでまいりたい、かよう考えてるわけでございます。

- 16番(赤阪和見君) 先ほど自動販売機はわからないということですが、わからないで結構です。

一般ごみから排出される空きかん、空きびんは、泉北環境では1カ月で容量でどれぐらい減ってるか、把握しておられると思うので聞かせていただきたい。

それと、商店から出るごみでは、収集業者が何千か何万か取って契約でやられてるわけです。そこで、和泉を美しくする会でこういう話をしておったんです。というのは、商店からほかす空き缶、空きびんは税金のむだ遣いである。私たちが、「きょう集めます」と言ったところ、「うちは毎日持って行ってもらうからええ。空き缶、空きびんも要らんものは全部ここへ出しといたら、朝来たらきれいに取ってくれてある」とある商店では言ってます。

それでは聞きますが、収集業者はその空き缶、空きびんを分けて持って帰ってるのか、また、一ぺんに固めて持って帰ったやつをどう処理されてるのか、この点の実態を御存知かと思っておりますので、詳しくお聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 家庭から排出される可燃性ごみの泉北環境への持ち込みでございますが、月に大体1,900トンから2,000トン近くでございます。これはすべて焼却炉で焼却されております。泉北環境にもいろいろ実情、内容を聞いてるわけですが、空きかん、空きびんなどそれぞれの区分は明らかではないようでございます。ただ、本市が不燃性ごみとして取り扱ってる中で……。

- 16番(赤阪和見君) それは結構です。一般家庭ごみに混ってる空きかん、空きびんはわからないということですか。

- 環境整備課長(岸田秀仁君) 容積中にどれだけ空き缶、空きびんが入ってるかについても現在把握しておりません。すみません。

- 16番(赤阪和見君) やはり原因はどこか、ということをもまず1つ突きとめてもらいたい。その対策をどうするかということです。何遍も口が酸っぱくなるほど言ってますが、結局、私た

ち1人1人が考えないことには、行政が何ぼ税金を使って一生懸命処理をやってもふえる一方であるということを考えてもらいたい。1人1人に啓蒙することによって何億という税金がむだ遣いされないでほかへ回せるということです。市長、この点の大きな差を考えてもらいたい。分別収集についてはもう終わります。

○ 副議長(田中包治君) 次。

○ 環境整備課長(岸田秀仁君) 先ほどの尾道の件ですが、いろんな問い合わせの内容によって負担金などだけの場合もあり、一応、公文書等は環境整備課で把握してなかったのが、簡単にうちの担当の者が議会事務局へ報告したもんだと思います。痛み入ります。

○ 16番(赤阪和見君) 局長、現課がどういう実態を調べるのかわからなくして出されたと言われているんですが、公文書も見えてないということです。これでは調査表を出された人は困りますよ。議会事務局長、調査係もこの内容を見れば、なぜこうなんだ、ということぐらいわかるでしょう。長年予算関係し見てるんだからね。

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) お答え申し上げます。

たしか調査は必ず関係各課の方へ回し、協議の七作成するようにいつも指示はしております。調査表なしで口頭で聞くということは承知しておりませんので、御了解願います。

○ 16番(赤阪和見君) その答弁ではね、2人の答弁を合わすと副議長、承服しかねる。今後、もう1度書き直して尾道に早急に送るとかしてもらわんと、和泉市会事務局の権威にかかわりますよ。

○ 環境整備課長(岸田秀仁君) 御指摘痛み入ります。再度、わが方で調査いたしまして、尾道へ正確なる回答を報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 副議長(田中包治君) 問題は、おたくらが環境費という場合、人件費は入っていないという考え方に立っておったのか、そこらのはっきりせんか、問題の本質がわからなくなる。そこらに間違いがあったんと違うか。悪いなら悪いと謝まれよ。

○ 環境整備課長(岸田秀仁君) 痛み入ります。予算に計七されてる分については正確な数字でございますので、訂正させていただいて出すのが本筋かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 副議長(田中包治君) 市の公文書を簡単に変えられるのかどうかに問題がある。そこらはわしも……。

○ 16番(赤阪和見君) 三役の皆さん方もこのような実態が随所にあることはちょっと考えていただきたい。また、議会事務局の方も一定の内容を見た上で、毎年、予算書も見てるわけですから、なるほどこれでいいといえればいいわけですよ。職員の給料は別に計上されてることですか

ら……。そういう点でよく検討していただきたい。各市町村から類似という形で調査があると思いますので……。

- 市長（池田忠雄君） 私から一言、お答えさせていただきたいと思います。

先ほどからの御指摘で共通しておりますのは、昨年度の環境庁調査アンケートに対する文書回答がずさんであったこと、尾道の議会からの問い合わせもずさんであったという共通したお尋ねでございます。私、先ほどからお聞きをいたしまして、先刻も御答弁いたしましたが、いわゆる事務処理上の問題についてずさんがあってはならない、お互いに肝に銘じて部課に対して指示してるところでございます。深くおわびを申し上げたいと存じます。

ただ、いろんなアンケート調査が来た場合、いずれも誠意を持って、市の理事者、各担当者も含めてお答えすべきは基本でございます。ただ、アンケートの種類が違うので、それぞれの行政の組織、それぞれの主管担当の段階、課長、部長の段階あるいは重大なものならば、私の手元まで上がってくるものと思います。環境庁、国からのアンケートの実態、内容の回答が十分でなかったことは、すでに十分叱責をいたしております。今後、二度とそういうことのないようにいたしたいと存じております。

また、そういうことによって乗りおくれる、乗りおくれぬの問題ではなからうかと思ひます。環境庁がアンケートの実態の上に立ってどうしていくかというお尋ねであって、そのアンケート自体によって市町村が乗りおくれることはなからうかと思ひます。ただ、その実態把握が十分でなかった点については、今後、十分そうした乗りおくれぬよう、市自身も襟を正して積極的に環境問題に取り組んで推進してまいりたい、かように存じておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。いずれも共通する事務処理の不手際については、私から深くおわびを申し上げたいと思ひます。

- 16番（赤阪和見君） いまの言葉の端を取って質問するわけではありませんが、乗りおくれる問題でないということ自体、私はちょっと納得できない。というのは、すでに2回目のアンケート調査が「散乱場所がたくさんある」と回答したところへ来てるんですよ。大きく施策を進められるということで、アンケート調査を再度、やり直してほしいということで、環境庁にも願ひもしております。ある筋からね。

全国どこへ行っても「なし」というところはないと言っても過言ではない、全国的なもんだと私は考へております。また、そのとおり、皆さんも同感だと思ひます。全国3,000余の市町村のうち1,200の市町村までが「なし」と答へてる。こういう結果はちょっとおかしい、ということは、われわれの立場で環境庁に言ひます。市長が土木とか学校の建設とかで東京に陳情に行かれるが、結局、アンケートの中でどんどん問題意識をぶち上げることによって陳情の効果も上

がるんじゃないか。私たちも陳情活動するときは署名運動をやりますが、百人よりも千人、千人よりも1万人の方が効果があり、真剣に考えていただける。単に数だけの問題ではありませんが、また、乗りおくれるとかの問題ではないかもしれませんが、私は、そういう点から非常に乗りおくれた、1遍でも陳情に行く形がとれないんじゃないか、そういう見解を持っておりまして、意見だけ言うときです。

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 先生の御指摘はごもっともでございます。本事業は、昭和48年に策定されました和泉市総合基本構想の指針に沿ったものでありまして、決して和泉中央丘陵開発のみをとらえて計画されたものではございません。もちろん、既成市街地との調和のとれたものとして、関連公共事業を促進しなければならないことは言うまでもありません。したがって、中央丘陵開発自体も全市的な次元でとらえた計画づくりをしていかなければならないと思います。

部内的にも、総合計画の策定委員会と中央丘陵の整備事業計画委員とはともに構成委員、内容が同じでございます。また、その下部にございます専門部会、専門委員会等にも関係次課長が参画しております。都市施設も根幹になる都市計画街路を初めとして、そのような施設も十分相互に有機的な連係を保ちながら進めていけるのではないかと考えております。

議案作成から成案に至る間には、従来から御指摘をいただいておりますが、私ども御回答申し上げておりますように、個々に設置しております対策委員会の町会部会等の機能を十分活用させていただき、さらに、議会の御検討も特別委員会等を中心にして議員総会も通じ、御審議を賜って進めていきたいと考えておる次第でございます。

地元業者の育成問題でございますが、先ほども先生に御回答申し上げましたが、地元業者育成の見地からして、公団に対しましてランクに応じた指名登録、分離発注について今後、さらに関係部局と協議の上強力に要請していきたいと考えます。

○ 16番（赤阪和見君） 対策部会は、土地を集約するための対策部会ですか、それとも、開発に当たって地元の周辺住民との融合を図りながら開発を進めるための対策部会ですか。いまの答弁では、何か今後の行く末を検討する対策部会と聞こえたんですが、そうではなく、地権者の集約する部会ですか。

○ 参与（林徳次君） 御説明申し上げます。

従来から御質問を受けお答え申し上げてきたかと思いますが、一昨年来、地元でお願いしまして、その後、進めております地元の用地集約に向けましては、いわゆる連合対策委員会の権利者部会がその衝に当たられてまいったわけでございます。

それから、同時に発足しております連合対策委員会の中に町会部会が、全く同等の位置づけで

当初から構成されてございます。町会部会の内容は、周辺整備、地域との融合性の問題などを息長くかかわり合いの調整、協議をしていただく機関として位置づけをしてございます。現にこういった町会部会のうち、御存知の4校区でございまして、それだけの取り組みが早いところ、遅いところと多少の前後はございますが、いち早く地主部会を終えまして、町会部会を中心に地元のいろんな、特に道路等を中心とする整備の御要望など構想をめぐらし、取り組みを進めておられる校区もございまして。

今後、都市計画に向けまして、私どものお示ししております現在検討中の叩き台、これらをまず特別委員会を中心に議会の御審議を賜り、御指導、御協力を得まして、これを叩き台として地元町会部会にお示しをしていきたい、こういう過程を経て町づくり計画なるものをまとめていくわけです、あくまでも、お尋ねの土地だけを集約する委員会ではございません。

以上です。

○ 16番(赤阪和見君) 町会部会というのは、地権者また周辺の町会の集まりだそうですが、どのぐらいの間隔で会合が開かれてるのか、会合の主権者はだれか、役所の参画はどの程度あるのか、町会部会の詳しい内容をちょっとお聞きしたい。

○ 参与(林徳次君) 対策委員会の会則を定めておりまして、その会則に従って運営されております。まず、組織でございまして、それぞれの校区対策委員会には、原則として町会単位に町会代表者及び権利者代表者をもって組織し、校区対策委員会を構成するというところでございまして。これを連合対策委員会ということで、全体を1つに合わせておるのが基本でございまして。

それから、町会代表者は、主として整備区域4校区内2〜3名、町の大小がございましてので一定してませんが、会合はもちろん、御存知の土地集約に向けての会合が主として、延々と続いてまいりました。これらを除くと最近、先ほど申し上げましたように北池田校区ですが、私どもがお呼びいただいたのは前後2回程度、それ以前におまとめ願いました内容を持って各町会単位にお集まり願ったのは、正確には承知してございませんが、前後数回はあったと思います。

○ 16番(赤阪和見君) 基本構想の見直しの点と、いまの開発にかけては何かばらばらに動いている、市は市で動き、町会は町会で周辺が動いて会合を重ねてるということですね。もう1つは、国、府で大きく動き、議会はそれらをちょいちょい特別委員会で聞く程度、何か1本の筋の通った、びしっとしたものがないように考えます。

それで、先ほどの質問で当初予算で市の総合計画の見直しの予算が若干あがってますが、基本構想練り直し等の作業に入ってるのかどうか。まだ、それとも入ってないわけですか。

○ 企画課長(神藤恒治君) 総合計画の見直しはどのようになっておるか、といったことに関連してお答えいたします。

まず、進捗状況についてでございますけれども、準備期間が若干かかりましてその後、7月に1応コンサルタントを選定、8月に入って委託契約を完了いたしました。その間、併行して部長クラス全員の総合計画策定委員会なる組織を設置し、その傘下に専門部会、これは次長、課長あるいは課長代理クラス、また、企画幹事会、次長クラスですが、幹事だけの会議、そういった組織を設置、会議を重ねるとともに、全庁的に認識を高め、取り組みを強めてまいっております。

また、作業について申し上げますと、現在、市民アンケート調査に重点的に取り組んでおり、これの実施要領がまとまりましたので、10月上旬から一応、実施する予定でございます。また、総合計画策定上必要な基礎資料調査も全庁的に実施いたしておる実態でございます。

以上、簡単ですが、現在までの取り組みの経過でございまして、中央丘陵開発との関連性につきましては、先ほど都市整備部長からもお答えしておりますように、元来、本市の総合基本構想に基づいた形で進んでまいっております。したがって、それらの中央丘陵開発計画につきましては、全庁的な形で検討してまいっております。将来、これをベースとして、和泉市の総合計画見直しの中でどういうふうにかされるか、今後の課題として取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○ 16番(赤阪和見君) 第1回目の基本構想が策定されたときには、議会の方から議員さんの参加はあったんですか、なかったんですか。

○ 助役(坂口禮之助君) 私からお答えいたします。

第1回目の基本構想策定の段階では、最終的には、総合計画委員会、都計の審議会ですか、それを設置し、そこで何回か御討議をいただき、最終決定をしましたが、議員さんには、議会を代表して数人入っておられたと思います。

今回、総合計画見直しを事務的に進めてまいっておりますが、近く総合計画審議会を組織していただき、そこが中心となって策定に当たっていく。事務関係は、企画を中心にやらせていただきますが、同じ手順を踏んでいきたいと思っております。

○ 16番(赤阪和見君) 最後に、これだけ大きな開発です。泉北ニュータウンを見ても、どこを見てもその地域開発の中で生活ができ、余り外へ出て行く機会がない。あそこへ来られた方は、その中で十分間に合う。反対にそこが便利よくなったら、旧市内の周辺の市民がそこへ行かなければならんということが大半だと思ふ。市役所へ来る場合はこっちへ来なくてはいかんが、そういう便利のええ住宅街ができていく。泉北ニュータウンのパンジョとかへ和泉市からもどんどん行く。しかし、そこから外へ行くところは数少ない。

その意味からも、入る道路ではなく出て行く道路網の整備、できるかできんかは別ですが、1つは遊歩道とか自転車道、そして榎尾山までつなぐとか、そこへ住みついた地域住民が和泉市内

の方々へ行ける状態を、また、既存の住民がそこへ買物に行くという、融合できる町づくりの構想を大きく持っていただきたい。その点で、基本構想策定上いまいが大事なときではないかと考えております。ここで絶対後で悔いのないような1つ1つの施策に真剣に取り組んでいただき、りっぱなものに仕上げてください、その願いして終わります。

- 副議長(田中包治君) それでは、ただいまより暫時休憩いたします。

(午後2時45分休憩)

(午後3時33分再開)

- 副議長(田中包治君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。それでは15番・穴瀬克己君。

- 15番(穴瀬克己君) 通告順に従いまして質問の要旨を申し上げます。

最初にコミュニティ施設の振興についてお伺いいたします。

和泉市に住む私たち1人1人が豊かな心と健やかな体を保ち、生活地域における住民の健全なコミュニティ形成を願っているところであります。地域における住民のスポーツ団体やグループ結成が活発に行われていますが、文化、スポーツ施設の数が非常に少ないためになかなか利用できない実態であります。先日も市民代表によります文化とスポーツ施設の充実を願う署名運動がなされ、1万余の署名を持ってスポーツ団体グループの代表が池田市長に陳情に参っております。市長も住民の切なる要望を深く理解され、スポーツ、文化施設の充実に積極的に努力されることを約束されております。

今や住民のスポーツに対する情熱は大変なものであります。一般市民が身近に利用できるスポーツ、学習の場として、また、幼児、児童生徒の安全な遊び場として、学校施設等を教育活動に支障のない限り開放し、市民の健康の増進と教育、文化の向上を図り、あわせて地域住民のコミュニティセンターの育成を図るべきであると思っておりますが、どう考えておられるか、お聞きいたします。

また、市民の余暇の善用と手近にある地域連帯の場として、夜間の学校体育館の開放並びに夜間の運動場の開放、これについてはいろんな設備等今後の問題として、ナイター設備等の設置をしていく計画があるのかどうか。

また、市民読書意欲にこたえて、地域社会の健全な育成を図るために公民館並びに町会会館等に図書館の分室を設置していくべきである、このように考えますが、御答弁をお願いいたします。

現在の市民グラウンドの利用実態は、軟式野球連盟がほとんど使っているような状況でございます。そういった中で、公平にして市民全体が使えるような状況ではございません。そういった

意味から、第2市民グラウンドの設置並びに現在の市民グラウンドにナイター施設を設置していく、これは前々から議会等でも質問され、鋭意努力していく答弁がございましたが、どの程度進展しているのか、その点について御答弁をお願いいたします。

また、野谷池の第2市民グラウンドの件でございますが、これについても、午前中の答弁もございました、来年度から必ずソフトボールと野球ができるような状況にもっていく、と答えておられましたけれども、完成時においては、どのような設備内容のものにされるのかどうか、公園とグラウンドにあわせての御答弁をお願いいたしたいと思います。

それから、和泉中央丘陵開発に伴い、その地域にスポーツ施設を明確に位置づけていくべき考え方があるのかどうか、その辺を御答弁願います。

次に、都市計画道路事業の進捗についてお伺いいたします。

市内における計画道路の未整備部分が数多く、生活、交通の安全と利便の確保が非常におかれている実態であります。事業計画がどのような形で進められておるのか御答弁を願いたい。

具体的には、岸和田南海線について事業主体はどこか。また、何年までの目標にしておるのか。また、現在の買収の実態はどうか。同じく泉大津阪本線について。また、阪和東側1号線、池上下宮線、和泉中央線、府中北通線、上伯太線について。

以上、細かい形での質問になりますが、御答弁のほどをよろしくお願いいたします。再質問を留保して終わります。

○ 副議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） ただいまコミュニティ施設について御質問がございましたので、担当しております文化的な面につきまして御回答申し上げたいと存じます。

コミュニティについての考え方でございますが、経済情勢のひずみの中で、個人エゴが非常に強まってまいっております。いまの社会を考えると、非常に地域の連帯感というものが要求されてまいっております。これらの地域連帯感を醸成する1つの事業といたしまして、コミュニティ、いわゆる公民館的な集合体のような活動が望まれる次第でございます。当面、余暇の善用も含めまして、いま、生涯教育等も叫ばれてる中におきまして、われわれ教育委員会の社会教育に当たっている者として、これらの推進を図っていかなければならない立場にあることは自覚する次第でございます。

このようなことから教育委員会におきましても、いろいろ社会教育事業といたしまして、成人大学の講座あるいは趣味的ではございましょうが絵画、工芸などの教室も開く中で、地域の連帯感を醸成しているわけでございます。また、多くの和泉市の文化団体にも、これらの活動について御協力、御支援を賜ってる次第でございます。

その中で、学校の開放につきまして御提言がございました。この問題につきましては、かねてから赤坂先生また穴瀬先生からたび重なる御意見を賜っておりますので、私どもも神戸市あるいは明石市の実態等も調査いたしました結果、神戸市におきましては、過密な都市の中での都市空間を求めて、学校、公園法等に基づきまして学校施設を開放していく、そのような次第でございます。

以前より御意見を賜っておりますので、私ども、種々教育委員会内でも検討してまいりましたが、現状では、ほとんどの小中学校におきまして、運動場、体育館のスポーツ施設につきましては一般開放をしております。今後とも、積極的に学校運営に支障のない限り開放してまいりたいと存じます。

また、御提言の読書の振興についての教室の開放でございますが、これにつきましては、普通教室、特別教室の開放につきましては、やはり学校施設の確保に関する政令等においても一定の制限がつけ加えられておりますし、教育上、一般開放は好ましくありません。また、教室は児童生徒にとってはプライバシーの場でもありますし、現段階におきましては、開放はいたしがたいという結論でございます。ですから、運動施設につきましては、今後、より開放してまいりたい、かように思っております。

また一方、地域の町会の集会場あるいは公民館に図書館の分室をとという御提言きょうもいただきましたが、私ども、図書館の運営につきましても、いろいろ諸先生方から御配慮をいただいておりますが、まず、10万冊の図書の保管整備に全力投球してまいりたいと思います。また、そのフォローといたしまして現在、2台の図書バスを運行しております、これらの図書バスを通じて、地域住民の方々に図書についての開放をしてまいりたい、この方も積極的に進めてまいりたい、かように思っております。

以上でございます。

- 副議長（田中包治君） 次。
- 指導部次長（明坂貞士君） 社会体育担当の明坂よりお答えいたします。

市民グラウンドのナイター設備につきましては、昭和53年度において一応の業者の見積りを提出していただいた経過がございます。約7,000万円の見積書が出ておりまして、現在3年経過した今日では、1億円近い経費が予想されます。その後、私どももいろいろ検討してまいったわけでございますが、国の補助金につきましては基準面積がございまして、平米単価が3,930円、この3分の1以内の補助ということで非常に少額でございまして、さらに、これに対する府の補助はまったくございません。そういった財政的な問題がございまして、現在では残念ながら早急に実施するという計画は具体化してございません。

また、これに伴うデメリットでございますが、御承知の付近の電照畑、また、住宅供給公社の今福団地も建設途上でございます。これらに対する照明の影響も若干起ってくるというふう
に考えてるわけでございます。そういったことから市民球場のナイター設備につきましては、い
ましばらく検討の時間をいただきたいと考えます。

2番目の野谷池の完成時の内容でございますが、われわれといたしましては、400メートル
トラック、これは軟式野球とソフトボールが同時にできる広さ、約1万5,000平米を想定して
ございます。さらに、テニスコート4面を設置、これらを管理する管理棟、トイレ、駐車場など
の設備をここにお願いしたいと考えてございます。

3点目の中央丘陵内のスポーツ施設の問題でございますが、中央丘陵の計画委員会にもお願い
しておりますが、和泉市の総合グラウンド的な設備を持った都市公園広場というものを計画して
ございまして、そこに軟式野球、ソフトボール、サッカー、いわゆる運動広場と多目的広場を併
設した構想をお願いしているのが現状でございます。

以上です。

- 副議長（田中包治君） 次。
- 建設部長（逢野一郎君） 2点目の都市計画道路の進捗状況についてお答え申し上げます。

都市計画道路につきましては、御指摘のように大変おくれしておりますが、路線別に進捗状況を
順次申し上げます。

まず、大阪岸和田南海線でございますが、事業主体は大阪府でございます。和泉市区域延長6、
020メートルを事業区間として、和気町松尾川から和泉中央線までの間約780メートルを現
在、買収中でございます。また、舞町松原泉大津線から以北について、各250メートルにつき
ましては丈量図策定中でございます。57年度から買収に入る予定でございます。また、引き
続き和泉中央線から泉大津阪本線の間につきましては事業化を進めるべく現在、鳳土木と鋭意協
議を行って次第でございます。

池上下官線につきましては、事業主体は大阪府でございます。第二阪和国道から泉大津市松原
曾根線約100メートルにつきましては、昭和56年度で都市計画の事業認可を取り事業化を図
ってるものでございます。榎尾中学校前泉大津粉河線バイパス終点から大阪外環状線の間約18
0メートルにつきましては、早期事業化に向け現在、地元と調整中でございます。また、阪和線
から大阪岸和田南海線の間につきましては、これも現在事業化をすべく鳳土木と協議中ござい
ます。

和泉中央線につきましては、事業主体は大阪府でございます。現在、大阪和泉泉南線から和泉
中央線の付設部分につきましては、約220メートルの買収を54年度から事業着手を行ってらる

けですが、用地取得につきましては現在、和泉市が交渉に当たってるわけでございます。現在の事業の進捗状況といたしましては、55%ぐらいでございます。また、大阪和泉南線から第二阪和の間延長約630メートルにつきましては現在、鳳土木と買収等についての協議をほぼ完了し、できるだけ早い時点で買収に着手したいと考えております。

泉大津阪本線につきましては、事業主体は和泉市でございます。和泉南線から岸和田南海線までの間約550メートルにつきましては、昭和54年度から工事着手、昭和56年度事業を含め約450メートル区間の完成が見込まれております。残り100メートルにつきましては、用地4筆、物件2件が残ってるわけでございますが、この間は、57年度をめぐりに完成したいと考えてるわけでございます。

次に、府中北通線でございますが、事業主体は和泉市でございます。この間約500メートルにつきましては、用地取得はすべて完了しております。本年度は下水道の布設工事を行いますので、道路の改良舗装につきましては、57年度に完了の予定でございます。

阪和東側1号線につきましては、市道幸泉大津線から伯太16号線までの間約660メートルは、環境改善整備事業で完成済みでございます。伯太高石線から伯太16号線までの間330メートルについては、府の補助事業で昭和57年度採択見込みで、3年間ぐらいの予定で完了する見込みでございます。用地につきましては、すでに泉北環境が買収し、管理を行っております。

また、上伯太線につきましても松原泉大津線から信太2号線の間約120メートル及び鶴山台から池上下宮線の間約460メートルを除く1,670メートルについては、住宅公団の手で完成しておりますが、残りは現在、鳳土木と協議中でございます。

以上でございます。

- 15番(穴瀬克己君) 先にコミュニティ施設振興についての再質問を行います。

現在、学校施設の開放という形で開放している、という御答弁がございましたが、事実上、日曜日の開放のみに終わってるわけです。それも学校の生徒、また、PTAに限られた開放にとどまってると思うわけです。私が申し上げてるのは夜間の開放、特に学校側にしても地域の皆様方に使っていただくというのが本来の趣旨であることは理解されております。だけど、運営の管理責任等の問題が整理されていない現状の中で、使っていただけないというのが本音であろうかと思えます。

その意味から前々から質問しているわけですが、そういう受け皿をつくっていくという姿勢で折衝が行われているのかどうか。地域の住民代表、具体的にはPTAとか子供会の代表、また、各種サークル活動の代表とかの中で、管理運営していくための話し合いは前向きにされてるのかどうか。社会教育の方では、積極的に推進していかなければならない、という形の答弁は毎回いた

だくわけですが、具体的には、どうすれば地域の皆さんが周辺の学校並びに公民館を軸にコミュニティの形成を保っていけるような形をつくり上げていこうと努力しているかどうか、その点について御答弁願いたいと思います。

- 指導部次長（竹田明郎君） 先ほど申し上げましたように、学校の施設でございます。ただいま学校の管理運営ができないという理由、また、受け皿を考えてないから振興していない、という御指摘でございますが、私ども教育委員会としては、学校の施設、教室につきましては、1つは、学校教育上教室を一般開放することは好ましくないという大前提の結論が出ております。また御存知のように、教室は小中学校においても、机の中に児童生徒が私物を入れており、特別教室におきましても、子供の教材等の施設が一杯でございます。そのようなことから、教育上好ましくないという結論でございますので、校舎の中での教室の開放は考えていない、こういうふうな次第でございます。
- 15番（穴瀬克己君） 私の申し上げてるのは教室ではなく、体育館並びに運動場についてです。これは社会教育の一環として言ってるので、体育館の館長に質問してるわけではないんです。社会教育の一環として地域のコミュニティケーションを進めていくという前提の中で、それでは、スポーツの振興を図るにしても、和泉市には市民グラウンドが1つしかない。幾ら図るといっても受け皿がなくできない。勤労青少年を対象とするならば、夜間の方に目を向けなければ仕方がない。当然、ナイター設備も必要になるうし、そういう形の利用方法も先ほど申し上げましたが、公害等の問題もある。そしたら、地元の人とどれぐらい折衝し、どれだけ進展しているのかどうかです。理事者側は頭の中で、これはだめだ、と考えてるだけではなく、具体的に地域周辺の人たちとどれだけ折衝し、学校開放を願ってる市民の団体とどれだけ協議し、学校側で使えるような状況をかもし出せる協議をしているのかどうか、この点をお聞きしてるわけです。
- 指導部次長（竹田明郎君） ただいま申し上げましたように、体育館におきましても、一定の開放はしております。PTAにおいてもバレーボール等の練習試合はしておりますし、野球等もしております。しかし、運動場の夜間となると照明問題もございまして、それらの設備ができておりませんので、現在までは図っておりません。しかし、体育館についても、現状では、地域の方々からお申し出があった場合には、学校の運営に支障のない限り開放しておるつもりでございます。
- 15番（穴瀬克己君） いま、開放していると言われるが、それで地域住民の方が納得しているのかどうか。そうではなく、社会教育の方でも、さらにもっと充実した地域のコミュニケーションを図っていかなければならないという願望でしょう。それで満足しているわけではないでしょう。体育、文化施設もそうです。この点は、毎回毎回こういう形で質問もし、鋭意検討、努力

していく、という答弁はございます。それではどのように検討し、努力されたのか、その点をお伺いしてるわけです。開放に向けてどのように取り組んでいるか、検討された内容を聞きたいんです。やってなかったら、やってない、と言ってくれたらいいんです。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

社会教育あるいはスポーツの推進、振興について、学校の建物の社会教育物としての共同使用、すなわちコミュニティ施設としての積極的な取り組みということで毎回、御指摘をいただいております。施設の少ない中で至極ごもっともなお説でございまして、従来の御指摘の中で先進都市の実態も踏まえ、私どもも実際は教育上支障のない限り、体育館、運動場あるいはプール等は、自主的な組織を持つ社会教育団体に開放してまいりたいという考え方に立って先進都市等をいろいろ見学、検討してまいりました。

卒直に申し上げまして、社会教育施設としてのコミュニティ的な共同利用を図るためには、それ相応の対策を講じなければできないことは基本でございまして。すなわち先ほどから次長がお答え申し上げておりますように、社会教育法44条あるいはスポーツ振興法18条に、学校施設はできるだけ社会教育あるいはスポーツ施設に開放せよ、という規定の中には、教育に支障のない限りを限度として、ということがやはり最終判断の根拠になってるわけでございまして。したがって、学校を学社共同施設として利用させるためには、どうしてもそれ相応の条件整備を行なわなければならない、かつまた、利用される団体そのものは、PTA活動を土台とした地域の方々の積極的、自主的な組織活動をつくるように普及振興を図っていかなければならない、この両面相まってその成果をあげられるものだという考え方でございまして。先進都市においてもそのとおりでございまして、まず市として学社共同物として学校を利用する上に立っては、その条件整備は、市の責任においてその対策を講じておるんでございまして。

そのほか管理指導面においても、なるほど使っていただく団体については、不特定多数の者に利用させるものではなく、社会教育団体としての自主的な組織団体を対象にする限り、一応のマナーは当然のことですが、管理指導と学校管理との相互分掌の検討を十分行い、その中で管理指導者がその事務を担当する職員を配置することを前提にして実施されておるんでございまして。

もとより、これらの最も理想的なお説の文化、スポーツ振興のために、市民の方々の関心、要求に積極的にこれえるためには、現在の施設の少ない中では、学校に対し、学校を社会教育あるいはスポーツ面との共存の方法で今後の施設整備を図っていかなくてはならない、かよう考えるんでございまして、御承知の申しわけない状況で恐縮でございまして。

現在の市の行政基盤の中ではこれを積極的にやることは非常にむずかしゅうございまして。しかし、教育は理想の追求が基本でございまして、決して財政難の折でできないという考え方は持

っておりません。たとい1校でもお説の趣旨に沿うようなコミュニティ施設として学校の全面的な開放につながり、加えてPTAを土台として、住民の方々の積極的な文化・スポーツ振興のモデル校区をつくってみたいと一応考えるのでございます。

それにしても、現在の施設を共同利用できるような方向に改造しなければならない、あるいは明石市の場合、全く既設の鉄筋あるいは鉄骨の体育館を持っているところには、学校の周囲に適当な土地を求めて新しくつくり、その中に「コミセン」と呼ぶコミュニティセンターとして、集会所あるいは公園ができるような場所、和室等まで整備して積極的に取り組んでおります。

しかし、いずれにしても、教育に支障のないような条件整備と人的対策を図った上でのごとでございまして、これらのことを土台として、お説の趣旨を踏まえて地域の文化・スポーツ振興普及のためにもモデル校区を何とかつくってみたい、かよう考えるのでございます。しかし、現状の中では、先立っもの、財政抜きの行政の中では成り立たないわけですし、非常にむずかしいのでございます。何とか御趣旨を体して理想の現実に向かって検討、努力を重ねてまいりたい、かよう考えるのでございます。

- 15番(穴瀬克己君) お決まりの答弁ですが、事実、新しく文化・スポーツ施設を充実拡充していくと莫大な費用が要る。だから、いまある学校を地域に開放していこう、公民館に図書館の分室を設けていこうと、新しく図書館を建てるには大きな金がかかるので、現在ある建物を利用してどんな弊害があって、その弊害を乗り越えるにはどうしたらいいか、このことを詰めていかないといつまでたっても解決しない。新たなものを要望しても、いま財政難で建てられない、だから、新しいものを要求してるわけではありません。

体育施設、グラウンドにしてもそうです。人のふんどしで相撲をとってるようなものです。企業局からいただく野谷池もそうです。当市で別に大きなものをつくってくれと言ってるのではない。いまあるものが利用できるよう、支障があれば詰めて解決して市民のニーズにこたえていく。

夜間の照明でも、貝塚はこの間やったのが4,000万円、それが53年度で7,000万円ですか、いまやれば1億円かかるという。1基1,000万円ぐらいです。市民グラウンドにしてもナイター設備が必要です。勤労青少年が夜になってスポーツに汗を流せる。いまは日曜日だけです。すからほとんど使えない、学校も締め出しです。

こういう中で当然、行政として市民のニーズにこたえるためには、先ほど言った地域の学校をいかにして開放していくか、地域住民のニーズに合致するかを検討していただきたい。そのためには、各種団体の中から選んでコミュニティ推進委員会なるものを設置して、住民の意見を聞きながら、行政側の指導のもとに実現に向けて取り組んでいただきたい。毎回、同じような答弁ではなく、具体的に一步一步進みながら住民のニーズにこたえていっていただきたい。この点で市

長に御答弁願います。

- 市長（池田忠雄君） 穴瀬議員さんから真剣な御提起をちょうだいをいたしております。先ほどから竹田次長あるいは葛城教育長からコミュニティ施設についてはいろいろお答えをしてきたところでございます。もちろん、スポーツ・文化の振興を目指して、私たちとしても創意と工夫をこらす中、取り組んでいるところでございます。先ほど申しましたように、施設不足の中、身近なところでのいわゆる学校施設の開放によってそうしたバランスがとれるんじゃないか、という御提言はごもっともでございます。

ただ、先ほどから申し上げておりますように、学校施設自身の教育、児童生徒の学び屋ということで1つの限度があるんじゃないかというのが教育委員会の見解でございます。その中で、重ねて穴瀬議員さんから、教室を言ってるんじゃない、校庭と体育館の問題だ、という御指摘でございます。教室の開放というのは、私も児童生徒の学び屋、プライバシーの関係でごもっともだと思います。ただ、校庭グラウンドについては、可能な限り開放してきているつもりでございますし、教育委員会にもそういうことで話をいたしております。体育館の利用についても、より有効的な利用について今後一層踏み切るよう、教育委員会ともよく話を進めてまいりたいと存じております。

ただ、グラウンドの夜間の開放につきましては、先ほど来申し上げております照明の問題がございます。これは非常に財源的にはむずかしいんじゃないか、こういうふうにも存じております。ポイントをしばって、体育館などの夜間開放というものがどこまでもっと充実できるかについては、可能な限り、教育委員会との詰めを一層進めたいと存じております。

また、こうした市立の市民グラウンドが1つ、体育館1つという現状の中で、いろいろと創意工夫をこらしておまして、お答えしております第2市民グラウンドとしての性格を持ち、運動公園広場という野谷池につきましては、松尾議員さんの御質問にお答えいたしましたように、来春を目途に荒造成し、そこで最低限の御利用を考えていかなければならない、あるいは企業局の関係で詰めておる地元との交換分合の話合いがほぼ煮詰まっている甲斐田川の運動広場についても、何とか57年度実現に向けてべく進しておるわけでございます。

また、市民グラウンド1つという中で、第2、第3の市民グラウンドの実現に向かって各地域のコミュニティ施設の充実については、いわゆる学校のグラウンドと体育館の開放との関連の中で非常にむずかしゅうございます。そうした第2、第3の運動広場については、積極的な取り組みをいま強化しておりますので、校庭開放の限度からくる施設の不足に対応して、第2、第3の運動広場について全力をあげて実現に向け努力中でございます。

財政難の折、創意と工夫をこらす中、住宅公団、大阪府企業局との精力的な折衝を行い、地元

の御協力をいただきつつ進めておりますので、穴瀬議員さんからの御提言もいただき、私どももそうしたところに焦点を向けて今後、懸命に実現に向けて邁進したいと存じます。

なお、中央丘陵の問題につきましては1つの併合の中、スポーツ施設をつくってまいりたいと存じております。大阪府にも、これに関連して市を挙げてお願いしておりますのは、中央丘陵に隣接する松尾寺公園、この中に何とか泉州にただ1つの野外スポーツ施設広場なるものを誘致してまいりたいということで、いま、懸命に府に対して猛運動中でございます。今後の大きな課題でございます。また、御協力を賜らなければならないと存じます。そうしたことを踏まえながら万般進めてまいりたい、このように存じておりますので、御理解、御支援のほどをひとつよろしくお願い申し上げます。

- 15番(穴瀬克己君) 市長の答弁のように、第1、第2、第3の市民グラウンド並びに周辺の整備等については、精力的に進めていただきたいと思います。といっても、身近なところで本当に親子、隣近所で健全な形で文化・スポーツにはぐくみ、健康な体を練磨していく形では、もっと身近な施設の充実が総合基本構想の中にも出とるわけですよ。いま始まった問題ではありません。

図書館でも、昔で言う町会の会館、府民会館に図書館の分室をつくる構想のもとに始まっているわけです。現在、移動文庫という形で進めておるような状況ですが、たとえ1カ所か2カ所でも整備しながら進めていくという姿勢がほしいと思う。絵にかいたもちみたいにならんよう、財源がない、財源がないというが、1つの移動文庫なんて簡単にできる。そんなに金がかからんですよ。現在の町会会館にボランティアで地域の町内会、婦人会、子供会とかの中でつくりながらセットしていけばできんわけがない。そんなに金もかかりません。何のために総合構想を設定してるんですか、それに向かってもっとばく進していただきたい。詰めていっていただきたい。できないという発想を変えていただきたい。現状の中で何とか完成し、コミュニティ推進のために、民間の各種団体、PTAなども含めて、(仮称)推進協議会なるものをでき得れば発足でき得るよう御検討願いたいと提言しておきますので、よろしく願いいたします。

次に、計画道路についてですが、特に岸和田南海線については、和気ルート等で非常に買収等でトラブルが起きている。これはおくれればせながら進めてる状況ですが、第1次の航空撮影設計と実施設計で大きな誤差が出てきている。この中で、第1次の計画に沿って造成してるが、実施設計では大きく移動して造成事業にかかっている状況が出、住民から大きな問題が起こってます。今後、住民側に立って、府当局に住民の意思を尊重して解決できるのかどうか。

- 建設部長(逢野一郎君) 御指摘の件につきましては、従来、計画道路の縦覧は、都市計画法に基づいて2,500分の1の縮尺図面で行ってるわけでございます。建築確認の際、都市計画法

路の明示はこの図面で行っておりますが、何分、縮尺が小さいため、地形の判断が非常に困難でございます。事業実施の際に提示の図面と誤差が生じないように努めてまいっているわけですが、過去の経過の中では、少なからずこの事実があったことは事実でございます。

これらの問題を解消すべく、昭和54年度から精度の高い航空写真による測量で500分の1縮尺の図面を作成、本年に完成したものでございます。今後、このような問題は生じないと確信しておるわけでございます。現在問題になっている点については、早急に鳳土木と協議いたしまして、権利者ともども解決を図っていきたいと思います。

- 15番(穴瀬克己君) 一方的な府のミステークで、協力している地権者に対してまことに申しわけない。さらに、まだ難問を吹っかけてきているのが現状です。何も和泉市の土木に言っているわけじゃないが、当然、当市の担当として、誤差の問題が出て買収がさらにむずかしくなる。いままでも何回かあったわけですから、地権者の言い分も十分聞いてあげて、納得のいく解決に向かって府に精力的な交渉をやっていただきたいと思います。

それから、和気ルートまでの買収がきているわけですが、あとの府中の間、伯太の間、信太の間の部分的な買収が行なわれているように思います。この間の大阪府が買収に行っているのかとなると、これは公社の方で先行取得したように思うわけです。この計画道路については、公社がどのぐらい先行取得しているのか。

- 用地担当参事(岩井益一君) お答えいたします。

現在の用地につきましては、194筆、5,534平米が保有済みでございます。金額につきましては、建物等も含め、現在の帳簿価格は3億6,000余万円でございます。

- 15番(穴瀬克己君) それは岸和田南海線だけですな。全部ひっくりめると都市計画道路は……。

- 用地担当参事(岩井益一君) 府の分については、池田線関係では、3,169平米、約3億円です。和泉南線の関係では、約434平米、5,400万円余、これが府の施行事業関係の用地でございます。

その他に市の計画路線がございますが、これは多様にわたってございますが……。

- 15番(穴瀬克己君) それは結構です。公社で府の肩がわりして買っているわけですね。この7億ほどの金には当然利息もつくが、府が買い戻すわけですか。

- 用地担当参事(岩井益一君) さようでございます。本件につきましては、昭和46年から50年度ぐらいにわたって取得した分でございます。現在、帳簿価格におきまして、かなり利子がかさんでいるわけですが、この分は鋭意早期に買い戻しということで、鳳土木と建設部を通じて交渉を重ねてございます。そういう状況でございます。

- 15番(穴瀬克己君) 和泉市が府の肩がわりして先に買うてえらい利息がついて損してる、そればかり言うわけではないんですが、この全部がどこかつまみ食いた形で進められてるわけです。岸和田南海線にしても泉大津阪本線にしてもいまだに完成していない。東側1号線しかりです。ですから、1つ1つ具体的に最重点区という感じで、力を振りしぼって1日も早く解決してもらわんと、地域の交通停滞がなかなか解消しないで非常な迷惑をこうむるわけです。

泉大津阪本線もそうです。郵便局の前までやったが、そこから先は買収が終わったのにまだ工事にかかっていない。あそこも交通事故がよく起こるんです。早く信号機をつけなければならぬが、工事がおくれているために信号機がつかない。阪本線にしても、市長の前のところまで買収が済んでるんでしょう。そこまですばっと先にやってしまうような精力的なアプローチをしていただきたい。このことを要望しておきたいと思います。

それから、東側1号線にしてもしかりです。これも築造というか、道路の形態はできてるが、道路になってない。どんどん一般市民はそれを利用してるわけでしょう。この間についても1日も早く舗装し、完全なる道路に完成していただきたい。買収は済んでますよ。これについても、高石線との合流点での交通問題等もあわせて1つ1つ具体的に積極的な形で進めていただきたい。

1つお聞きしたいのは、岸和田南海線で前奈池と放光池がかかるわけです。幼稚園もかかって移転の用地は確保したということですが、幼稚園の移転はいつごろ計画されてるのか。それから、前奈池、放光池の買収に入ってるようにもお聞きしてるわけですが、そこらの状況をひとつ報告してください。

- 管理部次長(逢野博之君) 伯太幼稚園の件につきましては、先ほどからおっしゃってます岸和田南海線の計画街路にかかっておりまして、本年度当初予算に用地買収の債務負担を計上させていただいたわけでございます。その後、新設の用地については、一定の見通しを得た段階で、府の方への譲渡につきましても併行して交渉を重ねてまいり、去る9月24日の財産評価審査委員会におきまして、一定の譲渡価格の承認をいただきました。その後、府の方と契約をいたすべく作業を進めております。内容的には、鑑定評価の金額に基づきまして、それ以上の金額でもって府の方との話し合いがつき、早急に譲渡契約を結ぶ段階に至っております。

以上です。

- 15番(穴瀬克己君) 移転の計画年度はわかりませんか。

- 管理部次長(逢野博之君) 新園の建設は旧園との関連がございまして、旧園を府に買い上げていただくのと、補助金の関係がございまして、その辺は財政当局と十分協議を詰めながら、府の方から歳入があった段階で検討してまいりたいと考えております。現段階では一応、予定どおり、57年度中に何とか建設したいということでございます。

○ 建設部長（逢野一郎君） 前奈池、放光池につきましては現在、計画道路にかかっているわけでございます。しかし、水利権もございまして、買収に際してはかなり年月がかかるという形で、正式には交渉には入っておりませんが、非公式にそういう形の意向打診は行っている経過がございます。現在のところ、正式には申し入れは行っておりません。

○ 15番（穴瀬克己君） 細かいことをずっとお尋ねして恐縮でございました。全体的に都市計画道路が非常に脚光を浴びてきているのは事実でございます。空巷の中でも地域整備という観点からも、この都市計画道路については、本当にこの数年の間に全力投球で進めていく事業だと思ってるんです。そういう意味からも、各路線とも一定の目標を定めながら鋭意努力をしていただきたいと思います。いろいろ地域問題等が頻発、交通公害問題から買収にからむ諸条件の問題が起こってまいりますので、逐次、各委員会等で進捗状況を御報告願えるよう要望しておきます。

以上で終わります。

○ 副議長（田中包治君） それではお諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御意議ありませんか。

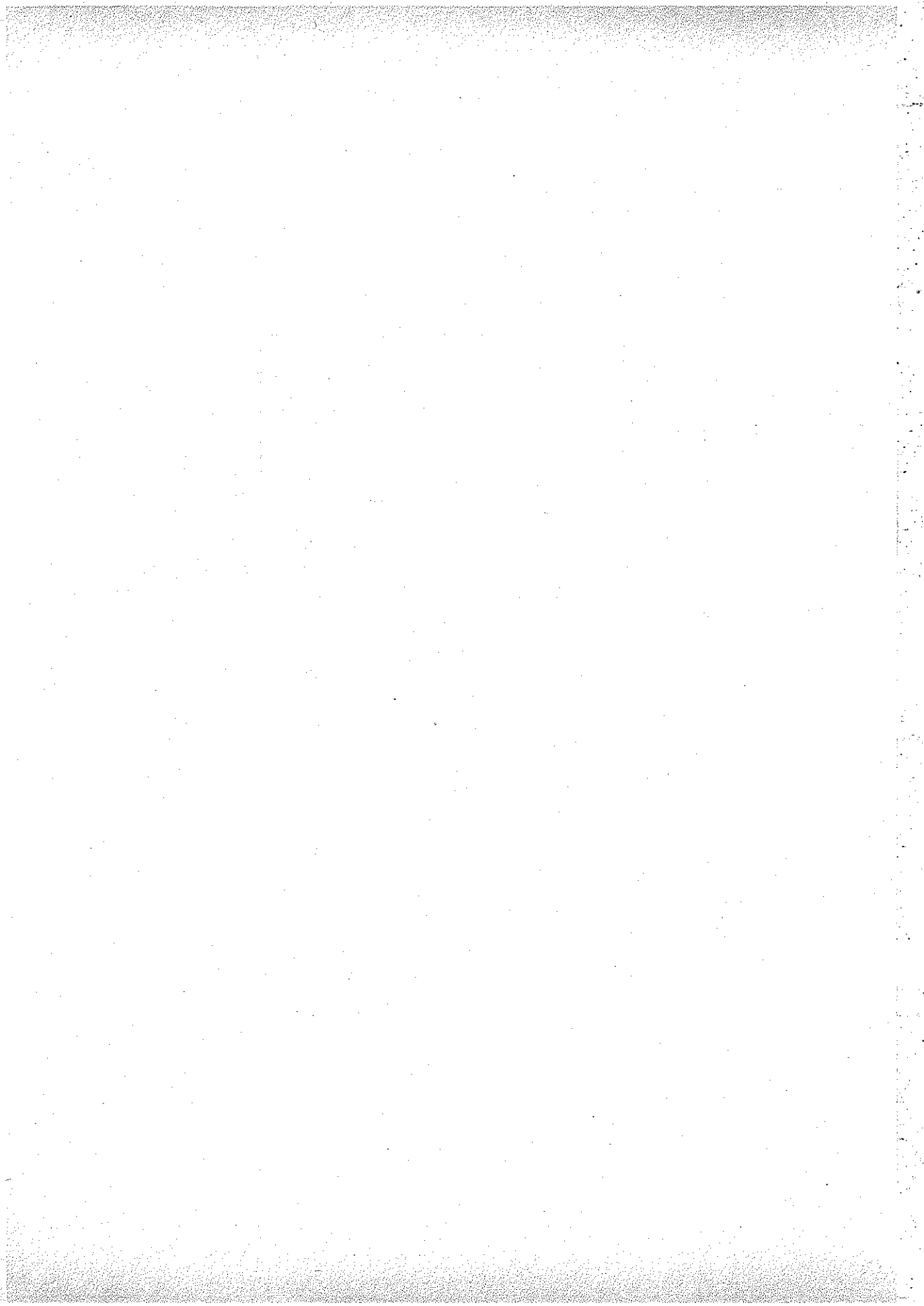
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。長時間どうも御苦勞さんでございました。

（午後4時34分散会）

第 2 日



昭和56年9月30日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 若 浜 記久男 君 | 17番 橋 本 佳 行 君 |
| 2番 竹 内 修 一 君 | 18番 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 田 中 包 治 君 | 19番 大 谷 昌 幸 君 |
| 6番 三 井 正 光 君 | 20番 出 原 平 男 君 |
| 7番 勝 部 津喜枝 君 | 21番 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 原 重 樹 君 | 22番 飯 坂 楠 次 君 |
| 10番 天 堀 博 君 | 23番 田 中 昭 一 君 |
| 11番 成 田 秀 益 君 | 25番 奥 村 圭一郎 君 |
| 12番 横 田 憲治郎 君 | 26番 仁 井 明 君 |
| 13番 並 河 道 雄 君 | 27番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 15番 穴 瀬 克 己 君 | 28番 貝 淵 博 治 君 |
| 16番 赤 阪 和 見 君 | 29番 藤 原 要 馬 君 |

欠席議員(1名)

- 9番 直 村 静 二 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池 田 忠 雄	同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 稔
市助	坂 口 禮之助	市民部長	富 田 宏 之
収入役	中 塚 白	市民部次長兼 福祉事務所長	中 川 鉄 也
参与兼市長公室 参事事務	西 川 喜 久	産業衛生部長	広 岡 史 郎
参与	林 德 次	産業衛生部次長	角 谷 泰 夫
秘書広報課長	石 本 博 信	産業衛生部次長(商工担当)	青 木 孝 行
財務部長	麻 生 和 義	建設部長	逢 野 一 郎
財務部次長	北 野 敦 雄	建設部次長兼 土木課長事務取扱	吉 田 日 出 男
財政課長	大 塚 孝 之	都市整備部長	浅 井 隆 介
同和对策部長	橋 本 昭 夫	都市整備部理事	西 川 武 道

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部次長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	西川武雄	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長	前田守正	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長	藤原光夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会計課長	赤田偉信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員 員	久光喜多男
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井洋
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平野誠蔵	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
教 育 委 員 長	堀内由延		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第8回定例会議事日程

(9月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時開議)

- 議長(貝淵博治君) 連日の御出席、恐縮に存じます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員などの氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席の届け出ある議員さんはございません。直村議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思われます。現在、22名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君) 日程第一「一般質問」を行います。13番、並河君。

- 13番(並河道雄君) 通告順に従って質問の要旨のみ述べさせていただきます。

老人福祉行政について。わが国はいま、高齢化社会に向かって超スピードで進んでいます。昔から老人はいた。しかし、老人問題が社会問題にならなかったのは、子供夫婦に依存して生活することができたからである。この子供が年老いた親を扶養することは親孝行と言われ古くから美風とされてきた。しかし、最近では核家族化あるいは産業間の移動、地域間の移動によって必ずしも昔のように容易ではなくなっている。これは子供夫婦が親不孝になったのであろうか、それとも工業化及び都市化を特徴とする近代社会の所産としてやむを得ないことなのだろうか。

問題は、高齢化社会が急激に起こっているためにあらゆる対応策というものが後手々々になり、間に合わないという面がやむを得ず出てくるであろうということです。本市においても65歳以上の人口が約6,600名、寝たきり老人が約300名、ひとり暮らしの老人が約3,30名、60歳以上の人口になると実に1万名おります。老人対策については、議会ごとに要望もしてまいりましたので、その後の経過、進捗状態等をお答え願いたいと思います。

1点目に、人材シルバーセンターについて。これは昨日答弁がありましたので、重複するようでしたら結構ですが、何か補足説明があればしていただきたいと思ひます。2点目に入浴サービスについて。3点目に福祉電話の設置状況。4点目に寝たきり老人の短期保護について。5点目に看護婦による訪問看護について。6点目にひとり暮らしの老人への牛乳の無料サービスについて。7点目にホームヘルパーについては、有料にしてでももう少し対象範囲を広げることはいか。いま、最も解決が迫られてるのは、低所得者層と紙一重のお年寄りの問題である。8点目、老人と同居する場合の建て増し等の場合、市として低利で貸付制度を考へてはどうか。

次に、国の行政改革に対して本市としての今後の取り組み方について、行政改革が問題になっているようだが、市も府を通じて何らかの指導がなされると思うが、市はどのように受け取るか。本市行政の効率化を図るためには、何と云っても最大のポイントは人件費の適正化であろうと思ひます。人件費の適正化となると、職員の数が当然問題になってくるわけですが、住民サービスを充実強化しよるとするならば、職員の増員はやむを得ないのではないかという見方もあるわけですが、しかし、また同時に、本市の財政環境が非常に厳しいことを考へると、市民サービスを高めるといふ目標は高く掲げつつも、それにかかわる職員数はなるべく少なくして効率化を図っていくことも必要ですが、本市の職員数に対してどのように考へているのか、次の点をお答え願ひたい。

①本市の職員数は適正と考へているのかどうか②今後の採用予定③職員採用の際、議会及び庁内での協議をしているのかどうか。人事課が先行しているということはないか。

次に、国保の件ですが、膨張する一方の医療費の抑制が大きな問題になっているが、医療費通知を実施している市町村では、1人当たり医療費が年間4,000円近くも少なくすんでいふことが厚生省調査でわかり、医療費通知については、厚生省は昨年からは政管健保とともに、被扶養者以外の一般国民が対象の市町村国保でも医療費通知を実施するよう指導しているが、医療費通知の効果がはっきり出たことで、本年度は全市町村が完全実施するよう強力に行政指導する方針のようですが、本市としては、この点どのように考へてゐるのか、お答え願ひたい。

幼児教育について。保育所と幼稚園を比較した場合、アンバランスで不公正な点が多々あるように思ひます。幼稚園に比較して保育時間が長いということで保育所へ預けたいという希望がどうしても強く、幼稚園児が減少の傾向にあるようですが、この点はどのようにお考へか、お伺ひします。

また、幼稚園児についても2年保育を実施してはどうか、この点もお答え願ひたい。

また、保育時間、保育年数等も考へて幼保一元化を実施してはどうかと思ひますが、この点も理事者の考へをお聞かせ願ひたい。

以上、答弁によっては再質問させていただきます。

(議長退席、副議長着席)

○ 副議長(田中包治君) 理事者答弁

○ 市民部次長(中川鉄也君) それでは、ただいまの老人福祉行政関係についてお答え申し上げます。

まず、第1点の高齢者に関する諸問題についてでございますが、シルバー人材センターについては昨日、私の方から原議員さんの御質問に対して答弁させていただいたわけですが、基本的にはそういう中身であるということで、御了解願いたいと思います。1日も早くシルバー人材センターもしくは高齢者事業団、名称等についてはもっともっと検討しなくてはいいませんが、1日も早くこれらが実現するよう取り組んでいきたいと考えております。

第2点目の入浴サービスでございますが、市によれば、そのために特別養護老人ホームに付設したディナーサービスとか、そういうものも進んでやっているわけですが、当市の場合はいまのところ、そこまでいっておりません。入浴サービスとして現在、当市が行ってるものについて御報告させていただきたいと思います。

まず第1点は、特別養護老人ホームの唐国園あるいは府立の光明荘、これらの浴室が寝たきり老人も利用できるということで、在宅の老人も御希望があれば当然、家族も一諸に行ってもらうこともあります。現在、利用していただいているというのが第1点でございます。

第2点は、福祉課の方でポータブル浴槽、簡易なものですが、1台4万円ほどのものですが、これを購入、希望者に貸し出しを行っており、さらに4万円ぐらいのものですから、購入希望があればあつせん等を現在行っております。

3点目の福祉電話でございますが、これについては現在までに10台設置しております。いまのところ、設置の要望は出ておりませんが、要望があれば対処できる体制がございますので、お聞かせ願いたいと思っております。

それから、寝たきり老人の短期保護については、市政だよりの5月号、9月号にも出させていたわけですが、現在、先ほどの老人ホームの唐国園、光明荘に依頼しておりますので、原則として7日以内、1日に1,200円の費用等が必要ですが、御希望があればあつせんしたいと思います。5月、9月号の市政だよりに出しておるわけですが、希望者はいまのところ出ておりません。

それから、医療ヘルパーですが、これについては、本年度当初、2人でスタートしておりましたが、9月に1名増員して現在、3名のヘルパーが53世帯の寝たきり老人の家を回っております。53世帯というのは、それぞれ医療ヘルパーが実態調査を行った結果必要であると認めたも

のでして、さらに御希望があればその時点で検討していくということでございます。

次に、牛乳等を独居老人に配布してはどうか、ということですが、現在、ヤクルトというのが「愛の一声運動」ということでやられとるわけです。業者の方も見えて実際検討もしておるわけですが、財政的な問題など、老人にとってヤクルトとか牛乳は好ききらい等の問題もあると聞いておりますし、今後、現に実施している都市の状況等を研究していきたいと考えております。

それから、ホームヘルパーでございますが、議員さんの御指摘のとおり、低所得者ということに限られてるわけです。先ほど御提言の中では、有料制も含めて、ということですが、われわれも市の職員としてのホームヘルパーのかっこうでいいのかどうか内部で検討しております。むしろボランティアとして、社協が中心となってやってかなり成果を挙げてるところもあるということ聞いております。したがって、有料制を導入するかどうかは別として、今後、ホームヘルパーのあり方については十分研究していきたいと考えております。

最後の独居老人に対する居宅の改造に伴う貸し付けでございますが、現在、厚生省の事業としてやってる老人の居宅の整備資金貸付事業というのがあつたわけなんです。現在、貸付限度額が110万円、金利が年3%と非常に低い制度でございます。大阪府にもいろいろ聞いたところ、最近、利用者がかなり減つてるといふ実態で、これをどんどん利用していただいたらどうか考えるわけです。

簡単ですが、老人福祉関係の御答弁を終わらせていただきます。

○ 副議長（田中包治君） 次。

○ 人事課長（稲田順三君） 第2点目の人事関係についてお答えいたします。

最近における地方公共団体の給与に対する世論並びに国、地方を通じての行政改革が緊急課題とされております。そういう諸事情にかんがみまして、大阪府市長会において一定の申し合わせを行ったわけでございます。それにつきましては4点でございます。第1点目として初任給の調整問題。それから渡り制度の調整問題。3点目は期末勤勉手当の調整問題。4点目は人勸等の給与適正化——の申し合わせを行っております。これらにつきましては今後、いろいろと鋭意協議を行っていききたいと考えておるわけでございます。

第2点目の職員数の問題ですが現在、1,667名の定数がございまして、これは府下では100人当たり1.38人で3位の上位を占めております。過去、事務職と技術職につきましては9位という。これもある程度上位に位置づけされてる現実です。

そういう中において、基準のある保母、幼稚園、調理員さんにつきましては、一定充実していきざるを得ないという考え方に立っておりますが、事務職等につきましては、今後も含めて引き締め基調で進んでいきたいと考えております。

それから、採用問題につきましては、今回、14名の採用を行います。保母が8名、南池田の

増設による補充として4名と退職者3名を含めて計8名でございます。土木の2名につきましては、昭和50年度以降、土木の技術職員は採用いたしておりません関係上、退職者を含めて補充していきたいと考えております。電気技術者1名、これは水道部の上水道には電気設備の専門的知識が必要なものが多く、この維持管理を図るために1名採用していただきたい。消防職については8名、これは消防組織充実のためでございます。

それから採用の問題で、人事課の選考という問題をおっしゃいましたが、恐らく一次試験の採用問題を言っておられると思いますが、この問題につきましては、一次試験を公表することはプライバシーの問題もあり、非常に困難性があると考えておりますが、本人の希望があれば、本人の成績なり順位を公表していきたいという考え方に立っております。

以上、簡単ですが、答弁にかえさせていただきます。

- 副議長(田中包治君) 次。
- 保険年金課長(谷上徹君) お答えいたします。

医療費通知については、すでに新聞紙上等で報道されておりますように、富士見病院等を初めとする医療機関の乱診乱療というような診療事件をきっかけといたしまして、厚生省も監視強化等の方策を打ち出す一環として、医療費を被保険者の方々に通知することとなったものでございまして、本市においても、本年3月、昭和55年12月診療分の医療費通知を実施したものでございます。

この実施内容でございますが、12月診療レセプト2万枚のうち16.4%、3,300件を無作為抽出、実施したものでございます。また、本年度においても医療費通知を実施いたしまして、医療費の適正化を図ってまいりたいと存じております。本年度につきましては、9月診療分を12月に実施する予定でございます。

また、その効果でございますが、医療費通知を実施いたしましたことによって幾ら医療費が節減できるかという測定が非常に困難でございます。しかし、医療費通知実施後の各月の医療費を前年同月と比べますと、その伸び率が低下いたしております。このためにその効果はあったものというふうに考えてございます。

以上でございます。

- 副議長(田中包治君) 次。
- 教育次長(松本弘文君) 8点目の幼児教育についてお答え申し上げます。

本市の公立幼稚園の園児数の実態を申し上げますと、現在、在園幼児数は631名でございます。収容定数1,080名に対する割合は58.43%でございます。この数字だけを見ますと、収園率はかなり悪いということになります。しかしながら、この傾向は全国的な出生率低下の中で

どこの市におきましても同様でございまして、本市の私立幼稚園13園の合計定員に対する本市在住園児の収園率は67.17％となっております。

また、本市の市立幼稚園の定数を学級数で言いますと27学級でございまして、この定数の1,080名というのは、この27学級に幼稚園の設置基準に示されておる「学級の幼児数は40人以下を原則とする」という中の最高40人を乗じて出てきた数字でございまして、学級数は27学級のところ現在、23学級が充足しております。したがって、国府、伯太、南池田、横山の4園におきまして各1学級、計4学級が空きを生じているにとどまっているのが実態でございまして。

定数を大きく割ってる実情から、4歳児の2年保育の受け入れについては、以前から本議会におきましても大谷議員さん等からも御指摘を受けてきたところでございまして、本市の幼稚園規則にも「定数に満たないときは、学齢前2年の幼児を入園させることができる」とございまして。議員さんの御意見ごもっともと存じます。ただ、これを実施することになりますと、幼稚園の設置基準では、「学級は同じ年齢で編成しなければならない」となっております。しれがって、4歳、5歳児の混合保育はできないことになりまして、全市的には実施できないことになるわけです。先ほど申し上げた4園で1学級のみ受け入れにとどまることになりまして。加えまして、先ほど申し上げましたように今日、幼児数が著しく減少傾向にある中で、私立幼稚園でも定員が確保できない中で競争の問題もございまして。今後、これらの問題につきまして検討し、十分精査してまいりたいと考える次第でございまして。

また、幼保一元化の問題でございまして、この問題につきましては、去る9月14日に行政管理局の厚生省に対する勧告におきましても見られるように、非常に重要な問題でございまして。しかし、これに対し、御存知のように去る7月15日に幼保懇談会が開かれまして、その報告によりますと、幼稚園は学校教育施設であり、保育所は児童福祉施設でございまして。したがって、目的、機能を異にし、それぞれ必要な役割を果たしてきている以上、簡単に一元化が実現できる現状ではない。と述べておられます。このような制度上の困難さの中ではございまして、御意見を体しまして、幼稚園、保育所の共通する面を拡大していく方向で検討してまいりたい。かように考える次第でございまして。

- 13番（並河道雄君） 最初に人材シルバーセンターの件ですが、昨日も話が出ておりましたが、今回、私ども公明党の方で独居老人の実態調査を行いました。府下全市、大阪市の場合区までですが、もちろん和泉市も含んでですが、その結果によりますと、52.6％の人が仕事をしたいというデータが出ております。老人の生きがいというのは、仕事を持ちたい。社会に何か役に立っていると感じたときが1番幸せだというデータが出、82.8％の人が現在、仕事をしていないわけです。その中で無回答の人も十数％おりますし、正味働かなくても生活できるという人は33

％、それ以外の人は何らかの形で仕事を持つか、収入源を考えなくては生活ができないという実態です。

老人シルバーセンターの件は、これは金もうけだけが目的でなく、老人に生きがいを与えるために各市でも実施されております。和泉市の場合はまだ準備段階にも入っていないということで、先ほどの御答弁では1日も早くやりたい。ということですが、具体的にはどの辺をめどにおっしゃってるんですか。私もできるまで言い続けたいと思いますので、ここではっきりした御答弁をいただきたいと思います。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 現時点では、来年度中というお答えしかできないわけです。これは市も当然ですが、老人クラブとか商工会、社会福祉協議会、民生委員協議会、その他の諸団体の協力を必要といたしますので、それらの団体の合意というか協力を得る中でやっていくわけです。われわれの方針では、時期はいつか、と言われても来年度中、というかここの御答弁しかできないということでお許し願いたいと思います。

○ 13番（並河道雄君） 来年度中には必ずやっていただけますね。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 現在、そういう決意をしております。

○ 13番（並河道雄君） そろそろ準備にかかっていたきたい。これは福祉問題ですので、市を挙げて取り組んでいただきたいと思います。中高年層の採用が一般の企業でも合理化でむずかしいと思います。ただども、企業だけから仕事を求めるんじゃなく、たとえば一般家庭でも植木のせん定とか芝生を摘んでほしい、ここのたなをちよつと直してほしいとかの要望が必ずあるわけです。商売人に頼めば非常に高いお金を取られるということで、人材センターのようなものが市役所にあればそこへ届けておき、お年寄りに見合った仕事であればできるという需要供給の関係で必ずあると思う。そういう事務局というものを設置さえしておけば、必ずお年寄りの仕事はあると思いますので、前向きに取り組んでいただきたい。前向きに取り組まなくてはいつまでたってもできないと思いますので、今後の問題として、必ず来年度中には実現できるよう前向きに考えていただきたいと思います。

2点目の老人の風呂の問題ですが、以前からずっと申し上げておきまして、浴槽車とかいろいろなことを申し上げました。なるほど予算面などありましてなかなか実現しにくいわけですが、ポータブルの浴槽4万円ですか、貸し付けとかいろいろ考慮していただいております。この独居老人の76.6％が家に風呂がない。その中で私どもが大阪府下全市、和泉から衛星都市すべて漏れなく対象に70歳以上の老人について調べたデータでこの前もやったんですが、前は78.1％これは5年前でして、今回は76.6％の人が風呂がないということで余り改善されておられません。

老人の風呂好きは有名ですが、特に日本人は風呂に入るのを1番の楽しみにしています。その

人たちが一番困ってる問題は、病気とか体が不自由なこと、寝たきりの人になれば9割の人が自分で風呂に入れない。そういうふうなデータが出ております。ポータブルの浴槽4万円ということですが、できればもう少し安く、また、無料でそういう困ってるお年寄りが風呂に入れるよう、何とか前向きに考えていただきたいと思います。

3点目の電話の問題ですが、現在、10台設置されてるという答弁でしたが、他の65歳以上の人口6,600ぐらいの市、池田、箕面、松原などでは、それを大幅に上回る福祉電話が設置されてるわけです。まだまだPR等で不定して、そういうものを知らない人がたくさんおるわけです。福祉の一番のウィークポイントは、申請制度等があっても、その説明がなかなかない。一般の人で知らん人が多いわけです。広報等で説明されておりますが、もう少し困ってる人に何とかPRしてやってもらいたい。緊急時の連絡方法、どういう方法で知らせるかという、電話と答えたのが77.8%おるわけです。緊急時は電話しかない。家に電話がなかったら公衆電話という形になるので、どうか困ってるお年寄りに福祉電話が早くつくようにもっと前向きにPRしていただきたい。

それともう1点、これまでで災害時におけるひとり暮らしの老人対策ですが、何らかの形で考えておられたらちよっとお伺いしたいと思います。

○ 市民部次長(中川鉄也) 災害時の対策、現在、まだ充実しておりませんが、民生委員さんと老人クラブそれぞれ別個の組織でやってもらってるわけですが、老人友愛訪問ということで独居老人、寝たきり老人の家庭をときどき回って、各地域の民生委員さん、老人クラブの役員さんは実態を把握していただいているわけです。もし、災害時ということになれば、そういう方々から励ますなり情報をつかむなりというかっこうでやっていただけると思っております。

○ 13番(並河道雄君) ちよっと答えが気に入らんわけです。民生委員とかそういう人は、いざという場合役に立つかもしれませんが、ひとり暮らしの人は、だれも身寄りがないからひとり暮らしです。福祉電話とかいろんな形で事故のときに救済せないかん。たとえば急に事故が起こった場合、子供とか近所の人たちに、とかデータが出ておりますが、緊急時にこれらの方々を早急に助け出す方法について、市として人ごとのように考えると、前回の答弁でも民生委員さん、という声が出ましたが、やはり市の福祉として、3百数十名の独居老人がおりますので、その点を早急に考えていただきたいと思います。

4点目の短期保護の問題、1,200円という形でやられております。寝たきりの期間が3年未満が44.5%、3年以上10年未満40%10年以上の寝たきりが13.2%とかなり長期化してきておりますので、1,200円で預かってあげるということですが、家族が出産とか病気とか事故に遭った場合、たちまち寝たきり老人を救済する方法がなくなりますので、この点ももう少し

前向きにやってもらいたい。1,200円でいまのところだれもおらない。と言っていました、現時点ではないわけですか。

○ 市民部次長(中川鉄也君) ございせん。

○ 13番(並河道雄君) 5点目の訪問看護の問題ですが、老人に対する医療不足というものが著しいと思います。医療費無料化ということで、いろんな形で自分たちで自主的に検診を受ける。お年寄りの自分自身で健康を守り管理するという。意識、知識は深まってきていると思います。約30%の人が、自分は病弱である。と答えてるわけです。前から無料の訪問看護をやってほしい、と言っておりますが、本市はどのようにお考えですか。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 老人の健康管理については、1つは毎年の9月の敬老月間に60から64歳、それから、65歳以上の方については、健康診断等の通知を市の方から、もちろん無料ですが、それを差し上げ、さらに市の広報でPR、老人クラブ等を通じて健康診断を受けるようお願いしてるわけです。現在のところ、受診率は決して高くなく、10%強という現状です。そういうことで常日ごろ、健康管理には老人みずからも早目に把握してほしいということで老人クラブをお願いしてる現状でございます。

それから、医療関係については、寝たきり老人の家庭には実態調査をやらせていただき、現在、53世帯に医療ヘルパーを派遣しております。いままで2人でしたが、看護婦の資格を持つ人ですが、9月からもう1名増員し、現在3名で53世帯を回って、寝たきり老人あるいは家庭の方に医療指導を行ってるということでございます。

○ 13番(並河道雄君) 6点目の一声運動、前回も言いましたが、これは牛乳を無料配達してはどうか、と言いましたが、何も牛乳が好きとかきらいとか、ヤクルトも好ききらいはありますが、一番大きな私のねらいは、たとえば牛乳を配るときにひとり暮らしの人に声をかけていく、そういう面で言いました。だから、牛乳がきらいならミルクコーヒーでもいいし、ヤクルトがきらいなら飲まなくてもいい、極端な言い方だが、そういう方向で考えてほしいわけです。ひとり暮らしの老人の事故が未然に防げたらいいということで申し上げたわけで、牛乳がどうか栄養がどうか、おっしゃる趣旨はちよつと違う。その点ちよつと申し上げておきます。どう考えておられるのか、まだ現段階では300名足らずのひとり暮らしの老人しかいないので、予算もそう高額な費用にならないと思いますが、その辺のちよつと見解をお聞きしたいと思います。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 牛乳は具体的な検討はしておりませんが、ヤクルトは業者の方がお見えになって若干検討したこともあります。ヤクルト側は、かなりパンフレットではいいことをどどん買っていただけですが、実際にやってみる市の状態をちよつと聞くと、必ずしも宣伝ほどの効果をあげてないということも聞いております。そういうことですので、やる限りはか

なりの実績、成果をあげることが必要だと思いますので、もっともっと検討させてほしいと思っております。

- 18番(並河道雄君) 貝塚でもやっております、そこに私どもの議員もおりますいろいろな問い合わせたところ、成果はあがって喜ばれてるという答えも聞いております。
- 次長の答えを聞くと、全部おりまへん。成果はあがってまへん。やる気のない否定ばかりです。それではいつまでたってもできないと思いますので、やろうという前向きの姿勢を前提に進めないといつまでたってもできまへん。ヤクルトはほかの市へも積極的に行ってます。もうけることだけを主体にやれば、市の責任者として、それではいかん。と市の趣旨を伝えていけばいいのであって、声をかけなかったら、声をかけてくれと言えばいいのであって、その辺も考えてもう少し前向きに取り組んでいただきたいと思います。

7点目のヘルパーの問題ですが、病気になったりしてヘルパーが必要になるのは非課税世帯だけとは限りません。特別の高額所得者の場合は別として、やはり対象の枠をもう少し広げてほしいというのが一般市民の要望ですので、今後とも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

8点目の件ですが、これも余り借る人はおりまへん。ということですが、私はせやないと思えます。家を建て増したいという要望は老人だけでなく市民にたくさんあります。ところが、利子が高いとか借る条件があつてなかなか建て増しができない現実です。まして、お年寄りを引き取って一諸に住みたい。そのために家を増築したいという希望を持っておられる方はたくさんおると思えます。だから、余り借り手がおりまへんね。と言わないで、もう少しその辺を考えて前向きに現在、取り組んでもらいたいと思えます。おりまへんね。というのは、どれぐらいの数字を対象におっしゃってるんですか。

- 市民部長(中川鉄也君) 先ほど申し上げましたように、厚生省の事業として現在、大阪府の老人福祉課がこの貸し付けを行っております。56年度で1億3,200万円の子算が予定されておりますが、54年度ぐらいの実績では、7,400万円程度しか借りられてない。かなり余裕があると聞いております。したがって、御希望がございましたら、この資金のあっせん等をやらせていただきたいと思います。

- 18番(並河道雄君) そういう制度は知らないという人がおると思えます。市としてもPRの足らん場合はもっとPRし、そういう要望があつた場合こういうものがあるということを経営的に指導していく形でお願いしたいと思います。

老人問題は以上で終わります。

それから、市の職員の問題ですが、いろいろ初任給とか渡り制度とかラスパイレズ指数とか、いろんな形で公務員の給与が問題になっております。この件は労働組合との話し合いもあります

ので、議会で私がこの給料は高い、とか言う気持はないわけです。

ただ1点、職員の数は確かにおっしゃるように府下3位、人口比からおっしゃいましたが、かなりの職員がおるわけです。今回も若干募集するわけですが、議会には総務委員会とかございますが、そういうところを通してある程度説明がなされてるのかどうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

- 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げたいと思います。

総務委員会には、説明はいたしておりません。判断といたしましては、これは一般の通常の業務であるという考えに立っておりまして、職員の採用に至るまでには、やはり事前に退職者等も把握し、特に関係する部課長とのヒアリングもいたしてございまして、その結果において人事当局で一定の考えをまとめ、庁内で設置されてる最高機関の幹部会に採用の理由あるいはまとめた結果の説明をいたしましてその場で可否判断をお願いし、採用する場合にはその場所で決定踏み切ってまいっております。所管する総務委員会には、説明はいたしておりません。

以上でございます。

- 13番（並河道雄君） ちょっと採用の件で余り言いたくないんですが、今回も若干名募集いたします。いま、公務員というのは、一般市民には高嶺の花とかあこがれの職業になってるわけです。本当かどうか追及する気はないんですが、かなり有力な方から聞いれんですが、採用試験で友だちが採点したらしい。2人で片方が60点、もう1人が80点という結果が出たが、採用通知をもらうたら、一次試験では60点の方が合格やったということを聞いたんです。

そういうことがあるのかないのかを聞いてるわけやないんですが、ただ、市民にとっては、公務員の試験に合格したいという一念で一生懸命夜も寝んと勉強してる人もおる。民間企業の門は不況の嵐によって影響を受けやすく門が狭い。安定した公務員ということで非常にそれを望んでるわけです。一次試験の可否は、本人が聞きに行ったら全部公開できるわけですか。先ほどの答弁ではそうおっしゃってましたが、ある程度の歯どめをかける必要もあろうか、どの辺までできるんですか。

- 参与（西川喜久君） 私からお答え申し上げます。

あくまでも、その点は厳正にやっておりますので、そのような事実はございません。先ほど人事課長から申し上げましたように、もし、自分で採点した60点の方が合格し疑問があったというお話でございましたが、いままでからも今回も、お2人が来ていただいて60点であったか80点であったかを確認していただきたい。かように考えます。

- 13番（並河道雄君） 本人の希望があれば公開していただけるということですね。
- 参与（西川喜久君） はい。

○ 13番(並河道雄君) それから国保の件ですが、先ほど課長から御説明がございましたが、医療費の通知制は昨日の一般紙にも載っておりましたが、お医者さんがもうけ過ぎてるというか、乱診乱療の傾向にあることは事実で、私たち患者として、あそこのお医者さんは高い、安いというのは、大根やなすを買うようにはわかりません。そういう面から見て、医療費を通知することによって防げるんやないかと思うわけです。

それと、先ほどの答弁では、具体的にはなかなか調べにくいということですが、いろいろ方法を講じたら、実際に医療費を通知することによって効果があがってるかどうか調べられるんじゃないか。たとえば大阪府下でも医療費を通知してない市もあります。本市は通知してるということですが、大阪府下で全体の医療費の平均をとれば、うちは医療費を通知していけば1人当たりの差が出てくる。それでデータができますと思いますので、医療費通知はやるべきだと思いますので、今後、本市として国保の財源もあり、これをやった方が成果があがると思いますが、今後ずっと続けてもらえますか。どうですか。

○ 保険年金課長(谷上徹君) 医療費通知の効果でございますが、医療費というのは、その地域、地域によって受診の機会の容易なところもあり、また、それ以外のところもございます。また、病院など医療機関における技術差によっても差が出てきます。そういうわけで、医療費を通知したために何円、何円の減額になったかというのは、どういう方法をとっても現実には出てきません。ということは自然増もあり、そのときどきの疾病の発生状況にもよります。今年度 低くなったのは、全部が医療費通知の効果ということで出てこない結果でございますので、その点御了解いただきたいと思ひます。しかし、全体的な面から見ると、受診件数、1人当たりの費用額などいろんな面から見ますと、去年よりこれだけのものが減ってるという面も出てまいりますので、その点で御勘弁願ひたいと存じます。

また、医療費通知につきましては、府の指導、厚生省の指導もございまして、今後、当市としても機会あるごとにやっていきたい。そして、市民の方々に医療費そのものの認識を深めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 13番(並河道雄君) 以上で大体終わりますが、最後に、市長からいま行政改革が非常に問題になっている折から、本市としてどのように取り組んでいくか。見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○ 市長(池田忠雄君) 先ほどから担当の方からいろいろお答えさせていただいてるわけでございます。行政改革は現状、1つの政治問題となり、1つの大きな焦点となっております。去る24日から国会も関連する行革国会というものが開かれ、特別委員会も設置されたやにお聞きをいたしておるわけでございます。これは入るをはかって出るを制する。あるいは行政を改革する

ということは、私は必然的なことであろうと存じております。

ただ、本市といたしましては、過去58年度より再建団体転落寸前という中で、議会の御協力をいただきつつ着実な財政再建を行ってまいっております。その成果として一応、単年度黒字が出ていながらも、まだ予断を許さない現状でございます。言わば、国の行政改革の本市における独自の行政改革でもある。私はこのように存じております。皆様方の御協力をいただきつつ進めてまいったわけでございます。

ただ今回、臨調の一次答申は、いま、国が行ってる施策の中で大きな赤字があり、これを緊急的にどうすべきか、といったことでそれを受けての緊急な言わば瀬戸際に立ってのいまの行革国会ではなかろうか。臨調は、21世紀をにらんで行政改革を進め、いかに日本の国が国際情勢の中で生き抜いていくかが正しい臨調の精神ではないか。行革はそういうものにつながり、その走りがいま瀬戸際の当面のことだけ国会で論議をされている。私はそのように感じております。

私たち市長会としても、行革は一定やらなければならないと評価しておりますが、安易に地方自治体に大きな負担となって転嫁され、住民に大きな負担となって強いられるとなると、これは全国市長会なども結束して国に提言をしていかなければならない問題ではないか。このように存じておるわけでございます。

いまのお尋ねでございますが、本市としても住民の立場に立って、いかにして出るを制し入るをはかっていくか、最少の経費で最大の効果をあげていくかが大きな課題であり、これから取り組んでいかなければならない問題点であろうと存じております。国、府の動向、国会の動きなどいろんな点をにらみ合わせながら本市として対応していかなければならないと存じております。非常に大きな問題であり、差し迫った国の動向、国会の動き等を考え合わせながら本市なりにもある程度の取り組みをしていかななくてはならない。かよう考えておりますので、議員皆様方の御指導、御協力をひとえにお願い申し上げます。行政改革は大きな問題でございますので、本市なりのとらえ方の一端を述べて御答弁にかえさせていただきます。

- 13番(並河道雄) 最後の幼保一元化問題ですが、御答弁のように、なかなかいまずぐは実現はむずかしいと思いますが、いろんな形で出生率の低下等によって幼稚園児が減ってるが、保育園は入れない状態が続いてるわけです。その辺も含めての幼保一元化ですので、実現に向かって前向きに考えていただきたいと思います。

それから、ちょっと一点お伺いしたいんですが、幼稚園児が減ってきた場合、幼稚園の職員さんについてどのように考えていかれるか。また、嘱託の保母さんがおられますが、これについては本採用しないのかどうか。

- 教育次長(杉本弘文君) 幼稚園児数の減少に伴う先生の数の問題ですが、先ほど申しました

ように現在、681名、23クラスでございますが、教員数は45名でございます。この内訳は、園長が8名、教頭が現在4名、あとの不足の4園は、教頭の代行できる先生を配置いたしております。学級数からいたしまして先生が28名、その他障害者に対する加配等もございまして、現在の実態から見まして、先生の数が多いとは考えておりません。

しかし、御指摘の園児数の減っていく中でのことでございますが推計を見ても、昭和60年までには学級数が3学級の減が見込まれてまいります。これにつきましては、退職される先生、また、障害者の加配等も考慮する中では、現時点では先生が余るという見込みはいたしておりません。

- 市民部次長（中川鉄也君） 嘱託という名称の保母は現在雇用いたしておりません。ただ、臨時保母ということで、正規の職員が病気休暇あるいは産前産後の休暇、一時休暇を取った場合の臨時の保母として現在、採用しております。

それから一部、保育時間を延長してる保育所では、パート保母を採用しております。これらの人は当然、正規職員が出てくれば本採用はできませんし、パート保母についても同じ考えでございます。

- 13番（並河道雄） 最後に一点だけ、幼稚園児が減少する中で保育園児のゼロ歳児とか低年齢の子供を預かってほしいという希望のお母さん方がふえてきております。当然、勤めに出ないかん状態ですので……。そこで、保母さん1人で8歳未満児は何人預けられるようになってるか。

それともう1点、保育時間の延長がいろんなところで問題になっております。というのは、6時が一番長いですか。早いところでは5時半で終わってしまうということでお母さん方が経済的に困った場合勤めに出るわけですが、ちょっとしたパートか内職ぐらいしかできない。ベビーホテルとか無認可の保育所がいろんな問題になってますが、かなり遅くまで無理を聞いてくれるので、そういう無認可のところへ預けるという人もおります。そこで、保育時間の延長を考えておられるかどうか、ちょっとお伺いいたします。

- 市民部次長（中川鉄也君） 保母の子供に対する人数ですが、ゼロ歳児は職員1人で3名、1歳児4名、2歳児は6名という基準で現在、運営しております。

それから、保育時間の延長問題ですが、再三、いろんなところで出ておりますが、厚生省の現在の指導といたしましては、1日8時間が原則になってございます。地減の状況によりそれを延長するということで、本市では朝1時間、夕方1時間を延長してるということでございます。これをさらに延長するとなりますと、職員の勤務労働条件等を含めて非常にむずかしい問題もありますので、現在のところ、われわれとしては残念ながら延長はむずかしいという判断でございま

す。

- 13番(並河道雄君) いろんな問題点があり、いますぐは無理だと思いますが、今後の幼稚園との兼ね合いもありますので、保育所の運営には、要望申し上げました点を考えてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

(副議長退席、議長着席)

- 議長(貝淵博治君) 次に、10番、天堀博君。
- 10番(天堀博君) 通告に基づきまして、質問要旨の説明を行わせていただきます。

まず、出張所の拡充についてでございますけれども、端的に第1点目は、6月スタートしておりますので、現時点いわゆる9月末日までの実績としての各取次所での件数、できましたらその中での内容、たとえば住民票は何件とか、非常に細かい問題ですので、主たるものが何かということでも結構ですが、それがほぼ何%占めてるかという点についてもお答え願ひたい。鶴山台、横山農協、南松尾農協のそれぞれについてお答え願ひたいと思います。

2点目は、この4カ月間における問題点あるいは改善点はどうかという点で、どういうふうにお考えいただいているかをお伺ひしたいと思います。

3つ目は、今回、請願が出る予定となっておりますが、光明台地区での取次所の問題であります。これは請願、その他が出るまでもなく、緊急にやらなければならないとわれわれも考えておりますし、これは光明台団地の入居が始まる以前から陸の孤島になるのではないかとということで、バス問題等もあわせて私もこの点を要望し、質問してきたところでもあるわけです。そういう点から考えましても、この点を緊急に考えていかなければならないと思いますので、どう考えておるかという点をお伺ひしたい。

さらに4点目は、電送システム導入の問題ですが、以前の質問に対する御答弁では、中央丘陵開発にあわせて、というふうに公室長あたりからも答弁をいただいております。先ほどの問題点とも関連するわけですが、この点についても再度お伺ひしたいと思うわけです。

次は、同和行政の実態と問題点であります。同和对策特別措置法は昭和44年に施行されて以来、延長期間を含めて来年3月末、本年度を含めて13年間を経ようとしておるわけです。さて、期限切れを前にして、この間の事業の総括と見直しを図る時期がまたきてるのではないかと考えます。また今後、残事業と言われるものがございまして、政府の対応とあわせて、これは立法化も問題になってくるわけですが、それも含めて検討していかなければならない時期にきてるのではないかと考えるわけでありまして。

そこで、そのすべてにわたって詳細に質問。答弁を願うことは時間の都合もあるので、今回は、事業費のみについて、その財源の内訳等をお伺いしたい。次に、計数的なものを出していただきその中から検討を加えていきたいと考えますので、13年間と言いましても実際には決算見込みの出ている前年度までの12年間と、本年度当初ということにしなければ当初から変更もあり、増額されたもの並びにいろんな事情で実施されていかないものもございますのでとし1年、それぞれ別々に1つは総事業費、いわゆる個人給付等もすべてを含めてこの間の同和対策ということでの事業費が幾らかかったかということをお伺いしたい。

また、そのうちの国の補助金、府の補助金、一般財源、起債のそれぞれの財源内訳ということで、これは12年間ととし単年度のそれぞれについてであります。それから、起債の中で償還分が幾らか、先ほど言った起債の総額、最初からの総トータルですが、それとは別に起債の償還分、その償還分の中でもいわゆる十条指定の分が地方交付税に算入されてるが、その分がこの間で幾らあるのかということも出していただきたいと思います。

それから、57年度以降であります。この場合は今後の法律の扱いの問題をめぐっているいろいろ違ってくると思いますが、このまま延長になり継続されると仮定して環境改善整備事業を中心に残事業が幾らあるのか、できれば年次計画別にそれぞれ出していただきたい。いつまでに終わるのかということでもあります。この中には、いわゆる個人給付その他を含めるとややこしくなるので、環境改善整備事業というふうなものに限りたいと思います。それと、先ほど言った事業費の財源内訳も同時にお聞かせ願いたいと思います。

それから、国、府、一般財源、起債の予定、財源の内訳、こういうものをお聞かせ願いたいのと、さらに、法の期限が切れた場合、このまま延長その他がなされない場合その計画あるいは個人給付等はどういうふうな形になるのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

次は、3つ目のいわゆる行革についてでありますけれども、まず、私が市長にお尋ねしたいのは先ほど並河議員さんの質問に御答弁がございましたが、それを聞いておまして、真の意味の行革が何であるか、ますますもって頭の中が混乱してきた次第であります。ですから、本当の意味での行革は何か、という点を市長にひとつお伺いしたいと思うわけであります。

次に、今回の行政改革でありますけれどもなぜここに「いわゆる」とするかと言いますと、先ほどとも関連するわけですが、本来の意味の国民の大多数が願ってる行革というのは、今回、政府がやろうとしているようなものではないとわれわれは考えているわけであります。教育とか福祉とかいろんなものを切り捨てていく、あるいは切り下げていくという状況の中で、片や軍事費が増強されたり、大企業の優遇政策がそのまま続けられ、あるいは増額されたり、あるいは特権的な高級官僚の天下りがそのままになっていたり、非常にアンバランスでますますその差が広

がるような国民に非常な負担をかぶせる。それは即地方自治体への負担にもなるわけですが、いわゆるこの行政改革はにせの行革だと考えてるわけですし、そういう点で「いわゆる」をつけてるわけです。

そうは言ってもこれから国会でいろいろ論議をされる中で強行されることになると、各市町村、府も含めていろんな負担が出てくると考えられます。そこで質問の2点目は、その意味から市と市民にとって影響がどうか、ということですがいろいろ言いますと切りがありませんので直接つながってる問題を中心に2、3点お聞きしたいと思います。

その1つは、国民健康保険はどういう影響を受けてくるかあわせて高額療養費や老人医療費、こういう点についてはどうなのか。これは重ねて申しますが、市にかかってくる問題と市民に与える影響を聞いているわけですので、その辺を十分考慮して答弁を願いたいと思います。

それから保育料、いまでも非常に高いと言われてるがこの点ではどうなのかということですが、

一応、この2点については直接つながってるのでほかにもありますが、端的な1つの例としてお聞きをしたいと思うわけでありませう。

なお、これは意見として申し上げておきますが、先ほどの質問にもありましたが、人件費問題については並河議員さんのお話の中にもあるように職員団体その他ともいろいろ協議した上での問題でもあると思います。最近、とみにそれそのものは問題があるとしても、早帰りとかのキャンペーンとかいろんなもので、公務員の人件費改撃が非常にそっちの方に方向を向けて国民の目を向け、片方でやっ飛ばさおうというきらいがありますので、その辺では理事者当局も十分よくお考えをいただきたいと思うわけですが、

それから、市の基本姿勢でありますけれども、これは先ほど申し上げました真の行政改革とは何ぞや、ということとも関連するわけですが、いわゆる行革の嵐の中でそれをどう支えていくかということでもあります。いわゆる市民への負担あるいは国民への負担を支えていく、こういうとりで防波堤として、1つは各地方自治体が役割を果たさないかんとも考え、その点での基本姿勢を改めてお伺いをしたいと思うわけでありませう。

時間はなるべく1時間の持ち時間以内におさめたいと思いますが、多少お昼の関係もありますが、時間の延長の方は皆さんの御協力をいただき、理事者当局におかれましては簡潔なる御答弁をお願いしたいと思うわけでありませう。再質問を留保いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） それでは、1点目の市民課事務取次所の件につきましてお答え申し上げます。

まず、実績でございますが、6月1日より9月25日までの83日間の実績を御報告申し上げ

ます。

南松尾では合計128件、1日平均1.54件でございます。横山は445件、1日平均5.36件。鶴山台は1,397件、1日平均16.83件になってございます。

その内容でございますが、1位は各所とも印鑑証明交付が多く、全体が44.5%、876件でございます。次に住民票交付ですが、全体で34.4%、677件。次に、戸籍関係は少ないのですが、全体で6.3%、125件、このような内容になっております。

現在までの問題点でございますが、御利用いただく市民の皆様方からの問題点の御提起は受けておりませんが、戸籍の公開制限、住民票の公開制限等がございましてわれわれといたしましては、3カ所の交付の際の一定の改善を図りたいというふうに事務局では考えております。

続きまして、光明台地区の増設の件でございますが、現在、光明台には997世帯、3,294人の方が居住されております。入居当初よりいろいろ事業の推進がはかまされて御迷惑をかけておりますが、懸案でございました光明池和田線の用地買収も完了し、1つ1つ事業が遂行されている現状でございます。そういうことで本議会の中でこのような趣旨の御請願もいただいているようにも聞き及んでおりますので、この点につきましては、常任委員会の皆様方の御審議を仰ぎ御意見をいただきながら、事務局としても十分今後検討を重ねてまいりたい、こう考えるものでございます。

また、電送システムにつきましても現在やっております市民課事務取次所の範ちゅうでは、かなり行政効果の上でも問題点がございまして。電送システムが導入になるならば、全庁的に行政全体として考えていく制度ないし施設内容にしないでほしいと考えますので、この点もあわせて今後とも十分検討を重ねてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） 第2点目の同和行政の実態と問題点という御提言でございますので、総括的にお答え申し上げます。

昭和44年度から昭和55年度までの事業費の実績でございますが、泉北環境の公共下水道事業とも関連いたしますので、それも含めて現時点の決算で把握しておりますのは、356億1,400余万円でございます。そのうち国、府の補助金が188億5,000万円、率にして52.9%、うち約100億円が国庫補助、残り88億5,000万円程度が府の補助金でございます。それから、地方債が約156億8,000万円、率にして44%、いわゆる一般財源が10億8,000万円7.1%、これが過去10年間実施してまいりました施設建設整備費用でございます。

おっしゃっております個人給付は、問題の指摘を受け鋭意精査してるところでございますが、何分44年度からの決算の分析ですので、本日の時間に間に合いかねました。でき次第あわせて

御報告させていただきたいと思ひます。

次に、56年度の予算でございますが、これは当初御議決いただきました予算は地方課へ報告いたしますが、同和関連行政経費ということで総額49億1,400万円、中身につきましては実は各種施設運営費、人件費等が主なもので、それから各種補助金、元利償還金等大きな項目が組まれておりましてお尋ねの環境改善整備事業を中心とする事業費は19億9,648万8,000円を計上させていただいております。

財源の内容ですが、そのうちの59.5%に相当する11億8,690万8,000円が国庫補助、府補助金は7.5%の1億5,019万3,000円、地方債が32.3%、6億4,490万円でございます。このうち10条指定債見込みですが、約30%の2億300万円の見通しでございます。残る0.7%の1,448万7,000円が一般財源相当分でございます。

それから現在、昭和55年度決算までに関連して発行いたしました起債につきましてお答え申し上げます。普通会計いわゆる一般会計で発行いたしました起債総額は、150億900万円でございます。端数は3万4,000円ですが、そのうち償還済み額が55年度末で元金7億598万円、現在高が55年度末の元金残高が143億300万円でございます。そのうちのいわゆる元金償還の80%相当分が地方交付税に算入され、いわゆる10条指定債ですが、発行額で18億2,127万9,000円、12.1%、償還済み額が4,968万8,000円、約5,000万円、現在残高17億7,158万1,000円でございます。さらに参考ですが、府の貸付金として、元利償還の80%を補助金として償還時に交付されますのが28億7,347万1,000円現在高がございますので、純粹に何の措置もない起債は96億5,800万円に相当すると推計されます。

次に、残る必要な事業でございますが、これは環境改善整備事業を中心として56年度、先ほど申し上げました当初予算計上分を執行したという条件下で57年度の見込みを積算いたしますと、泉北環境の下水道事業も含めると約285億8,000万円に相当するものと見込まれております。

その財源ですが、環境改善整備事業特に改良事業、道路、公園事業につきましては、ほぼ国庫補助の3分の2がつく事業が多く、残りの事業が圧倒的に改良事業、道路、公園でございます。その意味から、国、府の補助金を受け財源の見通しにつきましては残ります事業の285億8,000万円のうち約191億円、率にして67%は現行制度上で確保できるのではないかと算定しております。起債につきましては、約32.8%の93億7,000万円の見込みですが、これはそのうち約30%程度が10条指定債に適用されるものと見込まれております。一般財源相当分は現在のところ0.4%、1億1,000万円弱ということでございます。

年次のお尋ねでございますが、特に改良事業、道路、公園につきましては、現在、対象になっ

てる方々の移転をまず前提といたしますので、いわゆる通常の建築用語で申しますところがし方式の再開発という手法を用いております。そういうことで用地買収あるいは移転、それに伴う住宅建設、公園整備、道路建設ということで相当の年次がまだまだかかるというふうに考えておりますが、いずれにしても、本年度末に事業認可等の変更につきまして、技術的に国、府と十分詰めてまいりたいと考えております。まだ相当の期限が必要と思われま。

それから最後に、もしも法的措置を含めて法の延長等が一切なければどうする考えか、という厳しい御指摘でございます。現在のところ、政府関係機関あるいは国会内でのいろんな御議論を通じて当分の間は同和対策事業の特別措置は必要であるという一定の方向は出しているわけでありまして。したがって現在のところ、法律が全くなくなるというふうなことで考え方を示せというのは非常にむずかしゅうございまして、われわれとしては、特別措置法の強化改正に向けて地方負担の軽減を主として邁進してまいりたい。その時点でまた明らかにしてまいりたいと考えますので、よろしく御了解をお願いしたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 保険年金課長（谷上徹君） 行政改革にからんで国保問題につきましてお答えさせていただきます。

臨調答申におきまして、国民健康保険の国庫負担の一部5%を都道府県に肩がわりさせるという案が出されております。これにつきましては現在、国においても自治省、厚生省、大蔵省等の協議が整っておらず、実施につきましては、結論が出されておらない状況でございます。また、厚生省の考え方の中にも、この一部負担は、あくまで都道府県に対して行うものであり、市町村に対しましては、現行法上の制度をもって執行するということを明言してございます。このため今回、出されておる行政改革に関する補助金等の臨時措置につきましては、現在のところ、国保財政には何ら影響がないものと存じております。

これにからんで、厚生省が昭和57年から高額療養費につきまして、現在、1カ月3万9,000円を超える分については支給対象としてございますが、これを5万1,000円に引き上げる案を予算の中に出してございます。この5万1,000円につきましては所得制限を設け、低所得者に対しましては現行どおり3万9,000円に据え置くという案でございますが、これにつきまして、昭和55年度の決算ベースで試算すると、55年度で高額療養費を4億円支出してございますが、この57年度の実施予定で見ると約3,000万円が減額される。ということは、被保険者が負担していただくということでございまして、この3,000万円のうち国保会計で削減になる金額は約2,000万円、国の削減になる金額が1,000万円、3,000万円が市民負担になるということでございます。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） それでは、老人医療関係についてお答え申し上げます。

行政改革とからんで現在、老人保健法が前の国会から継続審議として今国会に引き継がれております。これが行政改革とあわせて話題になっておるわけですが、この老人保健法という前提のお答えになるかと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

まず、老人医療に伴う市の負担がどれぐらいふえるかという御質問でございますが、55年度の決算ベースを元に計算すると、70歳以上の老人に対する老人医療の給付については、市の一般財源として3,950万円程度増になると把握しております。

次に、市民負担でございますが、まず、老人保健法により通院された場合、次の初診日に500円が必要となります。それから入院された場合、当初4カ月間を限度に1日300円の一部負担を必要とする。となっておるわけです。これもやはり55年度の70歳以上の老人で通院された回数と入院された日数をもとに計算したところ、合計4,174万円ほどの金額になるわけです。これは当然市民負担ということですから、70歳以上の老人4,962名で割ると、1人当たり老人の年間負担額が8,412円という金額になるかと思っております。

それから、あわせて大阪府の場合はどうなるか、これは知事は残していくと発言されたように聞いてますが、いわゆる府制度の老人医療65歳から69歳までのこれを廃止した場合の計算ですが、現在、65歳から69歳までの老人医療の対象者が当市では2,760人、55年度決算による医療費は2億129万7,000円、これを2,760人で割ると、1人当たり7万2,933円の負担になるかと思っております。

それから、保育料でございますが、これについては現在の国の行革の中でどうなのか、現時点では十分把握しておりませんので、試算もしていないという状態でございますので、御承願したいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんから、行革とは、というお尋ねでございます。第2次臨調を大別して拝察いたしますと、1つは支出削減と財政再建の推進が1つの柱であろうと思っております。いま1つは、行政の合理化、効率化の推進、この2つを柱にして臨調がいろいろ答申をされたところと私たちは理解させていただいてるところでございます。

先ほど来並河議員さんにもお答えいたしました。個々の制度や施策については、国、市町村が独自性を持ちつつも一体性のある問題であり、今後の重要課題であると強く認識しております。本市といたしましては過去、再建団体転落寸前の時期以来、極力歳出面の抑制、事務事業の合理

化を図り、議会の御協力、市民さんの御協力をいただき、ようやく単年度収支が黒字軌道に入っ
てまいりましたものの、まだまだ10億余の赤字を抱えてる現状でございます。これら一連の措
置は、本市における独自の1つの行政改革の走りであったと信じているところでございます。

今回は、国を挙げての行政改革でございますので、国の動向を十分見きわめ、さらに一層の行
財政改革を図り、市民サービス向上に努めてまいりたいということを基本姿勢として考えており
ます。いまのところ、行政改革によって過大なる住民への負担あるいは地方自治体に一層の財政
圧迫等をもたらすようなことにつきましては、全国市長会等を通じて強く政府にもそうした是正
について訴えてまいる必要があると考えている次第でございます。行革とは、というお尋ねに対
しまして、本市の基本姿勢につきましてお答えいたします。よろしく願いいたします。

○ 10番(天堀博君) 1つずつ再質問させていただきます。

まず、市の出張所拡充についてであります。私、ずっと議事録を調べて見ますと、50年の
12月1日に議員になりまして、それ以後、翌年9月の定期改選で再選されて以来、自分ながら
もよくやった。という回数、今回を含めると14回です。言う方もしんどいが、聞いている方も、
またかいな、となると思います。基本的には広い市域をカバーしていく住民サービス行政の上に
立てば、どうしても緊急な課題でもあったわけです。その点をそれぞれの質問の折に角度を変え
て要求し、質問してきたつもりであります。今回、一定の4カ月間の経過を踏まえ、しかも請願
も出てきているという1つの起点にもなるかと思っておりますので再度、質問させていただいたわけ
です。

現在の状況から見ますと、鶴山台が断然多い。それから次が横山農協、南松尾が128件です
か、私が言うまでもなく、なぜ少ないかということは、賢明なる理事者の皆さんはよく御承知か
と思っておりますが、少ないはずなんです。赤阪議員さんも言われたように横山農協でああいう形で
やっておって南松尾地区の人はどうするんや、ということを出されました。私も同感なんですが、
まず、スタートということからいくとやむを得ないと思ったわけです。それから春木川あるいは
松尾寺などから久井の取次所に向くとすると、これも同じことでもあります。根本的には、電送
システムなどを導入しなかったらどうにもならないと思っておりますが、それと、もう少し効率化を図る
という面も考えていかなければならない。

市民から問題点の指摘は受けていないと部長は言われてますが、わからないから問題点を指摘
されていないんだと思います。われわれがよく聞くのは問題点がないということではなく、こん
なんではとにかく話にならんということをまず言われるわけです。先ほどの南横山あるいは春木
川等々の地区を別にしても、横山なら横山校区の中だけを考えても言えるわけで、いちいち申し
込みに行って、また、3時半か4時にもらいに行かないかんという不便さから、依然として急ぐ

ものはこちらに来られるとか依頼されるとかされるわけです。その点ではPRの問題とあわせて効率化の点、非常に問題があると思うので、問題点がないという考え方自体、非常にお役所仕事の考えになってるんじゃないかと思うわけです。

光明台ですが、先ほどちょっと議会事務局から取り寄せて見ますと、昭和52年12月の議会で光明台団地の入居は翌年3月に始まる予定だが、とにかく陸の孤島になるということで総合的な町づくりという点も考え合わせて、電送システム等の導入で住民サービスをいまから考えておかないかん。という指摘もしているわけです。

今回、請願が出されるとならば常任委員会でいろいろ御意見をお伺いすることになりますが、ここでの答弁はなかなかむずかしいと思いますが、単に努力するというだけでなく、あるいは山間部にやったからそれでええ、ということではなく、公室長あたりも相当な前向きな姿勢で、全力を挙げて努力していただくという決意のほどをお聞かせ願いたいと思うわけです。

○ 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。

電送システム導入につきましては、天堀議員さんからも過去何回か御質問があり、私、再三お答えしてまいっております。これらにつきましては、あくまでも中央丘陵開発と相まっての考えを持って今日まで検討してまいりました。電送システムの導入と取次所のような形で開設していくのとどちらが行政効果が上がるかというような問題点を検討するため、庁内で検討委員会も設置してまいったわけでございますが、結論的には、やはり電送システムが一番いいであろうという結論が出たのは事実でございます。

しかも、いまのような3カ所の場合、市民部長よりお答え申し上げましたように、使用件数等々を考え合わせますと、果たして電送システムそのものを導入しても行政効果が上がるかどうかとも問題でございます。すでに中央丘陵そのものも一定の経過をもって具体化に進んでまいっておりますので、それらも考え合わせる中で今後、積極的に電送システム導入について取り組み、検討してまいりたいと考えておりますので、いましばらく検討の時期をお与え願いたいと思います。

○ 10番(天堀博君) いまの3カ所の設置場所からいって、あるいはその利用状況からいって、電送システムを導入して即効果が上がるかどうか、という考え方自体を改めてもらわんといかんと思う。そういうことをやってないからこそ件数が少ないんじゃないですか。地域的な問題があって鶴山台がなぜ多いか、ここには市民の人口の1割が居住してるということですが、これは集中して居住してるから効果が上がってるんだと思う。

最初から、山間部は人口密度的な問題からするとばらばらで、また、非常に不便だということ考えていかなければ、ということでスタートしてるので、いまみたいな形であればよい効果が上がらない。4万円の委託料を農協に支払い、市の職員、運転手入れて2名が毎日たとい1通

の住民票でもガソリンをたいて車で持って行く、1通でも2通でも同じですが、そのことは申し上げませんが現状から見てそんな費用自体、果たして行政効果が上がってるのかどうか疑われるわけです。そうなれば、もっと効率的なことを考えていく姿勢に立たなかつたらだめではないか、その点を十分考慮した上で光明台についても行政効果が上がるように内部的にいろんな効率化も考えていただくことを意見として言うときます。

それから、同和行政関係のいろんな問題点、計数をあげていただきましたが、私どもの聞き取りの問題もありまして数字的にちよつと明確になっていない点もあるわけです。特にいままでの1・2年間の実績というか、その中には個人給付その他が入っておらず、泉北環境等も含めた環境改善整備事業に限ってきた。それ以外に多少はありますが、正確な数字の把握はできていない。総括をしたり、実態をよく把握していく上では正確ではないとわれわれも考えております。

それで、後でその点も合わせて計数を資料として出していただくということを確認させていただきたいのと、いま言われた中でも起債とか一般財源、いわゆる国の事業であるにもかかわらず、各地方自治体の過重な負担が強いられております。そこには国の責任もあり、あわせて事業をやっていく和泉市そのものの中にも問題がある。われわれは常にいろいろ言うてますが、特定団体の市政への介入というのが強く、その点での公正な同和行政が行われていないと何回も指摘してきてますので、その辺の具体的な実態を述べることは控えますが、その点も含めて1・3年間の総括、見直しはやっていかないときだと考えております。その点で先ほど言った具体的な計数上の資料は提出していただけるのかどうか、確認しておきたい。

○ 同和对策部長(橋本昭夫君) お答え申し上げます。

私、口頭で申し上げておりましたし、計数的には約何億とまとめましたので、計数的な資料につきましては、お手元にお届けさせていただきたいと思ひます。

○ 10番(天堀博君) 個人給付等も含めてお願いしたいと思ひます。

それから、行政改革ですが、ある程度の細かい数字、こういう影響があるんだということを出していただきました。これだけを言うてると、今回やられようとしている行政改革の本来の意味、問題点がぼやけてくるので1つはわかりやすいように出させていただいたわけです。

特に老人医療の関係、国保の問題については、特に国保については保険年金課長から5%の府県への肩がわり、これは厚生省も都道府県までで市町村までは及ばない。という見解だということです。しかし実際には形を変えた高額療養費とか他の問題も出てますが、これらはまた別の問題として、国保の補助金そのものの中身でいろいろ操作されるものが出てくるのではないかと。57年度の府からの分はどうなるかわかりませんが、国保関係で府から市に対するいろんなものがありますね。そういう点で、形を変えた各市町村への負担が出てくるのではないかと。府の財政も必

ずしも楽ではない。その点、府への肩がわりをそのまま府がじっと抱くかとなると非常に問題だと考えますが、その点を軽く考えておられるのかどうか。何か言うてきてからの話や、とわれわれは感じてしまうわけです。基本的にそのようなお考えでは困ると思いますので、その点のお考えを再度お聞かせ願いたい。

老人医療の問題も老人保健法との関係がありますがそうなるかなりお年寄りの方々に負担が出てきます。府の制度そのものも非常に危ない。65歳から69歳までの人についてはもちろんですが、老人の方々は年金暮らしの人が多くいんですが、老後の生活や健康状態について非常に心配していかないかん。病院へもなかなか行きにくいという状況が出てくる。先ほど具体的な数字で出されたがこういう負担が直接国民なり市民の生活に出てくるわけです。その可能性はほとんど間違いない。先ほど市長も言われたように、これは当面のやつとして、57年度の政府予算を組む上において、今回の国会で一括して審議をしようということですね。ですから、出てくることは間違いないと見ていい、多少の動きはあってもね。

そういう状況の中で先ほど言ったように国民生活を守る防波堤になる地方自治体は、国の政治がよければ国民や市民の暮らしを守りやすいんですが、いまこそその嵐から国民生活を支える形の地方自治体としての真価を発揮せないかんときだと思っています。

その点から意見めいたことになりますが、市長は、53年からやってきた和泉市の独自の財政再建は和泉市にとっての行革である。と言われました。だから、よけい私の頭の中がおかしくなると言ったのは、それ自体が市民負担もふやしてるでしょう。いろいろなものですね。ですから、そういう考えはちょっと困るんじゃないか。いままでやってきて、また国からの嵐が吹いてきたら和泉市はパッと横へ寄ってそのまま住民を直撃することになるんじゃないかという点でお聞きしてるわけです。

その点で市長は何か安易に考えておられるように思うし、いままでやってきたことが本当に正しいと思っておられるならば全く問題やと思います。黒字を出した。黒字を出した。とええかつこうをされてるが、中身を見ると背筋の寒くなる思いをします。嵐を直撃させないように、市としてできる限りがんばっていくのかどうか。その辺を知りたいわけです。行政改革については時間の関係もあるので、先ほどの市長の基本的な姿勢にもかかわってくるのですが、特に国保関係の問題で市町村への影響、基本的な考え方、市長の姿勢を再度お聞かせ願いたい。

- 保険年金課長(谷上徹君) 行革に関する国保の問題でございますが、ただいまのお話にありましたように、これを都道府県に肩がわりさせることによって府の支出金等も制約を受けるんじゃないかということですが、現在、国においても自治省がこれに反対でございます。また、それをやるなれば、それに相当する財源確保を地方にせよ、という話も出ております。各地方団体も

絶対やめよ、ということで国に申し入れもしております。そのためいまのところ、国のはっきりした態度は12月末までに結論を出しなさい。という答申でもございますので、現在、府としても今後どうするかということの結論は出してございません。今後の経過を見て市としても対処していきたいと存じてございます。

- 市長（池田忠雄君） 再度の天堀議員さんのお尋ねでございます。いま、国会で御審議が始まる問題でございます。また、臨調の2次にわたる答申は、来年ともお聞きをしております。こうした国、国会府の動きを十分見ながら、決して議員さん、安易には考えておりません。厳しく受けとめ対応してまいりたいと存じております。国会の審議なり国の動き等がまださだかでない段階でございまして、市としての立場でどうこう申し上げる時期でもございませぬので御了承いただきたい。

決して安易に考えておりません。住民に対する過大な負担がかかり、地方自治体に対する極度の財政圧迫につながることにについては、全国市長会、議長会の御協力をいただき、地方6団体相ともに手を携えて国に申し入れていかなければならない。こういうことについては十分わかまえてるつもりでございます。その点ひとつ御了承いただき、市行政としても非常に重要な問題と受けとめる認識の中で今後に対応してまいりつもりでございますので、御理解いただきたいと思っております。

- 10番（天堀博君） 今回のいわゆる行政改革の負担の中身はいろいろありますが、それを地方自治体が全部ひつかぶらないかんといいふうには言っておりません。もちろん、これをやろうとしているのがいわゆる政府、いわゆる国、国会で論議をされてるのですから、和泉の議会の中でそれをとらえてどないせよ、こないせよ、と言っても後で予定されてる要望決議程度でありまして、市会議員が衆議院へ乗り込んでどうこうできるわけではありません。

ただ、われわれが言っているのは過去3カ年にわたって行われてきた当市独自の行革、そういう点が正しかったと評価され、いわゆる国の行革そのものがきてもそのまま受けとめれば、それこそ市民の負担はますますふえ、市民にとっては非常にしんどい。このことで和泉市がパンクすればええ、と言っているのではなく、その時点で相当腹を決めて、行革に対して市民の暮らしを守る立場に立ってもらわないかと申し上げてる。その点をよく腹におさめてほしいわけです。

以上で私の提出しておりました一般質問を終わるわけですが、今回、それぞれが骨についての質問であったために、具体的な面でなかなか追及の質問が及ばなかったのですが、全般的にそれぞれについては、いま、非常に大切な時期にきてると思いますので行政当局としても、十分この点を踏まえてかかっていたいただきたいと思います。終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして一般質問を終了いたしました。御協力ありがとうございます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

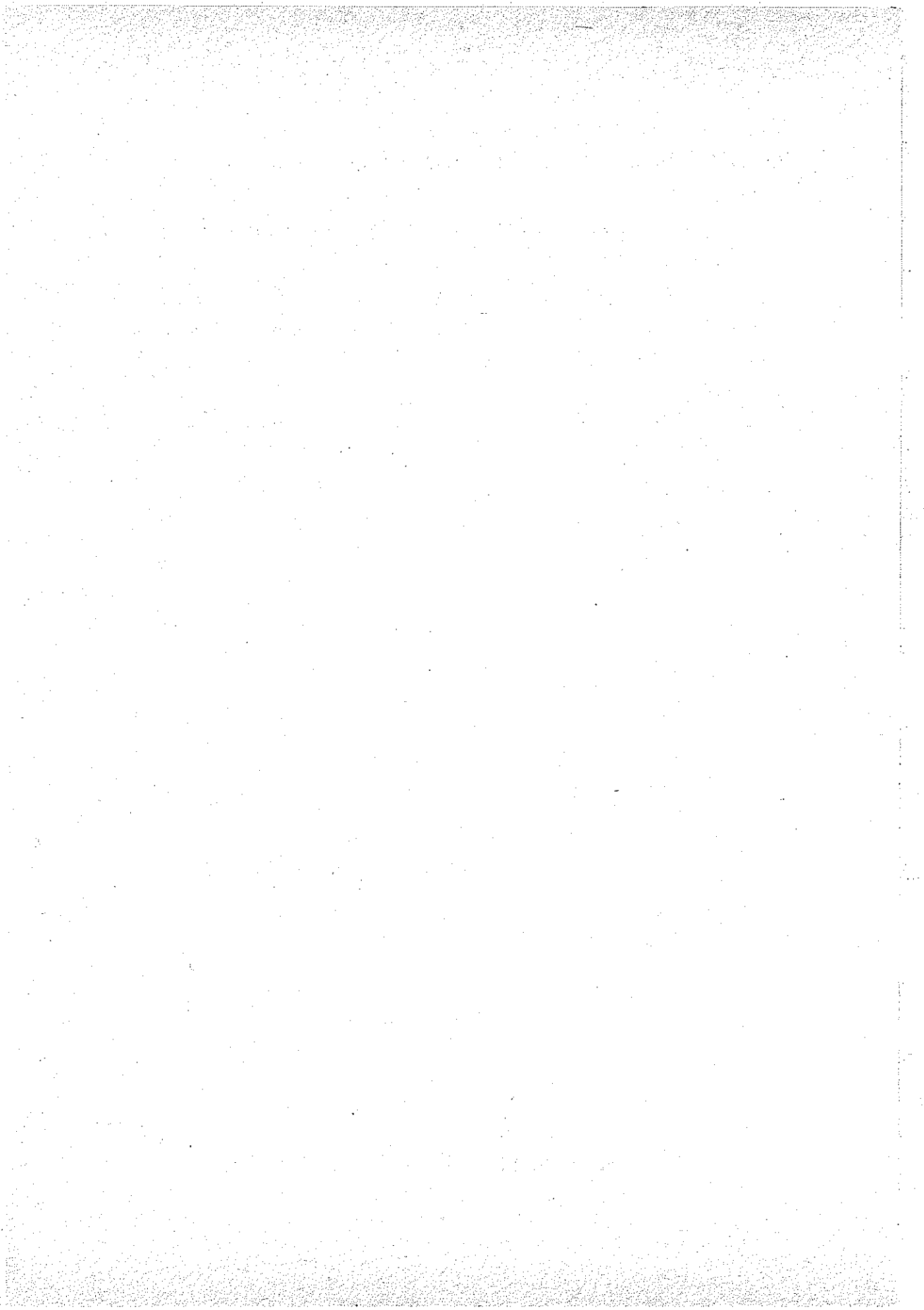
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

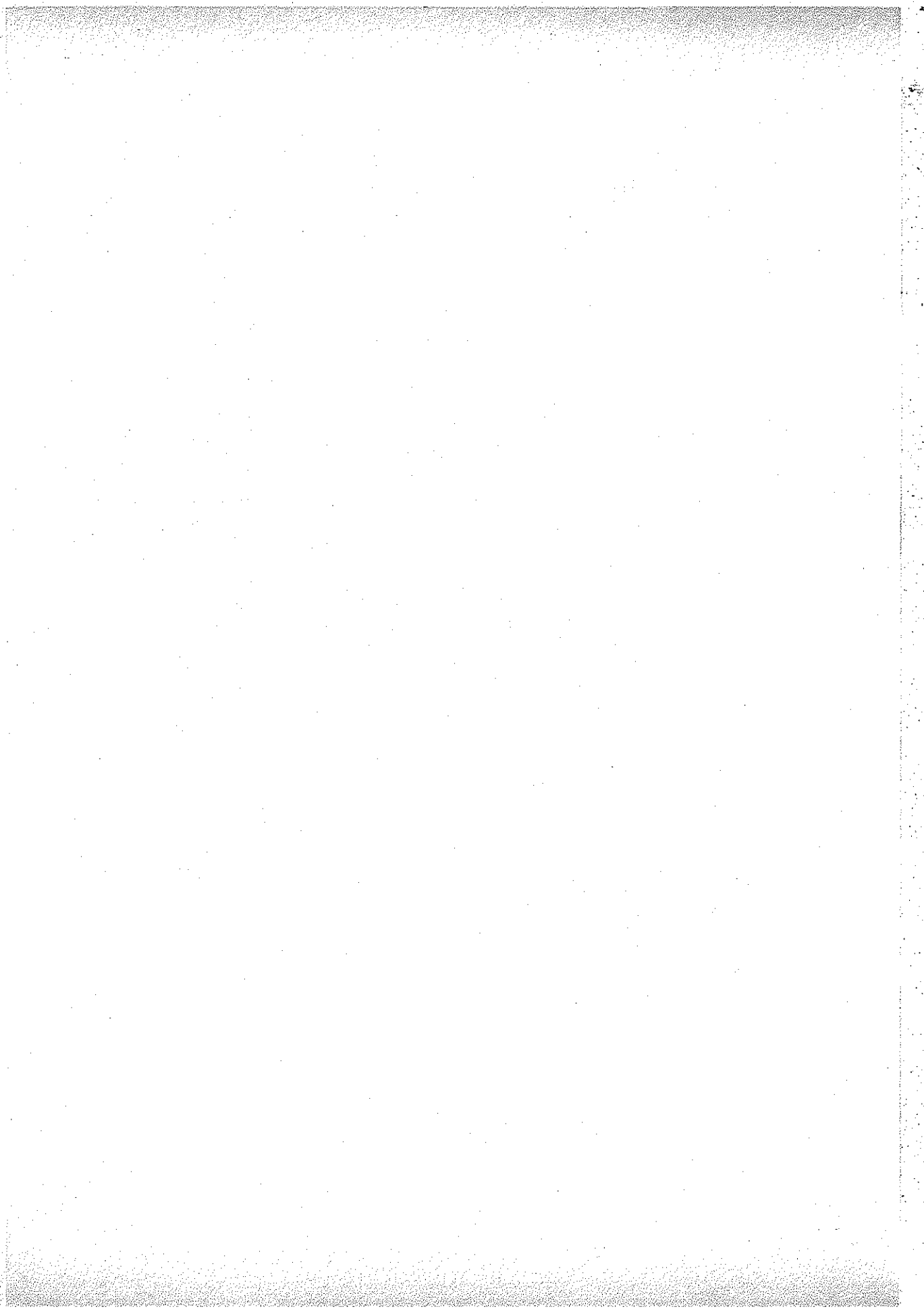
なお、明10月1日に議案審議を行いますので、定刻御参集賜りますようお願いいたします。
長時間まことにありがとうございました。

（午後零時2分散会）

○



第 3 日



昭和56年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 若 浜 記久男 君 | 17番 橋 本 佳 行 君 |
| 2番 竹 内 修 一 君 | 18番 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 田 中 包 治 君 | 19番 大 谷 昌 幸 君 |
| 7番 勝 部 津喜枝 君 | 20番 出 原 平 男 君 |
| 8番 原 重 樹 君 | 21番 池 辺 秀 夫 君 |
| 9番 直 村 静 二 君 | 22番 飯 坂 楠 次 君 |
| 10番 天 堀 博 君 | 23番 田 中 昭 一 君 |
| 11番 成 田 秀 益 君 | 25番 奥 村 圭一郎 君 |
| 12番 横 田 憲治郎 君 | 26番 仁 井 明 君 |
| 13番 並 河 道 雄 君 | 27番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 15番 穴 瀬 克 己 君 | 28番 貝 淵 博 治 君 |
| 16番 赤 阪 和 見 君 | 29番 藤 原 要 馬 君 |

欠席議員(1名)

- 6番 三 井 正 光 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮 之 助	市 民 部 次 長 兼 中 川 鉄 也	
収 入 役	中 塚 白	福 祉 事 務 所 長	廣 岡 史 郎
参 与 兼 市 長 公 室 長	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	角 谷 泰 夫
参 事 務 取 扱	林 徳 次	産 業 衛 生 部 次 長 兼 青 木 孝 之	
秘 書 長	石 本 博 信	(商 工 担 当)	
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 次 長 兼 土 吉 田 日 出 男	
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 長	淺 井 隆 介
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
		改 良 事 業 部 長	西 川 武 雄

改良事業部次長	前田守正	教育次長	杉本弘文
病院院長	竹林淳	管理部次長	逢野博之
病院事務局長	内田繁	指導部長	高橋貞良
病院事務局次長	藤原光夫	指導部次長	竹田明郎
水道部長	田中稔	指導部次長	明坂貞士
会計課長	赤田備信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消防長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼	湯川行夫	監査委員	久光喜多男
消防本部署理	平野誠蔵	監査事務局長兼	向井洋
用地担当理事・	岩井益一	公平委員会事務局長	坂上國治
土地開発公社事務局長	堀内由延	農業委員会会長	信田種行
用地担当理事・	葛城宗一	農業委員会事務局長	
発公社事務局長			
教育委員長			
教育長			

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会議の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囁託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	藤原寛治

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和55年度昭和56年4月分)	
2	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和56年4月分)	
3	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和56年4月分)	
4	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和56年4月分)	
5	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和55年度昭和56年5月分)	
6	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和56年5月分)	
7	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和56年5月分)	
8	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和56年5月分)	
9	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告(収入役扱昭和56年6月分)	
10	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱昭和56年6月分)	
11	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱昭和56年6月分)	
12	監査報告 第32号	定期監査(昭和56年度第1次分)結果報告	
13	認定 第1号	昭和55年度和泉市水道事業会計決算認定について	
14	認定 第2号	昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定について	
15	議会議案 第3号	決算審査特別委員会の設置について	
16	議案 第35号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
17	議案 第36号	和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部を改正する条例制定について	
18	議案 第37号	町の区域の変更について	
19	議案 第38号	工事請負契約締結について(王子第二団地2期建設工事)	
20	議案 第39号	工事請負契約締結について(市立和泉中学校体育館増改築工事)	
21	議案 第40号	工事請負契約締結について(市立石尾中学校増改築工事)	
22	議案 第41号	昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	

日程	種別及び番号	件名	摘要
23	議案第42号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
24	請願第1号	和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4才児保育実施についての請願	
25	請願第2号	光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願	
26	意見第4号	非核三原則の堅持を求める意見書	
27	決議第3号	同和对策事業の総括と見直しを行い、特別措置法の民主的改正と延長を要望する決議	
28	決議第4号	「同和对策事業特別措置法」強化改正についての要望決議	
29	決議第5号	行財政改革に関する要望決議	

昭和56年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月1日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議会議案第4号	議長辞職許可について	別紙

昭和56年和泉市議会第3回定例会議事日程（追加）

（10月1日）

日程	種別及び番号	件名	摘要
2	選挙第1号	議長選挙について	別紙

(午前10時2分開議)

- 議長(貝淵博治君) それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは24名でございます。欠席届の議員さんはございません。三井議員さんから、遅刻の届け出がございます。現在、24名でございます。
- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員24名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(貝淵博治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷が配付しておるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第12までは、いずれも、「例月出納検査結果報告」並びに「定期監査報告」でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数にわたりますため、表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年度昭和56年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年7月6日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年7月6日
- 2 検査の対象 昭和55年度昭和56年4月分の出納状況
- 3 検査の結果
4 月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したと

ころ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年7月6日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年7月6日
- 2 検査の対象 昭和56年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年7月6日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年7月6日
- 2 検査の対象 昭和56年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和56年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年7月6日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年7月6日
- 2 検査の対象 昭和56年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年度昭和56年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により下記のとおり報告する。

昭和56年8月10日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年8月10日
- 2 検査の対象 昭和55年度昭和56年5月分の出納状況

3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年8月10日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年8月10日
- 2 検査の対象 昭和56年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年8月10日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年8月10日

2 検査の対象 昭和56年5月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和56年5月分和泉市立病院企業出納扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年8月10日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

1 検査実施日 昭和56年8月10日

2 検査の対象 昭和56年5月分の出納状況

3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和56年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年9月2日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年9月2日
- 2 検査の対象 昭和56年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と取入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和56年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年9月2日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年9月2日
- 2 検査の対象 昭和56年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和56年6月分和泉市病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和56年9月2日

監査委員 久光喜多男

同 成田秀益

記

- 1 検査実施日 昭和56年9月2日
- 2 検査の対象 昭和56年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第32号

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第3項の規定に基づく昭和56年度定期監査(第1次分)を別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和56年7月30日

監査委員 久光 喜多男

同 成田 秀益

- 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、監査報告第21号より定期監査結果報告第32号までの報告を終わります。

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第13「昭和55年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第1号

昭和55年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により昭和55年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和56年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

認定第1号及び認定第2号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜すい

（決算）

第30条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5、6 略

- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中 稔君） ただいま上程されました「認定第1号 昭和55年度和泉市水道事業会計決算」について説明申し上げます。

まず、15ページの事業報告から申し上げますと、節水意識の高揚と例年にない冷夏及び異常寒波という気象異変とが相まって、本年度給水量については昨年同様、前年度を下回る結果になりました。したがって、このような実態を十分検討いたしまして、今後の給水予測、特に建設投資につきましては、一層慎重な配慮が必要と考えておる次第でございます。

また、経常収支につきましては、給水量の伸び悩みの影響を受けまして、単年度純損失4,045万7,596円が発生いたしました。しかし、資金面におきましては、減価償却費等内部に留保される資金がございまして、財政健全化計画どおり、前年度末累計積不良債務4,580万2,398円すべてを解消することができました。今後におきましては、一層、諸経費の節減に努めるとともに、減量経営の方向で健全なる財政運営を図りたいと存じております。

次に、本年度の給水状況でございますが、2月末の異常寒波時には、給水装置等の凍結破損により市民生活に影響を及ぼしましたが、市民及び公認業者の協力を得て速やかに事態の収拾を図

ることができました。なお他の時期につきましては順調な給水が確保できました。

また、建設改良事業の概況につきましては、より安定した給水を確保するために、水道施設等整備事業及び配水管更生事業を計画に基づき施行するとともに、光明台水道施設建設事業につきましては、水道施設等整備事業と共同で計装テレメーター設備工事を、また、改良工事、受託工事につきましては、原因者負担により配水管布設、移設並びに給水管取り出し工事をそれぞれ施行いたしました。

次に、普及の状況でございますが、昭和56年3月31日現在、人口、戸数とも98.8%と相なっております。

それでは前に戻りまして、1ページの決算報告書について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第1款・水道事業収益におきまして、前述いたしました給水量の減等により、補正後の予算額合計14億3,179万2,000円に対し決算額は14億3,595万2,499円で、予算額に比べ415万8,249円の増となっております。決算額の内訳は、第1項・営業収益で12億9,408万6,023円、第2項・営業外収益で1億4,186万4,226円となっております。

なお、第3項・特別利益については、決算額はございません。

一方、支出につきましては、第1款・水道事業費用について、収入同様減額補正いたしております、予算額合計15億700万8,000円に対し決算額は14億7,640万7,845円で、不用額3,060万1,555円となっております。不用額につきましては、受水費1,296万4,000円、受託工事費564万1,000円、請負工事費466万円等であります。決算額の内訳は、第1項・営業費用11億9,189万1,402円、第2項・営業外費用2億8,399万3,563円、第3項・特別損失52万2,880円でございます、第4項・予備費につきましては決算額はなく、全額不用となっております。

次に、建設改良を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入では、第1款・資本的収入予算額合計4億8,451万円に対し決算額4億4,281万1,685円であります。その内訳といたしましては、第1項・企業債で決算額1億2,490万円、予算額に比べ2,610万円収入減となっております。これは水道施設等整備事業の一部が関連工事の遅れたことにより、借入れを翌年度に繰り越したものでございます。

次に、第2項・工事負担金は、決算額3億1,341万1,685円で、予算額に比べ1,558万8,315円の減となっておりますが、これは予定しておりました開発行為が遅れたことにより、当年度に工事負担金が収入されなかった結果でございます。

次に、第3項・負担金は、決算額450万円で、一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であ

あります。

第4項・固定資産売却代金については、決算額はございません。

一方、支出につきましては、資本的支出、予算額合計5億1,441万4,340円に対し、決算額4億5,094万4,597円であります。決算額の内容につきましては、第1項・建設改良費3億5,399万5,557円で、その内訳は、配水管更生事業費2,498万3,408円、水道施設等整備事業費1億2,453万8,655円、改良工事費1億7,640万6,270円、光明台水道施設建設費1,620万9,264円、営業設備費1,185万7,960円となっております。

なお、翌年度へ繰り越される予算繰越額2,610万円を除き3,737万3,783円の不用額が生じておりますが、これには予定しておりました工事負担金が収入されなかったため、施行されなかった工事費が含まれております。

なお、これらの工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしております。

次に、第2項・企業債償還金は、決算額9,694万4,902円であります。

以上が今回提出いたしました決算報告書の概要でございますが、年度末の財政収支につきましては、累積欠損金4億6,652万9,173円と相なります。しかし、資金面での不良債務額につきましては逆の7,668万4,108円となり、若干資金余裕ができたということでございます。

なお、損益計算書以下につきましては省略させていただき、簡単でございますが、昭和55年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

決算付属書類といたしまして15ページ以下に各明細を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、速やかに認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝渕博治君） 質疑、御意見ございませんか。

○ 10番（天堀 博君） いずれあとで決算審査委員会等設置をされて、そこでいろいろと審議されるというふうに思いますので、主な点、概況をちょっとお聞きしたいと思います。

まず一点目は、総括事項の概況のところにも書かれているように冷夏とか異常寒波等ですね、これはどうしても天候とか気候、そういうものに左右されやすいわけですね。暑ければ水をよけい使う、またそれで水が足りなくなるとか、そういう点では、異常といわれるようなものについてはある程度、対処したいものがあろうかと思うのですが、ただ予期できる部分、あるいは想定ができる部分があると思うのです。そういう場合に、いわゆる予防といいますか対策等、市民に対するアピールでありますとかPRですね、それから水道部そのものでの、そういうことに対する対策等、その辺がどういうふうな形で行われているかということと、それから、たとえば異常寒波で凍結をして水道管が破裂をしたという場合に水道料金ですね、こういうものの処理がどういうふうに行われたかという点。それから、いわゆる異常冷夏ということで給水需要が低下し

たということなのですが、このことによりまして伸び率が低下をしているわけですね。それで利益との関係で起債の償還その他いろいろ、そういう点での経営面での今後の見通し等についての問題等々、どういうふうに考えておられるのか、それから、有収率が87.6%ということで、前年度に比べて0.1%向上しているということですが、老朽管等いわゆる管の取りかえをしなければならぬ、石綿管等ですぐにパンクするというふうな所もあるかに聞いているわけです。そういうふうな箇所が全体の比率で、まだどれくらい残っているのか、これは具体的な数字がわかりにくければ、後の報告でも結構なのですが……。

それから、いわゆる工事業者等で、よく水道管を割ってしまっというふうな事故が起こりますね、こういう場合に、工事の許可を与える場合、たとえば電柱の取りかえ工事でありますとか、そういう場合に指導面として、どういうことでなされているのか、たとえ水道なら水道との協議があるのかどうかということも含めてお聞かせ願いたい。

それから、55年度の管の延長増が6,955メートルということで出ているのですけれども、主たる延長部分、これがどの辺になるのか、主にそういう点をお聞かせを願いたいと思うわけです。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 総務課長（中辻寿夫君） 第二点目の、今後の経営の見通しでございますが、昨年、一昨年と二年度にわたって給水量の減ということの御指摘につきまして、天候の加減とかいろいろ、需要家の変動等ございまして、二年度にわたって減がございました。ただ、本年度の天候は順調で、水道としては一応良い結果というのですか、昨年度に比べて約7%ほど8月末で増加しているというふうなことで、平年度であればある程度の人口増もございまして、伸びが見込まれるというふうなことでございまして、そういうことからしまして、大変苦しい財政状態でございますが、現行の状態を維持していきたいと考えておる次第でございます。

○ 水道部長（田中 稔君） それじゃ私の方から、最初の使用水量の問題等について御説明申し上げます。

PRの問題でございますけれども、全体の流れとしては節水、節水ということで呼び掛けているわけですが、私どもも節水を呼び掛けるに越したことはないのですけれども、現状は大阪府を含めまして、水は現状では余っているわけでございます。その辺が、反対に水を使えということとは実はPRしにくうございまして、経営の問題と使用水量の問題で非常にむずかしいことがございまして、使えということも言えませんけれども節水も言いたくないというのが実態でございます。私どもとすれば現時点では、どんどん使っていただきたいというのが心情でございます。

なお、今後の経営の見通しでございますけれども、先ほども御説明申し上げたように、經常収支におきましては、確かにかなりの累積欠損があるわけでございますが、おかげで皆様方の御協力を得まして累積赤字につきましては、料金改定の時にお約束申し上げましたとおり55年度末で解消いたしましたわけでございますが、まあ、今後の見通しにつきましては非常にきびしくございまして、私どもは本当にやむにやまれない工事のみを今後行っていく、しかし、たとえば第二阪和国道等については、先行投資になる部分もあるのでございますが、これは後日、布設できないというので、55年度、56年度、布設いたしておりますけれども、それ以外につきましては、本当にやむにやまれないものだけを工事する、いわゆる徹底した減量経営で経営の安定を図っていききたい。資金的にはちょっと余裕が出ておりますので、今後、これをさらに大きく伸ばしていきたい。ただ、經常収支につきましては、いわゆる減価償却費等がございますので、どうしてもそういうことになるわけでございます。

なお、異常寒波時の料金処理でございますが、これにつきましては、通常の料金処理のような漏水のような対処をいたしましたわけで、いわゆる漏水分の2分の1を需要家もっていただいて、あとの2分の1が水道部でもったということでございます。

後の工事関係につきましては工務課長の方から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 工務課長(仲田博文君) 先ほどの第四点目の石綿管の全体に占める比率でございますが、現在、総延長が約33万メートルございまして、石綿管がそのうち約5万3,700メートル、比率で言いますと16.28%でございます。

それから次に、他の埋設者による破損事故等の指導でございますが、これにつきましては、一応、その時点で他の埋設業者から工事届を出させまして、これにより現地巡回を行い、管の間隔等を十分とらせ、あるいはもし破損事故が起こった場合の修理態勢をとらせるために、公認の修理業者との契約をするように指導しております。

それから、第五点目の本年度施行分の6,955メートルの延長の主な部分でございますが、これは第二阪和国道、それから松原一泉大津線、それから納花町の一部でございます。

以上でございます。

- 議長(貝淵博治君) 他に。
- 16番(赤阪和見君) いま、天堀議員さんが聞いた中で、異常寒波の水道管の破裂というのが非常に多かったということで、その比率というのですか、内容を若干お知らせ願いたい。というのは、個人的な、勝手に給水管をした所が多かったように聞くのですけれどもその比率、ちゃんと検査の通った所で割れているのか、検査を受けなかった所で割れているのか、何対何かの比率ですね。

それともう一点、未給地域というのではないと、このように思うのですけれども、98.何%の給水率ということは、いま現在、配管されている中で移動があるからどうか、また、そういうふうな点が多いと思う。そういう点で未給水の所も若干、公害問題だとかいう点で井戸水が使えなくなったという点が出ておるように聞いております。今後のそういうふうな見通し、また、大きい開発がくれば、その業者がということになるのですけれども、小さな開発でたくさんの人たちが住むようになったという所の、今後の給水の考え方、本管の延長等の考え方等をお知らせ願いたい。特に水道は和泉市がいちばん高いのだというふうなイメージも他市に比べてあるようです。そういう点ではそういう努力をされて、100%未給水世帯がないように努力をしていただきたいというふうに思うわけですが、その点だけちょっと…

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 水道部長（田中 稔君） お答え申し上げます。

寒波の破損の内容でございますけれども、先生お説のように、ほとんどの所が家で増設工事をしたとかいうふうなものでございまして、大体、私どもの調査では、寒波の破損の7割強が正規の公認業者を経てしてなかったというふうに承知しているわけでございます。

なお、未給水地域の問題でございますけれども、お説のようにほとんど小川町を除いて、槇尾山町ですか、この部分を除いてほとんど本管が行っているわけでございますが、たとえば府中でございまして、本管の行ってない部分もかなりあるわけでございまして、山間に行けば枝管がない、本管が行ってない所もかなりあることは事実でございますが、たまたま開発があれば開発業者に負担をさせまして、そこを布設しているのが実態でございますけれども、いま言われましたように公害が出て井戸水が飲めぬ、いわゆる本管がないというような場合は、これはそういうことを申しておられませんので、私どもでも布設するよう考えておりますが、さしあたっての万町ですか、あの公害につきましては、本管がございまして、優先的に工事を施行して需要にこたえておるわけでございますが、今後の考え方といたしましては、やはり皆様に水道を飲んでもらうということで、そういう消極的な姿勢ではなしに、年次計画をもって枝管を布設していきたいかように考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終結します。

本件については十分御審議を願いたいと思いますので、本決算の審査を後刻、議会議案として上程される決算審査特別委員会を設置し付託の上、閉会中も継続審議をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査委員会に付託することに決めます。

- 議長（貝淵博治君） 日程第14「昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第2号

昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により昭和55年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和56年9月29日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（内田 繁君） ただいま御上程をいただきました認定第2号「昭和55年度和泉市病院事業会計決算認定について」の御説明を申し上げます。

まず、15ページの事業報告から申し上げます。

本年度の事業運営に当たっては、医療需要の増大と医療高度化情勢の中で、医療使命に基づきまして、地域の医療水準の向上に努めてまいりました。医療機能の充実を図るべく皮膚科の新設、あわせて高度特殊医療機器の導入、整備をいたしました。さらに、慢性的な病床不足の対策と、診療科目の充実を講ずべく病院改築事業を計画し、年度末近く着工いたしました。しかし、事業の遅れで、建設改良事業繰越として翌年度へ繰り越しいたしました。

一方、病院事業の経営につきましては、エネルギー費、医療機器、材料等の高騰、さらには、診療費の引き上げ等の大きな影響を受けながらも単年度欠損金は年々減少し、前年度に引き続き単年度営業収支を保持することができました。しかしながら、財政の健全化はまだ遠きにある現在、今後、さらに病院経営の向上、安定に努力を尽くす所存でございます。

次に、病院の診療状況でございますが、入院患者数は年間延べ9万1,087人、1日平均24.9.6人、外来患者数は年間延べ15万7,892人、1日平均533.4人でありまして、前年度と比較いたしますと、入院では8,856人の10.8%増、外来では1万2,115人の8.3%の伸びとなっております。

次に、財政状況でございますが、まず収入では、医業収益27億6,500万円、医業外収益1

億4,100万円、特別利益4,000万円、合計事業収益では、29億4,700万円となっております。これを前年度と比較いたしますと、医業収益では4億4,100万の19%の増収、医業外収益では8,700万円の160%の増となっております。増収の要因につきましては、医業収益では診療機能の充実による患者の増加によるもので、医業外収益の大幅増加については、一般会計からの補助金増によるものでございます。

一方、支出につきましては医業費用27億400万円、医業外費用3億6,600万円、合計事業費用として30億7,000万円でございます。前年度に比べまして、医業費用では3億8,700万円の16.7%増、医業外費用2,700万円の8.1%の増加となっております。医業費用の増加につきましてはの内訳は、前年度に比べて医業材料費2億700万円の30.8%増、給与1億4,700万円の11.6%、経費2,500万円、13.5%の増等が主なものでございます。エネルギー費、医療機器、材料等の高騰と患者増によると思われるものでございます。医業外費用は、累積欠損をつなぐ短期借入金の利息等によるものでございます。

以上の結果、医業収支については、本年度は6,000万円の利益となり、昨年度より5,300万円の増益となりました。しかし、医業外収支では、2億2,400万円の損失を生じております。したがって、本年度の収益的収支は1億2,300円の純損失となり、前年度と比較して1億1,800万円の47.9%減少し、昨年度に引き続き好転いたしました。

続いて、資本的収支でございますが、収入では3億2,500万円、これに対し支出が3億2,100万円となっております、差し引き400万円の黒字となるわけでございますが、しかし、病院改築事業の工事着工が遅れたために予算繰り越しをいたしまして、その財源に約4,400万円を充てることになり、結果的には4,000万円ほどの不足となります。それを特別利益4,000万円で補てんいたしました。本年度における建設改良費の主なものといたしましては東館、いわゆる旧看護婦寄宿舍の改造等約3,400万円及び医療機器購入費約1,500万円となっているわけでございます。

それでは前に戻りまして、2ページの決算報告書について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出についてでございますが、収入より申し上げますと、第1款の病院事業収益予算額は29億283万9,000円に対し、決算額は29億4,717万1,476円となっております。予算額に比べまして4,433万2,476円の増となっております。決算額の内訳は、第1項・医業収益で27億6,531万8,287円、第2項・医業外収益1億4,137万3,189円、第3項・特別利益4,048万円となっておりますものでございます。

一方、支出につきましては、第1款・病院事業費用予算額が30億9,399万5,000円に対し、決算額は30億7,052万7,569円で、不用額2,346万7,431円となっております。

不用額の主なものは、給与費、経費、研修費等でありまして、決算額の内訳は、第1項・医業費用27億468万4,771円、第2項・医業外費用3億6,584万2,798円でございます、第3項・予備費につきましては決算額はなく、全額不用となっております。

なお、本年度において、事業運転資金に充てるため、一般会計から1億1,462万3,000円を借り入れております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。まず、収入では、第1款・資本的収入予算額4億8,380万1,000円に対し、決算額3億2,530万1,395円であります。その内訳といたしましては、第1項・出資金では、決算額が9,577万9,000円で、一般会計からの繰り入れをされた出資金であります。次に、第2項・他会計長期借入金は、決算額が1億9,537万7,000円で、一般会計からの長期借入金でございます。第3項・企業債は、決算額が3,360万円で、予算額に比べて1億5,850万円収入減となっております。これは病院改築事業の工事着工が遅れたため、借入金を翌年度に繰り越した結果でございます。次に、第4項・貸付金返還金でございますが、決算額54万5,395円で、医師住宅敷金を返還していただいたものでございます。

一方、支出につきましては、資本的支出予算額5億2,428万1,000円に対し、決算額が3億2,094万9,909円でございます。この決算額の内容につきましては、第1項・建設改良費4,982万2,136円で、内訳といたしましては、病院改築事業費3,364万円、医療器械購入費1,495万円、看護婦宿舍割賦金123万2,136円となっているものでございます。

なお、病院改築事業のおくれに伴いまして、翌年度へ繰り越しをする予算繰越額は2億333万円となっております。次に、第2項の企業債償還金は、決算額が1億8,792万7,773円あります。第3項・他会計長期借入金返還金は、決算額が8,300万円、第4項・投資は、決算額が20万円となっております。

なお、資本的収入決算額のうちには、翌年度へ繰り越しされます支出の財源に充当する額4,483万円が含まれており、この額を控除いたしますと、実質4,047万8,514円が不足することになります。その不足額を特別利益より補てん措置いたしましたものでございます。

以上が本年度の決算報告書の概要でございます。損益計算書以下につきましては省略させていただきます、簡単でございますが、病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、財務諸表、参考資料等を決算書に添付いたしておりますので、これらを御参照の上、よろしく御審議を賜り御認定下さいませようをお願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。天堀君。
- 10番（天堀 博君） 病院はほとんどでき上がってきているわけですが、55年度では、あ

ともうちょっとというところで、建設そのものが途中という形になっているように思うのです。そういうことですから、数字的ないろんな中身というのは、かなり動きが激しいというふうに見ているわけですね。ですから、単に医業収益の面を見ても一定の期間、なんというのですか、せっかくベッドがあっても入院させることができない期間とか移す期間とかあったりして、そういう点では、その数字だけ見て医療実績が良かどうかということが見にくい状態であるというふうに見ているのですけれども、ただ、病院が大きくなってきて、いろいろ診療科目等もふえてきているという中で、要は、医師あるいは看護婦ですね。この体制がどう整っていくかというところがかなりの問題であろうと思うのです。院長先生も努力をしていただいて、そういう点ではかなり向上はしてきていると思うのですけれども、その辺での充足率というのですか、そういう点についてはどうかという点がまず第1点目。

それから、患者さんの割合ですね、和泉市民と和泉市以外の方々の割合が全体的ではどれぐらいのパーセンテージになっているか。

それなら、いろいろ先ほど言いましたように診療科目等もふえてきているわけですが、歯科診療等を含めて、いわゆる総合診療体制というか、和泉病院へ行けばなんでもみてもらえるという、ただ、それはいろいろ先ほど最初に申しました医師その他の関係で、週のうち2日とか3日とかという体制になる場合もあると思いますけれども、そういうことも考えた上で、そういう総合診療体制ということについての目標なり体制がどういうふうになるかということと、それから、各種の医療機器を購入、整備して、ということにも出ているのですけれども、かなり最近も高度な医療機器を購入あるいはリースされたと聞いております。そういう点では、ますますそういう体制が充実していくわけですが、いわゆる救急病院としての役割ですね、これは医師、看護婦の増が必要だという、スタッフが増えなければということもありますが、そういう点での充実した体制についてはどういうふうにお考えなのか。

大体、以上の点だけをお聞きしておいて、あとはまた先ほどと同じように、決算審査特別委員会等で深めていきたいと思えます。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 病院事務局長（内田 繁君） 4点ほど御質問があったわけで、第1点はいわゆる医師、看護婦の充足状況でございます。私の方の医師につきましては、市大等の協力を得まして、現在、病院長がこれについての確保について健闘されまして、一応、100%近くまで充足はいたしております。看護婦につきましても、かなり不足はしているようには感じるわけでございますが、私の方も一応、現在では充足をいたしております。ただし、いろいろな事情でおやめになる、それに対する充足でございますが、これにつきましても現時点では、かなりの充足もできるような状

況でございます。そのためには私の方もあらゆる方法でもってそういう雇用状況をしておるとい
うことをお知らせして、私の方へ来ていただくというような方法も取り、一応、医師、看護婦に
ついては、現時点では充足はしております。

それから歯科医師、そういうような問題でございますが、これにつきましても私の方も、総合
病院としては当然、歯科医師等も張りつけるべきであろうというふうには感じるわけでございま
すが、いわゆる歯科は御承知のように、そういうような現在の医科系統とちょっと変わった診療
内容でございまして、現在の歯科につきましてもそれらのことを十分、われわれも検討しながら、
今後の課題として、諸診療についても考えていきたいとかように思います。

それから、3点目のいわゆる市外利用者の状況でございますが、これにつきましては、ざっと
でございますけれども入院関係でまず申し上げますと、全科を通じまして、55年度では35.2
％が入院の市外利用者でございます。それから、外来では15.4％、ひつくるめまして、全体で
は22.5％の市外利用者があるということでございます。

それから、高度医療の問題でございますが、現在、私の方でも55年度決算ではまだ計上して
おりませんけれども、現在、いわゆるCTスキャナーといまして、御存じだと思いますが、コ
ンピューター・エクス線によりまして断層の撮影をするという、かなり高度な医療器械でござい
ます。これらをリースでもって現在、工事にかかっているような状況でございまして、いわゆる
医療水準向上のためには、やはり市民の皆さんによりよい医療をサービスをしていきたいとい
うことから、現在そういうふうなことで、時代の求めにかなうように、高度医療を取り入れていく
ということにいたしておるわけでございます。

それから、救急医療の問題でございますが、この問題につきましては、当面する医療諸問題の
中でも緊急かつ重要な課題であると、各自治体病院におきましても、この問題は努力をされてい
るようでございます。本病院につきましても、基本的な考えでございますけれども、やはり現在
の社会的要請もございまして、公的病院としても、前向きで対処せねばならぬということの理解
はいたしておるわけでございますが、御承知のように救急医療は専門、いわゆるスタッフとい
いますか、そういう医療職員の確保が必要でございますし、また、それに相当した設備等も整えて
いかねばならぬ、そういうふうなことで現在、そういう体制を整うべく進めておるわけでござい
ます。現段階では当面、やはり現在の体制の中でできるだけ、そういうふうな救急的な医療にも
対処していきたいということで、現在の考えとしては、そういうふうなことで対応していくこと
にいたしております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましても十分御審議を賜るため、本決算審査を決算審査特別委員会に付託の上、閉

会中も御審議をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決算審査特別委員会に付託することに決めます。

○ 議長(貝淵博治君) 次に、日程第15号「決算審査特別委員会の設置について」を議題に供
します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第3号

決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとお
り特別委員会を設置する。

昭和56年10月1日

和泉市議会議員

池 辺 秀 夫 赤 阪 和 見
柳 瀬 美 樹 橋 本 佳 行
竹 内 修 一 大 谷 昌 幸
直 村 静 二 出 原 平 男
天 堀 博 田 中 昭 一
穴 瀬 克 己 仁 井 明

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和55年度和泉市水道病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行なうことができることとし、係る諸問題が完結す
るものとする。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 21番（池辺秀夫君） ただいま上程されました議会議案第3号につきまして、はなはだ僭越ではございますが、提案者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和55年度和泉市水道事業会計並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重審査を期するために本特別委員会を設置するものであります。何とぞよろしく御審議の上、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと等め、本案を可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第3号は原案どおり可決されました。

なお、委員の選任につきましては、本定例会の会期中に選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 日程第16号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第35号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和56年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表中
「

和泉市公害対策審議会	公害対策に必要な事項の調査審議に関する事務
------------	-----------------------

」

「

和泉市環境保全対策審議会	環境保全対策に必要な事項の調査審議に関する事務
--------------	-------------------------

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公害対策のみならず、広く環境保全問題全般にわたる事項の調査審議のため、現在有る和泉市公害対策審議会を和泉市環境保全対策審議会に発展的に改組する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいま御上程いただきました議案第35号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

現行条例による和泉市公害対策審議会規則では、公害とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる、相当範囲にわたる大気、水質、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭を定義付けてまいっております。過般来、所管の産衛委員会及び公対委員会に案をお示しいたしまして御審議を煩わしております「和泉市環境保全条例」制定に向けて、このたび、公害対策のみならず生活環境の保全及び自然、文化財の保護等、広く環境保全問題全般にわたる事項の調査、審議のため、現在ある和泉市公害対策審議会を和泉市環境保全対策審議会に発展的に改組をお願いするものでございます。

次に、内容の御説明を申し上げます。議案書6ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第1条第1号・市長の附属機関の表中、旧表で名称「和泉市公害対策審議会」とあるを「和泉市環境保全対策審議会」に、担当する事務、旧表で「公害対策に必要な事項の調査審議に関する事務」とあるを「環境保全対策に必要な事項の調査審議に関する事務」に改めようとするものでございます。

なお、附則としては「この条例は公布の日から施行する」といたしております。

なおまた、本議案可決、御決定いただければ、現行の「和泉市公害対策審議会規則」を廃止し、新たに「和泉市環境保全対策審議会規則」を制定、公布いたしたく存じております。

以上、提案の理由並びに内容の御説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤阪和見君） これはいま説明あったように、環境保全条例の練り直しをやるということですが、この審議会の委員の予定される人たちの名前わかれば、また、どういう人たちが、どういう代表者が審議に加わるのか。また、もう1点は、公害対策審議会の諮問あったわけですけども、昨年から今年にかけて、55年度で結構ですが、何回ぐらい審議を開いたのか、その実態をお知らせ願いたい。
- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） まず、本条例が可決、御決定いただいた後の環境保全対策審議会規則の制定に向けての委員構成等のお尋ねでございます。まず、委員25名以内で組織したいとかよう存じております。それから、委員構成でございますけれども、市議会議員の御代表の方、

学識経験者の御代表の方、公共団体等の御代表、関係行政機関の職員という形で21名程度選任させていただきたく、現在、内定いたしております。

それから2点目の、公害対策審議会の開催等についてのお尋ねでございますけれども、昨年12月12日以降、両委員会に案をお示しさせていただきまして、委員会に御審議を煩わしております。予算委員会では過去4回、公対委員会では過去2回、案をお示しいろいろと御意見を賜ってきたものでございます。

- 16番(赤阪和見君) 最後の答弁はそうじゃねしに、公害対策審議会というものの、一体どういうふうな諮問をして答申を得たかということを知っているわけです。設置してから以後、何回ぐらい開かれたか、その点を知っているわけです。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 公害対策審議会は昭和46年6月7日以降、公布制定されておりますけれども、2回程度の開催に終わっております。公害対策審議会の内容等につきましては、公害とは——と、いろいろと明記され定義づけられておりますけれども、過去開催されたのは、先ほど申し上げましたように審議会発足と、その以降に1回という程度に聞いております。
- 16番(赤阪和見君) 46年から、わずか2回ぐらいの諮問であったということで、それはそれでも結構ですけども、では今度、環境保全対策審議会、これをですね、まあ、環境保全条例がいま私たちの素案に乗ってますけれども、その方へ諮問するわけですが、いつごろ諮問して、いつ答申を受けようとするのか、これが設置された場合、それと、今後の見通しの中でも、そのような一つ一つの事柄について諮問されていくのかお聞かせ願いたい。

もう一つは、構成メンバーでありますけれども、やはり学識経験者、また各種団体の長がずらずらと並んでおりますけれども、なるほど市民の代表といえば議員もそうでありますけれども、町会また連合町会の長という形になろうと思っておりますけれども、公害とか環境保全に対しては、いろんな形で取り組んでいる市民団体もたくさんあると思います。そういう団体の長、まあ、いろんなことがあると思いますけれども、代表を入れられるのかどうか、その点だけお聞かせ願って終わりたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 公害対策審議会での諮問並びに答申に至る経過等のお尋ねでございますけれども、まず、公害対策審議会規則の制定を初め各委員さんに……
- 16番(赤阪和見君) 環境対策やろう、公害対策と違うやろう、いまおっしゃっているのは。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 失礼しました。環境保全対策審議会の設置から始めてまいりたいとかように考えておるわけでございます。それで、その中で御諮問申し上げた事項について、一つ一つ諮問するのか、ということでございますけれども、各章各章という形で諮問してまいりたいとかように思います。第1章から第5章の補足まででございますけれども、それら章々に区分し

て、いろいろと諮問してまいりたいとかように考えております。最終的には、総括して御答申いただくというように考えております。

それから、環境保全対策審議会の委員に、地元の環境保全等について活動されておる方々の委員等の選任ということも、御意見としていま伺いましたけれども、これらの御意見もすべて集約した代表の方という方で、それぞれ保全対策の団体等につきましては、それらの町会の代表の方とかあるいは連合婦人会の代表の方よりそれぞれ具申していただいて、それらを集約した中で代表の方の御意見を承り、御審議を煩わしたいとかように考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 10番（天堀 博君） いまの関連もあるのですが、お聞きしたいと思います。

一つは、メンバーなのですが、いま、赤阪議員から言われた中での市民の代表という形で、それに対する答弁がいろいろ出されておるわけですが、私もある面では同感的なところもありまして、いわゆる環境保全条例等々、ここに諮問されるような内容というのは、すべて市民を対象に、市民の日常生活にかかわってくる問題であるわけですね。そういう点からいきましたら、ぜひ広い意味での市民の代表というふうに、よく公平な形で選んでいただくということが必要だろうと思うわけです。その点でも意見としておきたいと思うのですが…。

それから、いまの御答弁の中では、審議期間等々の答弁がなかったように思うので、各章ごとに諮問していった最終的に答申をいただくと、こういうことでございますけれども、環境保全条例が当面予定されているわけで、これについては、どれぐらいの審議期間を考えておられるのか、それとあわせて答申が出てきた場合、その扱いといいますか、いわゆる委員会等への報告等も含めて、あるいは内容についての、さらに議会等での審議をするのかどうか、その点はどういうふうに考えておるのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 審議期間のお尋ねでございますけれども、今議会で可決、御決定いただいて、和泉市環境保全対策審議会規則を制定、公布し、10月以降12月という形の中で、まず第1回の審議会を開催していただく。めどといたしまして、来年3月の定例議会に成案をまとめて御上程させていただくということで、新年度から発足したいというように私ども計画を立ててお願いしてまいりたいと、かように考えておるわけでございます。

それから、答申の内容でございますけれども、内容を十分拝見いたしまして精査させていただき御尊重申し上げ、現在、両委員会できいろいろと御審議を煩わし御意見いただいておりますけれども、それと並行した中で審議会はまず2回から3回、常任委員会及び特別委員会の交通等の対策審議会にも2回なり3回なり御審議をいただいて、答申をいただいた後、両委員会にこういう答申を

いただきました、と御報告をさせていただいて、そこで成案をまとめ議会で御上程させていただくということを考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 7番（勝部津喜枝君） 審議会の性格をもう少しはっきりお尋ねしておきたいのですが、これは、環境保全条例の単なる諮問機関として、答申が出ればそれで終わりになるのかどうか、あわせて、この保全条例が制定されました時の実行性についての権限なども、もし継続されるなら持っていく性格のものであるのかどうか、その2点、お尋ねしておきたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） まず、附属機関という性格から設置されて、それから環境保全対策審議会の規則等によって運営されるわけでございます。答申が出たら終わりかという御意見でございますけれども、答申が出て、なお予算面等での案を御審議していただいた後も、なお、その内容の中で社会情勢なり経済情勢なり、また、社会構造の変動等によって、条例等なお整備を必要とするというような形が出てまいりましたら、再度、環境保全対策審議会等の御意見を賜るという形で運営をしてまいりたいと、かよう考えておるわけでございます。

それから、権限でございますけれども、もちろん、各種団体の代表の方々やら学識経験者の代表の方々、行政機関の職員等を含め議会議員の代表の皆様方にも入っていただきますので、大きな権限を持った中でいろいろと御審議を煩わしていきたく、かよう考えておるわけでございます。

○ 議長（貝淵博治君） 直村君。

○ 9番（直村静二君） これね、ちょっと疑問があるのでお尋ねしておきたいのですが、和泉市公害対策審議会というのがあられるわけですね。その中身は、「公害対策に必要な事項の調査、審議に関する事務」を今度改めて、「和泉市環境保全対策審議会・環境保全対策に必要な事項の調査、審議に関する事務」——私は説明を聞いておると、何か新しい環境保全条例を作るために、こういうふうないわゆる附属機関、改正、こういうふうに分かれますので、説明はありましたけども、明らかに現在ある分を発展的に改組する、そうしますと、市会内でも交通公害対策委員会というのが現にあるわけですね。現在、公害課もあるわけですね。したがって、この条例の設置が公布の日から見た場合、公害課というのはなくすのか、権限はどうなるのか、来年3月までに一応お願いしたい、なんとか条例を出したいという間は、公害課の活動は一服するのか、公害対策審議会というものは実質上、メンバー的にチェンジしていただく方向へ動くのかどうか、その辺のところを明確にいただかないと、悪くいけばサッとかわってしまって、市会内の公害対策委員会も無視され、これが決まるのではだめなんだという便法に私はこれを利用されたのではないかとこう思いますので、公害の問題については厳密な意味で、やはり活動は停止しない、そして

逐一動くのだということの確認をしておいてもらわないとね、これ出した以上、公害問題抜きや、広くということになってしまうと、メンバーも広がってきますし薄まっていくでしょう、その疑問ですわ。これはひとつ明確にお答え願っておきましょうか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 公害の定義から、現状交通公害課が公害問題をすべて全般を担当して業務を行っております。今回、お願いしようとする環境保全条例は、先ほど提案の理由の中でもいろいろと申し上げましたように、公害の防止は含まれ、なお生活環境の保全と、なおまた加えて自然、文化財の保護等広範囲にわたる生活環境の保全を考えておるわけでございます。こういう形でいきますと、現在の交通公害課の公害定義以外に、各所管部局にかなり広範囲にわたる問題等が派生してくるわけでございます。それで今回、諸般の経済情勢の進展等に伴いまして、生活様式も多様化しておる本市の環境保全をいかに守っていかないとということの中で、広く意見を求めて案を制定し、今後、これに対応していくということでございますので、御理解賜りたいと思います。

○ 9番（直村静二君） ちょっとわからんとこあるんですが、条例を作るためにこれを変えようというのか、そういうふうに聞こえるし、実際そうなってしまうと、新たにたくさん職員を配置しなければ、もっともっと広範なものになるし、その辺は今後の問題だろうということを一応指摘しておいて、一応、私、終わっておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号を原案どおり可決いたしました。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第17「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 36 号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 56 年 9 月 29 日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和49年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「200万円」を「300万円」に、「100万円」を「150万円」に改める。

第10条第1項第1号中「40万円」を「60万円」に、「80万円」を「120万円」に、「100万円」を「140万円」に、「130万円」を「180万円」に改め、同項第2号中「40万円」を「60万円」に、「55万円」を「80万円」に、「90万円」を「120万円」に改め、「住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 180万円」を「住居の全体が滅失又は流失した場合 180万円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「140万円」とあるのは「180万円」と、「80万円」とあるのは「120万円」と、「120万円」とあるのは「180万円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

理 由

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、本市においても災害弔慰金の支給額を引上げ、災害援護資金の貸付限度額の引上げ等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 参与（西川喜久君） ただいま御上程をいただきました議案第36号「和泉市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由、並びにその内容の説明を申し上げます。議案書7ページでございます。

先般、国におきまして、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律、並びに同法施行令の一部改正が行われ、災害弔慰金及び災害援護資金の額が引き上げられましたので、その改正を受けて、本市におきましても、これらの金額の引き上げ等を行う必要がありますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

その内容でございますが、第5条の改正は、災害弔慰金の支給額に関するものでございまして、災害による死亡者が主として生計を維持していた場合「200万円」を「300万円」に、その他の場合「100万円」を「150万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第10条第1項の改正は、災害援護資金の貸付け限度額に関するものでございます。まず、世帯主に全治一か月以上の負傷がある場合を御説明申し上げますと 家財の損害も住居の損害もない場合の「40万円」を「60万円」に、家財の損害はあるが住居の損害がない場合の「80万円」を「120万円」に、住居が半壊した場合の「100万円」を「140万円」に、住居が全壊した場合の「130万円」を「180万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、世帯主に一か月以上の負傷がない場合につきましては、家財の損害はあるが住居の損害がない場合の「40万円」を「60万円」に、住居が半壊した場合の「55万円」を「80万円」に、住居が全壊したが全体の滅失あるいは流失でない場合の「90万円」を「120万円」に、住宅の全体が滅失または流失した場合の「130万円」を「180万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、世帯主の負傷がなく、かつ住居が全壊したが滅失または流失に至らない場合であっても、滅失と同等である等、特別の事情がある場合には、現行規定でも滅失並みに扱うことにいたしておりますが、今回、新たに住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合には、半壊であっても全壊並みとするものとしたしております。

以上の改正は、先ほど申し上げました法律及び同法施行令の改正と同様に、この改正条例の公布の日から施行し、昭和55年12月14日以降の災害にかかるものについて適用するものとしたしております。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。

○ 8番(原 重樹君) 一点だけお聞きしておきたいのですが、これは法律等の改正に伴って引き上げられるということになってますけれども、これに関連いたしまして、和泉市単独でのいわゆる災害見舞等の支給条例というのがあるのですが、全壊で8万円ですか、以下、半壊等とありますけれども、この引き上げ計画なり、そういった考えを持っているかどうかについて、一点だけお聞きしておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 参与(西川喜久君) 別個の、和泉市単独の災害見舞金条例についてのお尋ねかと考えます。現在、昭和54年9月4日に改正はされておまして、それ以前では死亡した場合、5万円を改正後8万円に、3万円を増額してまいっております。また、負傷の場合、入院1日につき500円だったものを1,000円に改正をし、全壊あるいは全焼の場合は2万円を3万円に、半壊あるいは半焼した場合は1万円を2万円に改正いたしております。また、床上浸水の場合、3,000円だったものを1万円にそれぞれ54年の9月4日に改正いたしておりますが、現時点では、いろいろ近郊都市との関係もございまして、参考にもいたしておりますが、現時点では、わが市が見舞金については低い方ではないというような判断に立っておりまして、いろいろ改正の問題、増額に対する問題については今後の検討課題としてまいりたいと……。

○ 8番(原 重樹君) 他市との比較等も言ってもらったわけですが、ここでもほとんど5割アップぐらいになっているということで、最近のそういった社会情勢等も踏まえまして、他市ともいろいろありますでしょうけれども、ぜひとも引き上げる方向で——いまも検討課題ということで言っていただきましたけれども、検討していただきたいという意見を述べておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 他に。

○ 16番(赤阪和見君) 要望なんですけれども、この災害見舞金等援護資金の貸付けには一定の書類が要りますね、被災届とか消防署の証明だとか。これもらうのに200円か何ほかのお金が要りますね。この場合、災害を受けて見舞金を受けるのに、証明をもらうのにお金が要るというふうな、これがお非常に応分の負担なのか。受益者の負担というのは、なるほどそうだ、ということになりますけれども、災害という、いざ特別事情のある場合、この際ですから、何とか減免をしていただいて——その点だけ、ちょっと答弁をお願いします。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 参与(西川喜久君) 現行条例では、証明を発行する場合、証明手数料として一定の金額を徴収をさせていただいております。お説のように災害の場合の証明をする場合、当然、減免措置をとってはどうか、という御意見でございますが、これにつきましても、ひとつ今後十分検討させていただきたいとかように考えます。

○ 16番(赤坂和見君) 検討していただくのはありがたいんですが、きょう、あすにそういう人があるかもわかりません。ですから、この際ですから、職権でやるというふうな形をとっていただいたら、もしきょうあった人は、この際ですから助かるわけで、早急にと言わず、即ということをお願いしておきます。

○ 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、御意見ないものと認め、これで終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号を原案どおり可決、決定いたします。

○ 議長(貝淵博治君) 日程第18「町の区域の変更について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第37号

町の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、昭和56年11月1日から本市内の町の区域を次のとおりとする。

昭和56年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

1 鍛冶屋町及び浦田町の区域を別表のそれぞれ町名欄に掲げる地番の土地の区域を除いた区域に変更する。

2 1において除いた区域を青葉台の区域に編入する。

別表

町名	地番
鍛冶屋町	241 の 2 , 241 の 3 , 417 の 1 から 417 の 18 まで
	522 , 528 , 524 , 525 , 526 , 527
	601 , 602 , 608 , 604 , 608
	650 の 1 , 650 の 2 , 651 の 1 から 651 の 4 まで
	652 の 1 , 652 の 5 , 652 の 8 の 2 , 652 の 3 の 8
浦田町	1157 , 1158 , 1159 , 1160 , 1161
	1162 , 1163 , 1164 , 1165 の 1 , 1165 の 2
	1166 , 1167 , 1168 , 1169 , 1170 の 1
	1170 の 2 , 1437

備考 上記区域内に介在する水路その他の無番地を含む。

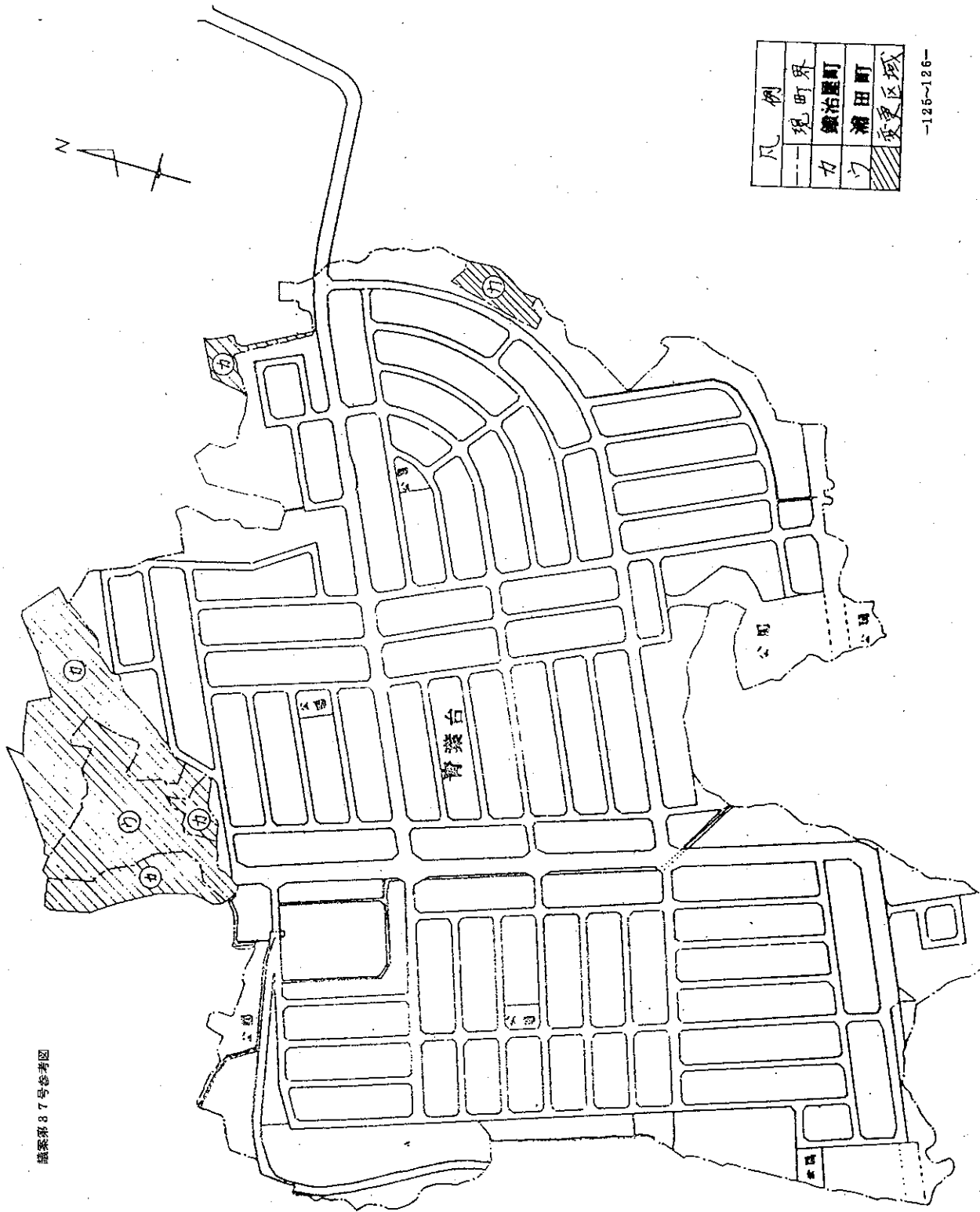
議案第 37 号 参考資料

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならぬ。

2、3 略





○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の御説明を願います。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程をいただきました議案第37号「町の区域の変更について」提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本区域は三英商事株式会社が、青葉台第二期宅地開発事業として約3.2ヘクタール、112区画の宅地分譲を予定しているものでございます。ところが本区域内には、鍛冶屋町、浦田町につながっております。このため、これら町区域を放置したまま事業が完了しますと、住民の日常生活並びに関係行政機関によります各種行政事務に多大の支障が生ずることが明らかであるため地元と十分協議したところ、すでに青葉台と一体となっている鍛冶屋町の一部を合わせて賛同を得ましたので、本案のとおり、本区域を青葉台としてお願いいたたく存じます。

なお、今回の町の区域の対象となる面積は約3.4ヘクタールで、各町別に申し上げますと、青葉台に編入される鍛冶屋町の面積は36筆で約2.3ヘクタール、浦田町は17筆で約1.1ヘクタールでございます。

以上、まことに簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。

○ 12番（横田憲治郎君） これは、この議案、これに類似したものにいつも出てくるのは、関連的なものが主になるように私は思うのです。というのは、大体が民デベで、公団関係も一部ありますけれども、それらの開発をされる区域の変更が必要になって、そして、それに行政が追隨的にやる、こういうパターンがほとんどなのですね。それは必要に応じてやらなきゃならぬということを否定するものではないのですけれども、たまたま南池田区域になるわけですけれども、ここにもまだ、あるいは一部納花、その辺一帯ですね、伏屋も含めた、町名の入り組んだ所があるように私も存知しておりますし、一部伏屋関係はやっておったようにも記憶しておりますけれども、府中近辺でも府中と伯太、あるいはまた井ノ口地域に飛び地といいますが、飛び出している地域ですね、日常生活を営む上で日々、支障を感じている地域が、そういう意味ではあちらこちらにあるわけです。特に府中町関係では、私以外の議員さんからも意見が出ておるように思いますが、体育館初め病院等いわゆる住民表示がない、これは町名の変更で出ているわけですが、そういう日常的に支障のあるような所の町名変更あるいは住居表示等、これは一体の問題だと思いますので、取り上げて検討はされているのだとは思いますが、現下の状態として、どの方面をどのような作業をしているのか、これにあわせてひとつお聞かせを願っておきたいと思っております。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 地番の入り組みとかいう問題につきましては、相当問題個所がたくさんございまして、これは先ほど、議員さんの御指摘のとおりでございます。しかしながら、住居表示につきましては、開発がある程度進んでないと、相当大区画になるということで、将来的に再度、住居表示のやりかえをせんならんという問題が即、出てくる可能性がございまして、部分的には住居表示につきましては、あまり先行的にやるということについては問題があろうということが一点ございます。

それから、道路計画などがございまして、これがある程度進捗してまいりますと、これによる分断などがございまして、街区の変更を早急にやらんならんという問題が出てきますというようなことがございまして、現在のところあわせました考えでいきますと、この前、御提案させていただきました寺門という部分が一番入り組みが多うございまして、地元との調整を行っているというのが現在の作業でございます。

なお、それ以外にも御指摘のとおり相当部分がございしますが、順次、代表の方、地元の方をあわせて御協議し、まとまった部分については御提案させていただきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 赤阪君。

○ 16番（赤阪和見君） 一点、市民課にお尋ねしたいのですが、これと関連する問題で最近、またここ2、3年の間に、職権で住所変更させたとか、また——というのは、最近車庫証明のために、住所と土地が別々であって非常に困って、あとで変えに来たという所がたくさんあるように私は聞いているのですけれども、その点、どういうふうな把握の仕方をしておられるのか。というのは、前回の住居表示の変更のときに、そのような内容で、町から町に入り組んでおって、たとえば言うならば仏並町であるけれども、住民票は仏並町だ、しかし、登記が坪井町のために、車庫証明を取るときには坪井へいったん住所を変えて、自分の土地でありながら、そういう入り組みの仕方をしているはずで、そういう点で非常に生活に支障を来しておる。そういう点をまず、開発される地域じゃなしに、現状住んでいる地域の地元の住民の不便さをなくしていただきたいという点をお願いしておったのですけれども、そういう点がどのくらいあるか、把握されておられましたら御答弁願います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） 私の方では、市民課の権限の中で職権による住所変更というのはございません。

○ 16番（赤阪和見君） 職権によるというより、たとえば言うたら、これ仏並町の土地なんだと、ところが住所は坪井になっているんだというような、そういう例をたくさん聞くわけです。車庫証明は住所と——自分の土地の、ここへ置くという土地の住民票の住所と、土地の住所が合

わなければ下りないんですね。その実態は御存じだと思うんですけども、そういう点で所有者の住所と置く土地の住所——そこに住居しているなら住居しているの、合せてなかったらだめだという点があるわけです。そういう点、わかりませんか。

- 市民部長（富田宏之君） そんなことはありません。
- 16番（赤阪和見君） というのはね、私の説明が不足で悪いのかしれませんが、住居変更する場合であっても、この前もお願いしたように、現存する いま横田さんの質問があったような内容で、非常に入り組んでいるという所が多いというところで、そういう点でわかっておれば、ということで聞いたわけで、今後、いま現存する入り組んだ住居変更をどうしていくか、その計画性ですね、答弁をお願いします。
- 計画課長（山崎琢磨君） 非常に入り組みまして、町会の地番の中に、二つの中になってしまっているというような部分も現実にはあろうかと思うわけでございますが、これにつきましては、これ一筆だけ変えるということは非常に困難でございます。いま、現在やっている中でも非常に、各筆ごとに入り組んでいるというようなことがございましたら、できるだけそういうふうな問題点がないようにやるべきことで、特に、先ほど申し上げた寺門、観音寺につきましては、非常に込み入っているというようなことでございます。あの町につきましても、いろいろあろうかと思うわけでございますが、そういう点につきましてはできるだけ早く、ないような措置をとりたいということでございます。現在のところ、そういうことで取り組んでいるということでございます。
- 16番（赤阪和見君） あれですか、地主の申し出によってはできないということですね、地主だけの申し出によっては。ここは仏並の地番であると、坪井だけれども仏並内に入っているということで、川を境にしているということ、まあ、はっきりしているという中で、もう仏並地番にしてほしいということは一人ではできないんですね、そういう点では。
- 計画課長（山崎琢磨君） 町区域の境界の変更については本案のように、提案させていただきますように議会の議決をいただくということでございますので、それが必要とあればできるという問題でございます。
- 16番（赤阪和見君） 一人であって一筆であっても二筆でも、その周辺であれば。
- 計画課長（山崎琢磨君） はい。
- 16番（赤阪和見君） わかりました。
- 議長（貝淵博治君） 他に。
- 5番（田中包治君） ちょっと私も不審に思うんですけども、都計審との関係はどうなっておるんですか。というのは、青葉台は一種住宅地ですね。すると、今度は転入する場合は調整区域

ですわね。この関係はどうなっておるのか、5年に一ぺんになっているので、その点、業者やったら構わないということになっているわけですか、どうなんですか。

- 計画課長（山崎琢磨君） 53年の12月に都市計画で市街化区域に編入されております。
- 5番（田中包治君） しかし、それやったら、周辺がかなり広範囲に、工事せぬ前からやっていたということですか。
- 計画課長（山崎琢磨君） おっしゃるとおりでございます。
- 5番（田中包治君） これね、私もおかしいと思うんですけどもね、第二期工事として青葉台が選定されたとき、こういうことでしたね、おたくの言われるように。これは50年ですわね。55年はまだ出ないはずですからね、都計審の中で。これ田んぼのなりで一種住宅地であったのかということ。そうなってくると、周辺地が、宅造を勝手にやってもよいということになると思うんですけどもね。そして、これが決まっておったという話だけでも、どういう意味で決めたのか、都計審の方がおられたら質問したいですわ。
- 計画課長（山崎琢磨君） 50年から審議会の審議をわずらわしまして、周辺一帯の開発、当時の開発計画があったわけでございますが、その開発計画の一次計画分を、いままで青葉台の町名をやっていたわけでございます。それで53年に、青葉台を含めまして約45ヘクタールを市街化区域として決定されました。そのときには、すでに青葉台は造成を完了しておりましたが、それ以前に、いまの現在地区を計画しておった分を含めました市街化区域を53年に決定したということでございます。
- 5番（田中包治君） あのね、おかしいように思うんですけどね。というのは、これは緑ヶ丘の場合を考えても、小学校は調整区域ですわな。これは構わんですよ。それで業者が言うてきたら、何でもかんでも一種住宅地に切りかえるということですね、都計審は。これだけははっきり言われます。あるいは個人が。そうでないと、こんなものおかしいです。
- 計画課長（山崎琢磨君） そういうことではございませんで、全体の計画が当時、46年からあったわけでございます。その分が最初に計画されたものは一次分で、今回やっているのは二次分ということでございまして、それは全体として計画決定、市街化区域として決定されたのが53年ということで、それまでは調整区域だったのでございます。
- 5番（田中包治君） ちょっと待ってくださいな。それやったら、なぜこれ一緒にやらなかったのか、青葉台の場合。緑ヶ丘の場合、周辺はやってますよ、一緒に。なぜやらなかったのかーそんなでたらめな答弁あるかいな。
- 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないものと認めます。これで終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第37号を原案どおり可決いたします。

- 議長(貝淵博治君) 次に、日程第19「工事請負契約締結について」(王子第二団地二期建設工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第38号

工事請負契約締結について

王子第二団地二期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和56年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 王子第二団地二期建設工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 301,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文 |
| 6 工期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和57年6月30日 |
| 7 契約保証金 | 15,050,000円 |
| 8 保証人 | 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一 |

議案第38号参考資料

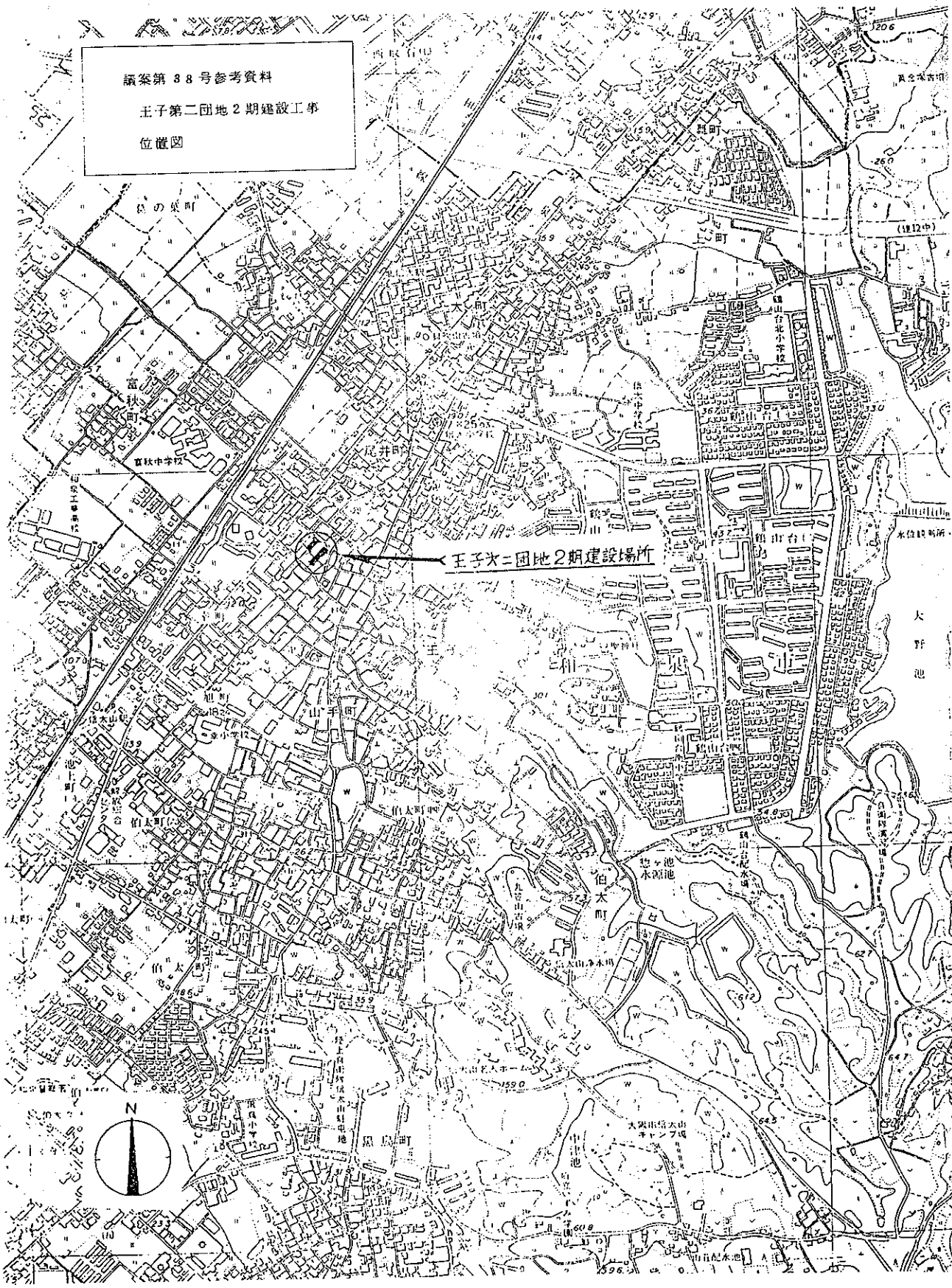
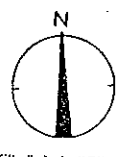
王子第二団地2期建設工事概要

- | | |
|----------|--|
| 1 工事場所 | 和泉市王子町203番地の1他 |
| 2 敷地面積 | 2,787㎡ |
| 3 工事種別 | 新築 |
| 4 構造及び規模 | <ul style="list-style-type: none">・店舗付住宅棟 鉄筋コンクリート4階建1棟(店舗6戸・住宅18戸)延面積1,572㎡・住宅棟 鉄筋コンクリート3階建1棟(住宅12戸)延面積792㎡・子供の遊び場 1ヶ所426㎡・附帯工事 ・ポンプ室受水槽・自転車置場・浄化槽・植樹・
e t c |

圖案第 38 号参考資料

王子第二団地 2 期建設工事
位置圖

王子第二団地 2 期建設場所

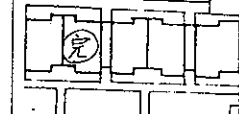


議案第 88 号 参考資料

王子第二団地 2 期建設工事

配設図

王子第一団地



PL

(街道) 和泉線南線

市立九保保育所

私立
チャイルド幼稚園

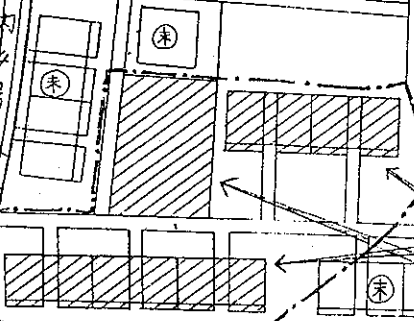
王子温泉

王子第二団地

王子市場

地区内 5 号線

地区内 4 号線



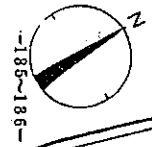
- 住宅棟 鉄筋コンクリート3階建1棟(住12戸)
- 店舗付住宅棟 鉄筋コンクリート4階建1棟(店6戸、住18戸)
- 子供の遊び場 1ヶ所(426. m²)

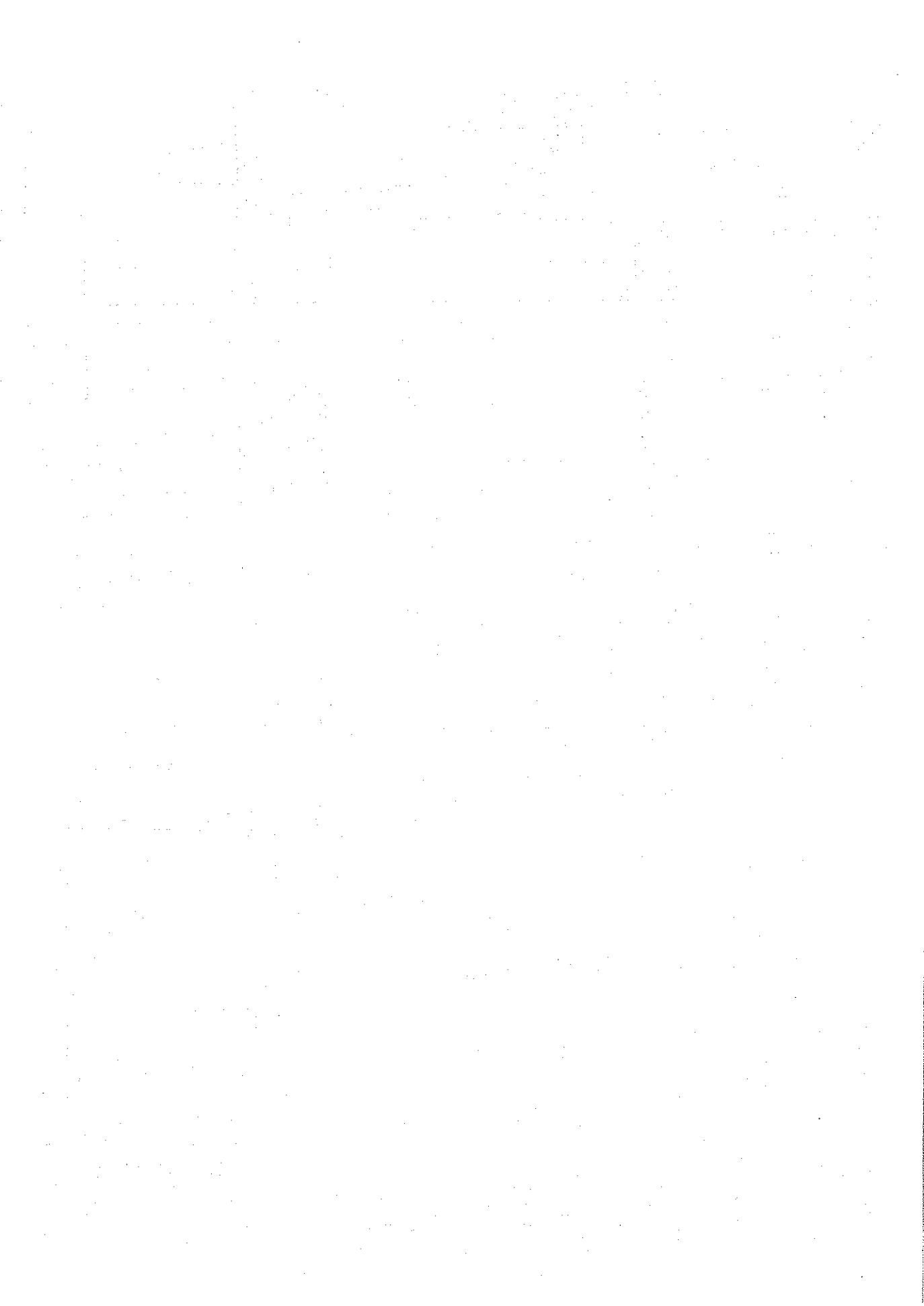
地区内 5 号線

P.L.

王子会館

地区内 2 号線





○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 改良事業部長（西川武雄君） たたいま御上程いただきました議案第 38 号「工事請負契約締結について」提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は環境改善整備事業の一環として建設しようとする王子第二団地二期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、請負金額 3 億 1 0 0 万円で、契約の相手方は、和泉市旭町 37 番地の 4、株式会社竹内建設、代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和 57 年 6 月 30 日までといたしたく存じます。保証人は和泉市箕形町 437 番地の 4、小野林建設株式会社、代表取締役小野林徳一でございます。

工事場所は和泉市王子町地内、王子温泉東側で、敷地面積 2,787 平方メートル、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造 4 階建 1 棟（店舗 6 戸、住宅 18 戸）、延床面積 1,572 平方メートル、鉄筋コンクリート造 3 階建 1 棟（住宅 12 戸）、延床面積 792 平方メートル、子供の遊び場一カ所 426 平方メートル、その他に付帯工事一式でございます。

以上で議案第 38 号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。

○ 9 番（直村静二君） 改良住宅の店舗付きですけども、この分が建ってしまえば、予定戸数からあと残り何ぼになるか、その点一つお答え願いたい。

それと、現在、幸三町、また伯太 4 丁目、丸笠含めて全住宅戸数ですね、その戸数の中でのいわゆる改良住宅の比率ですね、そのパーセンテージはどうなるのか、その辺をひとつお答え願いたい。

さらに、3 億ですか、これについての国、府、市、起債ですね、負担案分ですか、それもあわせてお答え願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 改良事業部長（西川武雄君） 本工事が完成いたしますと、あと全体計画で、住宅で 752 戸、店舗で 56 戸でございます。あとの残事業でございますが、56 年度で、当初予算で御議決いただきました住宅 94 戸分を 56 年で完成いたしますと、57 年以降の残事業が 692 戸となるわけでございます。

第二点目の、丸笠団地並びに伯太 4 丁目周辺を含めてという住宅の比率の問題でございますけれども、全体地域の、環境改善整備事業としての改良法に基づきます地区指定を受けております

のが42ヘクタールでございまして、全体の戸数そのものにつきましては約3,000戸でござい
ます。周辺を含めて、どうとございませうけれども、いま申し上げましたように地区指定内
の戸数でございませう。

○ 9番(直村静二君) この場合の改良住宅の比率何%ですか、改良住宅の戸数と全体の比率で
すね、全戸数に対する比率ですな。あと残りも入れて、752戸残っておるんでしよう、今年度
やれば692戸。これでいった場合、団地が何戸あるかということですが、具体的に言えば。

○ 改良事業部長(西川武雄君) 先ほど御答弁申し上げましたように、全体計画、現在までで6
00 56年度以降752戸でございませうが、現在建設いたしておりますものが、55年度で
856戸、今向の30戸を含めまして886戸、それから丸笠団地で200戸がございませう。こ
れらを含めまして現在までで約1,060戸ぐらい、同和住宅並びに改良住宅も含めまして約1,1
00戸ぐらいになるわけとございませうので、全体の地区指定区域内で、先ほど申しましたように
3,000戸、それらから比較いたしますと、約3分の1ということとございませう。

○ 議長(貝淵博治君) よろしいか。

○ 9番(直村静二君) いや、答弁残ってます、財源の負担割合。

○ 改良事業部長(西川武雄君) 財源の内訳でございませうが、3億100万円とございませう、
国の補助金が1億8,433万6,000円、約61.3%、府の補助金が5,426万4,000円で18
%、国、府合計で79.5%、市債が6,240万円と20.7%、以上とございませう。

○ 議長(貝淵博治君) ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第38号を原案どおり可決いたしました。

○ 議長(貝淵博治君) 日程第20「工事請負契約締結について」(和泉中学校体育館増改築工
事)を議題にいたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 39 号

工事請負契約締結について

市立和泉中学校体育館増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年和泉市条例第 14 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和 56 年 9 月 29 日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 契約の目的 市立和泉中学校体育館増改築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠 雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 107,000,000 円
- 5 契約の相手方 和泉市府中町三丁目 3 番 19 号
株式会社 福本工務店
代表取締役 福本 恭一

6 工 期 自 昭和 年 月 日 (議決の日)

至 昭和57年 3 月 15 日

7 契約保証金 5,350,000 円

8 保 証 人 和泉市大野町 5 8 0 番地

株式会社 寄田組

代表取締役 寄 田 年 文

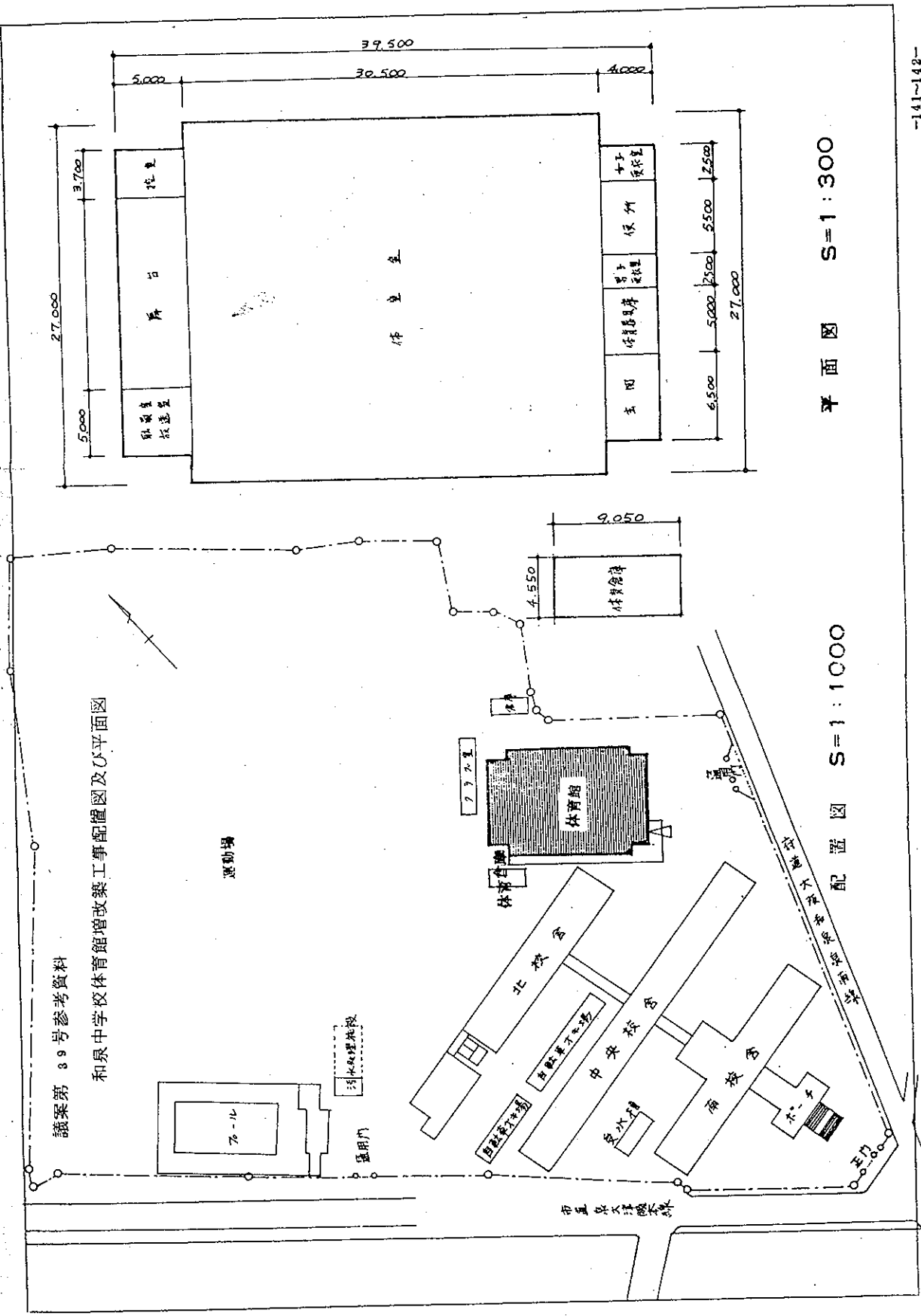
議案第 3 9 号 参考資料

市立和泉中学校体育館増改築工事概要

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 場 所 | 和泉市伯太町一丁目 2 番 1 号 |
| 2 | 敷 地 面 積 | 3 3,0 6 0 ㎡ |
| 3 | 工 事 種 別 | 増改築 |
| 4 | 構 造 及 び 規 模 | 体 育 館 棟 鉄 骨 造 平 家 建 床 面 積 1,0 2 6 ㎡
体 育 室 , 舞 台 , 職 員 室 , 玄 関 , 器 具 庫 , 更 衣 室 , 便 所
体 育 倉 庫 棟 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造 平 家 建 床 面 積 4 1 ㎡
倉 庫 , シ ャ ヲ ワ ー 室 |

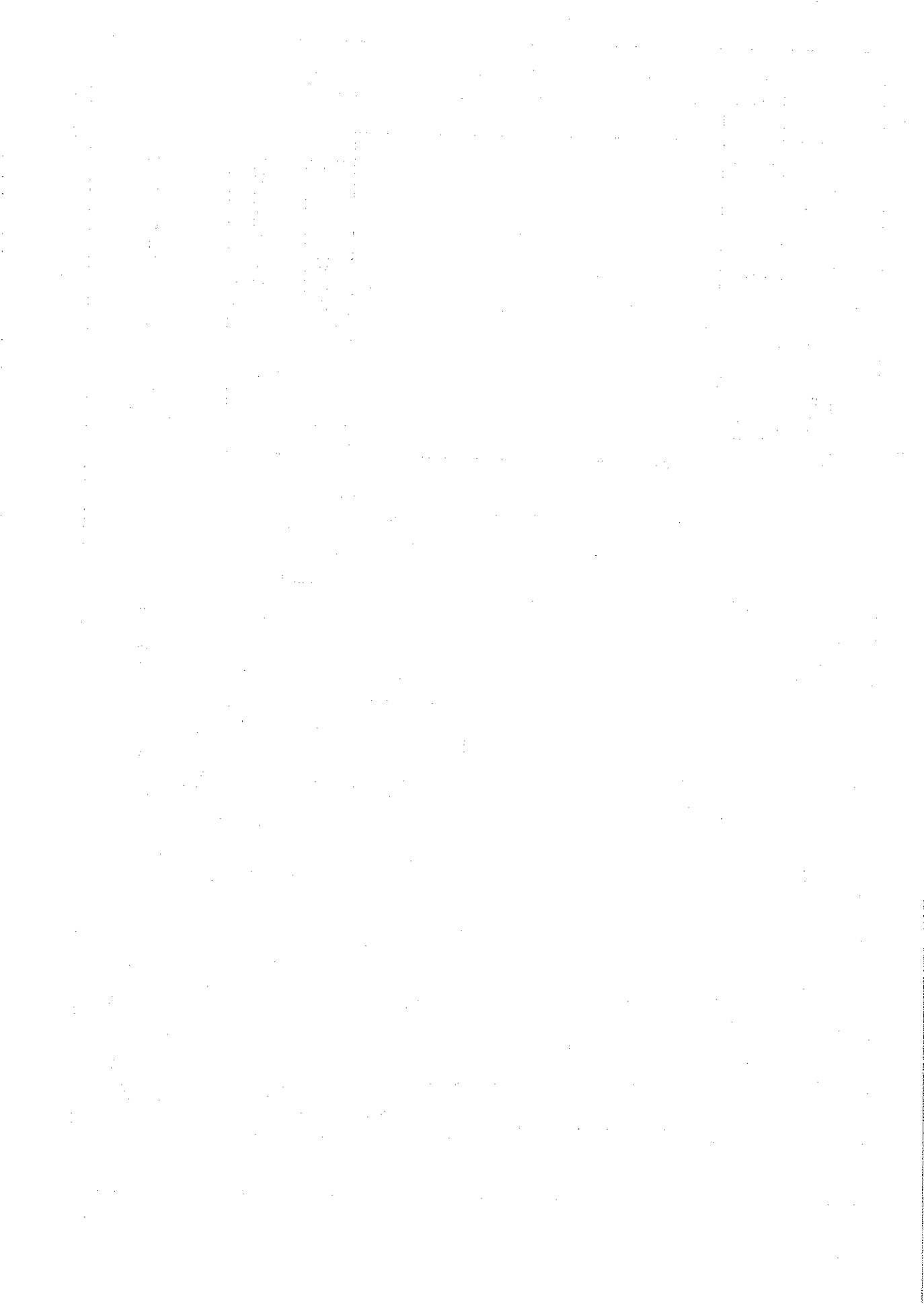
議案第 39 号 参考資料

和泉中学校体育館増改築工事配置圖及平面圖



配置圖 S=1:1000

平面圖 S=1:300



- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程いただきました議案第39号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本事業は、かねてから、本校講堂の老朽化と体育館としての機能の不備から改良工事の計画を進めてまいりましたが、同件の認定がありましたので、工事を実施しようとするものでございますが、工事請負契約を締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額1億700万円で、契約の相手方は、和泉市府中町3丁目3の19号、株式会社福本工務店、代表取締役福本恭一と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和57年3月15日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市伯太町1丁目1の15、敷地面積3万3,060平米でございます。構造及び規模は鉄筋コンクリート平家建て体育館、床面積1,026平米でございます。

なお、工事概要につきましては参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上原案どおり可決いただけますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ありませんか。
- 15番（穴瀬克己君） 工事時期ですね、工期。ちょうど57年の3月といいますと、卒業が間近に迫っておるわけですけど、果たして体育館の工事には、着工から完成までどのくらいの時期が要するのか、その点ひとつお尋ねしたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 建築課長（中上好美君） 一般にこの程度と申し上げますと、1,026平米の鉄骨平家建ての体育館ですと、大体5カ月というふうに踏んでいるわけです。しかし今回、正月が入りますので、一応、3月15日までという工期でお願いしております。ただ一つは、卒業式の件ですけれども、私どもとしても、卒業式に間に合うように、ということで実際上の工事を進めていきたいと思っております。ただ、外回りが若干、その時点で残る可能性は卒直に申し上げてあると思っております。
- 15番（穴瀬克己君） いろんなことが考慮されますので、5カ月といえども6カ月、7カ月になる可能性は出てくることもあり得ると思うので、父兄にいたしましたら、完全に取っ払っておりますので、果たして卒業式ができるのかどうか非常に不安があります。そういった意味で、国府小学校も同じような形態だったと思うのですね。何としてでも57年度の卒業式を体育館でできるように、推進方ひとつよろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 他に。
- 19番（大谷昌幸君） この体育館の工事をされるのにつきまして、工事関係者はこの通用門

を全部利用されるので、運動場及び校舎との行き来が遮断されるということが常識的に考えられるわけで出たのだと思います。ただし、この通用門は平素、生徒が全然使っておりません。この門自体が——私、時たま早朝に、この前を通るのですが、ほとんど2合ないし3台ぐらいの車が駐車されていることを間々見るわけなんです。連日あるかどうかということについては断言できませんけども、時たま通る場合、ほとんど見かけます。生徒は通りませんが、もしも火災などの事故ある場合には、当然出入りしなければいけない唯一の門であると思いますが、これを改造されるとか何かの方法、お考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

○ 管理部次長（逢野博之君） お答え申し上げます。

通用門につきましては、いま御指摘のとおり、児童の通用には使用いたしておりません。ほとんど車の出入りとか非常時に備えて設置したものでございます。御指摘の点につきましては、学校長を通じまして、十分駐車の実態等を調査いたしまして今後対処いたしてまいりたい。なお、必要に応じまして、改善の措置も考えていきたいと思っております。

○ 19番（大谷昌幸君） どうぞよろしくお願ひします。

○ 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第39号は原案どおり可決されました。

○ 議長（貝淵博治君） 日程第21「工事請負契約締結について」（石尾中学校増改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第40号

工事請負契約締結について

市立石尾中学校増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和56年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 市立石尾中学校増改築工事 |
| 2 | 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3 | 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 120,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一 |

6 工 期 自 昭 和 年 月 日 (議決の日)

至 昭 和 5 7 年 5 月 2 0 日

7 契 約 保 証 金 6, 0 0 0, 0 0 0 円

8 保 証 人 和 泉 市 北 田 中 町 2 1 9 番 地

大 高 建 設 株 式 會 社

代 表 取 締 役 奥 野 喜 八 郎

議案第40号参考資料

市立石尾中学校増改築工事概要

1 工 事 場 所 和 泉 市 万 町 9 3 0

2 敷 地 面 積 4, 4 5 8 0 ㎡

3 工 事 種 別 増 改 築

4 構 造 及 び 規 模 特 別 教 室 棟 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 3 階 建 建 築 床 面 積 2 5 2 ㎡ 延 床 面 積 7 5 6 ㎡

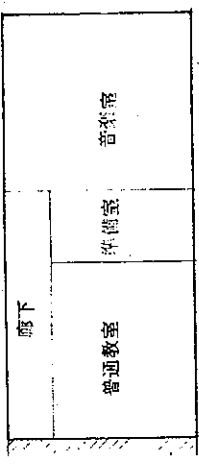
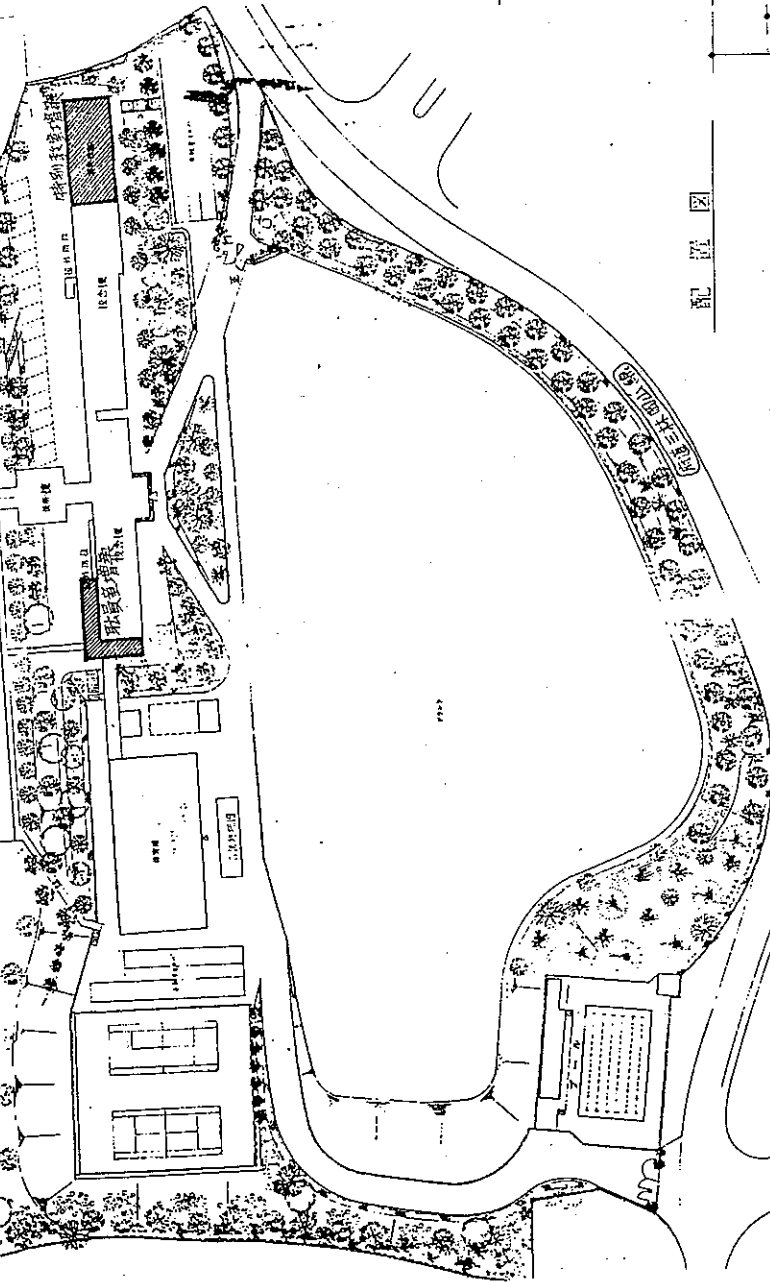
技 術 教 室 (木 工 ・ 金 工) , 電 氣 製 函 室 , 美 術 教 室 , 凶 工 室 , 音 樂 室 , 普 通 教 室 各 1 準 備 室 3

職 員 室 増 築 鉄 骨 造 平 家 建 床 面 積 1 0 8 ㎡

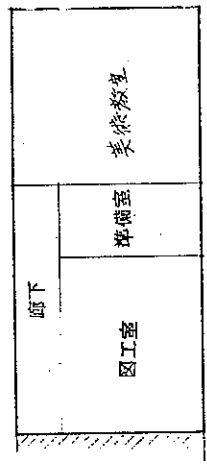
使 所 棟 鉄 骨 造 2 階 建 床 面 積 5 4 ㎡ 延 床 面 積 1 0 8 ㎡

議案第 40 号 参考資料

石尾中学校増改築工事配置図及U平面図

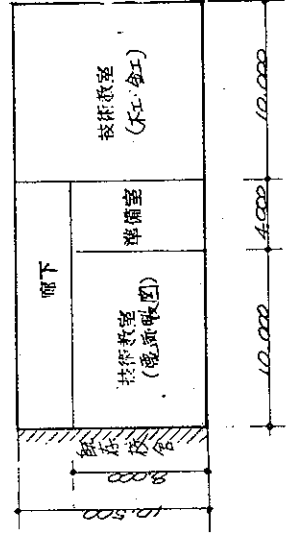


3 階



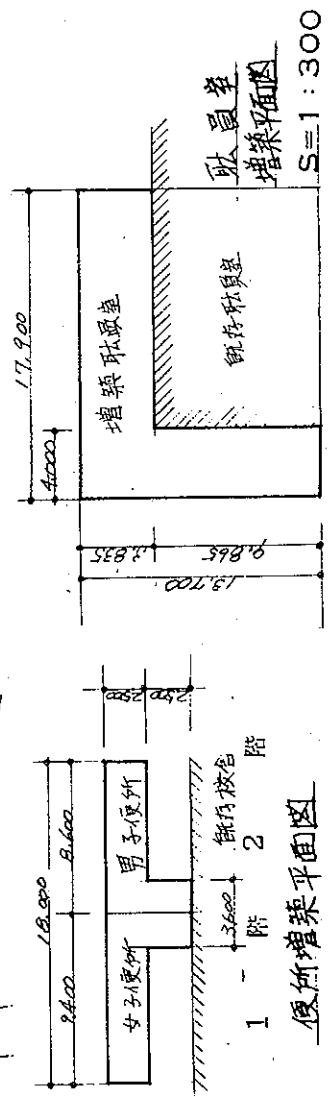
2 階

24.000



1 階

配置図



取組室
増築平面図

S=1:300

便所増築平面図

S=1:300

増別教室棟増築平面図

S=1:300 -147-148-

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程いただきました議案第40号「工事請負契約締結について」、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市立石尾中学校は、校区内における宅地開発に伴い、生徒数も年々増加の傾向を示しております。これに伴い特別教室、職員室の増築並びに生徒用の便所の増築事業を実施しようとするものでございますが、工事請負契約締結につき議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額1億2,000万円で、契約の相手方は、和泉市箕形町437番地の4、小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和57年5月20日までといたしたく存じます。

工事場所は、和泉市万町980番地、敷地面積4万4,580平米で、構造及び規模は鉄筋コンクリート造3階建、建築床面積252平米、延べ床面積756平米でございます。

なお、工事概要等につきましては参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ございますか。
- 16番（赤坂和見君） いままで特別教室が一般の普通教室として使われてきたということで、今回、このような措置に踏み切ったと確認するのですが、教育委員会にちょっとお尋ねしたいのですが、第二石尾中学との関連性ですね、第二石尾中学の完成時期等をここでお知らせ願いたい。第二石尾中学ができた時点でこの学校がどのような 今後の施設内容で余らないかどうか、余らないというよりも、十分に第二石尾中学の規模等も勘案されながらこれを計画されたと思うのですけども、この点どうか。

もう一点、契約保証金ですが、これは保険金で保険で賄われるというふうにいつも聞くのですが、この3件とも契約保証金ということで書いてあるのですけども、これは事実入るものかどうか。もし保険契約でということであれば、この議案書自体にも、今後、保険契約という形で書いていただきたいというふうに要望しておきます。その点だけお願いします。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 管理部次長（逢野博之君） お答え申し上げます。

いまでも石尾中学につきましては、分離を前提にして、いろいろ特別教室を普通教室に転用する等、学校長の裁量によりまして運用してまいりました。しかし、57年度の利用推定からしまして、どうしてもこれ以上の運用は不可能であるということで、普通教室4教室が不足してまいります。したがって、先ほど議員さん御指摘ございましたように、第二石尾中学との関連におきま

て、この増築を行うについてその点を十分配慮いたしまして、分離後、遊休教室が生じないように、今回、特別教室を増築するという形で踏み切ったわけです。したがって、来年度は、特別教室を運用面におきまして普通教室に転用して、不足教室を一年間補っていきたい。この特別教室を増築することによりまして将来の――、現在の石尾中学を見ました場合、特別教室においては、それだけの必要性がございますので、後の運用におきましても十分活用できると思います。したがって、第二石尾中学校の建設の時期の問題でございますけれども、いま、一応、事業を計画しております年次は、58年4月開校を目的にして作業を進めております。したがって今回、増築をお願い申し上げますのは、来年度の普通教室4教室の不足に対応し、なおかつ将来、遊休が生じないように十分配慮した上で増築に踏み切るものでございます。よろしく願い申し上げます。

○ 建設部長（逢野一郎君） 2点目の保証金の問題でございますが、現在は、大半が保証会社の保証で契約を行っておるわけでございますが、いま御指摘のように、そういうふうな明記をどうすることでございますが、議決を得た後でないと契約ができませんので、その辺はひとつよろしく御了承願いたいとかように思います。

○ 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、御意見ないものと認め、これで終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって、議案第40号を原案どおり可決いたしました。

○ 議長（貝淵博治君） お昼のため、1時まで休憩いたします。

（午前11時52分休憩）

(午後1時再開)

- 議長(貝渕博治君) 休憩前に引き続き会議を続行します。

それでは、日程第22「昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第41号

昭和56年度和泉市一般会計補正予算(第3号)

昭和56年度和泉市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ854,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24,474,743千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

昭和56年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		470,440	8,411	478,851
	1 分 担 金	23,892	5,388	29,275
9 国庫支出金	2 負 担 金	446,548	3,028	449,576
		4,892,206	48,851	4,441,057
10 府支出金	2 国庫補助金	2,119,040	48,851	2,167,891
		1,417,188	97,273	1,514,461
	2 府 補 助 金	1,160,766	96,464	1,257,230
11 財産収入	3 府 委 託 金	100,633	449	101,082
	4 府 交 付 金	1,020	360	1,380
12 寄附金		45,536	58,476	104,012
	1 財産運用収入	45,486	58,476	103,962
13 繰入金		330,000	4,500	334,500
	1 寄 附 金	330,000	4,500	334,500
14 諸収入		255,000	83,512	338,512
	1 基金繰入金	255,000	83,512	338,512
15 雑収入		3,561,550	5,817	3,567,367
	5 雑 入	2,923,790	5,817	2,929,607

款	項	補正前の額	補正額	計
15 市	債	1,339,048	547,200	1,886,248
	1 市	1,339,048	547,200	1,886,248
歳入	合計	2,362,070	854,040	2,447,474

(単位 千円)

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		216,876	500	217,376
	1 議会費	216,876	500	217,376
2 総務費		2,046,513	1,000	2,047,513
	1 総務管理費	1,127,322	1,000	1,128,322
3 民生費		6,436,560	146,539	6,583,099
	2 児童福祉費	2,025,951	146,539	2,172,490
4 衛生費		2,045,743	204,267	2,250,010
	1 予防衛生費	1,015,417	179,290	1,194,707
	2 環境衛生費	959,738	24,810	984,548
	3 墓地管理費	46,368	167	46,535
6 農林水産業費		254,260	27,893	282,153
	1 農業費	248,834	24,793	273,627
	2 林業費	5,426	3,100	8,526

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		3,543,543	71,961	3,615,504
	1 土木管理費	248,005	3,000	251,005
	3 河川水路費	143,909	22,961	166,870
	4 都市計画費	920,511	23,518	944,029
	5 住宅費	1,885,367	22,482	1,907,849
9 消防費		560,820	75,627	636,447
	1 消防費	560,820	75,627	636,447
10 教育費		3,027,010	326,253	3,353,263
	1 教育総務費	279,852	500	280,352
	2 小学校費	1,409,259	10,187	1,419,446
	3 中学校費	682,744	4,182	686,926
	5 社会教育費	279,840	311,384	591,224
歳出	合計	23,620,703	854,040	24,474,743

第2表 債務負担行為補正

事	項	期	限	額
	光明台南小学校増築事業	昭和56年度 ~ 昭和81年度		188,201 千円
	信太中学校増築事業	昭和56年度 ~ 昭和82年度		116,860

第3表 地方債補正

起債の目的	補			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
診療所整備事業	千円 4,400	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他 政銀そ	25年以内(内据置5年以内)ただし、市政の都合により据置期間及び、償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 139,600	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	府行他 政銀そ	25年以内(内据置5年以内)ただし、市政の都合により据置期間及び、償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。										
都市計画事業	126,200	同上	同上	同上	同上	110,000	同上	同上	同上	同上										
改良住宅建設事業	613,000	同上	同上	同上	同上	618,900	同上	同上	同上	同上										
消防施設整備事業	23,000	同上	同上	同上	同上	81,100	同上	同上	同上	同上										
義務教育施設整備事業	317,000	同上	同上	同上	25年以内(内据置3年以内)ただし、 同上	320,300	同上	同上	同上	25年以内(内据置3年以内)ただし、 同上										
保育園建設事業						60,900	同上	同上	同上	20年以内(内据置8年以内)ただし 同上										

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	限度額	起債の方法	利率	借入先	
	千円				千円				
史跡池上曾根遺跡整備事業					300,000	普通貸借又は証券発行	年9.0%以内	政 府 行 他 銀 行 所 の	10年以内(内据置2年以内)ただし、市政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は、低利に借換えすることができる。
計	1,339,048				1,886,248				

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました「昭和56年度一般会計補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、補助事業等の削減に伴います補正と、一部事務費の補正並びに光明台南小学校、信太中学校における児童、生徒数の増加に対処するための債務負担行為の補正等の必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。21ページでございます。

まず、第1条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億5,404万円を追加し、歳入歳出予算の総額を244億7,474万3,000円と定めるものでございます。歳入歳出予算の款、項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございまして、光明台南小学校増築事業及び信太中学校増築事業といたしまして、それぞれ1億3,820万1,000円、1億1,636万円を追加が計上いたしました次第でございます。

第3条は、地方債の補正でございまして、限度額の追加等でございまして、利率、借入先等は、第3表のとおりでございます。

以上が予算の条項でございます。

引き続きまして事項別明細書により御説明申し上げたいと思います。予算書の37ページでございます。

歳出予算から申し上げたいと存じますが、議会費及び総務費でございますが、先日、病魔に冒され亡くなられました故辻村議員さんへの弔慰金といたしまして、50万円及び100万円をそれぞれの款に計上した次第でございます。

民生費につきましては、南池田第一保育園建設事業費といたしまして、1億4,653万9,000円を計上いたしました次第でございます。

衛生費につきましては、和泉診療所増設事業費の追加、不燃性廃棄物処理に関する諸経費及び泉大津市和泉市墓地組合分担金等、合わせまして2億4,267万7,000円を追加計上と相なっております。

次に、農林水産業費でございますが、各種事業に対する府補助事業費等を初めとする各事業の追加及び変更に伴う補正が主なものでございまして、合わせまして2,789万3,000円を追加計上いたしました次第でございます。

次に、土木費でございますが、防衛施設周辺整備事業費、東松尾川と南面利川の河川改修事業費、市内一円の水路費、市街地排水路整備事業費、府中北幹線の下水の整備事業費、さらには、

既設改良住宅公共下水道管への接続にかかる諸経費並びに市営住宅集会所建設工事費等を合わせまして7,196万1,000円をそれぞれ追加計上いたした次第でございます。

消防費につきましては、本署車庫の増築工事と第8分団消防器具庫新設にかかります諸経費等、合わせまして7,562万円の追加計上でございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費につきましては、養護学級用備品購入費といたしまして50万円、小学校費につきましては、給食室整備工事費、米飯給食用備品購入費、池上小学校プール建設工事費の追加等といたしまして、1,018万7,000円を追加計上いたしました。

中学校費につきましては、米飯給食用備品購入費、信太中学校増築、この事業に伴う設計、調査経費といたしまして418万2,000円。

社会教育費につきましては、成人対策費、青少年対策費及び史跡池上曾根遺跡用地購入費並びに美術館開館準備費等を含めまして文化財保護費及び図書館費合わせまして3億1,138万4,000円を、それぞれ追加計上いたした次第でございます。

以上、教育費合計いたしまして3億2,625万3,000円を追加計上と相なる次第でございます。

以上が歳出予算の補正内容でございますが、総額8億5,404万円の追加計上と相なる次第でございます。

次に、これら歳出予算に充当すべき歳入でございますが、分担金及び負担金、国庫支出金、府支出金につきましては、それぞれ341万1,000円、4,885万1,000円及び9,727万3,000円の追加計上でございます。これらは歳出事業費追加等にかかる補正でございます。分担率、補助率等を勘案の上、計上いたした次第でございます。

次に、財産収入につきましては、公共施設整備基金運用収入追加といたしまして5,847万6,000円、これは基金の運用収入でございます。

寄附金につきましては、教育・文化関係備品購入指定寄附金として450万円を計上いたしたものでございます。

次に、繰入金でございますが、公共施設整備基金、美術館運営準備基金よりそれぞれ8,200万円と151万2,000円取り崩して、財源として充当いたしたという次第でございます。

諸収入につきましては、信太中学校増築事業収入等といたしまして581万7,000円を追加計上いたし、市債につきましては、それぞれの適債事業に対し充当率を勘案の上、5億4,720万円を追加計上いたした次第でございます。

以上、簡単でございますが、今回、御提案申し上げました一般会計補正予算(第3号)の内容でございます。よろしく御審議賜りまして、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申

上げます。

- 議長（貝渕博治君） 質疑、御意見を承ります。
- 26番（仁井 明君） 40ページの和気南池フェンス設置工事についてお伺いいたします。
これは公園になる所だけですか、それとも全部、フェンスやる予算を組んでくれているのか。
それと、公園になる器具なんかはいつごろからやってくれるのか、その2点をお聞きしたいと思えます。
- 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。
- 環境整備課長（岸田秀仁君） お答えいたします。
15の工事請負契約の150万円の中は、これはフェンス222メートル全部です。
- 26番（仁井 明君） 全部ですか。
- 環境整備課長（岸田秀仁君） はい。一部住宅の所は少しあいているんですよ。これは自治会長さんと十分協議した上のフェンスの張りでございますので、ひとつよろしく願います。
- 26番（仁井 明君） 了解。
- 市民部次長（中川鉄也君） 遊具の問題について私の方から。遊具につきましては、来週の月曜日に地元の町会長さんと現地で打ち合わせして、その上でどういうふうにするかという相談をする予定になっておりますので、10月中にほぼでき上がるというぐあいに見ております。
- 26番（仁井 明君） 了解。
- 議長（貝渕博治君） 他に。
- 12番（横田憲治郎） 歳出から、47ページ。府中北幹線の整備事業費が出てきておりますけれども、これは更正減と、管渠築造工事費の減額がされているのですけれども、これの内容について御報告をいただきたい。
それから、52ページの社会教育費の成人対策費で、府民劇場の講師の謝礼追加で39万円、かなり高額な講師謝礼の追加ということで、ちょっと内容を御説明いただきたい。
それから、歳入の方で27ページ。第3条の地方債の関係ですけれども、この池上曾根遺跡整備事業ですね、これの起債の起こし方についてですけれども、9%、3億の限度で18億8,000万ですか、この池上曾根遺跡の整備事業の国、府の補助なり助成なり、対応は財源的にどうなっているのか、その点をちょっと御説明いただきたいと思えます。
それと、公共施設整備基金の運用、崩しでございますけれども、これは財務部長並びに助役あたりに答弁願いたいと思うのですけれども、今回の補正8億数千万円のうちで一般財源充当額が約1億、そのうち8,000万余を公共施設整備基金から崩すということなのですけれども、これは在来から論議があったわけですけれども、これの分担金としての歳入の趣旨から言って、一定

の基本的な使い道に対する枠というんでしょうか、これは一定の目的負担というような形で歳入されているわけですから、一般財源には違いないわけでありませうけれども、このような崩し方がなし崩し的になっているのかということについて若干の問題を感じるわけですが、この点について一体、当局としてはどのような考え方　これはまあ、ずっとこれから運用が続いていくわけでありまして、その点については見解を再度伺った上で、また意見を述べたいと思いますが、お願いしたいと思います。

それと、例の債務負担の　今回の債務負担については、いわゆる義務教育施設の関連で2件でございますが、光明台南と信太中学、これが運用は節度と、見通しというものを定かに運用しなければならぬ、慎重な配慮が言われるわけでありませうけれども、現今、当初予算で調書がついているわけでありませうけれども、債務負担の残高です、それは幾らぐらいになるのか、一般財源相当額が幾らになるのか、用地関係あるいはまた公共施設関係と大別してこの際、御報告をいただいております。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 下水道課長（大浦行男君） 47ページの府中北幹線につきまして、更正減の内容を説明申し上げます。

15の、工事請負費の330万の更正減でございますが、実は国庫補助確定の中で実施設計を精査、検討しまして、充分その範囲で工事できるということで330万の更正減になるわけでございます。工事内容としましては、府中北幹線を三和銀行から豊中の大谷薬局の前まで、延長325メートルを今回　そういう中での設計内容の検討の上、当初の予算よりもずっと節約できますので……。よろしくおねがいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 2点目の、社会教育費では府民劇場の追加補正と、文化財関係で池上遺跡の起債等について2点ございますので、担当の竹田よりお答え申し上げます。

第1点目の府民劇場でございますが、これは、いま和泉市の方で非常に音楽の方の活動が活発に行われている中で、府民劇場では毎年12月に大阪フィル交響楽団を招へいたしまして、大阪府の事業といたしましては、府民劇場でベートーベンのシンフォニーの夕を開催しております。本年、私どもの方で実行委員会をつくりまして、開催すべくいま練習中でございますが、その合唱団の講師の謝礼に充てたく存じます。内訳としましては1回、専門家でございますので7,000円を2名分、延べ28回分を見込んでおります。

なお、この催し物は、本年12月20日に催す予定でございまして、現在広報誌等で入場の御希望の方々にも募集しておるような次第でございます。

それから、歳入の方で池上曾根遺跡の買い入れにつきまして、財源の方でございますが、51年に指定されて以来、51年、52年に一部買収したのでございますが、その後、諸条件が整いませんことから、文化庁の方でストップされておったところ、いろいろと御支援もいただきまして、本年度内示がございました。これの財源の内訳でございまして、3億円のうち8割は国が持ち、あと1割が府、市負担となっております。簡単でございますが回答させていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 次の公共施設整備基金の取り崩しの問題と債務負担行為の2点につきまして、御説明、御回答申し上げたいと存じます。

今回、公共施設整備基金からの繰入金ということで8,200万円計上いたしております。御指摘のように、今回の補正予算に充当すべき一般財源の所要額が1億4,355万6,000円ということでございます。この所要の一般財源の大半を、そういった取り崩しによるというのが今回の補正予算の特徴でもあり、財政実態でもあるという意味を持っているわけでございます。横田議員さんの御指摘のとおり、開発関係負担金につきましては当然、基準がございまして、この基準に準拠して御負担を願っているというのが実態でございます。私どもといたしまして、そういった中で御負担願った各施設を充実すべき財源に充当しながら、各施設の補助制度、いわゆる現行の財務制度というのがあるわけでございます。現行の財務制度をフルに活用いたしながら、こういった財源を捻出してまいりまして、さらには、昭和53年12月25日に御議決をいただきました条例第24号、すなわち本市の公共施設整備基金条例に準拠しながら、秩序ある財政運営を進めてまいりたいという考えをもって、いま現在進めておるわけでありまして、今後とも財源充当につきましては、慎重にお配意してまいりたいというふうに考えております。それが公共施設の整備基金の御回答ということでございます。

次の、債務負担行為の残高の問題でございますが、用地と建物ということでございますが、用地関係につきまして、主として開発公社の関係ということになるわけでございますが、現在、55年度以前の分ということで約65億ということでございます。この中で国、府の補助金、地方債その他となるわけでございますが、残高といたしましては用地関係で65億円、それから建物、いわゆる建築関係でございますが、これにつきましては、55年度以前ということで26億9,500万円、それから、その他の債務保証等3億数千万円あるわけでございまして、合計しましたら105億4,700万程度追加しているという実態でございます。債務負担行為のこういった執行につきまして、限度額、御議決の範囲内におきましてなお慎重に進めてまいりまして、債務負担行為の残高の減少と言いますか、早期、一般会計での買い戻しなり補助対象なりで消化してまいり、残高を一日も早く少なくしてまいりたいというふうに考えておりますので御了承賜りたいと

存じます。

- 12番(横田憲治郎君) それと、府中北幹線の整備事業の関係ですけれども2つ聞きます。1つは予算計上の事務的な——と思いますけれども、国、府出資金で480万円減額になって、地方債で1,600万減額になって、一般財源で3,200万円計上して、差し引き330万円の更正減である。内容は、実施設計下における見積もり違いと言いますか、いわゆる誤差ということなんですけれども、ちょっとわかりにくいので、この辺きちんと予算説明の時点で、こういうような予算計上してある科目については、もうちょっと口数を入れた説明を願いたい、これはまあ、要望しておきます。

それと北幹線について課長、これの事業のことは一応承知しているわけですが、これに引き続いて、いわゆる府中北通り線関係、和泉中学方向に向けての延伸、さらにまた、泉南線に向けての着工等のスケジュールはどのように展望しているのか、展望というよりも実際、現実的な課題としてとらえて計画を立てているのか、その点だけ、後でちょっと聞かせてもらったら結構です。

それと教育費関係、これももうちょっと、予算書で説明の欄があるのやさかいに、そういう複数以上の、また回数も何十回となるようなものについては、ちょっとここへ書いておいてもらったら、単純に講師謝礼というと、5万、10万というような単位で、われわれレギュラー的に考えますので、これは要望しておきます。

それと、整備基金の関係ですけれども、これは一応、53年の12月に、この条例ができて、3年経過するわけですが、私、1億円ぐらいからと思ったんですが、1億4,000万の今回の一般財源の充当の補正ということで、かなりウェートのかかっているということもありますし、また、本市の自主財源、一般財源の構造的な実態から見ても、ともすれば、依存度が高くなっていきとすれ低くなることはないという、そういう点から、これは理事者の裁量に100パーセント任ずることが基本基調にあることは執行部として当然とはいえ、これらのよって来るところの出発点を考えますれば、これはただ単に漠然とした、そういう運用で終始していいのか、私はやはり一考を要するのではないかと、節度ある財政運営、財政構造が微弱であればあるほど財政構造の内容を、自主的な努力もしていかなきゃなりませんし、中央に対する強い要望も踏まえてやっていくためにも、この運用ということについては慎重に節度を持たなきゃならんのではないかと、そういう面では、いまのような状態で果たしていいのか、私は一考を要するのではないかと。これは議会も含めて、これらの問題については、そういう討議、協議というような、あるいはまた理事者の中においても、そのような一つの方向づけというものは、もうちょっと細分化されていって当然ではないかと思うわけですが、いま一度、助役の見解を聞

いておきたいと思います。

それと、債務負担の件ですけれども、これもまあ、用地関係で65億もあって、ここですべて詰めてしまおうとは思いませんけれども、議会のわれわれも含めて、債務負担については日常的に安易に流されがらに、見過ごしがちになってしまうわけですけれども、歴然とした、将来というよりも、現実的に財政を圧迫する構造の方をたどるわけでございますので、これらについての残高解消という問題について部長、答弁をされましたけれども、政策的な 私は、本市の構造的な財政基盤あるいは同和行政あるいは広い市域を抱えているという立場からの事業というもの等々考え合わせていくなれば、こういう債務負担行為につきましても、これは何もむだなもの一つも起こしてないわけでありまして、しかし、だからと言ってやむを得んのだということではなくて、100億を超過し用地代だけでも65億に上っている。一つ一つ緊張した精査、整理というものが需要ではないかと、こういうふうに思うわけでありまして、見解を承っておきたいと思えます。

- 下水道課長（大浦行雄君） 先ほどの予算の内容につきましては今後、十分、御指摘のとおり説明をつけ加えるように、注意いたします。

次に、府中北路線の延伸につきましては御質問でございますが、先ほど申しました大谷薬局から向こうは泉大津の豊中になりますので、和泉市としまして、豊中側は泉大津と協議しまして泉大津サイドで整備を図ってもらう、中学校に突き当たるわけですから、和泉中学校から北部については、また別の事業主体で計画しており、また、そういう点での精査をしまして、整備を図りたいと思っております。

次に2点目に、泉南線よりの府中周辺の、特にセントラル通りの整備、都市下水事業としましては一応56年度で、ただいまの大谷薬局までの工事は完了しましたので、57年度以降、公共下水道等で、現在の枝管の布設も計画しておりますので、その内容を検討しながら整備の計画を実施をしていきたい、かように考えます。一応、そうした緊急を要する点から補助金等要望いたしまして進めていきたい、かように考えておるわけでございます。

- 助役（坂口礼之助君） それでは、私から横田議員さんの、基金の扱い並びに債務負担の運用の関係につきまして、見解を申し上げたいと思えます。

御指摘のとおり、公共施設整備基金につきましては、よって来るべき歳入の性格からいたしまして、その取り崩しにつきましては、むやみやたらにどこへでも充当していったらいいというような考え方で運用してはいけないということはそのとおりでございまして、基金条例の中にも、使途につきましても、取り崩す範囲につきましても、一応、明確な線が打ち出されてございます。われわれの方で、現在まで基金の取り崩しをいたしてまいっております場合には、いわゆる事業

の一般財源の不足した場合に、その一般財源にかわるものとして事業費に充当していているわけでございます。もちろん御承知のとおり、学校の増改築の費用であるとか、あるいは道路、下水道等の整備のための、一般会計相当額であるというようなことで、もちろん公園等いわゆる投資することによって、少なくとも、長期的に公共的な施設としての役割りを果たしていただけるような事業に限定しております、社会資本の充実と申しますか、そういう観点から、事業を選定した範疇にとどめてございます。いわゆる修繕費とかいうような営繕費あるいは短期間の施設の改善というようなものには一切充当せず、厳格に想定して、いわゆる社会資本の充実につながるような事業を選択しつつやっておりますわけでございます。当然そういう歳入時の経過からいたしまして、これの取り崩しにつきましては、厳格なる制約をもって臨まなければならないということは、財政当局を初め財務に携わる者がすべて心掛けて措置をさせているわけでございます。その点、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それから、債務負担の運用の問題でございますけれども、おっしゃるとおり55年以前の債務負担につきましても、用地費で65億ほど残ってございますが、それは過去、非常に長い経過の中で累積して残っておりますわけでございます、厳密に申しますと、いわゆる公社として独自で所有している物件に対する債務負担につきましては65億のうち30億、あとの35億と申しますのは、一定の事業計画を持ちながら、当該年度よりも以降に予算化して取得するという、いわゆる目的あるいは買い取りの時期等明確になったものが約35億ということでございます。

建築関係につきましては、今回、石尾中学校等は補助金等の絡みもございまして、57年度の債務負担ということで今年度、まだ事業にかかってございませぬけれども、その他の建築関係ほとんどいわゆる住宅公団絡みの問題でございまして、住宅公団の建てかえ施行の制度を活用させていただいておりますものばかりでございます。したがって、建築関係で後年度になって焦げつきの状態で、あと債務負担の解消ができない状態になるというような性格のものは一切ございませぬ。

以上のようなことでございますが、特におっしゃっていただいております公共整備基金の取り崩しの関係あるいは債務負担等につきましては、安易に取り行っておりますと財政秩序を乱すこととなりますし、厳格な一定の債務基準をもちまして、今後もその運用に当たってまいらる覚悟でございます。その点、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

- 12番(横田憲治郎君) 府中北幹線ね、57年度以降、泉南線に向けての計画をするという答弁を課長はしたけど、例のみたち山公団のガーデンハウス団地ですか、これの入居が11月に完成してばらばら募集が始まる。これの、通称清水川というんですけども、これの改修工事があわせて行われようとしている中で、いわゆる流域の関係で、これはもう一部分、ある程度改

修できたらいいんだというふうな問題じゃなくて、下水道というのは終末までちゃんと整備されてこそ、完備されたということが初めて言えるので、そういう意味でいけば、部分的には年来の懸案、公園に乗っかってやっとかさ、いろいろと問題が絡んでいるようでありますけれども、努力しながらやってはる、こういうふうな現下の情勢がありますので、57年度になってから計画するのやというようなことであれば、そういう一連の地域での課題もありますから、それと並行する中で、今回、大谷薬局云々という、いわゆる中学校寄りでございますか、それと並行する中で計画して、遅くとも57年度中には泉南線方向へ実施に入れるぐらいの態勢で臨んでほしい、これはひとつ要望しておきますし、部長から確認の答弁をいただいて、終わっておきます。

それと、いま助役から説明をいただきましたが、観念論ではよくわかるわけです。精神論、観念論では。しかし実際はそうじゃなく、現実には日々の財政問題に対して対応していかなきゃならない、そのためには一般自主財源の苦慮というものが日々ついて回るわけで、どうしてもやっぱりそこにあれば手がいくというのは、これはだれしもの本能でございます。しかし、そんなことではだめであって、精神論、観念論の域を出ないようなことではなくて、やはり一定のこれは条例制度はよくわかってます。しかし、この条例も運用の仕方、いままあ、「投資的効果のある、長期的社会資本に云々」というような言葉で、そやから、サッと消えてしまうようなところへは使えへんのと表現がちょっと悪いかもしれませんが、営繕費なんかには使えへんのと、という例もありましようけれども、そういうことを具体的にきちんと決めておく必要があるのではないか、もうちょっと明確に、精神論、観念論から前へ出なければならぬ、そういうふうに思うのですけども、長くなりますので確認だけひとつ、その2点だけ。

- 建設部長（逢野一郎君） 府中北幹線について私から申し上げます。

御承知のように、北幹線はかなり長い年月を経まして、一応昭和56年度で全線が完通する予定でございます。いまの議員さんが御指摘の支線の問題でございますが、先ほど課長がお答えいたしましたのは、57年度に事業を実施すべく現在、府とのヒアリングを行っているということでございますので、そのようにひとつ御解釈をお願いいたします。

- 助役（坂口礼之助君） お答えいたします。

特に、債務負担の問題は別といたしまして、これはその都度、議会にお諮りいたしまして、その是非を御議論いただいておりますので、その扱いは別として、いわゆる開発、公共施設整備基金の取り崩しにつきましては、先ほど御説明申し上げましたような、一定の考え方で取り崩しをいたしてまいっておりますが、さらに、それをいわゆる一定の基準というものに整備いたしまして、今後の扱い方につきましても、基準に基づいて取り崩し方法を検討していくというふうなルールをつくっていきたくかように存じております。

以上でございます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 19番（大谷昌幸君） 補正の予算とは言いながら、ページ53に初めて出てきましたので、確認の意味を兼ねてお尋ねいたします。

美術館開館準備費の151万2,000円ですが、これはページ35の歳入の増額とプラスマイナスされるものだと思います。これがどのようにして151万2,000円が計上されてきたかということと、いままで、この美術館が寄付される側からどれだけのあらゆる動産、不動産及び重要文化財等を含めて、本市に名義の切りかえがなされているものであるか。

次に、第3点に、ここで初めて、臨時職員の賃金124万5,000円が計上されておりますが、これは、いつから、何人が、どのような形で就業されるものであるか。

まず、以上3点についてお尋ね申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 担当の竹田よりお答え申し上げます。

今回、補正をお願いしておりますのは、久保惣太郎さんほかから寄贈される美術品の整理に要する学芸員等の賃金でございます。まず、その経過でございますが、美術品の整理の理由は、久保さんには失礼かと存じますが、美術品をお集めになられただけでございまして、美術館を開館し、そこに展示し広く市民の皆さんに展覧できるようにいたしますには、やはり美術品一点一点につきまして学術的な資料も必要でございますし、また採寸、色、ほか写真等の資料をもそろえ、一定の整理をしなければいけません。それが第1点と、それから次に、今回寄贈される美術品は、当初約200点というようなことでございましたが、久保さんの美術品は全部で500点ほどございました。これらのうち美術品として、あと約250点余りが整理の中から、美術品としての価値のあるものが出ようかと、現在、影ながら判断しているわけでございます。これら全500点余りの中から全部、美術館の館藏品として適当なものであるかどうか、これらの判別も早急しなければなりませんので、これらの整理に当たりたいと思うわけでございます。

これらの美術品の保管につきましては、現在大阪市立の美術館の方で、出展をするということも条件にいたしまして、久保さんに無償でお預けしております。幸いに整理に当たりましては、同館の学芸課の積極的な御支援、御指導の取りつけもできましたので、今回、学芸の経験のある人1名、助手1名を付けて、教育委員会より同館に派遣し整理に当たらせてたく存じております。

それから、ただいままで入りました財産等でございますが、基金といたしましては国債で額面4,055万円、それから、現金で3,000万円となっております。すでに国債の方におきましては、3回分の利息約490万が入っております。現金につきましては、定期預金等いたしており

ますので、現在、利子としては未収入でございますが、満期後入ってくるものと思います。

それから、ただいままでに収納いたしました土地等につきましては、元の久保惣太郎さんのお住まいの敷地1,418平方メートルにつきましては、所有権移転になっております。また、久保惣株式会社寄りの事務所がありました土地につきましては、同法人より和泉市の方に326.76平方メートルが寄贈になっております。それで今回の建築に際しまして、あと1,000平方メートルほど不足しておりますので、現在隣地の方をお買い求めいただき所有権が登記後、向こうがお求めになったあと、こちらの方へ寄贈していただくことになっております。

なお、向かい側のお茶室855.40平方メートルにつきましては、せんだって所有権の移転が和泉市の方に終わっております。

それから、美術品でございますが、国宝2点、重要文化財指定28点、合計30点につきましては、文化財保護法の第5条の規定により所有者の変更届をいたしまして、今年4月に所有権の移転が認められております。その他につきましては、さきに申しましたとおり美術館の方にお預けし、そのうち館藏品として適当なものについては、すべて和泉市の方に開館と同時に寄贈していただく、このようになっております。

なお、賃金の関係でございますが、さきに申しましたとおり、学芸の経験のございます方1名と、その助手の1名を御議決いただいた後整理にかかってまいりたいとかように思っております。

以上でございます。

- 19番(大谷昌幸君) そうしますと、この151万2,000円がどうして起こったかということは、さきの国債及び現金の利息の中からということですか、それちょっとはっきり、お答えがなかったので確認だけ。
- 指導部次長(竹田明郎君) 恐れ入ります。計上しております国債の利子及び現金、現在、国債の利子をいただいておりますので、その果実の方から充ててまいりたいとかように思っております。
- 19番(大谷昌幸君) それはまだ——いまの人員2名はいつから。
- 指導部次長(竹田明郎君) この予算を御議決いただいたあと……。
- 19番(大谷昌幸君) わかりました。そしたらね、ここで準備ということがはっきり経費で出てきましたので、あと1年先に開館を控えているわけなんです。現在は半官立というか半民営というか、その中間で、1月前からかかられたいわゆる入れ物についても、当市としてはどんな事情があるかということは私もわかっておりますので、そのことから考えた場合、非常にやりにくいかもわかりませんが、一応1年後に、こういうような他市にもないようになりっぱなものを本市で経営するというの期に及んで、いまだに金だけは計上されているけれども準備室、いわゆるはっきりと人間がそこに張りつけられておられない。また、いまの人員2名にしましても、恐らくこれやった臨時あるいは嘱託というのですか、そういうことになりますね。そういう重要なことが、それこそ果たして運営やれていくのであるか。私、なぜかようなことをお伺いするか

と言いますと、これが現在では社会教育担当者の所に、一つの大きな重荷になってきているような感じがするわけなんです。当然のことだと思います。今後、これに向けてどのように対処されるのでありますか、これはできましたら市長からひとつ、お心構えをお聞きしたいと思うんですけども。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 恐れ入れます。事務局担当の考え方といたしましては、お隣の堺市におきましても、開館の1年前には準備室を設けて、それらの準備に当たりました。

なお、私、先ほど御説明申し上げましたとおり、開館までにはかなりのまだ美術品の整理、また、開館の特別展の準備あるいは開館に際しての運営の準備等もありますので、上司の方には早急に準備室の設置等もお願いしてまいりたいとかように思っております。

○ 19番（大谷昌幸君） お聞きする理由、もう一つあるわけなんです。先ほどお聞きしますと、約30点に及ぶ重要文化財及び国宝がすでに和泉市の方に移管されている、そうしますとこれが現在、私の聞いている範囲では、多分高校の社会科ですか、あるいは歴史ですか、そういうような本にたとえば「伊勢物語」の絵なんかがかし絵として、利用と言ったら悪いですけれどもとう載されている。当然、著作権という問題が起こってくるわけですね。私、教科書の現物は見ておりませんので、いままでは、だれそれ蔵となっておるのかどうか知りませんが、当然今後は、和泉市蔵となってくると思うんです。そうしますと、それについてはいろんな著作権所有の付随の問題も起こってきますから、速やかに対処できる場所があくまでも必要じゃなからうかと思つて、あえてお伺いしているわけなんです。もう少し、できましたら市長の方から、これをいつから—、そういうような部署は当然必要やと思うんです。恐らく来年の10月か11月の開館する時期になってですよ、美術館の建物がドツとできるものやないと思います。だから、これははっきりいつから開始されるものであるか、それだけ御確認をお願いして終わりますから。

○ 教育長（葛城宗一君） 御指摘、至極ごもっともでございます。国宝、重文等のはっきりしたものににつきましては、現在、大阪市の美術館に移管しております。これについての整理については、大阪市の専門の学芸員先生等がお力を入れて、間違いのないように、いま申し上げました整理に必要な学術的な資料、写真等を整備してやろうということでございます。したがって、その他に多く寄贈いただくのでございますが、その整備についても今回、この予算に計上いたしました学芸員1名と補助職員1名をもって整理に当たる。これも直接、こちらで整理すると申しましたも、その学芸員さんがどれだけの経験があるかどうか、これからその人を得ようとするものでございますので、天王寺美術館の方でお世話になって、向こうでお手伝い、御協力をいただきながら整理に当たっていただきたいとかように考えるわけでございます。開館は、来年10月、久保さんの方では美術館完成という計画がございます。したがって、57年度当初からこの準備に具体的に入っていくために、準備室等を設置してまいりたいとかように考えるのです。この点、御理解いただきたいと思つます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 8番（原重樹君） ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、48ページの住宅管理費のところでは集会場建設工事費210万円という、先ほど市営住宅ということが理由の中で言われていましたけれども、具体的な場所について挙げていただきたいと思います。

それから2点目に歳入の方で80ページですけれども、コミュニティセンター整備事業負担金ということで300万円が追加されているわけですがこの負担金というのは、どこからの負担金なのかということをお明らかにしていただきたい。

それともう1つ、コミュニティセンターについてですけれども、なぜこういう名前にしてあるのか、名前の出どころをひとつお伺いしたい。それをお願いします。

○ 建設部次長（吉田日出男君） お答え申し上げます。

集会場建設設置場所につきましては、黒鳥第2住宅、第8住宅、唐国住宅を予定しております。以上です。

○ 建設部長（逢野一郎君） コミュニティセンターの金の出どころでございますが、これは3月の議会にもお願いしました分につきましては、伏屋の方の会館の設置に伴う地元負担金でございます。名称につきましては、この点につきましては国の地域整備資金の補助金を導入いたしております関係上、伏屋集会場ということについては届けの対象には入りませんので、このような名称にしたわけです。

○ 8番（原重樹君） 第1点目の方、集会場の件ですけれども3カ所ということですが、ただ1点、これは要望ですけれども、いわゆる市営住宅の中に建てるということになりますから、場所的に非常に限られた。あるいは公園等々ということになろうかと思えますけれども、その辺では十分、市営住宅の住民の納得ということを重視してほしいのです。あとで管理上の問題で出てこないように、その点だけひとつお願いしておきます。

それから、コミュニティセンターのことですけれども、これは防衛庁の整備基金を使っているということもあるのでしょうか、造られた後もこういう名前と呼ぶのかどうかということと、伏屋町のいわゆる集会場ということになれば、管理、運営は伏屋町になるのかどうか、その点だけ。

○ 建設部長（逢野一郎君） 名称につきましては、今後地元で十分協議をした上で名前の処置をしていきたいかように思います。

管理につきましては、伏屋町会に委託したい。かように思います。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

- 9番(直村静二君) 39ページ、診療所の1億7,900万円。それから48ページの既設改良住宅の下水管のつなぎ1,781万、それから非常備消防、第8分団、この3点についてお尋ねします。

改良住宅の公共下水管接続工事費1,781万と計上されておりますが、1つはこの接続工事で既設——すでに午前中、聞きました約800戸ですね。これは全部つながるのかどうか。もう1点は、そういうものをつないだあとで具体的に、その費用その他について、公共下水ですから住宅に住んでいる人から負担金を取るのか、また、別に共益費として計上されているのか、その点についてお答えをお願いいたします。

それから、診療所の増設でございますが、これは増設して一体、新しく何か診療科目をふやすのかそれについての必要なものになっているのか、かなりの金額になっておりますから、もう少し具体的に説明をしてほしいと思います。

それから消防費ですね。これは第8分団、幸だと思いますが、これは同和対策の一環としてだと思いますので、国の補助金がいかにほどついているのか。それから第8分団、非常備であっても各担当地域というのはあると思いますので、その担当地域内における戸数ですね。それがどのくらいになるのか、また改良住宅になってから火災件数はどの程度になっておるのか、最近1年間で結構です。その辺もあわせて。

それと、確かに既存の器具庫とかそういうものがあつたと思うんですけどね。今回は、これまた移転するのか、そのままやるのか、その辺のことももう少し具体的に御説明、お答え願います。

- 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 建設部長(逢野一郎君) 下水管の接続の件でございますが、今回お願いしている分につきましては、戸数では約718戸でございます。御指摘の使用料につきましては当然、議員さん御指摘の費用の徴収もでございますが、今回は、改良住宅が全体的な形で、現在接続ができない状態でもございますし、われわれといたしましては現在、地元と十分協議をいたしまして、できるだけ早い時点で個人負担の方向に向けるよう折衝中でございますので、よろしく願います。

- 9番(直村静二君) そうですか。ちょっとこれ聞いておきますけどね。現在、家賃は何ほどですか、この分で。

○ 建設部長(逢野一郎君) 家賃は4,500円でございます。

○ 9番(直村静二君) そんなら次。

○ 議長(貝淵博治君) 次。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 39ページの診療所費で今回、1億7,929万の補正追加をお願いいたしておるわけでございますけども、診療所の増設は歯科を新しく開設したいということ

でございます。それで、委託料なり工事請負費、公有財産購入費等で追加補正をお願いいたしておるということでございます。

○ 9番(直村静二君) 歯科というのはあれですか、いま、和泉の市立病院では歯科の開設はされてないんですね。これはかなり問題があるというのか、歯科医師会でのクレームがあるのか一向に、議会を挙げて、過去予算委員会でも歯科診療をやってくれということやけど、これあかんというわけですね。そうすると新しく歯科を和泉診療所、同和対策の一環として設置するという事に理解するんですけど、しからば、これは歯科医師会との話し合いにおいて一定の結論を得て、議案として出てきたというふうになっているのか。それから、歯科診療については、これは60歳以上の方は、幸の人は無料でしょう。そうすると、具体的に歯科診療の場合、保険制度の適用ということで保険上の問題が出てくるんじゃないですか。保険の診療であれば、8,000円、7,000円という格好の、入れ歯の問題ありますね。ところがそんな方法でやっておたら採算とれぬ。自由診療という場合に、じゃ、果たして住民の方が自由診療として10万か20万か御用意して出さないかん。という問題についてどのような扱いをしようとしているのか。つまり歯科を新設した場合に、保険だけということでもそんなふうに厳密にしていけるのかどうか。その辺は私は、補正予算ですから詳しいことについては、今後の推移の中でやるにしても、それがここできちんと明確なお答えを願っておかないと。今年、同和対策の中ではトラホームその他についていろいろありますが、歯科については特別に同和対策として補助金80%、90%出すという根拠がちよっと、文書上、法律上、施行上見てないんですけどね、その辺の明確な根拠を出していただかないとね。やっぱり市民の納得の同和行政をやっていくのですから。市立病院できえ歯科診療はないでしょう。12万市民の健康の保持の立場から。それで幸の地区の診療所についてはこれから歯科診療する。これは同和対策だというふうに理解するのですから、そうするとやっぱり法律とか要綱に基づいて、ちゃんと出してもらわないと困る。それと、地元の歯科医師会その協定、相談についてできているのか。さらには、自由診療についてどのように扱うのか、その点、明確に処理していただかないと。ここでは歯科というのは出てないからね。聞いた以上はその3つはきちんとやってもらわないとね。ほかとの関係、自由診療の関係、それから和泉市立病院にもちゃんとする。12万市民の健康保持と一緒に歯科診療もやるということでもやってもらわんと私はぐあい悪いと思う。その点のお答えを求めます。

○ 産業衛生部長(広岡史郎君) 和泉診療所は御承知のとおり、昭和48年11月以降開設されて、同和地域住民の医療対策にたえ診療に多くの成果を上げてまいっております。以後、眼科の開設等も行つてまいりましたし、現状、地域内での歯科診療の要望が、かなりずっと前からあがつてまいっております、生活保護家庭とか健康保険、あらゆる保険の診療による。低所

得者対象の歯科診療を受けたいという希望が出てまいったわけでございます。いろいろとそれらの中で協議を進められまして、今回、府の補助対策を得るよう取り組んでまいって、ようやくそのめどが立ってきたという中で補正をお願いしておるわけです。

その中で現在、ただいまお尋ねの医師会との協定等の問題でございまして。これは歯科医師会の会長さんと再三、いろいろ協議をさせていただきまして、同和対策の一環として、地域住民の保険診療の中で健康の増進管理、保健衛生の普及増進ということで開設された経過も御承知のとおりでございます。なお、歯科も今回、歯科していきたいということで協議は行っております。同地域内には周辺にはかなり開業のお医者さんもいらっしゃることでございますけれども、現状、内科、眼科、小児科、整形等の診療もかなり和泉診療所では貢献してまいり、効率な運営をやっている中で、歯科で経営がどうかということも精査した上で今回、取り組みをさせていただいておるわけでございます。歯科医師会との協議も、なお十分詰めは行っておりません。協定は成っておりませんが、今後、十分詰めを行って、歯科医師会の皆様方の御理解を得てやっていきたいと考えておるわけでございます。

なお、診療の問題でございまして、先ほど申し上げましたように、地域の住民の皆様方が広く保険等の対応で診療を受けられるように行っていきたい。原則として自由診療は避けていきたいということで考えておるわけでございます。

なお、大阪府下の歯科診療は現状、地域の中で3カ所ばかり行われておりますけれども、それぞれ成果をおさめてまいっておるといっても現状でございます。つけ加えて説明申し上げます。

- 9番(直村静二君) 法的な根拠を要綱とかね。同和対策という必要上からのお答えがなかったんですね。まあ、住民の要望ということになれば、これはあってもなくてもせいかんという立場に当然立ちますわ。しかしね。和泉の市立病院で12万の健康の分はないんですから、これも同時に出発するような体制をやっぱりとっておいてもらわないかんというのが見解なんです。

いまもお聞きしていると、地元の歯科医師会との詰めも協定もされてないということですからね。どこで今後、紛争ではないけど、いろんなクレームが市の方に出てくるかわからんからね。また逆に言うと、それがうまくいきそうであれば、同時に市立病院の歯科制というのは協定できるということも、私はその点では、市民納得の公平な行政ではなからうか。いま、声を大にして行政改革言うてますけど、私は、その点の行政改革が本市に必要なだと思っておりますよ。この際、要望なんですけど、60歳以上の人は、やっぱり歯科診療の場合でも無料で行うわけですね。

——— そうですね。この「しあわせ会」に入っている人については60歳以上、やりまんねんな。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 現状、内科、眼科等、地区外の診療の方もおられますけども、

地区内は地区内で、年齢65歳以上の方々の診療に対する本人一部負担等につきましては、府の補助金を得ながら、市でも一部補助して診療所経費に充当していくという形で、府の補助対象にもなっております。

- 9番(直村静二君) そうするとね。健康保険では、本人は8割負担だという場合、これは60歳以上と65歳以上——府は65歳以上するのかな。この5年間の分について。それは府の補助で全部いけるわけですか。市が負担しないわけ。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) もちろん、率でいきましたら10分の8相当額が府の補助金でございまして、その残りの10分の2に当たる分が、市で補助しているということでございます。
- 9番(直村静二君) この際、お願いしたいのは、国民健康保険料金については同和地区住民は2分の1の掛金ですね。それとお医者さんにかかる場合には60歳以上、一般は65歳。「しあわせ会」に入ったら適用、「しあわせ会」に入らない場合にはあかん。「しあわせ会」に入った場合は、8割負担についても2割負担でいいとか、こういうことをこの際、私は歯科診療まで間口を広げてくるならば、これはやっぱり地元民を主人公として、そういう差をなくして広く門戸を開いて、一般行政としてやっていただきたいというふうをお願いして、これは市長に要望しておきますからね。市立病院の中にもやっぱり歯科を設置するということですか。そして、住民が全部そろって、そういう明朗なる歯科診療を受け。そして同和地区内には近い、便利やという点で開設する。これは私は賛成なんです。ただ、いわゆる公正な行政をしていただかないとあかんのやないかということで、この点は指摘し今後の改善ですね。医師会との詰めをきちんとやっていただき、60歳以上については、何も「しあわせ会」に入らなくても同和地区出身であれば皆やっていただくということを要望しておきます。

次、消防の方ですけどね。これはお答えをひとつ求めてもらいたい。

- 議長(貝淵博治君) 次。
- 消防本部次長(湯川行夫君) 消防費の御質問でございます。8点にわたっております。まず最初に、器具庫の財源の中で国庫補助金が幾らか、こういうことでございますけれども、こうした器具庫の設置につきましては国庫補助がございまして、府補助でございます。

それから、8分団の管轄内の地域の世帯数は幾らか、こういう御質問でございます。55年末現在で1,258、こういうことでございます。

さらには、過去における火災件数はどれくらいか、こういうことでございますけれども、直接的に第8分団が管轄いたしております管内におきます昨年度の、火災と言って挙げられているものにつきましては1件でございます。ただこの場合、1・8・9、いわゆる和泉・信太・幸地区の分団が相互に出動いたしておりますので、8分団の手掛けました火災というものはこれ以外に

ございますけれども、地区内だけでは1件でございます。

- 9番(直村静二君) そしたらいままでどおり。前からあったでしょう、前にもそれあった。それ大きくするのか移転するのか。
- 消防本部次長(湯川行夫君) 当該建築の契約というものにつきましては、地区内の学校施設の改善に伴いまして、現在の位置がそうしたことで支障がある。こういうことでございますので、移転、新築いたすものでございます。
- 9番(直村静二君) そんなら前の敷地はどこへ、学校へ……。
- 消防本部次長(湯川行夫君) はい。現在、使用いたしております敷地は学校敷地として使用する。こういうことでございます。
- 9番(直村静二君) 実はね。私はこれ3点取り上げてちょっと意見言わせてほしい。同和対策地区内の戸数が3,000戸と午前中おっしゃったんですね。それで第8分団の世帯戸数は1,200改良住宅が800ですが、伯太4丁目の一部に丸笠団地ありますからね。これ入れても1,000ですわ。そしたら3,000の中の1,000、大体30%や。第8分団の管轄区域1,200戸、それで幸3町の人口が3,080人、そうすると一部王子地区ね。これ2,900出してますから、何%ということとはわかりませんがね。

そうすると私は、現在非常勤の消防団はお気の毒だと思う。いま、府中に出張所ありますけどね、幸にも出張所あるわけですわ。それで火災件数について、大体1件だと。問題はこの器具の中の中身、聞いてまへんけど。これはこんな狭い道やから手押しのポンプ欲しいということになっているんやからね。そこらの部分はもう少し精査しておかんとね。財政難の折から、国庫補助のつかぬような同和行政ですからね。

しかし、これはやむを得ない移転だということで、これは構わないですよ。しかしもっとね、あれでしょう。3,000人の中で戸数が1,200で、団地が800でしょう。そんなら常備消防ですね。出張所で。もちろん、火事やからいうて、そだけ担当やない。全部行きますからね。私は、金額的にはもう少し優遇してもらいたい。

もっと小さく、井ノ口なんかでも既存の施設そのままですわな。あれ出張所やしね。そんなら、道から山越えたらじきやしな。非常勤の消防団、私は廃止してほしいと思います。理由は、お気の毒ですわ。ダーと鳴ったらバーと行かないかんですわな。その分のお金を常備消防費に入れてね。それはやっぱね。われわれそう簡単に常備制敷けませんね。そんなんいうたら1キロ半や2キロ半の間でしょう。団地はできる。火災件数は減ってきているわね。もう無理に消防団の人に頼まなあかんというようなことは近代化に反すると思う。これは市長に再考をお願いしたいと思います。まあ、それはたまたま移転ですからやむを得ないと思いますけど。もう少し範囲と

か改良住宅の関係とか綿密とか計算してね。そして配置する。それをお願いしたいと思って質問したわけです。今後実際にどんな状況でいくのか、われわれ議員として全体も見、さらに意見を出して、公正なものをもっていきたいということを要望して、意見として言うておきます。終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 16番（赤阪和見君） 歳出の方で38ページ、南池田第一保育園建設事業費の中で設計委託料、園舎建設工事費出ているわけですが、いま既存の建物から離れて敷地を設けられて建てていく計画ですけども、いま、補正予算であがってきたということは、一応、いつをめどにして建てようとしておるのか。来年半ばということにもしなければ。当初からのゼロ歳児保育をどうするのかという点ですね。新しく新園ができた場合は、ゼロ歳児からということになると思いますけども、そういう点での入園関係の募集の仕方ですね。

それと、40ページの環境衛生費の中で委託料、まあ、これは1カ月200万ということでもわかるわけですが、備品購入費64万、また、不燃性廃棄物選別機用部品負担金34万、そして、鋼製のコンテナの購入ということになっておりますけれども、これは来年、破砕機が建設されたら、ここを引き払うということから言えば、この備品というのは、要るものはしょうがないということですが、今後の使い道を考えておられるのか。それと部品負担金の方ですけども、これは高石市との関連だと思っておりますけども、どのくらいの比率になっておるのかという点ですね。

それと、先ほどのコミュニティセンターの建設工事費追加金ですけども、このコミュニティセンター、防衛施設周辺整備事業という形で伏屋だけがもらっているという感じするんですけども、その他の所でもし、こういうふうな形の中で予算化されてきたときには、あれは市立という形の中でやっておりますね。町立ではございませんね。そういう点ではかからの負担金が、町がもらって、それを市へ負担金で出して、市立で今後ともこういうようなコミュニティセンターをつかっていくのか。また、この利用者は伏屋町内だけに限るのか、一般和泉市民がコミュニティの場として使えるのかどうか、そういう点、お伺いしたいと思います。

それと、米飯給食の食器備品購入費ということで国、府からの負担金もつき、今後は設備を充実していく、大変結構なことだと思います。ここで、私も以前、先割れスプーンの件で教育長に質問したときに、犬食いを防止するためにはしを使うということで教育長が質問に答えられ、また今後、モデル校も設けて検討していくということでした。その後、特にパンとかそういうときは別として、米のときにははしを使う機会を大いに設けているのかどうか、その点、お聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど大谷議員さんの質問の中、美術館のところでありましたけども、この点で先ほ

ど竹田社会教育の次長さんの方から話があったわけですが、いまほかの国宝、重要文化財は別として、ほかの点について精査検討している。——やはり500点あるうち良いものはもらって悪いものは要らぬということじゃなしに、久保惣さんの好意というものを受けて、ちょうど大阪市が安宅コレクションですか、それをすべてもらって、いろんな形で有意義に使っているという点も考えて、要らぬというものがないように、すべて生かしていける方向をとってほしいと要望しておきます。

それと最後に、図書購入費でありますけれども、10万冊の目標にこれでどのくらいになるのか、その点だけ伺います。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 南池田第一保育園関係についてお答え申し上げます。

南池田第一保育園については、本議会におきまして補正予算御議決いただければ、本議会において、工事請負契約を追加提案させていただきたく存じております。したがって、開園については来年4月1日を新園での開園をめぐりにしてございまして、当然、その時点から乳児保育の実施を現在検討しております。

○ 16番（赤阪和見君） そしたら、もうここで確認をとっておきますけれども、追加議案として今回可決されたとすれば来年ということで、今回の12月からの申し込みには、ゼロ歳児から5歳児ということに受け取ってよろしいのですね。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 現在のところ、そういうふうに考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 40ページの塵芥処理費についてお答え申し上げます。

18の備品購入費でコンテナの購入をお願いしているわけですが、現状、高石市が所有しているコンテナをお借りして、大変高石市に御迷惑をかけておりますので、1台6万4,000を今回10台、買い求めていきたいということでございます。

それから、粗大ごみの選別場電気使用料負担金並びに、その下にございす選別機用の部品負担金でございすけれども、現状、不燃物として高石市へ投入さしていただいておりますのは、月量367トンから370トン近くございまして、これら当初、契約でお願いする前段、2週間いろいろとデータを取りまして、高石市とこういう形で話が成ったわけでございます。現状、高石市と2対1という割りでございまして、2対1でも2強対1というような、いつも高石市に御負担をかけているような格好でございまして、かように考えております。

それから、コンテナは泉北環境に破砕機が備えつけられたら不要となるものではないか、というお尋ねでございまして。泉北環境には現状、破砕機設置等でいろいろと鋭意努力されております

けども、設置されても現状の手選別が必要であると、かよう私たちは認識いたしているわけです。前段で前処理して選別機にかける、ハンマー式の形式でございましたら、かんとかびんとか、その他カレット等については、前段で選別していかならぬ、かよう考えております。それだけ現状、高石市と泉大津市、和泉市の一部事務組合の中で、高石市の財産等で現状、いろいろとお願ひしておるわけですが、泉大津市もそれに乗っかっていただいて、将来は泉北環境で買い上げていただく。そして、収集分別その他いろいろ先ほどから御指導いただいております。それらの御提唱に合うように、3市が歩調を合わせていこうじゃないかということも、課長の段階で詰めておりますので、このコンテナの64万円もいろいろと使用可能ではないかと、かよう考えておるわけでございます。一部補足してお答え申し上げます。

- 16番(赤阪和見君) コンテナの方はわかりました。不燃物の選別機の分、いま、367トンが月平均出されているということですね。私も議会で月200万円で委託するというときには1日5トンの割合やというふうに説明も受け、聞いておるのですけれども、ということはカレット、ガラスびんその他選別できる。また、有価物になるようなものが大半を持ち込むだけで、あとの段ボールとかほかの分は前処理の分は収集のときに分けておるのだというふうに理解しておるのですけれども、367トン、1日平均15トンというのは間違いのないわけですか。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 御指摘の分別がいろいろと十分実態把握できないという、つらいところもあるわけでございます。申し上げております367トンから370トンの持ち込みで、現状、ベルトコンベヤーに乗せていろいろ選別されているということでございまして、その中に無価物、有価物—有価物については、再生できる物に限り売却していくというような手順をとっているわけでございます。
- 16番(赤阪和見君) 再度確認します。月367トンから370トンを持ち込んでいるというのは間違いのないわけですね。その点だけ聞いておきたいと思います。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 間違いございません。そのとおりでございます。
- 議長(貝淵博治君) 次。
- 建設部長(逢野一郎君) 45ページのコミュニティセンターについてお答え申し上げます。まず、第1点の今後こういう場合は市が受けていくか、という御質問でございますが、今回の場合は、地元が防衛庁ともかなりの折衝をしております。その中で、非常にむずかしい防衛庁の採択基準に、現在の建物については適合したわけでございます。そういうふうな面からおきまして、今回は、補助金の裏金は全部地元負担ということでお願いをしたという事実でございますので、今後につきましては、そういうふうなあらゆる条件整備ができた場合に十分協議はさせていただきます、かように思うわけでございます。

2点目の、使用の範囲でございますが、この点につきましては、補助金の裏金は全部地元が負担しておりますので、先ほどもお答え申しましたように、運営面につきましては町会に管理を委託しますので、伏屋町会に限らせていただく、かように思います。

- 16番(赤坂和見君) 社会教育の方、お聞かせ願いたいのですが、これがコミュニティセンターという名称で、先ほど建設部長から、補助金を一定、国から取っているというお答えあったんですけど、先ほど原議員さんの質問の中で、こういう場合、名前を変えるか変えないかは、ということいろいろと中途半端な答弁だったと私は思うのです。その点、教育委員が社会教育の見解をお聞かせ願えればと……。

- 指導部次長(竹田明郎君) 担当の竹田よりお答え申し上げます。

コミュニティセンターと申しますのは、防衛庁のただいま部長の方からも御説明ありましたように、周辺の整備の中の一つの事業でございます。市全体としては、取り組むことができないような施設なのでございます。ですから、具体的に申しますと、信太山演習地の周辺におきまして、施設があるためにいろいろと御迷惑がかかる、そのような場合の一つの事業として行われる事業でございますので、市全体としての、コミュニティセンターのようなものにつきましての事業には該当しない、そういうことになっておりますので御了解いただきたいと思っております。

- 議長(貝渕博治君) 次。

- 教育次長(杉本弘文君) それでは、先割れスプーンの使用についての御質問にお答えいたします。

先割れスプーンを使用することによって食事の姿勢が悪くなるということで、かねてから議員さんから、学校給食についてはしを使用することという御指示をいただいております。教育委員会も各学校に対しまして、はしの使用についての指示はいたしてございます。また、学校におきましても、はしとスプーンの併用をいたしてまいっておりますが、しかし、はしの使用において、現在の「食缶」との関係もあろうかと思うわけですが、はしの使用では御飯をこぼすことが多いというような実態の結果も出ております。市としては、御指摘をいただく中で、できるだけはしの使用について指導いたしております。今後も、はしの使用による御飯の給食とあわせまして、実態を見きわめ、対応いたしてまいりたいとかように考えます。よろしく申し上げます。

- 16番(赤坂和見君) はしを使用するとこぼすという、これはちょっとね。日本人は、はしがいままでずっと何百年も、続いている中でこれだけ、子供がはしで食べたらこぼす、反対に学校教育の中で、はしが消えたがために、家ではしの使い方が非常に下手になったということが言えるわけで、教育の場ではしを使わないというのが若干あれだと——最近のデータで見ますと、ワンタッチのかさがある、両手を使ってよう、かさを広げないというようなデータも出ておりま

す。そしてもう一つは、指示をしておるといふけども、このはしは使用分だけは、各学校に備わっておるわけですか、その点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- 教育次長（杉本弘文君） 各自、子供に家庭からはしを持ってこさして使用いたしておるわけでございます。

なお議員さんのはしを持ったらこぼすという問題は、先ほどの答弁でも申し上げましたように、食缶との関係もあろうかと思っておりますので、現在までは御飯の器がなかったわけでございます。したがって、今回予算をお願いいたしまして、御飯の食缶を買い求めたい、こういうことで予算をお願いいたしておりますので、それらとあわせて実施に移してまいりたい、そういうことにしたいと考えております。

- 16番（赤阪和見君） 以前の私の一般質問の中で、犬食いの問題で姿勢が悪くなると、それで教育長から、そういう形で利用でき、また調査していく、また、はしの使用を試験的にやってみると。それをやられた形跡はないように私は考えるんですけども、その点と、指示していると言いますけれども、はしを持っていっているという学校が全くゼロであるということで、その指示は行き及んでないのか、教育委員会の指示を学校長は無視をしておるのかというふうに、私はそう考えるわけです。そういう点で再度、もう少し、家から持っていくならいくで指示をもらいたい。また、はしが危ないということで指示をとめているというふうに前回聞いたんです。危ない、先が突き刺さっていると、そういうふうなことを聞いたんです、前回、一般質問の答えの中で。そういう点で、はっきりと指示していただければ、そういうふうなはしの持っていく方法も見つかるかと思うんです。

- 議長（貝淵博治君） 次。

- 指導部次長（竹田明郎君） 社会教育の方から、2点ございますので、私の方からお答え申し上げます。

まず、美術品の寄贈でございますが、御指摘に沿わして、いただきたいと思っております。

それから、図書館の蔵書の件でございますが、8月までに6万4,500冊ほどございます。今回の補正を願いますと、昨年度の購入分残りと合わせまして7万冊ぐらいの蔵書になろうかと思っております。

- 16番（赤阪和見君） もう1点、はしの実態を調査してもらいたい。持っていくような形で指導もしてもらいたいし、また、それを報告していただきたい。

その点と、図書館の方の10万冊ということで、非常に効率的な運用がなされている。館長等の非常な努力で本がない、回収していかなければバスの本が足りないというぐらい使われている。この際ですから、10万を目標を達成したということだけで予算計上を削るということのな

いように、1冊の本で、1,000円の本で10人も100人もの人が見れるという、本の有効性を生かしていただいて、蔵書をこれからもどんどんふやしていただきたい、そう要望しておきます。

以上、終わります。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見を終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号を原案どおり可決、決定いたしました。

○

- 議長（貝淵博治君） 日程第23「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第42号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

昭和59年9月29日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第42号参考資料

(Ⅰ) 地方税法(昭和25年法律第226号)抜粋

第423条 固定資産課税台帳に登録された事項(土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項を除く。)に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4、5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

7~10 略

(Ⅱ) 前任者の任期満了日

固定資産評価審査委員会委員	任期満了日
西井正之	昭和56年11月8日
辻美模	昭和56年11月8日

- 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長(池田忠雄君) ただいま上程されました議案第42号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員として御尽力を賜っております西井正之氏と辻美模氏の御両氏が、来る11月8日をもって任期満了と相なります。これに伴いまして後任者の人選を進めてまいりましたところ、西井正之氏、辻美模氏の両氏とも、昭和44年に固定資産評価審査委員会委員に選任されて以来、四期12年間にわたり連続して在任され、豊富な知識、経験と、円満、公平なお人柄をもってその職責を全うされておりますので、引き続き固定資産評価審査委員として御選任いたしたく、ここに議会の皆様方の御同意をお願い申し上げる次第でございます。

なお、西井正之氏は明治44年10月16日生まれで、住所は和泉市葛の葉町78番地で、職業は現在、信太農協の組合長をしておられます。

辻美模氏は大正12年3月19日生まれで、住所は和泉市唐国町641番地で、職業は織布業及びゴルフ練習場を経営されておられます。

何とぞ満場一致で西井正之氏、辻美模氏の御両氏を、固定資産評価審査委員会の委員として選任することに御同意をいただきたくお願いを申し上げます。

よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（貝渕博治君） 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号を原案どおり同意することに決しました。

○

- 議長（貝渕博治君） ここで、ただいま御同意されました固定資産評価委員さんから、あいさつの申し入れがございますので、これを許します。

（固定資産評価審査委員会委員代表あいさつ）

- 固定資産評価審査委員会委員（西井正之氏） 一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび固定資産評価審査委員会の委員に選任さしていただきました西井正之でございます。こちらは辻美模氏でございます。浅学非才な私どもに固定資産評価の審査委員という重責を与えられて、身に余る光栄と感激している次第でございます。この席をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

今日、地方財政の硬直化がますます深刻化する中で、市税収入の動向が一層注目されておりますが、景気の変動に左右されない固定資産税は、一段と重視されているものと存じます。特に来年度は、固定資産税評価が元の基準年度に当たっております。非常に重要な時期であると存じます。これらのことを十分に認識いたしまして、私ども審査委員は、あくまで厳正、公平な立場に立ちまして、適正な審査を行っていく考えでございます。

どうか議会の皆様方には、従来に増した御指導と御鞭撻のほどをお願い申し上げまして、まことに簡単、粗辞でございますが御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第24「和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4歳児保育実施についての請願」を議題に供します。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4才児保育実施についての請願

紹介議員

和泉市議会議員 大谷昌幸

和泉市議会議員	仁	井	明
同	飯	坂	楠次
同	柳	瀬	美樹
同	横	田	憲治郎
同	直	村	静二

和泉市立国府幼稚園舎の建替施工と4才児保育実施についての請願

国府幼稚園は和泉市制の施行される以前、即ち昭和20年代に建設され30年近い年月が経過し、建物全体が非常に老朽化しています。毎年のごとく屋根の修理や室内の手入れ等と補修をしていただき園児、PTA共々喜んでいますが木造のため様々危険が潜んでいる状態です。又当校区は人口が多いためか保育園に措置されない者も多く又商業従事者も競争の激化で店舗のかたわら保育するのは至難になってきました。以上のような観点から市当局におかれましては本請願の主旨をご理解賜わり下記事項を早急に実施されるよう町会長以下署名をもってここに請願いたします。

(請願項目)

1. 当園舎の早期建替施工を実施すること。
2. 教室その他に余裕のある範囲において4才児保育を新年度より実施すること。

昭和56年10月1日

和泉市立国府幼稚園PTA

代表 井 坂 英 雄

他495名

和泉市議会議員 貝 淵 博 治 殿

- 議長(貝淵博治君) 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 26番(仁井 明君) ただいま局長の朗読どおりでございますので、何とぞよろしく願いいたします。
- 議長(貝淵博治君) 本請願について質疑、御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については、内容を十分検討する必要があると思っておりますので、本件を厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには大変御苦勞でございますが、よろしく御審査のほどお願いいたします。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第25「光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願」を議題に供します。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願

紹介議員

和泉市議会議員	飯	坂	楠	次
同	奥	村	圭	一郎
同	田	中	昭	一
同	柳	瀬	美	樹
同	横	田	憲	治郎
同	赤	阪	和	見
同	大	谷	昌	幸
同	竹	内	修	一
同	松	尾	孝	明
同	天	堀		博

光明台校区内に市役所事務取次所設置に関する請願

私達光明台校区に転居（昭和53年3月）し、和泉市の一地域に市民として入居いたしました。

当校区は市街地に有り、しかも山の中に初めて新設された地域であります。

当初300世帯から3年を経過した現在、土地分譲を含め、1,200戸におよび、来年度57年には、1,500世帯にものぼる予定であります。

当校区は市内中心街より遠く消費生活及び官公庁に用のある場合、交通手段としては泉北高速鉄道と阪和線の2線を併用するか又、南海バスを利用するにも2回乗りかえが必要であり両者共に半日を要し、陸の孤島とも思われる現状であります。

すでに市内鶴山台、松尾、横山校区の3ヶ所新設されておるとのこと、是非とも私達住民一同の要望を一日も早く実現していただくよう請願申し上げます。

昭和56年10月1日

請願者

代表 光明台自治会長

金谷 衛

他4名

和泉市議会議長 貝 渕 博 治 殿

- 議長（貝渕博治君） 紹介議員の趣旨説明をお願いします。
- 25番（奥村圭一郎君） 局長の朗読どおりでございますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（貝渕博治君） 本請願について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件についても、内容を十分検討する必要があると思いますので、これを厚生文教委員会に付託し、閉会後も審査をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

- 10番（天堀 博君） 請願については異議がありませんし、私ども紹介議員でありますから異議がないわけではありますが、これを厚生文教委員会に審査を付託するということにつきましては、ちょっと疑義があるわけです。これはかねてから、私の後ろに横田議員もおられますが、総務委員長、予算委員会等の関係で、以前から問題になってきたところでもあります。その点で、できれば連合審査なり、あるいは厚生文教委員会に付託するというのであれば、総務委員会等のいろんなことにも反映ができるような状況をとっていただけるか、何かの手だてをお願いしたいというふうに思うわけであります。
- 議長（貝渕博治君） 局長より説明させます。
- 市会事務局長（吉岡昭男君） ただいま天堀議員さんから、厚生文教委員会に付託しては、一それ以外に委員会と合同でお願いしたという御意向でございましたが、その件につきまして、厚生文教委員会に付託させていただきまして、その後に委員会とも、委員長さんとも御協議申し上げまして対処させていただきたいと思います。
- 10番（天堀 博君） 十分その点を考慮していただいて、よろしくをお願いしたいと思います。
- 議長（貝渕博治君） 他に御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決めます。また、そこで問題があったら総務委員会と合同で、ということでよろしく。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしくお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 日程第26「非核三原則の堅持を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第4号

非核三原則の堅持を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年10月1日

提出者

和泉市議会議員

横	田	憲	治	郎
池	辺	秀	夫	
竹	内	修	一	
飯	坂	楠	次	
柳	瀬	美	樹	
若	浜	記	久	男

非核三原則の堅持を求める意見書

ライシャワー元駐日米大使の核積載米艦の我が国寄港等に関する発言は、国民に大きな衝撃を与えた。

従来より「日本国内に核持ち込みはない。」とする政府見解に対し、国民は疑惑を深め政治不信の念が高まっている。

非核三原則は世界で唯一の被爆国である日本国民共通の願いであり、国会での非核決議が空文化されるようなことがあってはならない。

よって政府は、国民の疑惑に対しその真相を明らかにするとともに、あくまで非核三原則を堅持されたい。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和56年10月1日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 1番（若浜記久男君） 非核三原則は、戦争を放棄し一切の戦力を否定した平和憲法の本質と条項の当然の帰結であると考えます。しかも、日本が最初に原水爆の被害を受けた国民であり、二度と広島、長崎の悲劇を繰り返してはならないと思います。その意味で、「核兵器を造らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則は、憲法の次元に立った日本の国是であると考えます。

そこで、皆様のお手元に配付してあります内容のごとく、全国の各議会において、非核三原則の堅持の意見書等が採決されております。本市においても各位の御理解を賜り、原案どおり賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由にかえさせていただきます。

- 議長（貝淵博治君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（勝部津喜枝君） ライシャワー発言以後の核問題をめぐりましての非常に重大な、また緊迫する情勢は、国内、国際とも御承知のとおりであります。岩国基地への核持ち込みの疑惑を含めまして、日章丸あて逃げ事件、また、とりわけ核空母のミッドウェー入港などがござります。こうした中で、国民の強い反対や、また疑惑の中で日本政府は、一応、口では非核三原則を守るとは言っておりますけれども、あのミッドウェーの入港の際には、大々的な歓迎行事をさえ行っております。こうした中で、いま、真に日本憲法に基づきます平和を達成するということ、また、非核三原則の完全実施という国民の願いにこたえるためにも、今日の時点におきます地方議会での意見、また決議には、ぜひこの三原則の堅持ということを実現させるために、法制化こそが急がれていると考えております。

そういうことで、共産党議員団は、この意見書につきましては賛成ではございますけれども、さらに充実させる、確固たるものにさせる、そういう意味から補強意見として述べさせていただきますと思います。

- 議長（貝淵博治君） ほかに質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり、意見書提出に御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議ないものと認め、意見第4号を原案どおり提出することに決めます。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第27「同和対策事業の総括と見直しを行い、特別措置法の民主的改正と延長を要望する決議」を議題に供します。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第3号

同和対策事業の総括と見直しを行い、特別措置法の民主的
改正と延長を要望する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年10月1日

提出者

和泉市議会議員

勝 部 津喜枝

直 村 静 二

天 野 博

原 重 樹

同和対策事業の総括と見直しを行い、特別措置法の民主的
改正と延長を要望する決議

同法は施行以来この間、地区住民の努力ともあいまって、対象地区の環境改善に一定の貢献がなされて来ました。

しかし、その反面、特定団体の暴力的圧力や介入によって行政の公正性が失なわれ、一般地区との整合性を欠いた事業や、事業の一面的肥大化、事業をめぐる利権も問題化し、同和対策事業に対する国民の不信を強める否定的側面も拡大されました。

同法13年間の期限切れに当たり、この間の総括と見直しを行い、民主的改正と延長が行なわれるよう要望します。

要望事項

1. 法の延長はこれまでの事業の経過に対し、一般との逆格差を拡大する事業や、肥大化した個人給付事業にメスを入れるなどの、科学的な総括にもとづき、住民の合意出来る残事業を早期に仕上げることを目的としたものにすべきであり、各事業ごとにその進捗度と必要に応じて、3ヶ年の事業延長を認めるべきもの、即時廃止するものなどの項目に整理し、大規模部落の環境改善事業やその他については最大限5年を限度に実現するようにし、それ以後は一般行政に組み入れて引きつづき行なうものとする。
2. 法を民主的に改正と延長させるため、①国の責任を明確にし、地方自治体の財政負担などを軽くする。②同和事業の目的は、部落差別解消にあることをはっきりさせ、一般地域との格差是正を同和事業の範囲とする。③同和事業は属地主義を原則とする。④個人給付事業は困窮者の経済的自立促進を目的とし、所得制限を導入する。⑤国および地方自治体が公開・公正・住民合意を前提にみずからの判断と責任において同和行政をすすめ、対象地区住民にたいして思想・信条・所属団体などの違いによって差別しない。などの内容を明確にすること。
3. 同和対策協議会は全解連代表をはじめとする関係三団体の代表をも含めた委員の任命を行なうなどの民主的改組をし、国の補助事業の指定その他法の施行について、内閣に勧告する権限を与え、国の補助が適正に行なわれるための機能強化をはかること。

以上決議する。

昭和56年10月1日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 10番（天堀 博君） ただいま上程いただきました決議第3号につきまして、提案の理由を説明させていただきます。

同和対策特別措置法施行1・3年間、科学的な総括と見直しは、いま特に求められている時であります。それは、環境改善と施設整備における逆差別現象、あるいはまた、肥大化した個人給付事業、そしてまた、団体補助金等につきましては、事実上運動団体の運動費や人件費等とされたり、これらの事実、その団体の自立性や自主性を損なう形になっているばかりでなく、行政の自主性や公共性にも非常に問題が出ているわけであります。そういう点で公金等の不当支出ということにもつながっております。また、同和教育行政につきましても、同和教育推進の名のもとに学校支配を強めるなど問題が出ております。同和対策事業のこのような実態というものは、一定の成果とともに差別の解消を妨げる弊害をも生み出しているわけであります。

また、事業の進捗は、全国的にもアンバランスが出ております。また、地域におきましては、重大なおくれや欠陥、欠落が残されている所もあるわけであります。これらの弊害や欠陥は、特定団体の行政への介入によって公共性や公平性という行政原則が損なわれていることや、法そのものに不備や欠陥があること、国の行政姿勢がきわめて消極的であったことなどにも起因しているわけでありますが、故に法の期限切れを前にしまして、公正、民主の同和行政が法的に保障されるように、決議案の要望事項2にありますような、①から⑤にあります、こういうことを、民主的な内容を含めまして、改正、延長する必要があるというふうに考えるわけであります。

なお、要望事項1、3も決議文のとおりであります。

本来、同和行政は、部落差別解消の条件を整備するために、行政として重要な役割りを果たすものでありますけれども、この行政だけで差別解消の事業を完成し得るというものではありません。言うまでもなく、部落差別の解消というものは、国民の中での民主的な意識の高揚と、連帯、融合の前進によってこそ、完結できるものと考えているわけであります。また同時に、同和行政は、一般行政の補完的な措置として機能しつつ、一般行政施策の水準引き上げというものも相まって、同和行政という特別措置を必要としない状態を一日も早くつくることこそが、部落差別を解消させる道でもあるというふうに考えます。

ところで、今回のいわゆる行政改革の第一次答申等にも見られますように、軍備の拡張推進のために、福祉、教育など切り捨てを内容としているわけであります。こうした一般行政の水準の引き下げというものは、同和行政の今後の展開にとっても大きな影響を与えるというふうに考えます。同和行政が、歴史的役割りを一日も早く終えまして、国民的融合による部落差別解消の条件が一層発展するように、過渡的な処置としての公正、民主、公開、国民合意による同和行政推進のために、同法の民主的改正と延長を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。何とぞ御理解の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本決議文について質疑、御意見ありませんか。
- 17番（橋本佳行君） ただいま上程されました決議案に対し、数点にわたる、賛同し得ない内容がありますので、それらの個所を指摘しながら反対の意を表したいと存じます。

まず前文について、文章の中に問題があると考えます。すなわち、本市議会の名により決議する以上、3行目の「その反面」から「拡大された」に至る云々の表現は、本市においてかような事実があり、かつ予算、決算等の審査権を持つ本議会が、これを認めることにつながる恐れがあります。したがって、このような表現は好ましくないと考えますので、反対します。

次に、要望決議についてであります。数多くの議論を深める点であります。現時点での見解と異なる点を明確にいたしたいと存じます。

まず、要望決議の1つについてであります。全国的にも有数の大規模対象地域を有する本市においては、早急な事業の実施を前提としながらも、労働問題、生活、教育、また諸対策を初め環境改善整備事業について、相当の期限を必要と考えますので、いま直ちに5カ年と延長期限をされるのは時期尚早でないでしょうか。

次に、要望事項の2つ目ですが、第4号の表現は、地域住民の生活実態からみて、果たして妥当かどうか、本来的には、民主解放を目指す住民の自覚がないと考えるものであります。

また、要望事項の第3点目ですが、協議会の構成は、本来的には内閣が定めるものであり、議会における決議に盛り込むことはそぐわないと考えるものであります。

以上、数点にわたり問題点の指摘を申し上げまして反対の意見といたします。

- 議長（貝淵博治君） 本件について反対意見がありますので、挙手によって採決を願いたいと思います。

本件を原案どおり決議するに賛成の方は挙手願います。（挙手少数） 挙手少数でありますので、よって、決議第3号は否決されました。

-
- 議長（貝淵博治君） 次に日程第28「同和对策事業特別措置法強化改正についての要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第4号

「同和对策事業特別措置法」強化改正についての要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年10月1日

提 出 者

和泉市議会議員

竹 内 修 一
飯 坂 楠 次
池 辺 秀 夫
横 田 憲 治 郎
柳 瀬 美 樹

「同和対策事業特別措置法」強化改正についての要望決議

同和問題の早期解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に国民的課題として1日もゆるがせにできない重要な問題であります。

地方公共団体は同和対策審議会答申、同和対策事業特別措置法の精神に則り総力を挙げて同和対策事業の推進に鋭意努力して参りましたが物的施設のみならず生活、労働、産業、教育、人権等に対する諸対策はなお多くの課題が残されております。

しかも、現状における同和対策事業にたいする地方公共団体の財政負担は極めて大きく許容力をはるかに超えております。

従って、今後、同和対策事業を早急かつ円滑に進めていくうえにおいては、国の強力な財政措置を必要とします。

また、「部落地名総鑑事件」等にみられるごとく悪質な差別事件が依然として多発している現状に鑑み、これら人権侵害にたいする法的規制措置を講ずると共に、人権擁護に関する啓発を一段と強化する必要があります。

昭和53年10月20日第85国会において同和対策事業特別措置法の3年間の期限延長が決められるにあたり衆参両院の内閣委員会において3項目の附帯決議がなされましたが、残すところわずか1年足らずとなった今日このような状況に対処するため実態の把握、法改正及びその運営の改善、地方公共団体の負担軽減並びに啓発活動の積極的な充実等同和対策事業の円滑効果的な推進を図るべく「同和対策事業特別措置法」の強化改正を実現されるよう強く要望いたします。

昭和56年10月1日

大阪府和泉市議会

- 議長（貝淵博治君） 提案の趣旨説明を願います。
- 27番（柳瀬美樹君） 提案理由につきましては、ただいま局長朗読しております。何と

ぞ満場一致、よろしく御決議くださらんことをお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本決議文について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 本決議案は、内容といたしましては、前にも出されたものと大差ない、こういう文面でございます。さらに「同特法」の再延長後の期限切れが57年3月末だ、あと半年しかない。その時、本市は残事業の問題を抱えて、この決議案では決議案では延長が明記されていないから全く不十分である。

第2、強化改正が要望されているが、いままで本市が実施している同和行政の実態から、強化が全く期待されておりません。国民的課題である同和行政は、乱雑、不公正であってはいけない。特定団体による窓口一本化による同和行政の私物化、また解放センターなど施設の利用の一本化によって、市民排除を行うなどその最たるものである。

第3に財政上、市費負担の増加が、大規模同和地区対象を抱えておる本市では非常に大問題であり、あわせて不要不急の事業や補助金の見直しなど、つまり、むだのない、効率的な同和行政の改革が必要である。この点の姿勢が、この決議案からはうかがえません。

以上の点から、この決議案に賛成できません。しかし、同和事業そのものには日本共産党議員団は賛成であり、そしてまた、当議員団は、公正、民主的な同和行政、真の部落差別解消の立場から、「同特法」の改正の決議案を用意したわけでございます。

以上、したがって本決議案については棄権いたします。

（共産党議員団退場）

- 議長（貝淵博治君） ただいま反対の意見がありましたが、退場されましたので一。この決議案第4号を原案どおり決議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、この決議案を決定いたします。

-
- 議長（貝淵博治君） 日程第29「行財政改革に関する要望決議」を議題に供します。

決議文を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第5号

行財政改革に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和56年10月1日

提出者

和泉市議会議員

竹	内	修	一
飯	坂	楠	次
柳	瀬	美	樹
池	辺	秀	夫
赤	阪	和	見
天	堀		博

行財政改革に関する要望決議

最近の社会経済情勢のもと、国民生活に役立つ諸制度の拡充が強く求められています。

いま政府により進められようとしている行財政改革は、福祉・教育部門における補助金の削減や各種年金の国庫負担の減額や都道府県への肩代り、物価スライドの繰り延べ等々地方自治体財政と国民生活を極度に圧迫するものであります。

国民本位の行財政改革を願う立場から、真に国民のくらしと地方自治を守り発展させるにふさわしい内容で進めるよう政府に対し強く要望します。

以上決議する。

昭和56年10月1日

大阪府和泉市議会

- 議長(貝淵博治君) 提案の趣旨説明を願います。
- 27番(柳瀬美樹君) 提案理由につきましては、ただいま局長の朗読されましたとおりでございます。何とぞよろしく願い申し上げます。
- 議長(貝淵博治君) 質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑、御意見ないものと認め、これで終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、決議第5号は原案どおり決議することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

(午後3時8分休憩)

(午後3時12分再開)

- 副議長(田中包治君) 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま貝渕議長から辞職願が提出されました。何分、不慣れな私でございますけれども、議事運営に格段の御協力を賜りますようお願いいたします。

ここでお諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

○ 副議長(田中包治君) それでは、「議長辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第4号

議長辞職許可について

本市議会議長貝渕博治氏から、昭和56年10月1日付けで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和56年10月1日提出

和泉市議会副議長 田中包治

○ 副議長(田中包治君) ただいま朗読のとおり、貝渕博治君の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認めます。よって、貝渕博治君の議長の辞職を許可することに決しました。

この際、貝渕前議長のごあいさつをお願いいたします。

(議長退任あいさつ)

○ 28番(貝渕博治君) 辞任に際しまして、一言ごあいさつと御礼を申し上げたいと存じます。

顧みますれば昨年10月、皆様の温かき御支援を得まして、ここに1年間、大過なく議長の責を全うできましたことを、ひとえに皆様方の温かい御支援と御協力のたまものと、衷心より感謝申し上げます。

今後ともひとつ、議席に戻りましても、よろしく御指導賜りますよう、ひとえにお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○ 副議長(田中包治君) 御丁寧なるごあいさつ、ありがとうございました。貝渕前議長さんには1年間、まことに御苦労さんでございました。

- 副議長（田中包治君） ここでお諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なきものと認めます。よって、「議長選挙について」を日程に追加いたします。

それでは、「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第1号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和56年10月1日

和泉市議会副議長 田中包治

- 副議長（田中包治君） それでは、お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいましょうや、皆様方の御意見をお伺いしたいと思ひます。
- 12番（横田憲治郎君） 本日、ただいままで議案審議をやっておりましたし、会期も議運で、休会をはさんで予定をされていることでございますし、本日はこのまま散会という形でお諮りをいただいたら結構かと思ひます。
- 副議長（田中包治君） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ただいま横田議員から、散会との御発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

続いてお諮りいたします。明2日から11日まで休会といたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

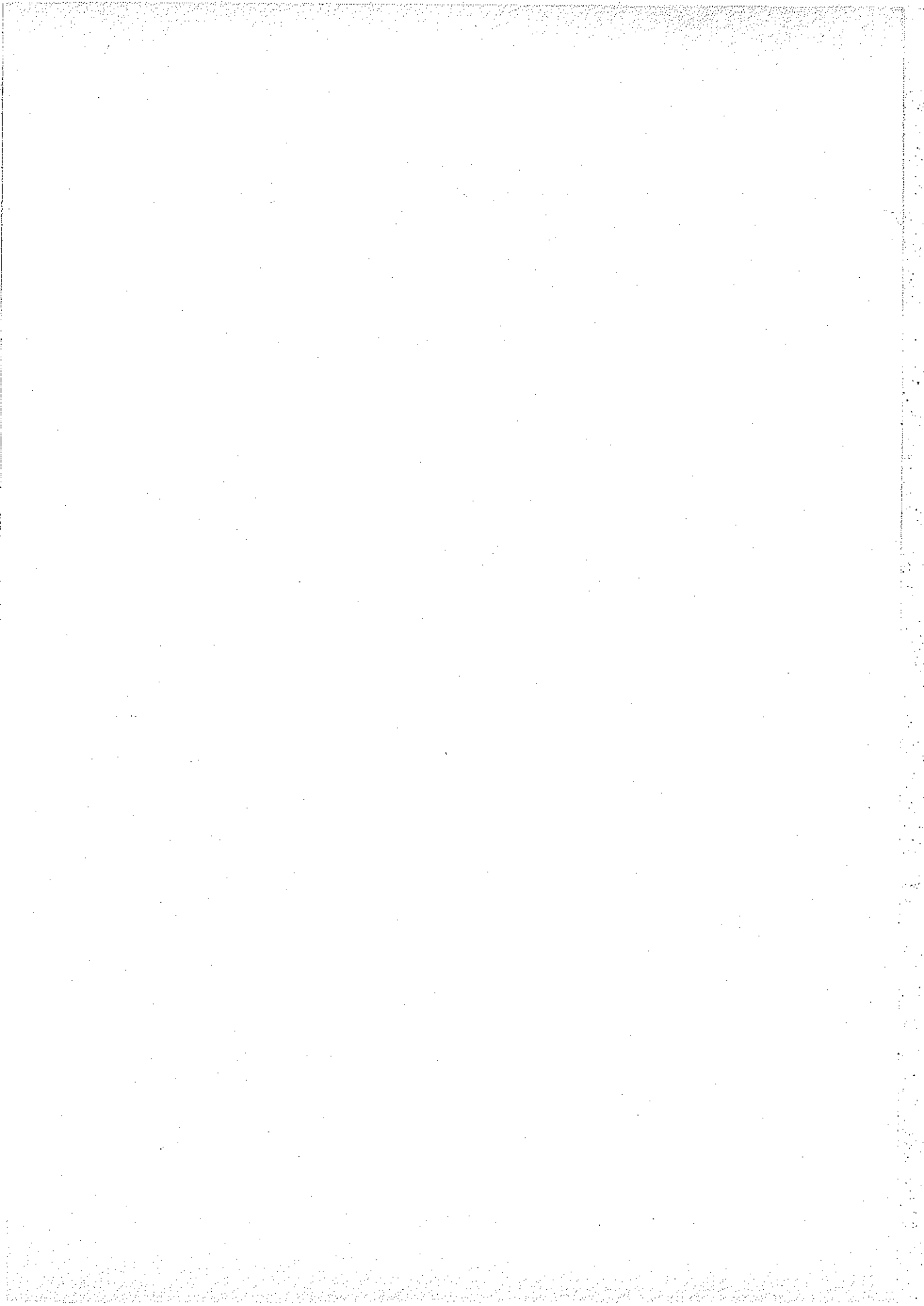
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、明日から11日まで休会といたします。

なお、12日には会議を開きますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。長時間まことにありがとうございました。

（午後3時19分散会）

第 4 日



昭和56年10月13日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	若浜 記久男 君	18番	松尾 孝明 君
2番	竹内 修一 君	19番	大谷 昌幸 君
5番	田中 包治 君	20番	出原 平男 君
7番	勝部 津喜枝 君	21番	池辺 秀夫 君
8番	原 重樹 君	22番	飯坂 楠次 君
10番	天堀 博 君	23番	田中 昭一 君
11番	成田 秀益 君	25番	奥村 圭一郎 君
12番	横田 憲治郎 君	26番	仁井 明 君
13番	並河道 雄 君	27番	柳瀬 美樹 君
15番	穴瀬 克己 君	28番	貝淵 博治 君
16番	赤阪 和見 君	29番	藤原 要馬 君
17番	橋本 佳行 君		

欠席議員(2名)

6番	三井 正光 君	9番	直村 静二 君
----	---------	----	---------



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池田 忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔
助 役	坂口 禮之助	市 民 部 長	富田 宏之
収 入 役	中塚 白	市民部次長兼福祉事務所長	中川 鉄也
参与兼市長公室長事務取扱	西川 喜久	産 業 衛 生 部 長	広岡 史郎
参 与	林 徳次	産 業 衛 生 部 次 長	角谷 泰夫
秘 書 広 報 課 長	石本 博信	産 業 衛 生 部 次 長 (商工担当)	青木 孝之
財 務 部 長	麻生 和義	建 設 部 長	逢野 一郎
財 務 部 次 長	北野 敦雄	建設部次長兼土木課長事務取扱	吉田 日出男
財 政 課 長	大塚 孝之	都 市 整 備 部 長	浅井 隆介
同 和 对 策 部 長	橋本 昭夫	都 市 整 備 部 理 事	西川 武道

都市整備部次長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
改良事業部長	西川武雄	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部次長	前田守正	管 理 部 次 長	逢野博之
病 院 長	竹林淳	指 導 部 長	高橋貞良
病院事務局長	内田繁	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局次長	藤原光夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
水道部長	田中稔	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
会計課長	赤田信信	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消 防 長	松村吉堯	監 査 委 員	久光喜多男
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監査事務局長兼公平委員 会事務局長	向井洋
用地担当理事・土地開発 公社事務局長	平野誠蔵	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行
教 育 委 員 長	堀内由延		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 56 年和泉市議会第 3 回定例会議事日程

(10 月 13 日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選挙第 1 号	議長選挙について	別 紙

(午後 4 時 3 分開議)

- 副議長(田中包治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しい中御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員数等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは 23 名でございます。三井議員さん並びに直村議員さんから欠席の届けが出ております。現在、23 名でございます。

- 副議長(田中包治君) ただいま報告どおり、出席議員数 23 名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○

- 副議長(田中包治君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでございますので、御了承願いたいと思います。

○

- 副議長(田中包治君) それでは、日程第一「議長選挙について」を議題といたします。本件についてはいかが取り計らいましょうか、お伺いいたします。

- 22 番(飯坂楠次君) 昨日からきょうにかけて各会派で調整に入っておりますが、現在のところ、全会派の意見が一致を見えておられない状況にあると判断いたします。したがって、きょうはこれで散会し、あす一日は誠意をもって十分調整をしていただき、十五日の定刻に会議を開いてはどうかと思います。

- 副議長(田中包治君) ただいまの御意見では、本日は散会し、明日は休会、十五日定刻に会議を開いては、という御発言がありましたが、他に御意見ございませんか。

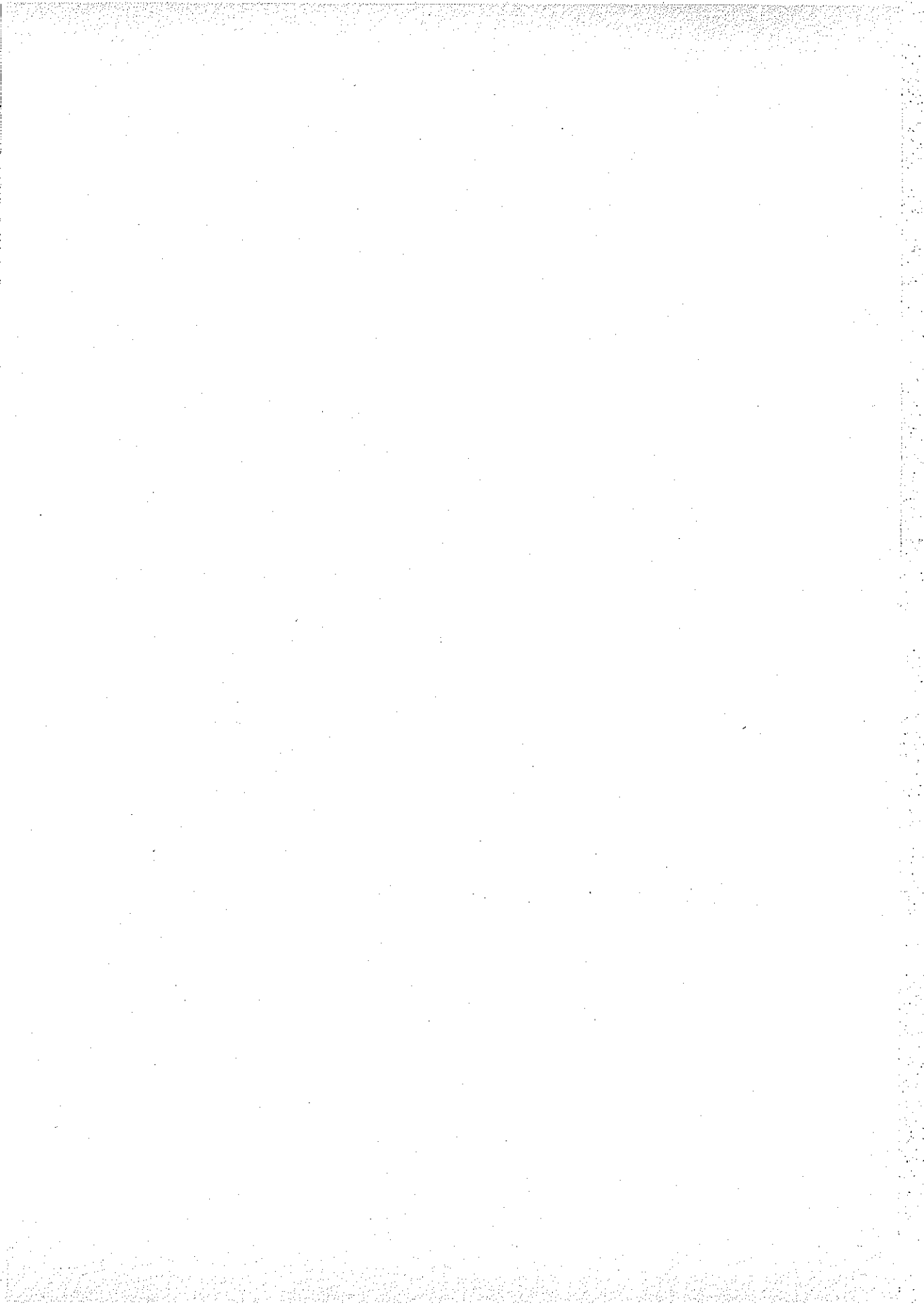
(「なし」「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、本日はこれにて散会し、明日は調整のため休会、15 日は定刻に会議を開きますので、御参集くださいますようお願いいたします。15 日はぜひともスムーズに、かつ円滑に終了できますよう、皆様方の御協力を重ねてお願いいたします。

本日はどうも御苦勞さんでございました。

(午後4時6分散会)

第 5 日
(最 終 日)



昭和56年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	17番	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君
16番	赤 阪 和 見 君		



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池 田 忠 助	市民部次長兼 福祉事務所長	中 川 鉄 也
助 役	坂 口 禮之助	産業衛生部長	広 岡 史 郎
収入 役	中 塚 白	産業衛生部次長	角 谷 泰 夫
参与兼市長公室 長 事務 取扱	西 川 喜 久	産業衛生部次長 (商工担当)	青 木 孝 之
参 与	林 德 次	建設部長	逢 野 一 郎
秘書広報課長	石 本 博 信	建設部次長兼 土木課長事務取扱	吉 田 日 出 男
財 務 部 長	麻 生 和 義	都市整備部長	浅 井 隆 介
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	都市整備部理事	西 川 武 道
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都市整備部次長	萩 本 啓 介
同和对策部長	橋 本 昭 夫	改良事業部長	西 川 武 雄
同和对策部理事兼解放 総合センター所長事務取扱	生 田 稔	改良事業部次長	前 田 守 正
市 民 部 長	冨 田 宏 之	病 院 長	竹 林 淳

病院事務局長	内田 繁	管理部次長	逢野 博之
病院事務局次長	藤原 光夫	指導部長	高橋 貞良
水道部長	田中 稔	指導部次長	竹田 明郎
会計課長	赤田 儔信	指導部次長	明坂 貞士
消防長	松村 吉堯	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
消防本部次長兼 消防署長	湯川 行夫	選挙管理委員会 事務局次長	農端 小一
用地担当理事・土地開 発公社事務局長	平野 誠蔵	監査委員	久光 喜多男
用地担当参事・土地開 発公社事務局次長	岩井 益一	監査事務局長兼公平委 員会事務局次長	向井 洋
教育委員長	堀内 由延	農業委員会会長	坂上 國治
教育長	葛城 宗一	農業委員会事務局長	信田 種行
教育次長	杉本 弘文		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満・男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次長	吉田 種義
議事係長	西井 正
議事係	佐土谷 茂一
議事係	藤原 寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和56年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	選挙第1号	議長選挙について	別紙
1	議会議案第5号	副議長辞職許可について	別紙
2	選挙第2号	副議長選挙について	別紙
3	議会議案第6号	常任委員会委員の辞職許可について	別紙
4	議会議案第7号	議会運営委員会委員の辞職許可について	別紙
5	議会議案第8号	特別委員会委員の辞職許可について	別紙
6	議会議案第9号	常任委員会委員の選任について	別紙
7	議会議案第10号	議会運営委員会委員の選任について	別紙
8	議会議案第11号	特別委員会委員の選任について	別紙
9	議会議案第12号	決算審査特別委員会委員の選任について	別紙
10	選挙第3号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	別紙
11	選挙第4号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	別紙
12	議案第43号	工事請負契約締結について (和泉市立光明台南小学校増築工事)	追加 P 1
13	議案第44号	工事請負契約締結について (和泉市立南池田第一保育園改築工事)	追加 P 3
14	議案第45号	監査委員の選任について	追加その2 P 1

(午前10時40分開議)

- 副議長(田中包治君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には、公私何かとお忙しいところ御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま25名全員御出席でございます。
- 副議長(田中包治君) ただいまの報告どおり、出席議員数25名をもちまして議会が成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○ 副議長（田中包治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○

○ 副議長（田中包治君） それでは、日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件についていかがでしょうか、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

○ 9番（直村静二君） 議長選挙に入る前に一言。議会の公正な運営ということを常に申し上げておるわけですが、一つは、議長さんが誕生した段階で「新東洋」とかそういうところへ行く、または各議員さんに贈り物ということが従来からされておったのですが、前回は、一定の前進がされておると思うんですが、今後とも引き続き公正な運営のため、できればその二つとも廃止してもらいたいというのが私の意見でございます。今度、議長になられる方は、その点をひとつ十分踏まえて運営をしてほしいという希望と意見を申し上げておきます。

なお、議長選挙ですが、直ちに入ってもろうて結構かと思えます。

○ 副議長（田中包治君） 他に御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、選挙によって、という御意見がありましたので、議長選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、これより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は25名でございます。

お諮りいたします。開票立会人を7番、勝部津喜枝君と8番、原重樹君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、勝部津喜枝君と原重樹君の2名をお願いいたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

○ 12番（横田憲治郎君） ちょっと三井議員さんは体の都合が悪いので、配慮をお願いした

いと思います。

- 副議長（田中包治君） それでは、三井議員さんはちょっと体のぐあいが悪く字を書けませ
んのので、事務局員を立ち合わせ、口頭で事務局員がお聞きして書くようお願いしたいと思いま
すが……。

（「了解」と呼ぶ者あり）

それでは、投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の
上、局長の点検に応じて順次、投票を願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは、ただいまから開票を行います。勝部津喜枝君、原重樹君に立ち会いをお願いいた
します。

（開票）

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

投票総数 25 票、これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票 16 票、無効投
票 9 票、有効投票中藤原要馬議員さん 16 票でございます。藤原要馬議員さんが最高得票者で
ございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

- 副議長（田中包治君） ただいまの報告どおりでございます。

この選挙の法定得票数は 4 票でございます。よって、藤原要馬君が議長に当選されました。
以上で議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

ただいま議長に当選されました藤原要馬君が議場におられますので、本席から会議規則第 29
条第 2 項の規定により告知をいたします。

それでは、議長のあいさつを願います。

○

（議長就任あいさつ）

- 議長（藤原要馬君） 皆さんに御礼を申し上げます。

ただいま皆さんの絶大なる御厚志によりまして再度、議長に当選させていただきました。皆さんの本当に心あるおかげと思います。今後は、皆さん方の絶大なるお力添えを願わなくてはとうてい議長は務まりませんので、どうかよろしく御支援、御指導のほどをお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが、就任のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○ 副議長（田中包治君） 以上をもちまして私の任務が終わりました。何分不慣れのため皆様方に大変御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして無事、職務を遂行させていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長に申し送ります。どうもありがとうございました。（拍手）

（副議長退席、議長着席）

○ 議長（藤原要馬君） それでは、ここで暫時休憩いたしたいと思います。恐れ入りますが、自席でお待ちいただきたいと思います。

（午前11時7分休憩）

（午前11時9分再開）

○ 議長（藤原要馬君） お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま副議長の辞職願が提出されましたので、「副議長の辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加いたします。

それでは、「副議長の辞職許可について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第5号

副議長辞職許可について

本市議会副議長 田中包治氏から昭和56年10月15日づけで辞職いたしたき旨の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

○ 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり、田中副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、田中包治君の副議長の辞職を許可することにいたします。

この際、副議長を辞職されました田中包治君よりごあいさつをいたしたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

（田中副議長退任あいさつ）

○ 前副議長（田中包治君） どうも不慣れなため皆さん方に御迷惑をかけ、恐れ入ります。今後ともよろしく願ひいたします。（拍手）

○ 議長（藤原要馬君） 田中副議長さん、長らく御苦勞さんでございました。

お諮りいたします。「副議長選挙について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本件を日程に追加することに決めます。

それでは「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第2号

副議長選挙について

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

- 議長（藤原要馬君） お語りいたします。副議長選挙をいかがいたしましょうか、御意見をお伺いいたします。
- 10番（天堀博君） ただいま役員選挙に入ってるわけですが、この過程の中で、会派代表者会議等で一定の副議長立候補の意思表示等がございましたが、正式な形では、副議長の辞職願が出て、それ以後選挙に入る時点での届け出となりますので、その間の調整その他で正式な意思表示等もあると思いますので、暫時休憩していただき、午後からの選挙等を考えていただけたらどうかと思います。
- 議長（藤原要馬君） 他に。
（「なし」と呼ぶ者あり）
ないようでございましたら、暫時休憩をいたします。
（午前11時17分休憩）

○
（午前11時32分再開）

- 議長（藤原要馬君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
副議長選挙についていかがいたしたらいいか、御意見をお伺いいたします。
- 5番（田中包治君） 先ほど休憩してすぐに再開するのはおかしいやないか。今後の議会運営を考えるならば、一定の時間を置くべきやないか。あしたはまだ今期があるし、そうあわてることはないやないか。前に1時とわしらは聞いておりましたので、ちょっとおかしい。1時まで休憩すべきやと思います。
- 議長（藤原要馬君） 暫時休憩と言うてやったので、それでええんやないかということで一応、こうしたんですが、皆さんの御意見によっては諮らなければいけないと思います。
- 12番（横田憲治郎君） 暫時でこうされたので、それなりでええと思いますが、前副議長の田中さんから御意見がございましたが、後のスケジュールも考えましたら、午後からでも日程はいけると考えます。せっかく後の円満な、より民主的な調整ということも踏まえてやってきた経過もありますので、いたずらにおくれさせる気持は毛頭ございませんが、もしばらく時間を置いた方がいいように思いますので、午後からの再開ということで、一定の時間を置いていただきたいという希望を持っておりますので…。
- 議長（藤原要馬君） 他に。
- 18番（松尾孝明君） ただいまこうして招集されておりますので、議場に皆さん方がおそろいですので、この際、続行されたらどうかと思います。
- 10番（天堀博君） 私、先ほどの議長から、副議長選挙をどうするのか、のお諮りがあ

たとき、正式な形での意思表示、また、調整その他もあろうから、この際、休憩して午後からの再開という意見を申し上げました。それについて、「御異議ありませんか」というお諮りがあり、全体が「異議なし」となりました。暫時休憩ですから、どんな短かい瞬時でも暫時となりますが、そういう意見に基づいての休憩になりましたので、横田議員さんのおっしゃるように午後1時よりの再開が望ましいと思います。今後の議会運営上もその方が望ましいと思います。もし、早めてやるとなれば、代表者会議等も開いていただき早く済ませようとなれば話は別ですが、それなしに突然招集ということですので、われわれも遺憾に思ってるわけでございます。

- 議長（藤原要馬君） 前副議長からの発言もありましたし、横田議員、天堀議員さんからも意見がありました。どちらの意見が多いかも考えなければならぬので、どうしたらいいかの御意見をお伺いしたいと思います。
- 9番（直村静二君） 御意見を伺いたい、ということですので申し上げますが、何と言いましても、藤原要馬議員さんが議長となってまだぬくぬく、事務局もあわてて文書も書かないかんのので、午後から落ち着いて公正な運営のためにやればという空気もあるので、休憩されて、午後再開というのが今後の運営上一番ええのじゃないか、はじめの問題として申し上げます。
- 21番（池辺秀夫君） いま、じっくりと考えますのに、やはり今後の議会運営上の円滑さ、そういうもろもろのことを考えましたら、議長の言われることも至極ごもっとも、また、天堀議員の言われる点も一理あろうかと思えます。議長誕生の直後、こうしたことで円滑さを欠いてもいけないと思います。もう時間も昼近いですので、この辺で休憩をしてやるのも、これまたええと思えますので、よろしく願いいたします。
- 議長（藤原要馬君） せっかくこうして招集再開したので、いっそ選挙すべきやと思ひんです。
- 28番（貝淵博治君） やり出しから失礼ですが、午前中、再会して議長選挙しただけで、これ以上30分も40分も延ばしてどうこうするよりも、言うべきことは言うてもろりて、暫時とか午後とかあったが、私は聞き漏らしたが、もうやるべきやと思ひます。
- 議長（藤原要馬君） 皆さんにお諮りいたします。ただいま再開しましたので、これで副議長選挙をしていいかどうか、御意見をお伺いします。
- 2番（竹内修一君） 直ちに続行をお願いします。
- 9番（直村静二君） 時間の流れから昼も近く、両方二つ合わせて議長さんも考えていただき、午後からというのが至当ではないか、意見だけ言うときます。
- 12番（横田憲治郎君） こういうふうに意見が出たら、採決して続行、休憩ということも

できませんので、議長の職権、裁量に御一任しますから、結論を出していただきたいと思
います。

- 議長（藤原要馬君）他に御意見がないものと認め、これより副議長選挙を行いたいと思
いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、それでは副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は25名でございます。

お諮りいたします。開票立会人を9番、直村静二君と10番、天堀博君を指名いたしたいと
思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、直村静二君と天堀博君をお願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。局長の点呼に応じて投票用紙に被選
挙人の氏名を記載の上、順次、投票を願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

それでは、ただいまから開票を行います。直村静二君、天堀博君、立ち会いをお願いいたし
ます。

（開票）

それでは、開票の結果を局長より報告いたします。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君)

御報告申し上げます。

投票総数25票、これは出席議員数と合致しております。内訳は、有効投票21票、無効投票4票、有効投票中仁井議員さんが21票でございます。仁井議員さんが最高得票者でございます。以上でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告どおりでございます。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、仁井明君が副議長に当選されました。

以上で副議長の選挙が終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選されました仁井明君が議場におられますので、本席から、会議規則第29条2項の規定により報告いたします。

-
- 議長(藤原要馬君) それでは、ここで副議長のあいさつをお願いします。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(仁井明君) 一言、御礼を申し上げます。

皆様方多数の御支援をいただきまして副議長に当選させていただきました。今後、和泉市政の発展のため、議会運営並びに藤原議長さんの補佐役として一生懸命がんばらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

-
- 議長(藤原要馬君) それでは、ここで暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、暫時休憩いたします。

(午後零時休憩)

(午後1時35分再開)

○ 議長(藤原要馬君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付申し上げました常任委員会及び特別委員会関係の議案を上程いたします。

お諮りいたします。日程第3より日程第5まで及び日程第6より日程第9までの辞職許可及び選任について、それぞれ日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

御異議ないものと認め、それぞれを日程に追加し、議題とすることに決めます。

それでは、日程第3より日程第5までは、各委員会委員の辞職許可でありますので、これを一括議題といたします。

なお、議案は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第6号

常任委員会委員の辞職許可について

和泉市議会常任委員会の下記委員より、昭和56年10月15日づけで辞職の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

記

総務委員会委員

横田 憲治郎	成田 秀益	若浜 記久男	原 重樹
出原 平男	仁井 明		

厚生文教委員会委員

大谷 昌幸	奥村 圭一郎	勝部 津喜枝	並河道 雄
柳瀬 美樹			

建設水道委員会委員

藤原 要馬	三井 正光	直村 静二	穴瀬 克己
松尾 孝明	田中 昭一	貝淵 博治	

産業衛生病院委員会委員

池辺 秀夫	橋本 佳行	竹内 修一	天堀 博
赤阪 和見	飯坂 楠次	田中 包治	

議会議案第7号

議会運営委員会委員の辞職許可について

本市議会運営委員会の下記委員から、昭和56年10月15日づけで辞職の願出があったから
本議会はこれを許可するものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

記

議会運営委員会委員

池 辺 秀 夫	柳 瀬 美 樹	竹 内 修 一	直 村 静 二
天 堀 博	穴 瀬 克 己	赤 阪 和 見	橋 本 佳 行
大 谷 昌 幸	出 原 平 男	田 中 昭 一	仁 井 明

議会議案第8号

特別委員会委員の辞職許可について

和泉市議会特別委員会の下記委員より、昭和56年10月15日づけで辞職の願出があったので、
本議会はこれを許可するものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

記

交通・公害対策特別委員会委員

横 田 憲 治 郎	三 井 正 光	若 浜 記 久 男	勝 部 津 喜 枝
並 河 道 雄	直 村 静 二	成 田 秀 益	松 尾 孝 明
出 原 平 男	奥 村 圭 一 郎	仁 井 明	藤 原 要 馬

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

藤 原 要 馬	竹 内 修 一	三 井 正 光	原 重 樹
天 堀 博	穴 瀬 克 己	赤 阪 和 見	橋 本 佳 行
大 谷 昌 幸	出 原 平 男	飯 坂 楠 次	仁 井 明

同和対策特別委員会委員

藤 原 要 馬	仁 井 明	若 浜 記 久 男	勝 部 津 喜 枝
天 堀 博	並 河 道 雄	穴 瀬 克 己	橋 本 佳 行

関西新国際空港対策特別委員会委員

柳 瀬 美 樹 竹 内 修 一 三 井 正 光 原 重 樹

赤 阪 和 見 出 原 平 男 田 中 昭 一

土地開発公社特別委員会委員

直 村 静 二 横 田 憲 治 郎 若 浜 記 久 男 天 堀 博

並 河 道 雄 松 尾 孝 明 大 谷 昌 幸 出 原 平 男

池 辺 秀 夫 田 中 昭 一 柳 瀬 美 樹

- 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。ただいま朗読の各委員会委員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第6号より第8号までの各委員の辞職は許可されました。

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第6より日程第9までは、各委員会委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

なお、本件も議案は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第9号

常任委員会委員の選任について

本市議会常任委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤 原 要 馬

記

総務委員会委員（6名）

厚生文教委員会委員（6名）

建設水道委員会委員（7名）

産業衛生病院委員会委員（7名）

議会議案第10号

議会運営委員会委員の選任について

本市議会運営委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

記

議会運営委員会委員

議会議案第11号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

記

交通・公害対策特別委員会委員

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

同和対策特別委員会委員

関西新国際空港対策特別委員会委員

土地開発公社特別委員会委員

議会議案第12号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和56年10月15日

和泉市議会議長 藤原要馬

記

決算審査特別委員会委員(13名)

- 議長(藤原要馬君) この際、暫時休憩して議員総会に切りかえ、各議員の役割を御協議願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、暫時休憩いたします。

(午後1時45分休憩)

(午後3時35分再開)

- 議長(藤原要馬君) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、各委員会委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議願っておりますので、はなはだ僣越でございますが、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

御異議ないものと認め、各委員会委員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君)

敬称略、順不同を御了承願いたいと思います。

総務委員会委員に

横田 憲治郎	田中 包治	奥村 圭一郎	橋本 佳行
直村 静二	大谷 昌幸		以上6名

厚生文教委員会委員に

赤阪 和見	池辺 秀夫	田中 昭一	松尾 孝明
原 重樹	若浜 記久男		以上6名

建設水道委員会委員に

穴瀬 克己	飯坂 楠次	天堀 博	柳瀬 美樹
出原 平男	藤原 要馬	竹内 修一	以上7名

産業衛生病院委員会委員に

並河道 雄	勝部 津喜枝	成田 秀益	貝淵 博治
三井 正光	仁井 明		以上6名

議会運営委員会委員に

貝淵 博治	成田 秀益	大谷 昌幸	天堀 博
勝部 津喜枝	竹内 修一	穴瀬 克己	並河道 雄
奥村 圭一郎	田中 包治	若浜 記久男	以上11名

交通公害対策特別委員会委員に

原 重樹	横田 憲治郎	勝部 津喜枝	穴瀬 克己
田中 昭一	三井 正光	橋本 佳行	竹内 修一

大谷昌幸 出原平男 成田秀益 以上11名
和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に

赤阪和見 並河道雄 飯坂楠次 若浜記久男
田中包治 松尾孝明 天堀博 直村静二
貝淵博治 成田秀益 池辺秀夫 以上11名

同和対策特別委員会委員に

貝淵博治 勝部津喜枝 若浜記久男 奥村圭一郎
直村静二 松尾孝明 穴瀬克己 飯坂楠次
以上8名

関西新国際空港対策特別委員会委員に

三井正光 並河道雄 原重樹 赤阪和見
横田憲治郎 竹内修一 大谷昌幸 天堀博
以上8名

土地開発公社特別委員会委員に

並河道雄 赤阪和見 奥村圭一郎 柳瀬美樹
橋本佳行 勝部津喜枝 松尾孝明 直村静二
出原平男 貝淵博治 池辺秀夫 以上11名

決算審査特別委員会委員に、

横田憲治郎 穴瀬克己 直村静二 勝部津喜枝
竹内修一 田中昭一 奥村圭一郎 若浜記久男
成田秀益 大谷昌幸 出原平男 柳瀬美樹
以上12名

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。ただいま朗読どおり、各委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第9号より第12号までの各委員会委員の選任の件は、朗読どおり、それぞれ選任することに決しました。

なお、ただいま選任させていただきました各委員のうち特別委員会につきましては、性格上、専門的に取り上げて鋭意、その遂行を図っていただくことが目的でありますので、選任せられた特別委員会の委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、すべて審議及び調査が終了するま

で、議会閉会中も継続審議のほどをよろしく願い申し上げます。

- 5番(田中包治君) 議長、おかしいと違いますか。特別委員会は付託案件がない以上、これはすべきではないと条例で決まってるのに、ここで読み上げると問題が起こりますよ。われわれ市会は、法律、条例に基づいてやってください。便宜上やるのはよろしいが、付託案件がない以上できませんよ。ここらをはっきりしといてもらわんと困ります。
- 議長(藤原要馬君) いま局長から聞いたら、前回もこれをやってあるということです。
- 5番(田中包治君) 文句は言いませんけど、本会議から付託された案件を調査するのが特別委員会でしょう、それをいまここで何を審議するのかわからんやつを審議するのかわからんのに慎重審議してくれ、と言われても困りますよ。なぜ条例を制定してるかということです。
- 議長(藤原要馬君) 局長に聞くと、昨年からの継続審議をやってるんだということですよ。
- 5番(田中包治君) 去年からといっても、わしも前からやかましく言っとったはずなんですよ。条例に書いてある。特別委員会に何を付託されてるんですか。本会議で付託された案件を審議するのが特別委員会で、常任委員会とは性格が違いますよ。条例を読んでくださいな。
- 議長(藤原要馬君) これは田中議員、どのように諮ったらいんですか。
- 5番(田中包治君) 前から大がいやかましく言っとったんです。いままで論議してきた。ところがいま、ここで言わなかったらまあ協議となるが、本会議でそういう話が出ると、これは、法律に基づいてやってる、速記もしてるんです。いやしくも、議会の権威がなさすぎると思うんです。
- 議長(藤原要馬君) 特別委員会でも、交通とか開発についてはずっとやってきてるでしょう大変むずかしい。そこらがおかしくなるでしょう。
- 5番(田中包治君) わしは、前々からその点をはっきり言ってるわけですよ。議員間でこうしようという論議的な問題としてなら別ですが、いまの発言を聞くと、われわれが決めた条例を自分らで破ろうとしているという考え方を持っとると思うんです。せやから、設置するのはいろいろ角度があるからよろしいが、審議してください、とかいうんなら困る。いやしくも、事務局長だって知らんとは言えんでしょう。知らんとは言えないやつを堂々とここで言われては、われわれ議員としてこのメンツがありませんよ。
- 議長(藤原要馬君) われわれも長年議員をやってきたが、特別委員会も交通とかは別にやってるでしょう。これを破壊するのか継続していくのか、そこらをはっきりわからないと思うんですよ。
- 21番(池辺秀夫君) いま、田中議員と議長との応答がございましたが、なるほどわかるどころもあるんですが、実際にいま読み上げました特別委員会は、交通とか中央丘陵とかは、前議

会から継続的に審議されてきております。したがって、いま議会に持ち出してやるようなものではないと思います。新たなやつは、そのとき設置して付託していけばいいということはわかりますが、いま名前を読み上げた特別委員会は継続審議に当たっておりますので、名前ぐらいの発表は私はあえて条例違反とか何とかはない、こう思います。私の考えはそうでございます。見解の相違と言えばそうかも知れませんが、このことで貴重な議会の時間をとやかく費やすことはありません。議事進行上、どうぞ続いてやってください。

- 5番(田中包治君) 議長、おかしいよ。名前を読み上げて設置するのに文句は言ってませんただ、慎重審議をやるとか、過去の問題を審議するんだということでは困ると言ってる。委員会をこしらえるのはええ、悪いとは言ってませんよ。ところが、特別委員会は、付託されたやつを審議すると法律で明記されてる。設置するというのがええとか悪いとか言ってません。ただ、ここで慎重審議をお願いする、と言うんなら、何を付託されてるかとなる。

私は、あえて固執はしませんが、われわれ議会は、法律に基づいて処理していくのが任務なんです。そういう方向で処理するのが正しいんじゃないかと言ってる。わしの言うてるのが間違いと言うんなら、違うと言うんなら、条例を変えればいいんです。

- 21番(池辺秀夫君) 慎重審議とか言ってますが、私の聞く範囲では、選出された委員の名前を発表しただけだと思います。いま田中議員が言われるのも、名前の発表はよろしいということですから、これでいいんじゃないかと解釈しております。

-
- 議長(藤原要馬君) わかりました。

次に、日程第10と日程第11を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、日程第10及び日程第11を日程に追加し、議題といたします。

本件は、和泉市よりの派遣議員がすでに辞職され、欠員が生じておりますので、その後任の派遣議員の選挙を行うよう、それぞれ提出、御依頼がありましたので、それに基づき選挙を行うものであります。

それでは、日程第10と、日程第11は、いずれも組合議会議員の選挙でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第3号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北環境整備施設組合議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

(当選者)

選挙第4号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北水道企業団議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行なうものとする。

昭和56年10月15日提出

和泉市議会議長 藤原要馬

(当選者)

- 議長(藤原要馬君) お諮りいたします。本二件の選挙につきましては、先刻の議員総会で種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越ではございますが私より指名推薦させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私より指名推薦させていただきます。

組合議会議員の氏名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君)

敬称略、順不同を御了承願います。

泉北環境整備施設組合議会議員に

貝淵博治 勝部津喜枝 田中昭一 飯坂楠次
田中包治 以上5名

泉北水道企業団議会議員に

成田秀益 池辺秀夫 竹内修一 柳瀬美樹
奥村圭一郎 以上5名

- 議長（藤原要馬君） ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま御指名いただきました方々は、地方自治法第108条第3項の規定により当選せられました。

ただいま泉北環境整備施設組合議会議員に当選せられました、貝淵博治君、勝部津喜枝君、田中昭一君、飯坂楠次君、田中包治君並びに泉北水道企業団議会議員に当選せられました成田秀益君、池辺秀夫君、竹内修一君、柳瀬美樹君、奥村圭一郎君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知させていただきます。

-
- 議長（藤原要馬君） 以上で常任委員さん、特別委員さん、出先機関の各議員さんがそれぞれ決まりました。各委員さん、出先機関の議員さんは御苦労ですが、今後ともよろしく願います。

ここで、各常任委員会の正副委員長さんが互選をせられておりますので、局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

- 市会事務局長（吉岡昭男君）

朗読いたします。敬称を略させていただきます。

総務委員会委員長	橋本佳行	同 副委員長	奥村圭一郎
厚生文教委員会委員長	赤阪和見	同 副委員長	田中昭一
建設水道委員会委員長	出原平男	同 副委員長	穴瀬克己
産業衛生病院委員会委員長	勝部津喜枝	同 副委員長	並河道雄

- 議長（藤原要馬君） この際、各常任委員会正副委員長のごあいさつをお願いいたします。

（常任委員会正副委員長代表あいさつ）

- 総務委員長（橋本佳行君） 議長よりお許しをいただきましたので、各常任委員会正副委員長を代表いたしまして一言、ごあいさつを申し上げたいと存じます。

私たちは何分浅学非才でございますが、各委員さんの御協力により和泉市発展に最大の力を注いでまいりたいと存じます。どうか議員皆様方におかれましてはよろしく願います。

簡単でございますが一言、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。（拍手）

-
- 議長（藤原要馬君） 各委員会の正副委員長さんのごあいさつが終わりました。各正副委員長さんは、委員会の運営についてよろしく願います。

お諮りいたします。皆さんのお手元に御配布させていただきました追加議案「工事請負契約締結について」の2件は、去る9月22日の議会運営委員会です承を賜っておりますので、日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「工事請負契約締結について」を日程に追加することに決めます。

日程第12「工事請負契約締結について」(和泉市立光明台南小学校増築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第43号

工事請負契約締結について

和泉市立光明台南小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和56年10月15日提出

和泉市長 池田忠雄

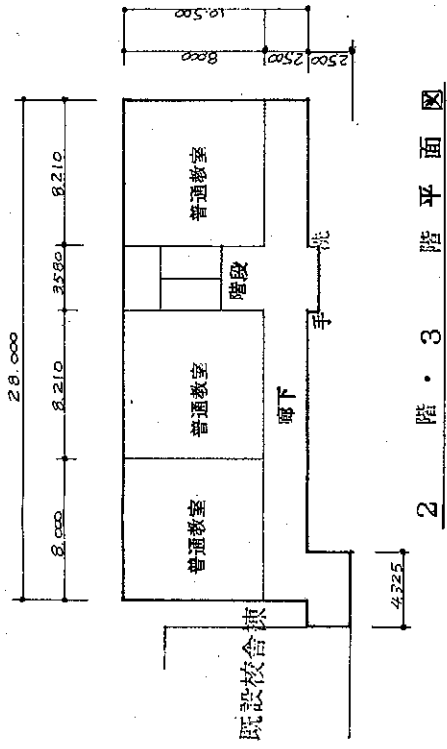
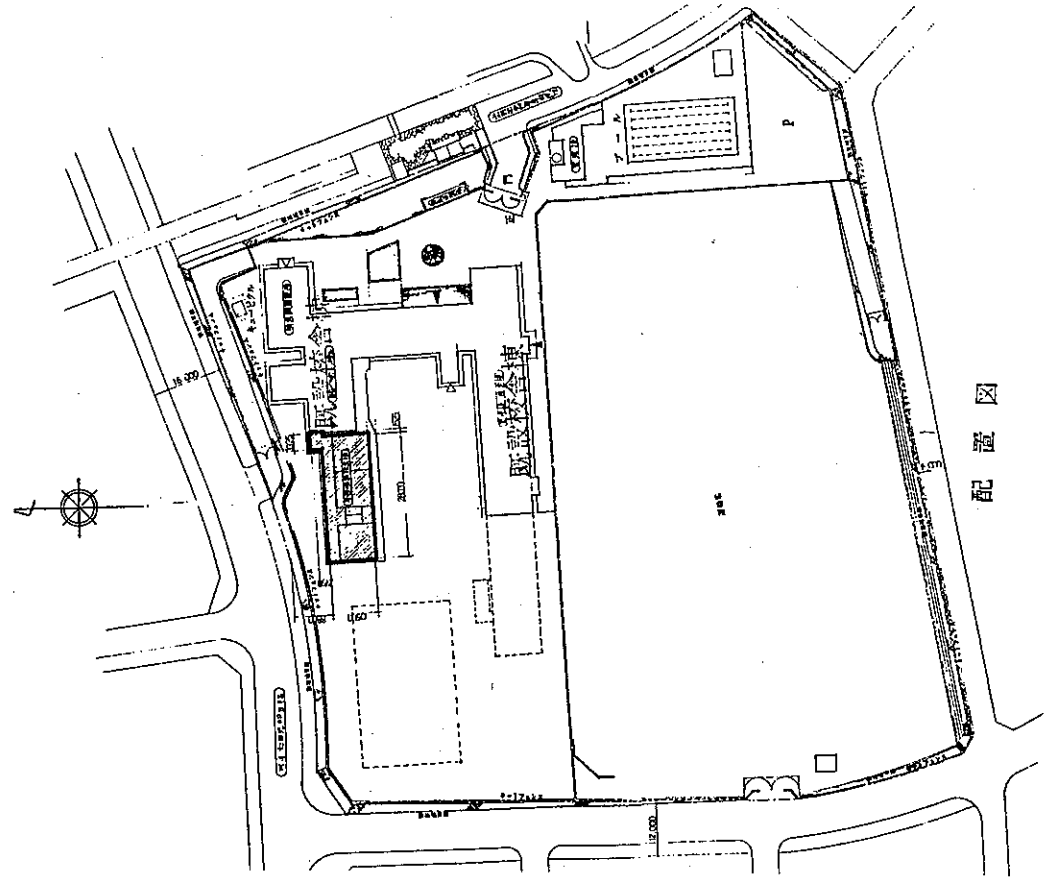
- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 和泉市立光明台南小学校増築工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 102,000,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文 |
| 6. 工期 | 自 昭和 年 月 日(議決の日)
至 昭和57年 3月31日 |
| 7. 契約保証金 | 5,100,000円 |
| 8. 保証人 | 和泉市大野町580番地
株式会社 寄田組
代表取締役 寄田年文 |

議案第43号参考資料

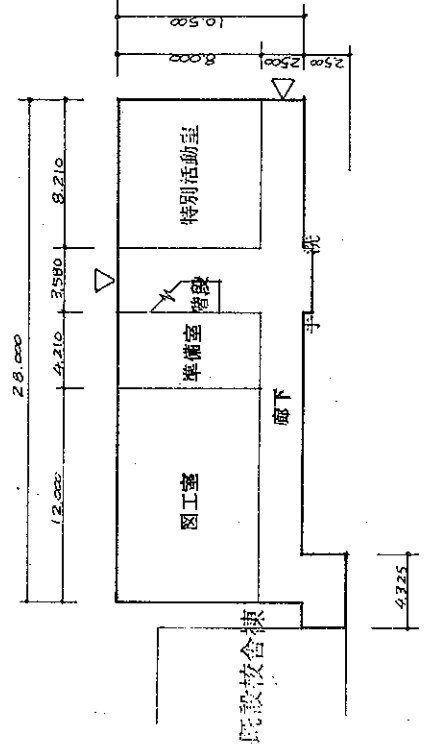
和泉市立光明台南小学校増築工事概要

- | | |
|-----------|--|
| 1. 工事場所 | 和泉市光明台3丁目8番1号 |
| 2. 敷地面積 | 2,206.3 m^2 |
| 3. 工事種別 | 増築 |
| 4. 構造及び規模 | 鉄筋コンクリート造3階建
建築床面積308 m^2 延床面積926 m^2
普通教室6、図工室及び同準備室各1、
特別活動室1、廊下、階段 |

和泉市立光明台南小学校増築工事配置図及び平面図



2 階・3 階 平面 図



1 階 平面 図

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第43号「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

和泉市立光明台南小学校は、光明台団地の人口の増加に伴い、増築事業を実施しようとするものでございます。工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額1億200万円、契約の相手方は、和泉市旭町37番地の4、株式会社竹内建設代表取締役、竹内博文と契約をしようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和57年3月31日までといたしたく存じます。

工事場所は和泉市光明台3丁目8番1号、敷地面積2,063㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造り3階建、建築床面積308㎡、延床面積926㎡、普通教室6教室等でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 2、3お尋ねいたします。

この旭町37番地の4、竹内建設代表取締役竹内博文氏、この人は現在の年齢が何歳か。それから、この人は、同和関係のいわゆる支部の役員になっておるかどうか。

なお、同建業者というふうに思いますので、この入札に特別に同建業者ということで参加したのか、それとも、他の業者何社かによって入札されたかの点を報告してもらいたい。

それから現在、この竹内建設はどの程度の継続工事の金額、ほぼ何億円か、完成度が何%かという点がわかればお答え願いたい。

以上です。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁
- 建設部長（逢野一郎君） 私からお答え申し上げます。

竹内建設の社長の年齢につきましては、はっきりしたことはわかっておりませんが、三十歳前後だと記憶しております。

支部の役員については、社長は支部の役員ではございません。

次に、現在の竹内建設の受注している工事でございますが、建築の方については、池上小学校プールを請負っていましたが、現時点では、すでに完成しております。

そして、さきの議会でお願ひしました改良事業につきましては、一件の発注済みがございます。

また、土木工事につきましては、泉大津阪本線の一件でございます。

○ 9番(直村静二君) 答えとして何億円かというのと、それからパーセンテージ、それがないですね。それから、支部もしくは市の同和関係の団体の役員かどうかということが漏れてるのでお願いしたい。

○ 建設部長(逢野一郎君) お答え申し上げます。

社長につきましては、支部の役員も現在行っておりません。

入札の参加ですが、本工事は、同和関連工事としてのすべての発注はいたしておりません。ただ、和泉市のBクラスの建設業者という形で6社の指名を行ない、入札を行っております。

なお、池上小学校は100%完成、改良事業については、先刻の議会でお願いしたことで、現時点の工事率はゼロ%かと思えます。また、泉大津阪本線につきましても先刻、入札を行っておりますので、これも着工はしておりませんので、工事率はゼロ%でございます。

○ 9番(直村静二君) 金額は何億円……、というのは、同建業者なので同和事業をやる。しかし、一般の公共事業も参画する権利があるから結構ですが、何社かでやったということでもよろしいですが、問題は、いかほどの仕事量を持つてるか、この社自身の従業員等によってはおぼり過ぎの問題が出てはいかんのですね。

○ 建設部長(逢野一郎君) 金額でございますが、改良事業の分は3億100万円、泉大津阪本線は2.450万円でございます。

○ 議長(藤原要馬君) 他に。

○ 16番(赤阪和見君) 先ほどの説明の中で人口の増加で6教室やるんだ、ということですが今後の見通し、現在の入居状況から光明台校区にあとどのくらいふえるか、現在、どのくらいか。それから、工事の内容ですが、この図面の点線の部分がそうだと承知するんですが、大きい点線は体育館、この既存校舎との生徒増では、工事関係の進行上で生徒の危険度もあると思うが、はっきりした種別ができると思込まれたのと思うが、その点どうですか。

また、来年度の一年生の数も教えていただきたい。

○ 議長(藤原要馬君) 答弁

○ 管理部次長(逢野博之君) 来年度の児童生徒の推計につきましては、現在の建設中の分譲住宅の戸数並びに今後の宅地分譲の状態を充分加味いたしまして推計いたしますと、大体16学級549名という推計で建ててるものでございます。現在の施設については、普通教室12教室、特別教室4教室でして、普通教室に4教室の不足が生ずるわけでございます。

将来の人口推計を見る中で今回、建築工法上からもあわせて普通教室6教室、特別教室2教室を建築しようとするものでございます。

この2教室は来年度の当面は遊休になりますが、さらに、増築の必要が生ずるものでございます。

それから、もう1点の図面の中の点線の部分でございますが、これはこの学校の将来設計を立てたものでございまして、将来、ここに体育館を建設しようとするものでございます。全体計画を一応参考資料として添付させていただきました。

- 議長（藤原要馬君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号を原案どおり可決いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 日程第13「工事請負契約締結について」（和泉市立南池田第一保育園改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第44号

工事請負契約締結について

和泉市立南池田第一保育園改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和56年10月15日提出

和泉市長 池田忠雄

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 和泉市立南池田第一保育園改築工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 池田忠雄 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 9,800,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎 |
| 6. 工期 | 自 昭和 年 月 日（議決の日）
至 昭和57年 3月31日 |
| 7. 契約保証金 | 4,900,000円 |

8. 保 証 人 和泉市府中町二丁目3番25号
株式会社 藪内工務店 和泉営業所
所長 北川貴朗

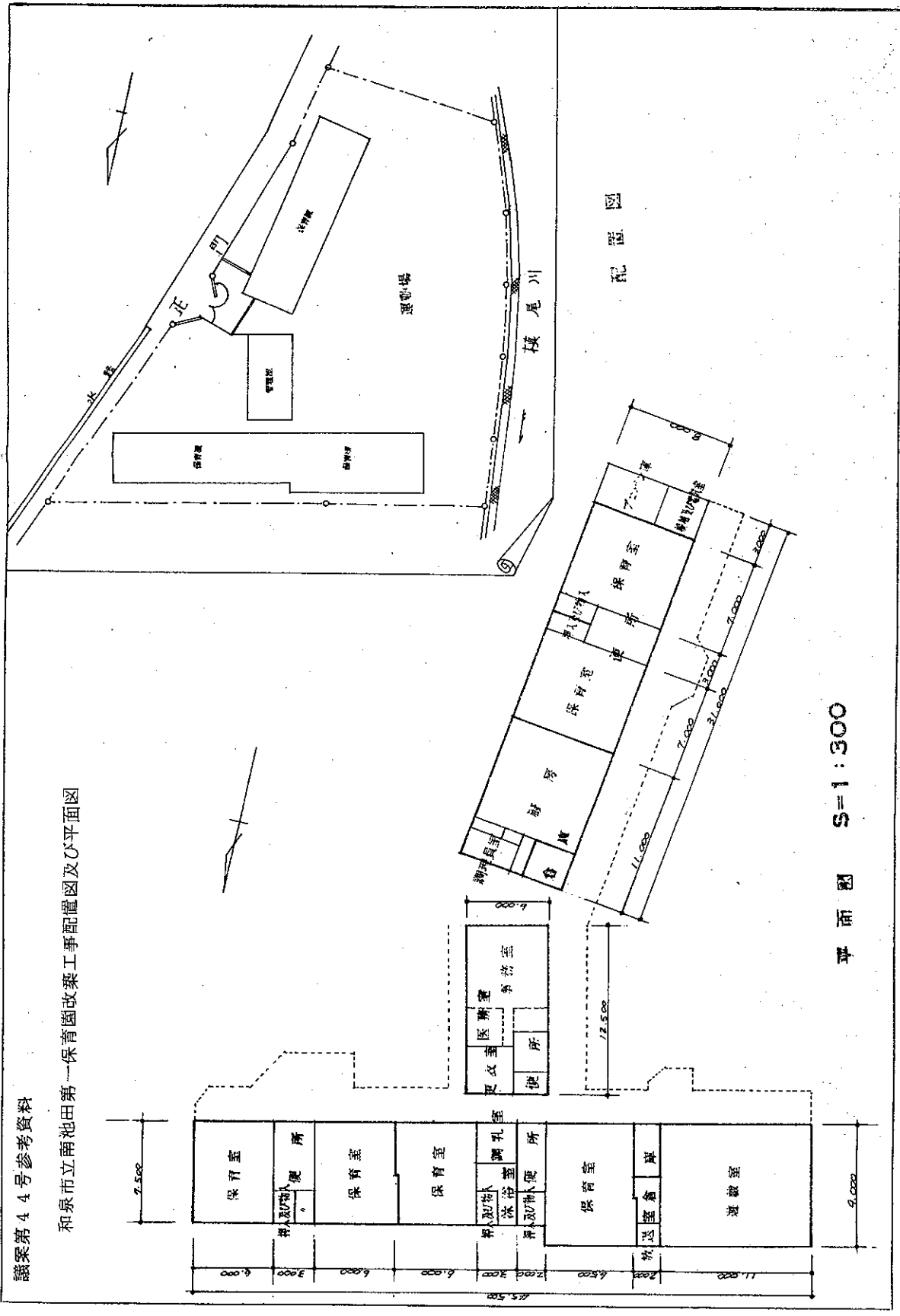
議案第44号参考資料

和泉市立南池田第一保育園改築工事概要

1. 工 事 概 要 和泉市浦田町1414-1
2. 敷 地 面 積 2,716㎡
3. 工 事 種 別 改 築
4. 構 造 及 び 規 模 鉄筋コンクリート造平家建。床面積693㎡
保育室6, 遊戯室。調理室。事務室(職員室)。便所。
調乳室。沐浴室。プロパン庫。その他。

議案第44号参考資料

和泉市立雨池田第一保育園改築工事配置図及び平面図



平面図 S=1:300

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程をいただきました議案第44号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

かねてから懸案の老朽化した和泉市立南池田第一保育園改築について、その認定を得ましたので、今回、新しい場所で建てかえ事業を実施しようとするものでございます。工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額9,800万円で、契約の相手方は、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社、代表取締役奥田喜八郎と契約しようとするものでございます。工期につきましては御議決を得ました日から昭和57年3月31日までといたしたく存じます。

工事場所は和泉市浦田町1414-1、敷地面積2,716㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリート造平家建、床面積693㎡、保育室6室等でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第44号は原案どおり可決決定いたしました。

○

- 議長（藤原要馬君） ここでお諮りいたします。ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、日程第14「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第45号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和56年10月15日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

議案第45号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2. 3 略

（任期）

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔Ⅱ〕 退任者

成 田 秀 益

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をされました議案第45号「監査委員の選任について」提案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきまして2名でございます。議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成いたしております。今回、議会議員の役員改選に際しまして、

監査委員1名を選任するに当たりまして、横田憲治郎議員さんを選任いたしたくお願い申し上げます次第でございます。

横田憲治郎議員さんは御承知のとおり、昭和51年に副議長、昭和54年に市議会議長を務めていただき、人格識見ともに兼ね備えた方でございまして、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しておりますものでございます。どうか横田憲治郎議員さんを監査委員として選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

なおまた、成田秀益前監査委員さんには御就任以来適正なる監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。提案理由の御説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第45号を原案どおり同意することに決しました。

○

- 議長（藤原要馬君） ただいま同意せられました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（横田憲治郎君） お許しを得まして一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、私の監査委員の選任同意をいただきまして、まことにありがとうございます。もとより浅学非才でございますが、職責全うのため一生懸命努力したい決意をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○

- 議長（藤原要馬君） どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって昭和56年第3回定例会を閉会することに決します。

○

- 議長（藤原要馬君） この際、市長のあいさつを願います。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月29日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多忙の折にもかかわらず、長期間にわたりまして慎重御審議をいただきまして、御決、御承認を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、水道事業会計並びに病院事業会計の昭和55年度決算認定につきましては、決算特別委員会に御審議を願うことになりました。委員の皆様方には御苦労と存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

本議会を通じ皆様方より御指摘いただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援、御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会におきまして、任期満了により御退任をせられました貝淵議長さん、田中包治副議長さんには、御就任以来、円滑なる議会運営を通じ市政進展のために御尽瘁をいただき、御大任を全うせられました。この間におけるお二人の並々な御尽力と御心労に対しまして衷心より感謝と御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

なお、後任の議長さんには藤原要馬議員さん、副議長さんには仁井明議員さんが、先刻、皆様方の御推挙により御就任せられました。まことにめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

また、監査委員さんには横田憲治郎さんが、先ほど皆様方の御同意により御就任せられました。今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待申し上げる次第でございます。よろしくお願いを申し上げます。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんについても改選せられましたがそれぞれ所管される事項につきましていろいろ御審議を賜り、御苦労をおかけすることと存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに、長期間にわたり御審議を煩わし、御議決をいただきましたことに対し、重ねて厚く御礼を申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつといたします。どうも本当にありがとうございました。

○
(議長あいさつ)

○ 議長(藤原要馬君) 私より一言、御礼を申し上げます。

去る9月29日開会せられましてより本日までの長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして一般質問並びに諸議案、なおまた、役員選挙等々の慎重審議を賜り、本日、こ

に全日程を終了でき得ましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

なお、先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御支援をいただき御推挙を賜りましたことは、私にとって身に余る光榮に存じます。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。今後とも議会運営に格段の御支援、御協力をくださいますようお願いを申し上げまして、閉会のあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後4時30分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会新議長

同 新副議長

同 旧議長

同 旧副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part outlines the specific procedures and protocols that must be followed when conducting financial transactions. This includes details on how to properly document each transaction, the required approvals, and the timelines for reporting.

3. The third part addresses the role of the finance department in monitoring and controlling the organization's budget. It describes how the department should regularly review financial performance against the budget and take corrective actions as needed.

Appendix A

Table 1

Table 2

Table 3

Table 4

Table 5

Table 6